

二松學舎大学 点検・評価報告書

二松學舎大学

目 次

序 章	1
本 章	
I 大学・学部における主要点検・評価項目	
1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標	
・大学	3
・文学部	5
・国際政治経済学部	6
2 教育研究組織	8
3 学士課程の教育内容・方法等	
【文学部】	
(1) 教育課程等	
・学部・学科等の教育課程	14
・カリキュラムにおける高・大の接続	23
・履修科目の区分	25
・開設授業科目における専・兼比率等	26
(2) 教育方法等	
・教育効果の測定	26
・厳格な成績評価の仕組み	28
・履修指導	30
【国際政治経済学部】	
(1) 教育課程等	
・学部・学科等の教育課程	32
・カリキュラムにおける高・大の接続	38
・履修科目の区分	39
・開設授業科目における専・兼比率等	40
(2) 教育方法等	
・教育効果の測定	41
・厳格な成績評価の仕組み	43
・履修指導	45

【両学部共通】

(1) 教育課程等

- ・教育課程等 4 6
- ・インターンシップ、ボランティア 5 3
- ・授業形態と単位の関係 5 3
- ・単位互換、単位認定等 5 5
- ・開設授業科目における専・兼比率等 5 8
- ・社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮 5 9
- ・生涯学習への対応 6 0

(2) 教育方法等

- ・教育改善への組織的な取り組み 6 1
- ・授業形態と授業方法の関係 6 4
- ・国内外における教育研究交流 6 6

4 学生の受け入れ

【文学部】

- ・学生募集方法、入学者選抜方法 7 2
- ・入学者受け入れ方針等 7 4
- ・入学者選抜の仕組み 7 6
- ・入学者選抜方法の検証 7 7
- ・アドミッションズ・オフィス入試 7 8
- ・入学者選抜における高・大の連携 8 0
- ・外国人留学生の受け入れ 8 3
- ・定員管理 8 4

【国際政治経済学部】

- ・学生募集方法、入学者選抜方法 8 6
- ・入学者受け入れ方針等 8 8
- ・入学者選抜の仕組み 8 9
- ・入学者選抜方法の検証 9 1
- ・アドミッションズ・オフィス入試 9 2
- ・入学者選抜における高・大の連携 9 3
- ・外国人留学生の受け入れ 9 5
- ・定員管理 9 7

【両学部共通】

- ・科目等履修生・聴講生等 9 8
- ・編入学者・退学者 1 0 0

5	教員組織	
	【文学部】	
	・教員組織	105
	【国際政治経済学部】	
	・教員組織	109
	【両学部共通】	
	・教育研究支援職員	112
	・教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	113
	・教育研究活動の評価	116
6	研究活動と研究環境	
	(1) 研究活動	
	・研究活動	118
	・教育研究組織単位間の研究上の連携	124
	(2) 研究環境	
	・経常的な研究条件の整備	125
	・競争的な研究環境創出のための措置	129
	・研究上の成果の公表、発信・受信等	133
7	施設・設備等	
	・施設・設備等の整備	136
	・キャンパス・アメニティ等	138
	・利用上の配慮	139
	・組織・管理体制	140
8	図書館および図書・電子媒体等	
	・図書、図書館の整備	142
	・学術情報へのアクセス	148
9	社会貢献	
	・社会への貢献	149
	・企業等との連携	154
10	学生生活	
	・学生への経済的支援	155
	・生活相談等	157

・就職指導	163
・課外活動	166
1.1 管理運営	
・教授会	169
・学長、学部長の権限と選任手続	172
・意思決定	174
・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関	175
・教学組織と学校法人理事会との関係	176
1.2 財務	
・教育研究と財政	178
・外部資金等	182
・予算の配分と執行	183
・財務監査	184
・私立大学財政の財務比率	185
1.3 事務組織	
・事務組織と教学組織との関係	189
・事務組織の役割	191
・事務組織の機能強化のための取り組み	197
・事務組織と学校法人理事会との関係	198
1.4 自己点検・評価	
・自己点検・評価	199
・大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	202
1.5 情報公開・説明責任	
・財政公開	209
・自己点検・評価	210

II 大学院における主要点検・評価項目

1 大学院研究科の使命および目的・教育目標

- ・文学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 1
- ・国際政治経済学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 2

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【文学研究科】

(1) 教育課程等

- ・大学院研究科の教育課程・・・・・・・・・・・・ 2 1 4
- ・社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮・・・・・・・・ 2 1 7
- ・研究指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 8

(2) 教育方法等

- ・教育効果の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 9
- ・教育・研究指導の改善・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 9

(3) 国内外における教育・研究交流

(大学・学部 3 学士課程の教育内容・方法等 (3) 国内外に
おける教育研究交流 に記述)

(4) 学位授与・課程修了の認定

- ・学位授与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 0

【国際政治経済学研究科】

(1) 教育課程等

- ・大学院研究科の教育課程・・・・・・・・・・・・ 2 2 3
- ・社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮・・・・・・・・ 2 2 7
- ・研究指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 9

(2) 教育方法等

- ・教育効果の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 1
- ・教育・研究指導の改善・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 2

(4) 学位授与・課程修了の認定

- ・学位授与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 4

【両研究科共通】

(1) 教育課程等・

- ・単位互換、単位認定・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 5
- ・生涯学習への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 6

(2) 教育方法等

- ・成績評価法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 7

(4) 学位授与・課程修了の認定	
・課程修了の認定	238
3 学生の受け入れ	
【文学研究科】	
・学生募集方法、入学者選抜方法	239
・社会人の受け入れ	242
・外国人留学生の受け入れ	242
・定員管理	243
【国際政治経済学研究科】	
・学生募集方法、入学者選抜方法	244
・社会人の受け入れ	245
・外国人留学生の受け入れ	246
・定員管理	247
【両研究科共通】	
・学内推薦制度	248
・門戸開放	248
・飛び入学	250
・科目等履修生、研究生等	250
4 教員組織	
【文学研究科】	
・教員組織	253
・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	255
【国際政治経済学研究科】	
・教員組織	255
・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	257
【両研究科共通】	
・研究支援職員	257
・教育・研究活動の評価	258
・大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	258
5 研究活動と研究環境	259
6 施設・設備等	260

7	社会貢献	262
8	学生生活への配慮	
	・学生への経済的支援	263
	・学生の研究活動への支援	265
	・学生相談等	267
	・就職指導等	269
9	管理運営	270
10	事務組織	272
11	自己点検・評価	273
12	情報公開・説明責任	275
終章		276

序 章

相互評価（第三者評価）を受けるにあたって

学長 今西 幹一

本学は、平成9年に大学基準協会に維持会員として加盟を認められたが、その申請に際して、本学としては初めての本格的な自己点検・評価の体制を整え、本学の建学の精神、学部・研究科の理念、また本学の教育研究の諸体制、諸部局・部署の現状を分析し、改善、改革すべき課題を洗い出した。それを『二松学舎大学の現状と課題』として公刊するとともに、加盟申請のための『点検・評価報告書』を取りまとめ、平成8年8月に大学基準協会に提出した。それに基づいて大学基準協会からは、勧告、助言等問題点の的確、有益な指摘を受け、その指摘に沿った改革、改善を図ってきた。本学における自己点検・評価が、初めて第三者による点検、評価を受けたことになる。そして、本学においては、その後も点検・評価を怠らず実施してきている。毎年度データ類の整理蓄積を図り、『二松学舎大学年報』として公表し、また3年毎に点検課題に沿った『現状と課題』を発行、公表を続けて来ている。

他方で、本学は大学基準協会の維持会員として、第三者評価としての「相互評価」を、加盟後10年以内に受けることとしていた。そうした折、学校教育法の改正により、平成16年4月から、国公立の大学のすべてが、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けることを義務づけられた。これによってそれまでは第三者評価が、一部大学が自発的に、あるいは「努力義務」として受けていたものが、務めて高度な教育研究の水準の維持向上を法的に求められることとなったのである。本学においては、大学基準協会による「相互評価」を受ける方針であったので、認証評価機関による評価を併せて大学基準協会に申請することとしたのは自然の道筋であったと覚える。

本学では、この度の「相互評価」に備え、平成16年度に学長を委員長とする相互評価実施委員会を組織した。相互評価実施委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、学務局長、事務局長、及び両学部・両研究科から教授各1人、さらに学校法人から教学担当常任理事を加え構成した。点検・評価作業は、既存の自己点検・評価組織の各実施専門委員会が担当し、さらに研究科・学部等の部局、研究所・センター等の機関、各事務組織の部署等の確認を経て、相互評価実施委員会小委員会（委員長は副学長）が『点検・評価報告書』の取りまとめに当たった。小委員会は、副学長、学務局長、事務局長、及び研究科・学部選出の委員で構成され、さらに第一、第二の部会に分けて、報告書作成に至る過程で厳しい点検を行った。

自己点検・評価に当たっては、当事者である大学自らが、改革・向上の意欲と、大学の教育・研究の現在と未来について高度な見識と展望を有していなければならない。本学は、本報告書に記載しているように、明治10年の漢学塾二松学舎の創設以来、一貫して東洋の学芸を教授研究し、優れた人材を世に送り出してきた。この間、漢学塾は専門学校、大学へと発展を遂げ、現在では、大学院に2つの研究科、2つの学部を擁し、建学の理念の発揚に努

めているところである。本学は、平成 16 年度に文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」で採択された。このことは、本学が進める教育研究活動が評価されるとともに、真価が問われることとなった。又果たすべき使命を自他共に再確認したところであり、今後とも建学の理念に則り、「東洋の精神による人格の陶冶を旨とする」教育方針に基づき、教育研究はもとより、生涯教育など社会貢献の分野でも大学の使命を果たしていく。その意味でも、今回の相互評価に当たっては、虚心かつ坦懐に現状を確認し、長所も問題点も包み隠さず洗い出すため、誠心誠意取り組んできた。さらに、せっかく第三者からの点検・評価を受け、改善点等の指摘を受けてもその後の改革、改善に繋がらなくてはいけない。本学は、第三者からの勧告、助言を俟つまでもなく改革、改善を推進していくが、また第三者による的確、厳正な評価を受けて、本学の更なる改革、改善をはかる体制・態勢を整えていく所存である。

本学は、平成 19 年 10 月に創立 130 周年を迎える。この度の第三者評価を新たな一里塚として、今回の評価・点検によって改めて確認した方針、方向性に従い、更なる歩みを続けていく決意である。

I 大学・学部における主要点検・評価項目

1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

(理念・目的等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【大 学】

[現状の説明]

明治10(1877)年10月10日、漢学塾二松学舎は中洲三島毅(以下「中洲」という。)の邸内(今日の九段校舎)を発祥の地として誕生した。「二松学舎」の命名は、中洲自邸の二本の松に因んだものと伝えられている。

創立者中洲が二松学舎を創設するにいたった建学の精神は、漢学を教授することによって、「己ヲ修メ人ヲ治メ一世ニ有用ナル人物ヲ養成スルニ在リ」(「二松学舎規則」教旨)である。中洲は山田方谷をはじめ齋藤拙堂、佐藤一斎らについて学び、朱子学、陽明学に亘る学問的形成を遂げた。明治10年、明治新政府の文教政策と社会の風潮を憂えた中洲が、「育英」のために漢学を教授しようとして二松学舎を創設した。草創期に漢学を学ぼうとする者達の中に、中江兆民・犬養毅・塩原金之助(後の夏目漱石)などがいた。

昭和3(1928)年、二松学舎専門学校となり、国語漢文を中心とした、国語科中等教員の養成を主目的とした。二松学舎専門学校学則に「漢文学及国文学ニ関スル専門教育ヲ施シ東洋固有ノ道德ニ基キ人格ヲ陶冶シ併セテ中等教員ヲ養成スルヲ目的トスル」とある。爾来、多数の国語・漢文教員を世に送り出した。

戦後の昭和24(1949)年、二松学舎専門学校から大学に移行するにあたり、建学の理念が再確認され、国文学科・中国文学科の2学科から成る二松学舎大学文学部として発展再生した。教育内容も中国学から東洋学へと当然備わるべき豊かさを加えつつ、教育水準の質的飛躍を遂げてきた。昭和41(1966)年に開設された大学院文学研究科は、文学部2学科を基礎にして国文学及び中国学の2専攻を置いて、東洋学を中心とする斯学の研究教育を推進し、多くの有能な研究者を学界・教育界に送り出してきた。

平成3(1991)年、国際政治経済学部を開設し、文学部と併せ、2学部体制になった。この国際政治経済学部が開設されるに及んで、その授ける学問の内容は一段と広がった。中洲がかつて備中松山藩の藩政に参画し、理財の才を発揮して藩財政の再建に寄与したこと、維新後、司法省に出仕し、法曹界において活躍したこと、等々を考え合わせると、国際政治経済学部の創設は自然の道筋であったといえよう。さらに、平成13(2001)年に大学院国際政治経済学研究科を設置した。

国際政治経済学部開設にあたり、建学の理念・目的を再確認し、学則の改正を行った。学

則第1条で「東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学校教育法に基づき、広く一般の基礎教養に関する学術と、更に深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるとともに、世界文化の進展に寄与し、国家社会に貢献する国際性豊かな有為の人物を養成すること」と明示している。

これを受けて教育目標は、文学部においては、文学、文化、語学に精通し、国語、漢文学を修め、教育界、産業界などあらゆる分野で活躍できる人材の育成である。国際政治経済学部においては、語学の運用能力を涵養し、国際政治・経済、法律の応用的実践的な専門知識を修得し、世界の諸地域で活躍できる人材の育成である。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学の歴史は、漢学塾の時代、専門学校時代の時代、大学・文学部のみの時代、大学・文学部及び国際政治経済学部2学部の時代（現在）に区分されよう。

そして、その時代時代に建学の理念を確認してきた。漢学塾の時代にあつては、西欧文化の社会風潮の中、漢学の重要性を説き、漢学による人材育成をした。

専門学校の時代、大学・文学部のみの時代には、本学の教育と研究の質的水準の高さから「国漢の二松学舎」と評価され、各界に優秀な人材を多数輩出してきた。とりわけ、学界、教育界には多くの有能な人材を送り出し、その伝統は今日まで引き継がれている。現在、中等、初等教育界では、多数の卒業生が活躍していることは評価されてよい。

平成3年に国際政治経済学部を開設し、2学部体制にした。学則も「さらに深く東洋の学芸を享受研究し・・・」（昭和24年）から、「東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、(中略)世界文化の進展に寄与し、国家社会に貢献する国際性豊かな有為の人物を養成すること」に改正した。本学は、平成8年度に大学基準協会維持会員の加盟判定を申請した。その『点検・評価報告書』の中で、「国際政治経済学部は、国際社会に貢献する人材の育成において建学の理念をどう反映させていくか、また文学部、国際政治経済学部という学問領域を異にする両学部を、同一理念のもとに、大学としてどのように統合発展させていくか」という課題を提起している。この課題を解決する方策の一つとして平成16年度のカリキュラムの改定において、両学部共通の「東アジアの文化と社会専攻」を設けたことは評価できる。

また、大学院文学研究科の教育研究活動は着実な成果を挙げ、平成16年度には文部科学省21世紀COEプログラムに「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」が採択されたことは特筆に価する。このことは、本学の理念に基づく教育研究が高く評価され、卒業生はもとより関係者に大きな自信を与え、同時に、社会の関心を引いた。さらに、平成13年度に開設した大学院国際政治経済学研究科は、九段校舎の竣工を機に平成16年4月に大学院サテライト「東アジア経済・ビジネスプログラム」を開講した。これも大学の理念の拡大と発揚とに大きく関わるものと評価できる。

なお、平成16年4月にはこれまでの研究所を発展的に改組し、「東アジア学術総合研究所」とした。大学院両研究科の教育研究のみならず、両学部の教育研究の水準を高めるとともにその補完をももくろんでいる。

さらに、大学の理念・目的は教育研究活動をとおり、また様々な媒体（手段）をとおして

周知を図っている。例えば、新聞・広報誌の発行があげられるが、『二松学舎新聞』には、大学・両附属高等学校の記事を掲載し、法人・大学関係者及び高等学校関係者等に配布している。平成15年から発行を始めた広報誌『學』は、対象を学内だけにとどまらず、広く学外へも配布し、その周知を図っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学は、平成19年10月に創立130周年を迎える。これを機に、本学の東洋の精神文化を基礎にした人間教育を重視する建学の理念の発揚と徹底につとめる。

【文学部】

【現状の説明】

文学部の理念は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、広く一般教養に関する学術とさらに深く国文学と中国文学に関する専門の学芸を身につけ、知的、道徳的及び応用的能力を備えた、国際性豊かな有為の人材を育成することにある。

二松学舎は、専門学校時代より「国漢の二松学舎」と称され、国語、漢文学を身につけた優れた教員を養成してきた。文学部は、この伝統を今日に引き継ぎ、教育界をはじめ産業界など、社会のあらゆる分野で活躍する優れた人材を育成することを目的としている。

これら理念・目的を達成するため、国文学・中国文学・語学・文化等の素養を身につけさせ、さらに日本文化、東洋文化の本質を身につけた、異文化に対する深い理解を備えた真の国際人を育成することを教育目標とする。

以上、文学部では教育目標を具現化するため、国文学科、中国文学科のカリキュラムの充実を図るとともに、学生のニーズや社会の多様化に対応するため、両学科、両学部にまたがる2専攻を加えて10専攻を設置し、より細やかな教育研究を展開している。

【点検・評価】 【長所と問題点】

- (1) 昭和3年発足の二松学舎専門学校以来、「国漢の二松学舎」といわれる教員養成の伝統を堅持し、文学部となってからも教育界に多数の有為な人材を輩出していることは評価されてよい。
- (2) 文学部の理念・目的・教育目標と、それに伴う人材育成を図るため3専攻から10専攻とし、社会や学生の多様化・個性化に対応したきめ細かなカリキュラム編成をしている点は評価できる。
- (3) 様々な方法や手段を用いて、学内外に文学部の理念・目的・教育目標の周知を図っているが、その効果は十分でない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- (1) 学部創設以来の教員養成の使命を達成するため、教員養成のカリキュラムを特化するなど、創意工夫をする。
- (2) 学部の理念・目的・教育目標を学内外に周知するため、ホームページや広報誌の充実を図り、効果的な広報活動を展開する。

【国際政治経済学部】

〔現状の説明〕

1980年代に経済のグローバル化が本格的に始まり、国際化が大学教育の大きな潮流となった。大学に対しては豊かな国際性を身に付けた人材の育成が求められるようになった。そうした社会の要請に応え、二松学舎大学は、東洋の精神による人格の陶冶と世界文化の進展及び国家社会に寄与する国際性豊かな有為の人材の養成という大学の理念（大学学則第1章（目的））に基づき、平成3（1991）年に国際政治経済学部を創設した。

現代の国際政治経済事象は政治と経済が複雑多岐に絡み合って生起し、その実態を把握するためには多角的視点から捉えなければならない。この点を踏まえ、本学部は、大学の理念に基づき、国際的、学際的視野に立って国際政治経済を学問的に考究し、かつ国際政治経済に関する豊富な実践的知識を修得した国際社会に貢献する有為な人材を養成することを理念・目的に据えている。

この理念・目的を実現するため、本学部は、政治学と経済学の伝統的な枠を超えて、政治・経済・法律・文化などの各分野の専門家である本学部教員が協力して国際政治経済事象を教育研究する融合学部としての体制をとってきた。

以来、本学部は、教育目標として、

- ①国際政治経済の応用実践的な専門知識を修得する。
- ②外国語（特に、英語）運用能力を涵養する。
- ③東アジア諸地域に関する政治経済の実態を把握し、またその文化に対する理解を深める。
- ④海外の大学及び外国人留学生との交流を深め、国際性の素地を培う。

を掲げている。これらの目標を達成するため、これまで数次にわたりカリキュラムの改革を行い、近年では平成16年度に実施した。そのカリキュラムの特徴としては、①文学部との連携による両学部共通の専攻である「東アジアの文化と社会専攻」の設置、②国際政治経済・法律に関する専門科目の充実、③初年次教育の充実、などが挙げられる。

本学部の理念・目的及び教育目標は、大学説明会、大学案内『Vision』、大学ホームページ、履修要項、入試要項などを通じて学内外に周知を図っている。

平成16年4月から、九段校舎の竣工を機に、本学部は1・2年次の教育研究の拠点を柏校舎に置き、3・4年次の教育研究の拠点を九段校舎に移した。これに当たり、柏校舎では、教養と専門性を含む教育課程に基づき基礎力を涵養し、九段校舎では、応用実践科目を中心とするカリキュラムにより応用実践力を養成することに重点を置く教育研究体制の確立を目指してきた。今後も、教育研究体制の一層の整備充実を図り、理念・目的の達成に向けて努力していく。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

- (1) 本学部の教育理念・目的及び教育目標とそれに伴う人材育成等の目的は、学校教育法第52条、大学設置基準第19条の趣旨に基づき編成されたカリキュラムを通じて実践されており、適切である。

- (2) 本学部はこれまでカリキュラムの改革に対して以下のような取り組みを行ってきた。カリキュラムは、学部開設当初は、政治・経済の専門的基本科目を基礎にして、政治・経済・経営・法律の専門的応用科目を配置した伝統的な構成に加え、世界の諸地域の政治・経済・文化に関する地域研究科目群を配置した体系であった。しかし、平成13年度の大学院国際政治経済学研究科の設置を契機に、本学部の地域研究の主な対象を東アジア諸地域に置き、それに対応した教員組織をめざした人事を行った。その後、平成16年度にカリキュラムの改定を行った。今後は、本学部の理念・目的のさらなる実現に向けて、カリキュラムの効果を定期的に検証し、改定を弾力的に実施していかなければならない。
- (3) 本学部の研究の中心は、教員個人に委ねられているが、融合学部として発展していくためには多分野を横断する共同研究プロジェクトを活発に展開していく必要がある。この点からの学部の教育研究体制の検討が必要である。
- (4) 教育目標及び人材養成の目的については、[現状の説明]で示したように、具体的に明示されており、その点は評価できる。しかし、教育目標の到達水準については設定されていないので、それを達成するための具体的な方策の検討を含め改善する必要がある。
- (5) 「東アジアの文化と社会専攻」の設置は、本学部が東アジア諸地域の政治経済・社会文化を教育研究の基軸としていることを学内外に周知するのに役立っている。大学・学部の理念・目的及び教育目標の周知については、学内外に対して種々の媒体・機会を利用して行っているが、十分に浸透しているとはいえない。
- (6) 本学部は、外国人留学生の受け入れを積極的に行っており、それは本学部の理念である国際性豊かな人材の育成に役立っている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 学部改革の作業等を行っている学部改革委員会を中心となり、カリキュラムの効果を定期的に検証し、カリキュラムの改定を弾力的に行い、本学部の理念・目的・それに伴う人材養成の目的のさらなる実現を目指す。
- (2) 多分野を横断する共同研究プロジェクトを活発に展開し、その成果を学部・大学院の教育研究に反映させることにより、融合学部としてのさらなる発展を目指す。
- (3) 文学部との共同研究プロジェクトを実施するなどして教育研究の連携を図り、その成果を基礎にして「東アジアの文化と社会専攻」の充実を図っていく。

2 教育研究組織

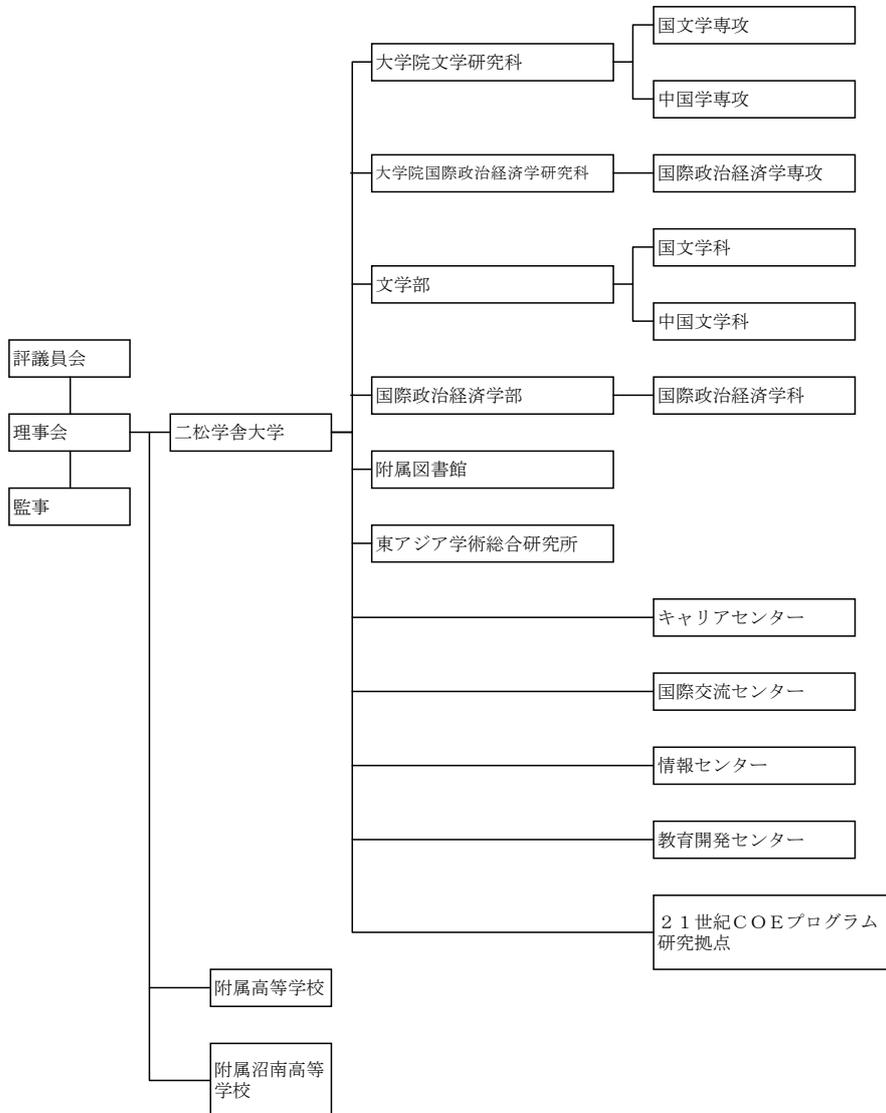
目標

- (1) 建学の精神（理念）を具現化する教育研究組織をめざす。
- (2) 教育研究効果を高めるため、各教育研究組織の機能及び連携の強化を図る。
- (3) 多様な社会のニーズに応えうるさらなる教育研究組織の構築をめざす。

A群 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

[現状の説明]

本学における教育研究上の組織は、次のとおりである。



文学部は、国文学科、中国文学科からなる。昭和24年、旧制の二松学舎専門学校が大学に移行し、二松学舎大学文学部として設置された。

国際政治経済学部は、平成 3 年 4 月に開設された。国際政治経済学科 1 学科である。

大学院は、いずれも学部の基礎の上に置かれており、文学研究科と国際政治経済学研究科からなる。文学研究科は、昭和 41 年 4 月に設置され、国文学専攻、中国学専攻とも博士課程を置いている。国際政治経済学研究科は、平成 13 年 4 月に国際政治経済学専攻の修士課程として設置された。

研究機関として附属図書館のほか、東アジア学術総合研究所を設置している。

さらにキャリアセンター、国際交流センター、情報センター、教育開発センターの 4 つのセンターを設置している。

(1) 教育研究上の基本組織の規模・内容等について

これを各学部、各学科、及び大学院各研究科専攻別に入学定員、収容定員、在籍学生総数で示すと、次のとおりである。

①入学定員数

文学部国文学科 260 人、中国文学科 140 人、計 400 人。国際政治経済学部 200 人。両学部合計 600 人である。

大学院文学研究科博士前期課程は、国文学専攻 16 人、中国学専攻 16 人、計 32 人。後期課程は、国文学専攻 5 人、中国学専攻 5 人、計 10 人。前・後期合計 42 人である。国際政治経済学研究科は、修士課程 10 人である。

②収容定員数

文学部国文学科 1,040 人、中国文学科 560 人、計 1,600 人。国際政治経済学部 800 人。両学部合計 2,400 人である。

大学院文学研究科博士前期課程は、国文学専攻 32 人、中国学専攻 32 人、計 64 人。後期課程は国文学専攻 15 人、中国学専攻 15 人、計 30 人。前・後期合計 94 人である。国際政治経済学研究科は 20 人。両研究科合計 114 人である。

③在籍学生数

文学部国文学科 1,271 人、中国文学科 790 人、計 2,061 人。国際政治経済学部 1,026 人。

大学院文学研究科博士前期課程国文学専攻 29 人、中国学専攻 18 人、計 47 人。博士後期課程国文学専攻 15 人、中国学専攻 16 人、計 31 人。前・後期合計 78 人。国際政治経済学研究科修士課程 26 人である。

(2) 教員組織について

本学では平成 3 年度から大学院文学研究科に専任教員を配置し、1 部局として扱っている。さらに平成 14 年 10 月から研究所にも専任教員を配置することとなった。学部、研究科、研究所ごとの平成 17 年度の専任教員数は次のようになっている。

文学部は、専任教員 37 人、国際政治経済学部 34 人、文学研究科 6 人、東アジア学術総合研究所 2 人、合計 79 人である。

(3) 本学の教育研究施設について

九段校舎と柏校舎の 2 ヲ所に分かれる。九段校舎は、東京都千代田区三番町 6-16 に

あり、文学部、国際政治経済学部の3・4年次及び大学院文学研究科の学生が、柏校舎は千葉県柏市大井字中荻2,590にあり、文学部、国際政治経済学部の1・2年次及び大学院国際政治経済学研究科の学生が所属する。

なお、九段校舎には附属図書館、東アジア学術総合研究所、キャリアセンター及び教育開発センターが、柏校舎には附属図書館、情報センター及び国際交流センターが設置されている。

(4) 研究所、センター等の組織の規模、内容、教員組織等について

東アジア学術総合研究所は、平成16年度に、従来の東洋学研究所、陽明学研究所、国際漢字文献資料センターを発展統合して設置したものである。日本・中国・韓国・国際政治経済・陽明学・漢字文献資料の6つの研究部からなり、「東洋学の確立」という本学の建学の理念を体し、東アジアに重点をおいた研究所として、両学部、両研究科と密接な関係にある。研究所には、国際政治経済学部専任教員の所長1人(兼任)、研究所専任教員2人、事務職員2人(内、兼任の事務室長1人)が配置されている。

キャリアセンターには、国際政治経済学部専任教員のセンター長1人、特命教授1人、専任の事務職員5人を配置している。学生の職業観の醸成教育、学生の進路・就職活動支援、求人企業の開拓・確保、学生への企業紹介を主な業務としている。

国際交流センターには、文学部専任教員のセンター長1人、事務職員3人(内、兼任の事務室長1人)を配置している。海外協定校との留学生交換、短期語学研修の実施、外国人留学生の指導等を行っている。

情報センターには、国際政治経済学部専任教員のセンター長1人、事務職員3人を配置している。学内の情報化推進のための諸業務を担当している。

教育開発センターには、文学部専任教員のセンター長1人、事務職員2人(内、兼任の事務室長1)を配置している。教育実践に関する総合的な調査・研究、研修等を行い、その成果を学内の教育機能充実に役立たせるために設置され、本学出身の現職教員(小・中・高等学校教員)の教育実践支援と、本学教員の授業改善等FD活動推進を主業務としている。

(5) 教育研究上の基本組織と大学院との関連性について

文学研究科は、文学部を母体として設置されている。国文学科、中国文学科の学部課程を経て研究者を目指す学生を受入れる組織として、また中・高等学校における専修免許状取得のための教育機関として、さらに研究科専任教員が学部の授業を担当し、また学部教員が研究科の授業を担当するなど、文学部と密接不可分の関係にある。

しかし、研究科の専任教員(各専攻3人計6人)を、従来国立大学定年退職者等主に外部から迎えるか、文学部からの移籍に委ねられてきたことから、在職期間も短く、学部の教育研究・運営との連携、長期展望に立った施策の立案とその継続性に不十分などころがあった。

国際政治経済学研究科は、国際政治経済学部を母体として設置されており、学部教育の基礎の上に実社会の多様な方面で活躍しうる高度な専門的・実践的能力を備えた職業

人の養成を主目的としている。研究科の授業科目担当教員は、兼任教員を除いてすべて学部所属教員であり、学部と密接な関係にある。

(6) 21世紀 COE プログラム研究拠点について

平成 16 年度、文部科学省が募集した 21 世紀 COE プログラム「革新的な学術分野」に「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」が採択された。

本プログラムは、文学研究科及び東アジア学術総合研究所が結集して推進する。

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) 基本組織としての学部学科

両学部、両研究科の規模からみて、特に学部の入学者数等がほぼ一定の数値で推移していることは、組織の安定度を量る上から評価してよいだろう。

文学部は、国文学科、中国文学科ともそれぞれの専門分野の専任教員に加え、さらに関連分野の教員をも活用することにより、学生の多様なニーズに対応している。国文学科の中に科目履修上の専攻として国文学専攻、日本語・日本文化専攻、映像・演劇・メディア専攻、比較文学・文化専攻、東アジアの文化と社会専攻の 5 つの専攻を、中国文学科についても、同様に、中国文学専攻、日本漢学専攻、中国語専攻、書道専攻、韓国語専攻、東アジアの文化と社会専攻を置いていることは、入学定員 400 人の学生募集の上でも有効に機能しており、評価できる。

国際政治経済学部は、入学定員が 200 人であるが、文学部同様、国際政治・国際協力専攻、国際経済・ビジネス専攻、法・行政専攻、東アジアの文化と社会専攻の 4 つの専攻を置いている。各専攻共通の必修科目を置くなど履修上の工夫をしているが、学部創設以来の融合学部としての特色をどのようにして発揮していくかが課題である。

なお、両学部にまたがる東アジアの文化と社会専攻を設置し、文学部と国際政治経済学部が有機的に結びついている。

(2) 研究科

文学研究科は、教員人事や研究科委員会の構成など学部との連携をいっそう進める必要がある。

学界の権威を専任教員として招聘し、研究科の教育研究の水準を引き上げることは重要である。一方、学部との連携を考慮し、学部からの移籍者を研究科の構成員にすることを積極的に行うことも必要である。本学の専任教員の定年が新規採用者から 65 歳に改められたことにより、国立大学等の定年退職者の新規任用が難しくなり、学部からの移籍者の研究科専任教員としての在籍期間もいっそう短くなることが予想される。特別招聘教授の制度（70 歳まで任用可能）の活用が考えられるが、研究科の教育研究水準の維持のために、今後学部と連携して教員人事を図り、組織を強化していく必要がある。

研究科委員会は、現在、博士後期課程の演習科目を担当する教員で構成する（委員に欠員がある場合は、特殊研究科目担当者を充てることができる。）こととなっており、両専攻 6 人計 12 人で構成している。研究科の運営を強化するためにも、研究科の授業科目を兼担している文学部所属の専任教員をすべて構成員とするなどの方策が必要で

ある。

文学研究科は、平成7年度から前期課程の入学定員を各専攻5人から16人に、平成9年度から後期課程の入学定員を2人から5人に増員している。さらに両専攻とも昼夜開講を実施している。前期課程においては近年、特に中国学専攻において定員が充足されていない。

国際政治経済学研究科は、平成13年度に修士課程を開設し、既に課程修了者が平成16年度までで27人になる。本研究科に博士課程が設置されていないことから他大学博士課程に進学する者もいる。今後は、博士課程の開設が課題である。さらに、平成16年度から柏校舎での教育研究に併せ、九段校舎でサテライトプログラム「東アジア経済・ビジネスプログラム」を展開しているが、入学定員は10人のままである。入学定員について検討するとともに、学部3・4年次の授業が九段校舎に移っていることも踏まえ、研究科そのものを九段校舎に移し、一本化する必要がある。

(3) 研究所

東アジア学術総合研究所は、昭和44年に設置された東洋学研究所、昭和53年に設置された陽明学研究所、さらに平成15年10月に設置された漢字文献資料センターを統合して設置されたものである。従来の研究所が文学部、文学研究科の教育研究とは密接に関連しつつも、国際政治経済学部、同研究科の教育研究にほとんど機能していないとの問題提起があり、さらに国際政治経済学部を母体とする研究所の設置希望があったことに応え、研究部門として国際政治経済学研究部を設置し、学部、研究科の教育研究に寄与している。

研究所の再編にあわせ、平成16年度に21世紀COEプログラムに「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」が採択されたことは、本学の研究活動、研究所活動が評価されたことと同時に真価が問われることとなる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

(1) 文学部と文学研究科の連携強化について

文学研究科は、研究科の運営並びに学部との連携を強化するため、研究科委員会の構成及び各専攻会議のあり方を見直す。

現在、研究科委員会は、博士後期課程の演習科目を担当する教員（委員に欠員がある場合は、特殊研究科目担当者）で構成しているが、研究科の授業科目を兼担している全ての専任教員を構成員とするとともに、併せて専攻会議の構成も各専攻とも授業科目を兼担している全ての専任教員で組織する。なお、研究科委員会の運営については、博士学位の審査等は、後期課程担当の教員で構成する研究科委員会で行うなど、細目規程の整備を行う。

(2) 国際政治経済学研究科の拠点を九段校舎に移す

国際政治経済学研究科は、平成13年4月に、学部の本拠地である柏校舎に設置された。その後本学九段校舎の改築を契機として、平成16年度から九段校舎で主として社会人を対象とする「東アジア経済・ビジネスプログラム」を夜間に開講し、2年目にあ

たる。学部においても、九段新校舎が竣工した平成 16 年度から 3・4 年次生の授業を九段校舎で開講しており、それに連続するものとしての大学院教育を九段校舎で行うのは、自然な成り行きとして要請されたのである。現在、柏校舎では主として昼間開講、九段校舎が夜間開講となっているが、これを九段校舎での昼夜開講にすることが研究科の特色を発揮する意味で適当である。国際政治経済学研究科改革委員会で検討されているが、早期の実現を目指す。

(3) 国際政治経済学研究科の博士課程設置の検討

国際政治経済学研究科の設置申請において、「将来的には博士課程の設置を視野に入れているが、それは修士課程における教育・研究の実績を積み上げたうえでの将来的課題である。」としている。平成 13 年度に研究科が設置されて以来、順調に課程修了者を出している。さらに平成 16 年度から九段校舎で「東アジア経済・ビジネスプログラム」を展開している。「実社会の多様な方面で活躍しうる高度な専門的・実践的能力を備えた職業人の養成と再教育」という本研究科の目的遂行のための体制が整えられつつある。従って博士課程の設置に向けて実質的な検討を行う。

3 学士課程の教育内容・方法等

目標

- (1) 建学の精神（理念）を具現化した教育課程をめざす。
- (2) 学生の実態に即し、教育効果を高めるための教育内容、教育方法の改善をめざす。
- (3) 時代の要請に応えうる教育内容とともに専門教育の充実を図る。
- (4) 厳格な教育評価のための教育効果測定方法やシステムの構築、及び有効性を検証する方法の開発をめざす。

◎文 学 部

(1) 教育課程等

(学部・学科等の教育課程)

A群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

- ・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

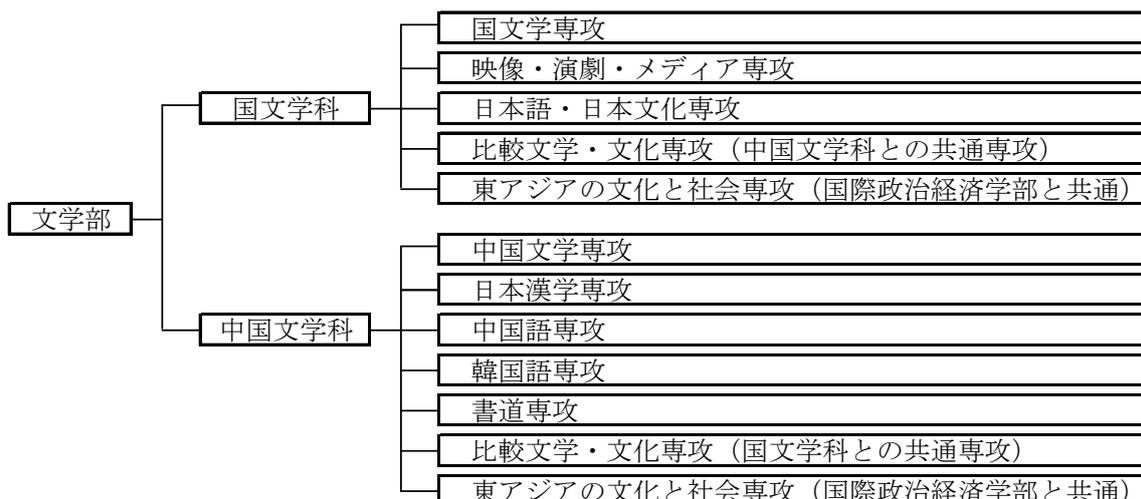
B群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

- ・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

C群・グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

[現状の説明]

文学部は、平成16年度から、カリキュラムを改定し、国文学科、中国文学科の下に、次の10専攻を設置している。



文学部は、国文学科、中国文学科とも、次の科目区分によりカリキュラムを編成している。

国文学科・中国文学科	科目の分類	必要単位	備考
	基礎演習（基礎ゼミナール）	2単位	柏校舎開講
	基礎科目	18単位	柏校舎開講
	専攻科目Ⅰ	20単位	柏校舎開講
	専攻科目Ⅱ	20単位	九段校舎開講
	ゼミナールⅠ・ゼミナールⅡ	8単位	九段校舎開講
	卒業研究	6単位	九段校舎にて履修
	総合科目	12単位	柏校舎開講
	自由選択科目（単位） ※	38単位	
	合計	124単位	

※自由選択科目（単位）は、柏・九段校舎に開講している授業科目のうちから自由に38単位以上を選択する。

各学科の科目区分の内容は、次のとおりである。

国文学科

(1) 基礎演習（基礎ゼミナール）は、1年次、必修である。

平成16年度から開講したもので、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための導入教育として位置づけている。

(2) 基礎科目は、次のようになっている。

国 文 学 科	開 講 科 目	必要単位	
	外国語①外国語②	4 (必修) ※	
	古文演習	2 (必修)	
	文系情報	2	1 2 単 位 以 上 選 択 必 修
	日本文化入門	4	
	表象文化入門	4	
	日本思想史入門	4	
	日本語学概論	4	
	日本文学概論	4	

※外国語①・②は、総合科目に開講された、英語、独語、仏語、露語、中国語、韓国語、及び、比較文学・文化専攻に開講する基礎中国語演習、基礎韓国語演習のうちから選択する。外国人留学生は、日本語を選択できる。

(3) 専攻科目Ⅰ・Ⅱ

専攻科目Ⅰ・Ⅱで開講する授業科目は、国文学科が設置する各専攻の専門教育的授業科目に相当する。専攻科目Ⅰは柏校舎で、専攻科目Ⅱは九段校舎で開講する。構成は、次のようになっている。

専攻科目Ⅰは、各専攻とも、基礎演習講座、史論講座、講義・実践講座からなり、専攻科目Ⅱは、研究講座、特殊研究講座、講義・実践講座からなっている。

専攻科目Ⅰの基礎演習講座は、各専攻の研究を行う上で必要となる基礎的な知識や技能を受講者自身が演習という形で習得するための科目を配置している。史論講座は、各専攻の分野の研究対象を時間軸に沿って歴史的に把握するための科目を配当している。講義・実践講座は、研究法をはじめとして、個別的専門研究に入るための準備段階となる科目を配当している。

専攻科目Ⅱの研究講座は、1年次に築かれた基礎学力を前提として、各分野の研究分野をより理論的、より分析的に学ぶための科目を配当している。特殊研究講座は、各専攻分野それぞれの専門領域に固有の研究手法と成果を学ぶため科目を配当している。講義・実践講座は、各専攻分野について個別により高いレベルの研究を目指すための科目を配当している。作品講読、種々の実践講座、専門性の高い講義と専攻ごとに多様性に富んでいる。

各専攻では次のようになっている。

国文学専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）の「基礎演習講座」に上代・中古・中世・近世・近現代の各時代別の基礎演習科目、及び国文法の計6科目開講している。「史論講座」には、各時代別の文学史6科目を開講している。「講義・実践講座」には、古典及び近現代文学研究法、古典及び近現代文学の講読、短歌、小説作法の科目など10科目開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）の「研究講座」には、上代から近現代文学にわたる作品研究と作家研究の接点にたつ講義、あるいは各時代各分野固有の研究（方法）について学ぶ。7科目開講する。「特殊研究講座」には、物語文学史、和歌・俳諧文学史、近世・近代小説史の科目では、過渡期の文学の流れ、様式（ジャンル）という視点からの文学の流れを学び、固有の作品及び作品ジャンルの研究を行う科目として源氏物語、児童文学の特殊研究科目を置いている。5科目開講。「講義・実践講座」には、11科目開講し、上代から近代までの文学作品を対象に分析・鑑賞する。（平成17年度『履修要項』<1・2年次>20・21頁）

映像・演劇・メディア専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）「基礎演習講座」では、狂言、能楽における基礎的な作法・所作・型及び発声等全般にわたる理論と実践の科目。明治以降の現代演劇の演技理論の科目。文楽・歌舞伎の様式美、語りと台詞の流動性、相互浸食等について学ぶ科目。文学理論と映像の理論を比較し、メディアの特性とそれが生み出す物語性を探る科目など5科目開講する。「史論講座」では、芸能・演劇史①（古典）、②（近代演劇）、映像・メディア史の3科目開講。「講義・実践講座」では、映像・演劇・メディア研究法、古典芸能と日本文学、現代演劇・映像と日本文学、表象文化講義、情報実践（データベース、グラフィック）の計8科目開講する。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）「研究講座」では、映像・メディア学研究①・②、芸能・演劇研究①（能・狂言）・②（現代演劇）・③の5科目、「特殊研究講座」では、戯曲・シナリオ、伝統音楽、舞台芸術などに関する4科目を、「講義・実践講座」では、メディア、能・狂言に関する3科目を開講する。（『履修要項』22・23頁）

日本語・日本文化専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）「基礎演習講座」は、日本語学基礎演習①（古典語の文法）、同②（現代語の文法）、日本文化基礎演習の3科目を開講する。「史論講座」には、日本文化史、日本語教育史、芸能・演劇史①（古典芸能）、同②（現代演劇）の4科目を、「講義・実践講座」では、日本文化研究法や日本語研究法、異文化コミュニケーション、さらに日本語の語彙・音声・音韻・文字表記などに関する10科目を開講する。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）「研究講座」では、日本語史や日本語学史や日中、日韓、日欧米の比較文学・文化に関する5科目を開講する。「特殊研究講座」では、有職故実や民俗学などに関する5科目、「講義・実践講座」では、対照言語学（日英、日中、日韓）などの6科目を開講する。（『履修要項』24・25頁）

比較文学・文化専攻（中国文学科との共通専攻）

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）「基礎演習講座」には、比較文学基礎演習、比較文化基礎演習①②のほか、英語、中国語、韓国語の基礎演習科目を開講しており、

「史論講座」では、中国、韓国、欧米の各文化史の科目を、「講義・実践講座」では、比較文学・文化研究法及び現代中国、現代韓国、現代欧米研究の科目を開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）「研究講座」では日中、日韓、日欧米の比較文学・文化研究の科目及び芸術と文学、民族と文学、歴史と文学の特殊研究、日本文化の特殊研究科目など9科目開講する。「講義・実践講座」では、比較文学、比較文化、比較言語学の講義科目及び日中、日韓、日欧米の比較文学・文化の実践講座を開講する。（『履修要項』26・27頁）

東アジアの文化と社会専攻（国際政治経済学部との共通専攻）

文学部と国際政治経済学部がそれぞれ開講科目を持ち寄り、カリキュラムを編成している。カリキュラムの概要は、両学部共通の項に記載している。

- (4) ゼミナールⅠ・Ⅱは必修である。Ⅰは3年次、Ⅱは4年次に履修する。基本的には専任教員が担当し、3・4年次と同一教員のゼミナールを履修することになっている。
- (5) 卒業研究は、卒業論文、卒業制作等であり必修である。
- (6) 総合科目は、両学部共通の開講科目で、文学部は12単位以上取得することになっている。開講科目の概要は、両学部共通の項に記載している。
- (7) 自由選択科目（単位）は、専攻の履修要件として取得した以外の科目の単位を、ここに計上する。教職に関する科目の一部、他専攻、他学科、他学部、他大学で取得した単位もここに含めることができる。38単位以上取得しなければならない。

中国文学科

- (1) 基礎演習（基礎ゼミナール）は、国文学科と同様に平成16年度から開講したもので、1年次に必修としている。
- (2) 基礎科目は、次のようになっている。

	開 講 科 目	単 位 （履修年次）
中 国 文 学 科	中国語学基礎演習①	2（必修）（1年次）
	中国語学基礎演習②	2（必修）（1年次）
	中国学入門	2（必修）（1年次）
	中国文学史	4（必修）（1年次）
	中国語学基礎演習③	2（必修）（2年次）
	中国語学基礎演習④	2（必修）（2年次）
	中国思想史	4（必修）（2年次）

- (3) 専攻科目Ⅰ・Ⅱ

専攻科目Ⅰ・Ⅱは、中国文学科の各専攻の専門教育的授業科目に相当し、専攻科目Ⅰ

は柏校舎で、専攻科目Ⅱは九段校舎で開講する。構成は、次のようになっている。

専攻科目Ⅰは、各専攻とも、基礎演習・実践講座、講義・講読講座からなり、専攻科目Ⅱは、講読・実践講座、研究講座からなっている。

専攻科目Ⅰの基礎演習・実践講座は、各専攻の研究を行う上での基礎的な知識、諸技術を修得するための科目を配置。講義・講読講座は、それぞれの専攻に関する文学史、文化史などや概論科目、講読科目により専攻の基本事項を修得することを目指す。

専攻科目Ⅱの講読実践講座は、1・2年次で習得した技術・知識を踏まえた上で、より専門的に各分野の知識を深めるための科目群を配している。研究講座では、各専攻の基礎を十分に修得した上で、それぞれの専門分野について個別に学術的レベルの高い研究を目指す。

各専攻では次のようになっている。

中国文学専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）の「基礎演習・実践講座」に中国文学演習①（基礎読解法）、同②（文学）同③（思想）の基礎演習科目を3科目、「講義・講読講座」に中国文学概論、中国思想概論、中国近現代文学史のほか中国文学の講読科目（韻文、散文、近代文学、現代文学）、中国思想の講読科目（儒学、諸子）、中国史学の講読科目（史記）、中国語の中級科目など合計15科目開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）の「講読・実践講座」には、中国文学、中国思想、中国史学の各分野にそれぞれ2科目、中国語学の上級講読科目を6科目、P C中国文学の実技科目など13科目開講する。「研究講座」では、中国文学研究として先秦、漢魏六朝、唐宋の韻文・散文、明清白話、近現代文学など各時代別の文学、中国思想研究として先秦儒学、諸子百家、朱子学、陽明学などの科目、中国語学概論や朝鮮儒学、作詩法などの特殊研究科目を合わせ15科目開講する。（『履修要項』34・35頁）

日本漢学専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）の「基礎演習・実践講座」に中国文学演習①（基礎読解法）、日本漢学演習①（韻文）、同②（散文）の3科目、「講義・講読講座」には、日本漢学概論、日本漢文学史、中国文学概論などの科目、日本漢学講読①（韻文）のほか中国文学の講読科目（韻文、散文）、中国思想の講読科目（儒学、諸子）、中国史学の講読科目（史記）など12科目を開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）の「講読・実践講座」では、中国漢学講読②（散文）、同③のほか中国文学、中国思想の講読科目それぞれ2科目、P C中国文学の実技科目の合計7科目を開講する。「研究講座」では、日本漢学研究の科目のほか中国文学研究として各時代別の文学、中国思想研究として先秦儒学、諸子百家、朱子学、陽明学の科目、朝鮮儒学、作詩法などの特殊研究科目をあわせ15科目開講する。（『履修要項』36・37頁）

中国語専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）の「基礎演習・実践講座」に初級者を対象とした基礎中国語演習①～③、初級の科目を履修済みか同等の学力を有するものを対象とした中国語中級会話①、中国語中級表現①、中国語中級講読①・②の科目を、さらにハイレベルの中級会話②、中級表現②、中級講読③・④の科目を置いている。

「講義・講読講座」には、中国文学概論、中国思想概論、中国近現代文学史、中国文化史などの科目 6 科目開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）の「講読・実践講座」には、中国語の上級講読①～⑧、上級会話①・②、上級表現①・②、さらにビジネス中国語①・②の科目を開講する。「研究講座」では、日中比較文学・文化研究や中国語学概論、言語学概論など 8 科目を開講する。（『履修要項』38・39 頁）

書道専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）の「基礎演習・実践講座」には、書の基本となる楷書、行書、草書、かなの古典を中心に、臨書を通じて表現の能力と理解を深め、鑑賞力を高めるための科目（楷書の古典①・②、行書の古典①・②、草書の古典①、かなの古典①、漢字・かな交じりの書と古典、書道作品制作①・②）を開講している。「講義・講読講座」には、日本書道史、書道概論、中国文化史や、筆・墨・紙・硯についての知識や理解を深める「文房四宝と書美」の科目など 8 科目開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）の「講義・実践講座」では、より幅広い草書（草書の古典②）、かなの古典臨書（かなの古典②）と、隸書・篆書の古典、細字と篆刻の古典によって書の各体を学ぶ。さらに書道作品制作③では、漢字、かな、漢字かな交じり、篆刻・刻字など各分野の書道作品制作を行う。「研究講座」には、中国書道史、書論講読、書道名品鑑賞、碑版法帖概説など 6 科目開講する。（『履修要項』40・41 頁）

韓国語専攻

専攻科目Ⅰ（柏校舎開講）の「基礎演習・実践講座」には、基礎韓国語演習①～③、韓国語中級会話①②、中級表現①②、中級講読①～④の科目を開講している。「講義・講読講座」には、韓国文化史、韓国文学史、韓国社会事情など 7 科目開講している。

専攻科目Ⅱ（九段校舎開講）の「講義・実践講座」では、韓国語の上級会話①②、上級表現①②、上級講読①②、ビジネス韓国語①②を開講する。「研究講座」では、日韓比較文学・文化研究、韓国文学研究、韓国語概論など 7 科目開講する。（『履修要項』42・43 頁）

比較文学・文化専攻は、国文学科との共通専攻である。専攻の概要は、国文学科の項に記載している。

東アジアの文化と社会専攻

国際政治経済学部との共通専攻である。文学部国文学科、中国文学科のいずれの学科の学生も履修できる。カリキュラムの概要は、両学部共通の項に記載している。

- (4) ゼミナールⅠ・Ⅱは必修である。Ⅰは3年次、Ⅱは4年次に履修する。専任教員が担当し、3・4年次と同一教員のゼミナールを履修することになっている。
- (5) 卒業研究は、卒業論文、卒業制作等であり、必修である。
- (6) 総合科目（両学部共通の項に記載）
- (7) 自由選択科目（単位）は、専攻の履修要件として取得した以外の科目の単位を、ここに計上する。教職に関する科目の一部、他専攻、他学科、他学部、他大学で取得した単位もここに含めることができる。38単位以上取得しなければならない。

[点検・評価] [長所と問題点]

- (1) 現行の教育課程は、平成16年度に改定したものである。したがって平成17年度は、1・2年次生が改定後の新教育課程で、3・4年次生が改定前の旧教育課程（平成8年度から導入の教育課程）で履修している。

改定前の旧教育課程（現3・4年次）では、国文学科、中国文学科のもとに国文学専攻、中国文学専攻、比較文学・文化専攻の3つの専攻を置いていた。比較文学・文化専攻は、両学科にまたがる専攻である。

改定後の教育課程で、専攻を国文学科が3専攻、中国文学科が5専攻、両学科共通専攻が1つ、国際政治経済学部との共通専攻が1つの合計10専攻置いていることは、専門領域の深化と教育領域の幅を広げることとなり、学生の多様なニーズに応える意味で時宜にかなった措置といえる。

さらに、本学部国文学科、中国文学科の教育課程は、「東洋の精神による人格の陶冶を旨」とする本学・学部の理念、目的、教育目標に沿って編成されており、学校教育法第52条の大学の目的、大学設置基準第19条の教育課程の編成方針に合致している。

- (2) 学士課程としてのカリキュラムの体系的性

国文学科、中国文学科ともその教育課程は、本学部の理念・目的・教育目標を達成するため、総合科目、基礎演習、基礎科目、専攻科目、ゼミナール、自由選択単位に区分して編成している。その中で教養教育、外国語教育、健康保持に関する教育、さらに専門教育と、学士課程が開設すべき授業科目を体系的に設置している。

- (3) 教育課程における基礎教育の位置づけ

基礎教育科目として、「基礎演習」、「基礎科目」を各学科とも学科の共通科目として開講している。「基礎演習」区分には基礎ゼミナールを、「基礎科目」区分には、国文学科が、古文演習・文系情報の科目や日本文化・表象文化・日本思想史の入門科目などの授業科目を、中国文学科が、中国語基礎演習科目・中国学入門・中国文学史・中国思想史などの授業科目を開講している。さらに専攻科目の中でも基礎演習科目を開講するなど、基礎教育が適切に施されている。（基礎ゼミナールについては、「カリキュラムにお

ける高・大の接続」の項で詳述する。）

(4) 専門教育的授業科目の体系性

専門教育的授業科目は、先ず①学科として共通の基礎科目を必修及び選択必修としていること。さらに②専攻科目を専攻科目Ⅰ（1・2年次での履修）と、専攻科目Ⅱ（3・4年次での履修）に区分していること。③専攻科目Ⅰ・Ⅱの授業科目を基礎演習講座、史論講座、講義・実践講座、研究講座、特殊研究講座、講義・実践講座（以上国文学科）、基礎演習・実践講座、講義・講読講座、講読・実践講座、研究講座（以上中国文学科）に区分し、それぞれに基礎的・基本的な授業科目から専門を深化させる授業科目までを配していること。④科目区分ごとの必要単位数を決めていること。⑤語学関係の授業科目は初級から中級、上級へと履修を工夫していること。⑥3・4年次のゼミナールを経て卒業論文等の卒業研究（必修）に集約させるなど、専門科目は体系的にカリキュラム編成されているといえる。

(5) 外国語科目の編成

外国語科目は、現状の説明で記載のとおり、総合科目に英語、独語、仏語、露語、中国語、韓国語と、留学生用の日本語の授業科目を開講している。さらに中国文学科の中国語専攻、韓国語専攻をはじめとして、両学科共通専攻の比較文学・文化専攻、両学部共通専攻の東アジアの文化と社会専攻にそれぞれ外国語コミュニケーション能力を養成する授業科目を多数開講している。また、専攻所属以外の学生は、履修モデル的な性格を持つ中国語コース、韓国語コースがあり、外国語能力の育成の措置は適切である。

文学部の改定前の履修規程では、外国語科目については、学生の自主性、主体性を重視する観点から、中国文学科の中国語を除いて必修、選択必修の枠は決めていなかった。今回のカリキュラム改定では、両学科とも外国語科目4単位は必ず履修しなければならないこととした。国際化等の進展に対応するためには、適切な措置といえよう。

(6) 卒業要件における専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分

文学部の卒業要件は、124単位である。授業科目区分毎の必要単位数は、「現状の説明」の表のとおりである。基礎演習（基礎ゼミナール）2単位、基礎科目18単位、専攻科目Ⅰ・Ⅱ計40単位（各20単位）、ゼミナールⅠ・Ⅱ計8単位（各4単位）、卒業研究6単位、総合科目12単位、自由科目38単位となっている。自由科目の単位には、専攻の履修要件として取得した以外の科目の単位を計上する場合は、専門教育的授業科目の単位となり、さらに他専攻、他学科、他学部、他大学（単位互換制度のある放送大学で取得した単位など）で取得した単位を計上する場合は、専攻との関連のうえで一般教養的授業科目ともなり専門教育的授業科目、外国語科目の単位ともなる。このように、学生の専攻分野、興味・関心の度合いに応じた履修が可能となっており、さらに、学生の学習意欲、自主性、主体性に基づくとはいえ適切な履修指導を行うことにより、より有効に授業科目が履修されることから、専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目の量的な配分は適切であるといえる。しかし、新カリキュラムの進行にあわせ

学生の履修動向を絶えず点検していく必要がある。

(7) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育

本学部学科の教育目標は、「国文学、中国文学の素養を身につけさせる。日本文化、東洋文化の本質を理解させる。国際社会に貢献できる異文化に対する深い理解をもたせる。」ことに主眼を置いている。特に「異文化に対する深い理解」を重視する専攻として、両学科共通の比較文学・文化専攻、中国文学科に中国文学専攻、中国語専攻、韓国語専攻があり、さらに国際政治経済学部との共通専攻である東アジアの社会と文化専攻を設置している。これらの専攻では、異文化理解の基本となる外国語教育のコミュニケーション能力を涵養する初歩から上級に向けた授業科目や、文化史関係の科目も多く開講されており、総合科目の外国語科目とあいまって適切に機能している。

さらに本学と交流協定を締結している中国・北京大学、オーストラリア・西シドニー大学での夏期語学研修の単位を卒業要件単位に認定するなど、グローバル化時代に対応した教育システムを適切に導入している。

倫理性を培う教育については、両学部共通の総合科目の項で記述する。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

- (1) 現行教育課程は、平成 16 年度に改定されたもので、現在年次進行中である。カリキュラムの実施に当たっては、教室や演習室の広さなど施設設備も考慮し、さらに学生の履修しやすい時間割とするなど、学生の履修状況を見て柔軟に対応する。
- (2) 新カリキュラムでは、両学科とも自由選択科目の単位を 12 単位から 38 単位に増やしている。学生が自主的・主体的に履修科目を選択できるという長所があると同時に、学生の履修が単位取得しやすい科目に集中するという問題点も含んでいる。その解決の一方法として、学生の進路計画にあわせた「履修モデル」を提示するなど、履修指導の徹底を図る。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

A 群 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

〔現状の説明〕

平成 16 年度からの新教育課程では、初年次教育プログラムとして「基礎ゼミナール」を開講している。その内容は、大学はどんなところか、大学での勉学の進め方、本学部で学べる学問研究のオリエンテーションなどである。基礎ゼミナール担当教員は、同時に個々の学生の学生生活相談も担当している。

平成 17 年度は、1 クラスの学生数は国文学科が平均 25 人、中国文学科が 37 人であり、再履修学生のクラスを含め、合計 19 クラス（国文学科 12 クラス、中国文学科 6 クラス、再履修クラス 1）を設けている。それぞれ専任教員が担当し、担当教員はいわばクラス担任としての役割を果たしている。

基礎ゼミナールの運営は各教員に委ねられているが、基本事項として次のような内容を盛り込むことを確認している。

- (1) 教員・学生紹介、履修登録の確認・アドバイス
- (2) 文学部で学ぶ目的や4年間の過ごし方
- (3) 大学の授業の仕組み
- (4) 受講の心構え
- (5) ノートの取り方
- (6) 図書館の利用法
- (7) 口頭発表の方法
- (8) レポートの書き方
- (9) 施設紹介
- (10) 教員の専門分野の紹介
- (11) ゼミナール紹介
- (12) 本学創立者三島中洲について。本学の沿革等

さらに学部学科の専門科目の基礎力を養う科目として、各学科とも「基礎科目」群を配置した。国文学科では基礎科目に「古文演習」を開講し、特に古典の理解力の低下を補い、高等学校までの古文の復習と大学の古典教育の橋渡しをする科目としている。中国文学科基礎科目の「中国学入門」では、専門研究に必要な基礎知識を学ぶ。基本文献、辞書・事典、索引等の具体的書名、検索法などを具体的に示し、実際に活用できる基礎力を養う。さらに、漢字の成り立ち、漢文訓読法についても学ぶ。

[点検・評価] [長所と問題点]

入学者の多様化、入学者の学力低下の傾向のある中で、どのようにして新入生を円滑に大学生活に慣れさせ、そして大学教育に移行させていくかは大きな課題である。本学部で基礎ゼミナールを開講したのも、大学教育への円滑な移行に役立てばとの期待からである。

基礎ゼミナールは、学部共通シラバスに基づいて行われている。共通シラバスは、教務・学生合同委員会で原案を作成し、各学科会議での検討を経て、教授会の承認を得たものである。平成16年度の基礎ゼミナールの授業結果は、各教員からの報告書に基づき教務・学生合同委員会で総括資料としてまとめられ、基礎ゼミナールの反省会や、平成17年度基礎ゼミナール担当者打ち合わせ会に提示された。平成17年度を以って学部の全教員が基礎ゼミナールを経験することとなる。平成18年度には2年間の経験に基づき、基礎ゼミナールの指導内容等について教員間の合意の下に共通シラバスを『授業計画(シラバス)』に掲載し、公表する予定である。

基礎ゼミナールの開講の最大の長所は、大学の授業への出席率の向上への寄与であるが、基礎ゼミナール開講の目的である高校から大学への導入教育と各専攻の基礎学力の養成の2つの要素のバランスをどのようにとっていくかが課題である。

学部学科の基礎学力を養成する科目の設置は、旧カリキュラムでは中国文学科で「漢文入門」の科目を開講していたが、平成16年度からの新カリキュラムで国文学科、中国文学科とも基礎科目の中に位置づけ必修としていることは評価できよう。

いずれにしても新カリキュラムが実施されて2年目であり、今後の更なる点検、工夫が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

基礎ゼミナールの運営について、学部として反省会や打ち合わせを重ねており、その結果を次年度の共通シラバスに反映させるとともに、より効果的な導入教育を目指して研究

会等を開催する。

(履修科目の区分)

B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

[現状の説明]

平成 16 年度から実施の新カリキュラムでは、国文学科、中国文学科の両学科とも開講科目の区分、及び必修・選択の区分は、次のようになっている。

総合科目	・・・・・・・・・・・・・・・・	12 単位選択	
基礎演習 (基礎ゼミナール)	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 単位必修	
基礎科目	国文学科	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 単位必修
			16 単位選択必修
	中国文学科	・・・・・・・・・・・・・・・・	18 単位必修
専攻科目 I	・・・・・・・・・・・・・・・・	20 単位選択必修	
専攻科目 II	・・・・・・・・・・・・・・・・	20 単位選択必修	
ゼミナール I、ゼミナール II	・・・・・・・・・・・・・・・・	8 単位必修	
卒業研究 (卒業論文、卒業制作等)	・・・・・・・・	6 単位必修	
自由選択	・・・・・・・・・・・・・・・・	38 単位選択	

卒業要件 124 単位のうち、必修単位は、国文学科が 18 単位、中国文学科が 34 単位で、それ以外の単位は、選択必修または選択単位となっている。

[点検評価] [長所と問題点]

平成 8 年度から実施した旧カリキュラムでは、国文学科、中国文学科ともゼミナール I・II の 8 単位、卒業論文 6 単位の計 14 単位以外はすべて選択必修あるいは選択単位であったが、カリキュラム改定に当たり学科の基礎科目については必修化の方向を探った。

その結果、中国文学科では基礎科目 18 単位が必修となった。国文学科の基礎科目で必修が 2 単位となっているが、他の基礎科目についても 6 科目のうちから 3 科目 12 単位以上選択必修、外国語科目 4 単位選択必修など工夫をしている。

専攻科目 I・II についても、それぞれの科目群 (国文学科における基礎演習講座、史論講座など、中国文学科における基礎演習・実践講座、講義・講読講座などの科目群) の中で選択必修とし、体系的な履修を確保するとともに、学生の自主性、主体性に期待しながら履修に当たって易に流れないような工夫をしている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

新カリキュラムでは、旧カリキュラムがそのほとんどの科目を選択必修、選択科目に位置づけていたのを変えて、基礎科目については必修化を志向した。今後も、学生の履修動向をたえず確認し、学部学科の教育課程を体系的に履修しているかを点検していく。

(開設授業科目における専・兼比率等)

- B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

[現状の説明]

本学部が開講している平成17年度の授業科目担当教員の専任、兼任の状況は、『大学基礎データ調書』表3のとおりである。専門教育科目について見ると、国文学科では、春・秋 Semesterとも総開講科目 203 コマのうち専任教員が 100 コマ、兼任教員が 103 コマ担当している。専任教員の担当比率は 49.3%であり、兼任教員が 50.7%である。必修科目、選択必修科目の別では、専任教員が必修科目で 61.1%、選択必修科目で 48.1%の担当となっている。

中国文学科では、春 Semesterで総開講科目 155 コマのうち、専任教員が 89 コマ、兼任教員が 66 コマ担当している。専任教員の担当比率は 57.4%、兼任教員は 42.6%である。必修科目、選択必修科目の別では、専任教員が必修科目で 54.6%、選択必修科目で 58.2%の担当となっている。秋 Semesterは、総開講科目数が 154 コマであるが、専任教員、兼任教員の担当比率は春 Semesterとほぼ同じ数値である。

[点検・評価][長所と問題点]

国文学科、中国文学科とも兼任教員の担当する比率が高くなっている。これは、専攻制の導入により、カリキュラムを質量共に充実させた結果である。しかし、両学科とも専門教育に関わる授業科目のうち、主要な授業科目は専任教員が担当するようにし、さらに兼任教員との連携を密にして、学部の教育目標・方針が徹底するよう配慮している。

基礎ゼミナール、ゼミナールは、国文学科、中国文学科とも専任教員が担当することとしているが、国文学科のゼミナールのうち3年次で2コマ（総開講コマ15）、4年次で5コマ（総開講コマ16）を兼任教員に依存している。専任教員の補充と新カリキュラムの年次進行により解消に向かう予定である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教育課程を展開するなかで、兼任教員の占める役割は重要になっている。兼任教員に対し本学部の教育課程編成の趣旨・目的等や担当授業科目設置の趣旨を今まで以上に十分理解してもらうための措置を講ずる。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

- B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性
- ・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
 - ・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
 - ・卒業生の進路状況

C群・教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

- ・教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況
- ・教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況

[現状の説明]

教育効果の測定は、学期末及び年度末に行う定期試験（筆記試験、レポート）や、授業期間中の課題レポート、小テストの実施、さらに書道科目などでは制作した作品を提出させるなどして行っている。

本学部では、4年次の卒業論文（平成16年度からの改定カリキュラムでは「卒業研究」）が必修であり、卒業論文の審査、面接試問をとおして教育効果の把握に努めている。

教育効果や目標達成度についての教員間の合意は、同一科目を複数コマ開講している場合は、担当教員間で事前の話し合いを行っており、またその都度情報を交換するなどして、合意が図られている。しかし、個々の授業科目については、各教員の判断に委ねられたかたちで、学部又は学科として組織的な取り組み、統一的な見解を持つには至っていない。

さらに教育効果を測定する方法として、学生による授業評価アンケートを毎年度実施している。本学における授業評価アンケートは、自己点検・評価の一環として平成12年度に最初のアンケートを実施し、平成15年度からは継続して行っている。アンケート結果は各教員にフィードバックされているが、その活用については教員個々に任されている。

平成16年度の卒業生の進路状況は、次のとおりである（『大学基礎データ調書』表8）。

卒業生 484人 就職 253人（民間企業 219人 官公庁 6人 教員 25人 その他 3人）
進学 35人（本学大学院 12人、他大学大学院 6人、その他専門学校等
17人）
その他 196人

一般企業就職者の業種別内訳は、次のとおりである。

(人/%)

建設	製造	商社・卸売	小売・販売	金融・保険	サービス	情報処理
5(2.3)	9(4.1)	21(9.5)	67(30.1)	18(8.1)	54(24.3)	16(7.2)
不動産	運輸・旅行	広告・印刷	マスコミ	教育関連		合計
3(1.4)	4(1.8)	5(2.3)	4(1.8)	16(7.2)		222 (100)

[点検・評価] [長所と問題点]

教育効果の測定は、成績評価によっている。教育評価や目標達成度及びそれらの測定方法の必要性について、学部教員間の共通認識に至っていないのが実情であり、組織的な取り組みが必要である。

本学では、毎年度『二松学舎大学年報』を発行し、その中に入学者に対する卒業率、進級状況（3年次のゼミナール登録者の割合）、授業科目ごとの受講者数・単位取得率等を掲載している。これらのデータを教育効果の測定方法の指標として活用するなどの検討が必要であ

ろう。

授業評価アンケートについては、その結果を教育改善に結びつけるため、教員に対する授業改善アンケートの実施等を行うなど、組織的な取り組みが必要である。平成 14 年度に学内のFD活動推進を目的として教育開発センターが設置されており、授業評価アンケートの活用等を含め、教育効果の測定のシステム確立を目指す活動が期待される。

就職の状況としては、キャリアセンターによる進路指導に加え、平成 15 年度から単位を付与する正課の授業科目としてキャリア教育①～④を開講したことにより、学生の就職に対する意識が向上し、民間企業への就職内定時期が早くなるとともに、内定数も増加している。さらに、就職先企業においても本学の卒業生は堅実で前向きであると、概ね高い評価を得ている。しかし、本学部が特に力を入れてきた教職への就職者が依然として低迷していることは、憂慮される。近年教員採用人数が多くなってきており、一層の努力が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学部教員の教育効果に対する認識を共有し、成績評価による教育効果の測定以外に、教育効果や目標達成度の測定方法を確立する。

(厳格な成績評価の仕組み)

A群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

- ・成績評価法、成績評価基準の適切性

B群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

- ・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

C群 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

[現状の説明]

文学部履修規程では、学生が1年間で履修登録できる単位数を52単位と規定している。ただし教職に関する科目（司書教諭の資格取得のための単位を含む）は、52単位以外に登録することができる。

履修登録の上限を52単位としているのは、学習意欲のある学生への対応と、さらに、学生が何らかの事情により前年度までの修得単位が一般の学生より少ない場合でも当該年度に52単位まで履修を許可することにより、3年次からのゼミナール（九段校舎開講）の登録、又は4年次の卒業研究（卒業論文等の題目届）登録の条件を充たすことができるようにするための配慮からである。

平成 16 年度の文学部学生の年間平均取得科目数、単位数は、次のとおりとなっている。

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
国文学科	16.32	40.28	15.41	40.09	11.42	39.01	7.22	29.53
中国文学科	16.04	37.71	15.02	39.01	10.56	34.67	8.08	31.48
文学部平均	16.21	39.30	15.27	39.70	11.09	37.39	7.65	30.51

(注) 科目数、単位数には、教職課程等の単位を含む。

授業科目の単位認定は、試験によることとなっており、試験は、 Semesterごと、又は年度末に行い、試験に合格したものに所定の単位を与えている。試験は、授業への出席回数が3分の2以上でないと受験できないことになっている。卒業論文等の卒業研究については、その学修の成果を評価し単位認定している。

試験の内容は、定期試験期間中に行われる試験、平常の授業時間に行う試験、レポート試験等があり、各教員は、評価方法を、『授業計画（シラバス）』に記載している。

成績の評価は、S（90点以上）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の評語を用いて表わし、Dは不合格である。なお、上記以外にX（出席不足による無効）、Y（試験の不正行為による無効）、Z（他大学等の単位認定）の標語がある。

定期試験期間中の試験については、毎年度の試験実施状況をまとめ、『二松学舎大学年報』に掲載している。

試験の結果、成績に疑義や質問のある受講生は、所定の書式により担当教員に回答を求められることができるようにしている。

成績評価方法、評価基準は、各教員に委ねられている。

厳格な成績評価を行う仕組み、例えばGPA等の制度は導入していない。

本学部では、進級制は採っていない。しかし、3年次のゼミナール登録（必修。九段校舎開講）、4年次の卒業研究登録（必修。卒業論文等の題目届）の条件を次のように定め、学生の質の確保に努めている。

ゼミナール登録要件・・・2年次までに柏校舎開講の授業科目のうちから、卒業要件単位を40単位以上取得していなければならない。

卒業研究登録要件・・・3年次までにゼミナールIを含め、卒業要件単位を72単位以上取得していなければならない。

さらに、4年次の卒業研究（卒業論文、卒業制作等）の審査に合格することが卒業の要件となっており、審査は、卒業論文等の審査と面接試問によって行っている。

学生の学習意欲を刺激する仕組みは、以前、成績優秀者の授業料を免除する特待生制度を設けていたが、現在は導入していない。

[点検・評価] [長所と問題点]

履修科目登録の上限については、平成8年度から実施している旧教育課程の時から52単位としており、平成16年度からの新教育課程でも変更していない。

平成 16 年度の年次別の単位修得状況（平均）を見る限り、大きく偏った形にはなっていないといえる。

本学では履修登録のうえで講義科目、演習科目、ゼミナール等で 1 クラスの定員を定めており、定員を超えた科目については抽選を行っている。特定の科目に登録が集中しないようにするため、1 回目（登録の機会を年度によって 2～3 回行っている。）の登録では、平成 16 年度までは 10 科目、平成 17 年度からは 40 単位までという制限していることも有効に機能しているものと思われる。

登録の上限が 52 単位となっていることはほぼ妥当な単位数と思われる。

成績評価の方法、評価基準は、各教員に委ねられているが、毎年度各授業科目の単位取得率を『二松学舎大学年報』に掲載しており、各教員は、自分の担当授業科目との比較等ができるようになってきている。『二松学舎大学年報』に掲載の単位取得率は、履修登録者数と単位取得者から割り出した数値となっており、年度途中の履修辞退者は除かれていないので必ずしも正確な数値とはいえないが、それでも授業科目（授業科目担当教員）によっては、極端に単位取得率の低い科目もある。

厳格な成績評価を行う仕組みとしての GPA 制度の導入については、平成 16 年度に問題提起があり、平成 17 年度に入ってから具体的な検討を進めている。早期に導入することが必要である。

各年次及び卒業時の学生の質を検証するための方途としては、現在のところ 3 年次のゼミナール登録、4 年次の卒業研究登録時に学生の単位取得状況をチェックするシステムがあるが、4 年次までは単位取得が少なくても進級するため 4 年次での留年者が多くなっている状況に鑑み、明確な形での進級制度導入を検討する必要はないか。

学生の学習意欲を刺激するための仕組みとしては、成績優秀者の 3 年次卒業や、大学院の授業科目の履修許可制度などが考えられる。GPA 制度の導入とあわせ検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

厳格な成績評価の仕組みとしての GPA 制度の早期導入を図る。

(履修指導)

A 群 学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

C 群・学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

・科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

[現状の説明]

学生に対する履修指導は、教員と教学課・柏教学課職員が連携して行っている。

教員の履修指導は、1 年次生には基礎ゼミ担当教員が、2 年次生には前年度の基礎ゼミ担

当教員が、3・4年次生にはゼミナール担当教員が行っている。さらに、教務委員が履修登録時に学生の相談に応じている。

教学課・柏教学課職員は、主として履修登録の方法、卒業要件や科目区分ごとの必要単位数などについて指導している。

学生には、新年度開始直前の3月に『履修要項』『授業計画(シラバス)』を送付している。学生はこれを基に新年度の履修計画をたて、さらに履修ガイダンスに出席して履修登録を行う。履修登録は、平成17年度から学内LANを利用したWeb登録によっている。

学生は2回登録ができ1回目は、登録の上限を40単位としている。1回目の履修登録で定員を上回った科目は、抽選を行っている。抽選に漏れた科目の代替科目や追加科目の登録は2回目の登録で行っている。

平成16年度から、オフィスアワーの制度を導入し、学生の授業科目履修や教育研究、学生生活上の相談等に応じている。専任教員は、柏校舎(1・2年次生対応)、九段校舎(3・4年次生対応)それぞれに指定の時間(各校舎とも週1時間)を設けて学生の相談等に応じている。学生には、掲示によって教員の指定時間を周知している。学生の利用状況については、調査結果が出ておらず不明である。

本学部においては進級制度を採用していないため、留年者は4年次にのみ在籍する。平成17年度4年次在籍者543人のうち留年者は、86人である(『大学基礎データ調書』表14)。これら留年者の状況をみると、概ね次のように区分できる。

- (1) 3年次で履修すべきゼミナールを履修する資格が得られなかった学生
- (2) 卒業論文提出資格が得られなかった学生
- (3) 上記(1)(2)の資格は得られたものの、卒業判定で単位不足のため卒業できなかった学生

留年者に対する指導は、教務委員会、学生委員会が連携をとり、年度当初に履修指導を含めた指導を行っている。さらにゼミナール担当の教員が適宜当該学生の指導にあたっている。しかし該当する学生、特に上記(1)の学生のうちには大学からの指導の呼びかけにも出校せず指導が行き届かない学生もいる。

なお、4年次在籍学生で卒業単位が不足(卒業論文不合格者を除く)の場合、2科目までは再試験を実施して、単位充足の機会を与えている。また、年度途中で単位が充足した学生のために、春semester末(9月30日)卒業の制度を設けている。

学習支援(アカデミックガイダンス)を恒常的に行うアドバイザー制度は、導入していない。

科目等履修生に対する教育指導は、本学の正規の課程に在籍する学生と同じである。なお、科目等履修生の出願時にシラバスを提示し、授業内容等を把握した上で出願できるようにしている。

[点検・評価] [長所と問題点]

学生に対する履修指導は、教員と教学課・柏教学課職員が連携をとって行っており、特に問題はない。しかし、2年次生に対する教員の指導は、1年次の基礎ゼミ担当教員が行うこ

ととなっているが、十分には機能していない。さらに、履修登録は抽選制度を採っているため、抽選にもれた学生の不満があり、その対応に苦慮することがある。

抽選制度については、その趣旨、抽選の方法、授業科目の定員等を学生に説明しているが、実際に抽選で漏れた学生を十分に納得させるところとなっていない。

さらに、学生は『授業計画（シラバス）』に基づき履修登録をすることとなるが、授業に1回も出席しないうちに登録をしなければならないので、実際の授業と学生が想定した授業との間に落差が生じ、履修取り消しや出席不良の原因にもなっているため、履修登録方法の工夫が必要である。

オフィスアワーについては、3・4年次の学生はゼミナールが必修となっており、授業時間以外にも研究室を訪問し、質問等相談する習慣がついているので、オフィスアワーも有効に機能している。しかし、柏校舎の1・2年次生については、オフィスアワーの制度が十分に周知されていないので機能していない。

留年者に対する教育上の指導は、4年次になってからの指導では遅いので、1年次から、出席不良、成績不振学生の指導として取り組んでいるが妙案はない。根気強く、全学をあげて対応していく。少数の単位不足で留年する学生については、授業料等学納金の減額措置等が検討されてよい。

学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度については、その概念自体が学部所属教員の共通認識となっていない。退学、休学する学生が多いことや、留年する学生の指導のためにも、今後十分検討する必要がある。

科目等履修生については、生涯教育の一環として、受入れ方法や教育上の配慮、例えば受講料の減額措置などについて検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

1・2年次生に対して、シラバスに記載などして、オフィスアワーの制度の徹底を図るとともに、2年次生の履修指導体制の確立が必要である。

履修指導を含めた学生指導について、教員、特に学生委員、教務委員が日常的にどのような学生とかわるか、学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度の研究とあわせ検討する必要がある。

◎国際政治経済学部

(1) 教育課程等

(学部・学科等の教育課程)

A群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

- ・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性
 - ・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
 - ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
 - ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
 - ・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- C群・グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

[現状の説明]

平成16年度の両学部によるカリキュラムの改革にあたっては、それまでの政治専攻、経済専攻、法律専攻における研究領域に国際協力、国際ビジネス、行政に関する研究領域を加えて、「国際政治・国際協力専攻」、「国際経済・ビジネス専攻」、「法・行政専攻」とした。さらに文学部と国際政治経済学部の学生がともに履修可能な学部横断的な専攻としての「東アジアの文化と社会専攻」を設置した。「東アジアの文化と社会専攻」は、国際ビジネスに関する専門的知識とそれに不可欠な情報リテラシー及び中国語・韓国語のコミュニケーション能力、日本・中国・韓国の文化に対する理解を基礎にして東アジアの政治経済の諸情勢を研究する専攻である。

本学部の教育課程は、2校舎（柏校舎と九段校舎）に分かれて実施している。柏校舎での教育課程は主として1・2年次生対象であり、「総合科目」（両学部共通）、「基礎科目」、「専門教養」、「専門英語」、「専攻基礎」、「専攻応用」、「自由科目」に分かれている。また九段校舎の教育課程は3・4年次生対象であり、「専門英語」、「専攻発展」、「専攻応用」、「自由科目」に分かれている。この他に、両学部共通の「教職課程」（柏校舎と九段校舎）と「情報・メディアコース」（柏校舎）がある。

科目区分	卒業のための最低必要単位	開講校舎
総合科目	英語指定科目群から 2 科目 4 単位（「スピーキング・アクティビティー」「アクティブ・リーディング」）を含め 18 単位	柏校舎
基礎科目	8 科目 24 単位（必修）	柏校舎
専門教養	2 科目 8 単位（選択必修）	柏校舎
専門英語	2 科目 8 単位（必修）	柏・九段校舎
専攻基礎	2 年次に所属する専攻に配当された科目群から 8 単位（選択必修）	柏校舎
専攻発展	3・4 年次に所属する専攻に配当された科目群（ゼミ①②を含む）から 20 単位（選択必修）	九段校舎
専攻応用	3・4 年次に所属する専攻に配当された科目群から 12 単位（選択必修）	九段校舎
自由科目	12 単位	柏・九段校舎
卒業単位	126 単位	

各科目区分の概要は次のとおりである。

総合科目

カリキュラムは、両学部共通である。カリキュラムの概要は、両学部共通の項に記載する。

基礎科目

専攻に所属するにあたっては、政治・経済・法律の基礎を一通り学修しておく必要があることから、政治学・経済学・法学（以上 1 年次配当）によって得た専門知識を融合させる触媒の役割を果たすべきものとして国際関係入門を 2 年次に置いている。さらに、情報リテラシーの入門科目（2 科目）と基礎ゼミを 1 年次に置いている。基礎ゼミは「基礎科目」に置かれている。1 クラス 10 人程度の編成である。全クラスを専任教員が担当し、大学での学習の仕方（図書館での資料検索の方法、講義ノートの取り方、レポートの書き方など）について学ぶ科目である。また、大

学で何をどのようにして学ぶか、大学生活をどのように送るかなどについて、学生が担当教員とのクラス活動を通じて学ぶことを目的とした科目である。

専門教養

専門として社会科学を学ぶための基礎知識を修得する科目群であり、「総合科目」と「専攻科目」の橋渡しの役割を担う科目群である。Ⅰ群とⅡ群からなる。Ⅰ群では、東アジア及びヨーロッパ諸国の社会事情関係科目、社会哲学、社会の発展と科学などの科目を開講している。Ⅱ群では、日本・東洋・西洋の歴史、宗教、地理・地誌学、社会学、心理学、哲学・倫理学などの概論科目を開講している。

専攻科目

2年次では「専攻基礎」と「専攻応用」の科目群が、3・4年次では「専攻発展」と「専攻応用」の科目群が配置されている。この科目群（「専攻科目」）には、政治・経済・ビジネス・法律に関する専門科目、中国語・韓国語の関係科目が配置されている。

ゼミナールは「専攻発展」に配置されており、学生は各自の関心に応じて自由に選択できる。3・4年次に同じ教員のもとでさまざまな角度から体系的に研究指導を受ける。

専門英語

トピック・トーフル（2年次必修）とネット&ビジネスイングリッシュ（3年次必修）からなる。トピック・トーフルは、就職・留学の際に英語力の指標となる試験に対応する科目であり、一方、ネット&ビジネスイングリッシュは、英文によるメールの書き方、インターネット上の政治・経済・文化に関する英文記事の読解など、インターネットを利用したビジネスイングリッシュの学習である。

自由科目

卒業に必要な総単位数 126 単位のうち 12 単位を全開講科目の中から学生の関心に応じて自由に選択することが認められている。

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) カリキュラムは「現状の説明」で記載のとおり、「総合科目」、「基礎科目」、「専門教養」、「専攻科目」で構成しており、学校教育法第 52 条及び大学設置基準第 19 条の趣旨に適合している。

(2) 学士課程としてのカリキュラムの体系性

カリキュラムは、「総合科目」、「基礎科目」、「専門教養」が土台になり、その上に「専攻基礎・専攻応用」があり、さらにその上に「専攻応用・専攻発展」がある。1年次には、政治・経済・法律の基本的な内容とそれを深く理解するための教養を学ぶ。2年次には、所属する専攻の「専攻基礎」と「専攻応用」の中から科目選択を行う。さらに、3・4年次には、所属する専攻の「専攻発展」と「専攻応用」の中から科目選択を行う。どの専攻に所属しても他専攻の科目も履修可能である。

以上のように教育課程は、学部・学科の理念・目的や教育目標を踏まえて編成されており、学士課程としてのカリキュラムの体系的性が保たれている。

(3) 教育課程における基礎教育の位置づけ

教育課程における基礎教育は、専門科目の入門としての性格をもつ「基礎科目」と「専門教養」において教授しており、カリキュラムに適切に位置づけられている。

(4) 専門教育的授業科目の体系的性

政治・経済・法律に係る専門科目は、「基礎科目」、「専攻基礎・専攻応用」（柏校舎）、「専攻発展・専攻応用」（九段校舎）に配置している。「基礎科目」では政治学、経済学、法学、国際関係論入門などの入門的な専門科目を開講し、1年次配当である。「専攻基礎・専攻応用」は2年次から履修可能である。「基礎科目」と「専攻基礎・専攻応用」の専門科目が難しいという学生が円滑に専門科目の学習に進むことができるように「専門教養」を開講している。

3・4年次から履修可能な「専攻発展・専攻応用」（九段校舎）の専門科目は「専攻基礎・専攻応用」（柏校舎）よりも専門性と応用性の高い科目群である。したがって、学生は、「基礎科目」、「専攻基礎・専攻応用」、「専攻発展・専攻応用」の専門科目群の履修により、基本的な専門知識を幅広く学習し、さらには応用力を身につけることができる。以上のように専門教育科目は体系的に編成されている。

(5) 外国語科目の編成

本学部は外国語（特に英語）コミュニケーション能力の強化を教育目標の一つに掲げている。外国語科目（専門英語を除く）は「総合科目」の「言語とコミュニケーション」に配置している。英語科目については、英語コミュニケーション科目（28科目、各2単位）を配置し、そのうち17科目を指定英語科目とし、2科目4単位の取得を2年次から3年次への進級要件の一つにしている。さらに、2年次には専門英語「トピック・トータル」（4単位）を、3年次には「ネット&ビジネスイングリッシュ」（4単位）を必修としている。また、海外協定校（オーストラリアの大学1校）での夏期休暇を利用した語学研修は「短期海外語学研修①」（2単位）として認定している。

以上の措置は、英語コミュニケーション能力の強化を図るという本学部の教育目標を実現するためのものである。

さらに、「独語①②③」「仏語①②③」「露語①②③」「中国語①②③」「韓国語①②③」が配置されており、自由に選択可能である。これは、外国語コミュニケーション能力の強化と世界諸地域の政治経済の実態の把握という教育目標に対応する措置である。

(6) 卒業要件における専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分

卒業要件単位数は126単位である。一般教養的授業科目としての総合科目は、18単位（指定英語科目4単位を含む。）、外国語科目（英語）は、総合科目の4単位と専門英語8単位の計12単位が必修である。政治・経済・法律に係る専門科目は、基礎科目24単位と専攻科目56単位の合計80単位となっている。総合科目と基礎科目の橋渡しと

しての専門教養科目が8単位、さらに自由科目が12単位となっており、専門教育的授業科目、一般教育的授業科目、外国語科目等の量的配分は、適切であるといえる。

(7) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育

本学部では、世界の諸地域の特性、異文化を理解し、外国語（特に英語）のコミュニケーション能力を身に付けることを教育目的としている。これに基づき、「総合科目」には、英語、独語、仏語、露語、中国語、韓国語の授業科目を開講している。英語については、「スピーキング・アクティビティー」「アクティブ・リーディング」は、1年次におけるクラス指定の必修科目としている。TOEIC と TOEFL の試験のスコアを上げることをねらいとして、2年次と3年次に専門英語を開講している。

さらに、主として大学院進学希望者を対象とした政治・経済・法律に関する英書を読むことを主眼とする「外国書研究」を開講している。

中国とオーストラリアの協定校での中国語と英語の夏期休暇に実施される語学研修は、「総合科目」の「言語とコミュニケーション」の「短期海外語学研修①②」に配置されている。また、中国とオーストラリアの協定校への派遣留学（1年間）についても、留学先で取得した単位を学部の単位に読み替える措置をとっている。

「基礎科目」では、韓国、中国、ロシア、ドイツ、フランスに関する社会事情関係科目を開講している。これらの科目は、各国の政治・経済・言語・宗教・文化等についての基本知識の修得と理解を深めることをねらいとしている。

以上のように、グローバル化時代に対応させた教育、外国語のコミュニケーション能力を涵養するための教育体制が整備されている。倫理性を培う教育については、両学部共通の項に記載する。

- (8) 本学部の教育課程は、上述のように、学部の理念・目的、教育目標を具現化するために編成されている。しかし、本大学の建学理念との係わりにおいて、特に学則に規定された「東洋の精神による人格の陶冶を旨とする」を、どのように教育課程の中で位置づけていくかが課題である。学部創設時には、総合科目の中に「東洋倫理」の科目を開講し、必修としていた。平成8年度のカリキュラム改定において、学部創設時に本学部の特色として開講していた「日本語表現法」の科目とともに「東洋倫理」の科目が廃止され、現在に至っている。建学の理念は、学士課程の全教育活動をとおして発揚されるべきものであるが、教育課程のなかで授業科目として履修させるなどの検討が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- (1) 各専攻の「専攻基礎」と「専攻発展」において核となる基本科目を明示し、「専攻応用」における科目には講義内容の難易度を示す番号をつけ、さらに、科目間の関連性を学生に示す。
- (2) キャリア選択を視野に入れた各専攻の履修モデルを学生に提示し、学生が政治・経済・法律及び文化について系統的な科目選択ができるようにする。
- (3) 「東洋の精神による人格の陶冶」を旨とする大学建学の理念との関係において、建学

の理念を発揚するための授業科目を学生に履修させるなど、教育課程の中に位置づけるための検討を行う。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

A群 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

[現状の説明]

現行のカリキュラムでは、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために、学生を支援するための科目(「基礎科目」、「専門教養」)を配置し、大学生として学ぶための基礎技術を身に付けてから、教養及び専門に関する知識・技能等の修得、そして研究へと着実に進めていけるように配慮をしている。

基礎ゼミ(平成13年度から開講)は専任教員が担当し、1クラス10人程度の編成になっている。基礎ゼミは基礎ゼミⅠ(春期)と基礎ゼミⅡ(秋期)に分かれている。担当教員は半期ごとに替わることになっている。授業内容は、大学はどんなところか、大学での勉学の進め方、本学部で学べる学問研究のオリエンテーションなどについてである。さらに、基礎ゼミは学生が教員とコミュニケーションをはかる機会であり、大学生活初期の精神的な拠り所にもなっている。

同じく1年次生を対象とする「専門教養」も導入教育としての役割を担っている。「専門教養」は、社会科学を専門として学ぶための基礎知識の修得をねらいとした科目群であり、社会と企業、社会の発展と科学、社会哲学等の科目、韓国・中国・ドイツ・フランス・ロシア・日本などの社会事情関係科目、日本史・東洋史・西洋史などの概論科目が配置されている。

「基礎科目」に含まれる政治学と法学は、各々2クラスに分け、経済学は3クラスに分けている。とくに経済学については、半期ごとに担当教員が替わることになっている。これは基礎ゼミの場合と同様、学生が1年次にできるだけ多くの教員と接し、2年次での「専攻科目」や3年次でのゼミナールについて学生が自分にとって適切な選択ができるようにするためである。

[点検・評価][長所と問題点]

基礎ゼミは少人数編成の基礎教育として、また大学で学ぶための技術指導という点からみて一定の成果を上げているといえる。たとえば、3年次からのゼミナールを選択する場合、1年次での基礎ゼミの担当教員のゼミナールを選択する学生が少なくないが、これは、基礎ゼミが、学生と教員とのコミュニケーションをはかる場として役立っていることを示している。

平成17年度から基礎ゼミⅠ・Ⅱのシラバスを公表しているが、基礎ゼミⅠと基礎ゼミⅡの位置づけが明確に分かる内容のシラバスになっていないので、その点の改善が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

基礎ゼミⅠと基礎ゼミⅡの位置づけを学部全体で明確にし、統一されたシラバスを作成し、それを学生に公表する。

(履修科目の区分)

B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

[現状の説明]

卒業要件単位は126単位であり、その内訳は本学部の教育目標を反映して次のとおりとしている。必修単位は「総合科目」の英語2科目4単位、「基礎科目」8科目24単位、「専門英語」2科目8単位で合計36単位である。

科目区分 (開講校舎)	卒業のための最低必要単位	
総合科目 (柏校舎)	英語指定科目群から2科目4単位(「スピーキング・アクティビティー」「アクティブ・リーディング」)を含め18単位	
基礎科目 (柏校舎)	8科目24単位(必修)	
専門教養 (柏校舎)	2科目8単位(選択必修)	
専門英語 (柏・九段校舎)	2科目8単位(必修)	
専攻基礎 (柏校舎)	2年次に所属する専攻に配当された科目群から8単位(選択必修)	56単位以上
専攻発展 (九段校舎)	3・4年次に所属する専攻に配当された科目群(ゼミナール①②を含む)から20単位(選択必修)	
専攻応用 (九段校舎)	3・4年次に所属する専攻に配当された科目群から12単位(選択必修)	
自由科目 (柏・九段校舎)	12単位(選択)	
卒業単位	126単位	

[点検・評価][長所と問題点]

平成16年度のカリキュラム改定において、学生の選択の自由を尊重し、必修科目を減らし選択科目を増やした。ただし、旧カリキュラムにおいては「基礎科目」に含まれていた経済学、政治学、法学を必修にした。これは政治・経済・法律に関する専門の基礎をしっかりと学修させるためである。現行カリキュラムでは、1・2年次においては必修科目が比較的多く、3・4年次に進むに従い、選択科目が多くなるようになっている。これにより、学生は、学修の初期段階では必修科目によって導かれ、学修が進むにつれて各自の学修進度と関心に応じて科目選択ができるようになっており、その点は評価できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

カリキュラム編成における必修・選択の量的配分は適切であり、方策は特にない。

(開設授業科目における専・兼比率等)

- B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

[現状の説明]

本学部が開講している平成17年度の授業科目担当教員の専任、兼任の状況は、『大学基礎データ調書』表3のとおりである。専門教育科目について見ると、春semesterでは総開講科目148コマのうち専任教員が118コマ、兼任教員が30コマ担当している。専任教員の担当比率は79.7%であり、兼任教員が20.3%である。必修科目、選択必修科目の別では、専任教員が必修科目で91.4%、選択必修科目で72.2%の担当となっている。

秋semesterでは総開講科目154コマのうち専任教員が118コマ、兼任教員が36コマ担当している。専任教員の担当比率は76.6%であり、兼任教員が23.4%である。必修科目、選択必修科目の別では、専任教員が必修科目で91.4%、選択必修科目で67.7%の担当となっている。

[点検・評価][長所と問題点]

本学部の専門科目については、専任教員の担当率はほぼ80%である。基礎ゼミを含む「基礎科目」は専任教員が担当し、ゼミナール①・②は原則として専任教員が担当している。「専門教養I群」は主として専任教員が担当している。しかし、「専門教養II群」の科目を担当可能な専任教員がいるが、すべて兼任教員に依存しているのは問題である。「専攻科目」のうち、政治学史、国際関係論、国際政治学、国際関係史、日本政治論、国際関係論、アジア政治史、経済理論、国際金融論、国際経済論、国際貿易論、直接投資論、経済発展論、比較経済体制論、憲法、商法、民法、行政法、国際法、アメリカ法など、基幹科目は専任教員が担当している点は評価できる。

新学期直前に、兼任教員に対して大学・学部の授業運営やカリキュラムの方針についての説明会を実施したが、定期的に日常の授業運営等について専任教員と兼任教員が打ち合わせをし、意見交換を行っていく必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

専門科目については、基幹科目は専任教員が担当しながら、関連応用科目は兼任教員に依存する傾向は今後も続くと考えられるので、専任教員がコーディネイターとして兼任教員と授業運営等について定期的に打ち合わせを行いながら授業を進めていくことができるようなシステムの構築を行う。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

- ・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
- ・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
- ・卒業生の進路状況

C群・教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

- ・教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況
- ・教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況

[現状の説明]

総合科目、基礎科目、専門教養科目、専攻科目の中の講義科目については、教育効果は年2回の定期試験、レポート試験（定期試験期間中の課題レポート）によって測定している。授業時での教場試験、授業時での課題レポートによって代替することも認められている。定期試験またはレポート試験が実施される科目についても課題レポートが課される場合が多い。

英語科目、情報関係科目、健康スポーツ関係科目については、平常の授業時間中に会話、実技、小テストにより教育効果を測定している。基礎ゼミとゼミナールにおける教育効果は、学生による研究発表とそれに基づく学生間での討議が重視されるので、平常点によって測定している。ただし、ゼミナールによっては、ゼミ論（必修ではない）を評価の対象としているところもある。英語科目、情報関係科目、健康スポーツ関係科目、基礎ゼミ、ゼミナールなどでは、出席状況も評価の対象とされ、欠席回数が3分の1を超えるとX評価となり、単位取得はできなくなる。

学生は評価について疑問をもった場合は、教学課・柏教学課を通じて担当教員に再確認を申し出ることができ、教員はそれに応えるようにしている。

授業科目の到達目標、評価基準、評価方法は『授業計画（シラバス）』に明記し、学生の学修動機を高めるようにしている。成績優秀者（1人）に対して卒業時に中洲賞が授与される。また、成績優秀者は本学大学院国際政治経済学研究科への4年次生からの進学が認められている。さらに、ゼミナールの指導教員の推薦する者については、本学大学院国際政治経済学研究科への推薦入学が認められている。

年1回（学年末に実施、半期科目は学期末）学生による授業評価アンケートを実施し、学生の授業に対する理解度や取り組み等についての調査を実施している。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法については、教員間に合意が成立している。目標達成度の設定は各教員が各々の判断によって行っている。「基礎科目」（法学、政治学、経済学、基礎ゼミ）、ゼミナールは複数の専任教員が担当しているが、目標達成度については、打ち合わせを行っている。

講義科目とゼミナールについては、担当教員が独自に目標達成度を決めているため、教員間で目標達成度に格差が見られるものの、特に問題は起きていない。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況については、現在、そのような仕組みはまだ導入していない。なお、教育効果の測定効果を基礎に、教育改善を行う方策として、本学部では学生による授業評価アンケートを年1回実施している。

卒業生の進路状況については、職業選択についての学生の意識を1年次から高める目的で、1年次から履修可能なキャリア教育科目を正規の授業科目（総合科目の「人間と社会」の「キャリア教育①②③④」）として設置している。また、就職ガイダンス等の就職指導の強化も行っている。

平成16年度の卒業生の進路状況は次のとおりである。

卒業生 242 人 就職 167 人（民間企業 152 人 官公庁 9 人 教員 2 人
上記以外 4 人）

一般企業就職者の業種別内訳は、次のとおりである。

(人/%)

建設	製造	商社・卸売	小売・販売	金融・保険	サービス	情報処理
0(0.0)	9(5.76)	26(16.66)	36(23.07)	16(10.25)	30(19.23)	12(7.69)
不動産	運輸・旅行	広告・印刷	マスコミ	教育関連		合計
8(5.12)	8(5.12)	6(3.84)	1(0.64)	4(2.56)		156 (100)

[点検・評価][長所と問題点]

外国語科目、基礎ゼミ、ゼミナールについては現行の教育効果の測定方法について問題はない。講義科目については、定期試験、レポート試験、授業時での教場試験、授業時での課題レポート、出席状況などの組み合わせにより評価が行われている。その組み合わせの選択については、担当教員の裁量に任されており、科目により評価の厳しさに偏差が見られるという問題がある。

年1回の学生による授業評価アンケートの調査結果は、各教員にフィードバックされ、教員はそれを授業改善に役立てるようにしている。しかし、教員による学生へのフィードバックが行われていないため、授業改善に対する教員の意向が学生に伝わらないので、この点は改善されなければならない。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入は行っていないが、「基礎科目」（法学、政治学、経済学、基礎ゼミ）、ゼミナールについては、教育効果と目標達成度及びそれらの測定方法に対して教員間で合意が確立しているのは評価できる。

卒業生の進路状況は、経済の低迷が続く中で、本学部の就職内定状況は比較的良好とみることができが、学生の就職活動は4年次での授業に影響が出ている。実際、就職が内定するまでは学修に集中できない学生が多く、春semesterにおけるゼミナールへの出席状況がよくないという問題がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 最終的な成績評価だけではなく、授業を受けている過程において学生が学修達成度を
知ることができるような方策を考える。
- (2) 学生による授業評価アンケートの調査結果に対する各教員のコメントを学生へフィードバックさせる。
- (3) 「基礎科目」(法学、政治学、経済学、基礎ゼミ)、ゼミナール以外の科目について、
評価方法・基準について明確にすることを検討する。
- (4) 現行のカリキュラムの教育効果を測定するシステムの構築を行い、GPA (Grade Point
Average) の導入を検討する。
- (5) 平成 18 年度から「インターンシップ」が 3 年次配当科目として開講される。インター
ンシップに参加することにより、学生の適切な職業選択が促進され、また、専門分野
の学修が職業選択においていかに重要であるかを認識することができ、4 年間の総仕上
げとしてのゼミナールでの専門的な研究に打ち込もうとする意識が高まることが期待
される。その意味において、インターンシップの推進に積極的に取り組む。
- (6) 教育効果を高めることは教育効果を測定する仕組みを導入することと一体であるので、
FD の導入を考える。

(厳格な成績評価の仕組み)

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

- ・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

- ・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

C 群 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

[現状の説明]

履修科目登録の上限設定は置いていない。ただし、3 年次終了までに卒業要件を充足したとしても、4 年次に必ず 1 科目以上の履修しなければならない。平成 16 年度の年間平均取得科目数・単位数は下表のとおりである。

1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
13.31	33.72	13.50	46.16	8.63	32.77	4.00	15.50

1 人の学生が 1 年次から 3 年次までに取得する平均科目数は 11.81、平均取得単位数は 37.55 である。しかし、履修登録科目数は 12 科目 40 単位を超えているものと見られる。

成績評価法は、『授業計画 (シラバス)』に記載して学生に周知している。定期試験の実施状況は年間平均で 40%弱であり、成績評価は、ほとんどの科目について、定期試験 (試験

またはレポート試験)と平常点(出席状況、課題レポート)の総合点により行われている。定期試験と平常点の比重については『授業計画(シラバス)』で明示されている。なお、定期試験は、授業出席回数が3分の2以上でなければ受けられないことになっている。

成績評価と内容は次のとおりである。

評価	内容	判定
S	90~100	合格
A	80~90	
B	70~79	
C	60~69	
D	59以下	不合格
X	出席不足による無効	
Y	試験の不正行為による無効	
Z	他大学等の単位認定	

成績の通知は、新年度ガイダンスまでに本人ならびに保証人に「成績通知書」を送付している。ただし、卒業年度の「成績通知書」は卒業時に配布している。なお、就職活動等で使用する「成績・単位証明書」には、S、A、B、C、Zのみが表示される。

試験の結果、成績に疑義や質問のある受講生は、所定の書式により担当教員に回答を求められることができることになっている。

各授業科目について、評価S、A、B、C、D、Xの配分率は決まっていない。各科目の単位取得率は『二松学舎大学年報』で公表しているが、単位取得率についても教員間での合意はない。その意味で、厳格な成績評価を行う仕組みは導入していないということになる。

本学部では2年次から3年次への進級要件を設けている。2年次から3年次へ進級するには、原則として「指定英語」科目群より2科目4単位、1・2年次配当の基礎科目より法学・政治学・経済学のうちより2科目8単位を含み48単位以上を取得しなければならない。これによる進級保留者は、平成14年度29人(11.42%)、平成15年度28人(9.72%)、平成16年度34人(11.85%)である。

学生の学修意欲を高めるため、成績優秀者(3年次終了時での取得単位が100単位以上で、評価SまたはAが全体の3分の2以上である者)の4年次からの大学院国際政治経済学研究科への推薦入学制度及びゼミナールの指導教員等の推薦による卒業時での大学院国際政治経済学研究科への推薦入学制度を導入している。また、4年次の時点で取得単位数が120単位以上である本学部生は、ゼミナール担当教授等の推薦により、大学院開講科目を履修することができる。さらに、成績最優秀者は卒業時に「中洲賞」を授与し、これを在學生に知らしめている。

[点検・評価][長所と問題点]

履修科目登録の上限設定については、かつて教授会で審議されたことがあるが、学修意欲のある学生にはなるべく多くの科目を履修させるのがよいということから、上限を設定しな

いことになった。しかし、1人の学生が1年次から3年次までに取得する平均科目数は11.81、平均取得単位数は37.55であることを勘案すると、履修登録の上限設定を設けるべきである。

成績評価方法、評価基準は、各教員に任されている。履修者が少数である授業科目を除き、学生の学修意欲を刺激するために評価Sの割合を決め学生に周知するのがよい。さらに、評価の公平性のために、評価S、A、B、C、Dの分布を公表する必要がある。それにより、同一科目でも担当教員により学生の授業に対する理解度が異なることが分かる。

厳格な成績評価を行うための仕組みは導入していないが、現在GPA制度の導入に向けて検討しているところである。

いわゆる大学院への飛び級入学制度や学部生の大学院科目の履修制度を利用する者はまだいない。各年次及び卒業時の学生の質を検証する途としては、3年次への進級制度、卒業時での成績、就職の内定の状況等がある。しかし、質の確保と検証のための本格的な取り組みは行っていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 厳格な成績評価を行い、同時に学生の学修意欲を高めるためにGPA制度を導入する。
- (2) 大学院への飛び級入学制度や学部生の大学院科目の履修制度は学生の中に浸透していないので、履修ガイダンスやゼミナールなどで制度の説明を行い、周知を図る。

(履修指導)

A群 学生に対する履修指導の適切性

B群・オフィスアワーの制度化の状況

- ・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

C群・学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

- ・科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

[現状の説明]

学生に対する履修指導は、教員と教学課・柏教学課職員が連携して行っている。教務委員が履修登録時には学生の相談に応じている。教学課・柏教学課職員は、主として履修登録の方法、卒業要件や科目区分ごとの必要単位数などについて指導している。学生には、新年度開始直前の3月に『履修要項』『授業計画（シラバス）』を送付している。

単位未修者に対しては、教務委員と教学課・柏教学課職員が、進級結果発表時、卒業予定者の発表時、履修ガイダンス時に個別に履修指導を行っている。基礎ゼミの出席不良学生に対しては、教務委員と学生委員が3月での学修指導の中で履修指導を行っている。

平成12年度から、オフィスアワー制度を導入し、学生の授業科目履修や教育研究、学生生活上の相談等に応じている。専任教員は、柏校舎（1・2年次生対応）、九段校舎（3・4年次生対応）それぞれに指定の時間（各校舎とも週1時間）を設けて学生の相談等に応じている。学生には、掲示によって教員の指定時間を周知している。

進級留保留と卒業保留者に対しては、呼び出しを行い、教務委員と教学課・柏教学課職員

が個別相談により対応している。

[点検・評価]「長所と問題点」

教務委員と教学課・柏教学課職員は学生の履修指導において適切に対応しているといえるが、進路選択に応じた履修モデルが構築されていないために、具体的な科目選択について指導が行われていないという問題点がある。

オフィスアワーについての学生の利用状況については、調査結果が出ていないので、断定的なことはいえないが、学生（特に1・2年次生）の間でオフィスアワーというものについてまだ十分には知られておらず、そのためにオフィスアワーを利用する学生が少ないように思える。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 教務委員会で学生の進路選択に応じた履修モデルを作成し、それに基づいて1年次生に対しては基礎ゼミ担当教員が、3・4年次生に対してはゼミナール担当教員が、学生の進路選択に応じた履修指導を行う体制を確立する。
- (2) オフィスアワーに関する記述を『履修要項』や『Campus Life』に掲載し、オフィスアワー制度の存在を学生に周知して、学生が活発に利用する体制づくりを行う。
- (3) 学生は『授業計画（シラバス）』に基づき履修登録をすることとなるが、授業に1回も出席しないうちに登録をしなければならないので、実際の授業と学生が想定した授業との間に落差があり、履修取り消しや出席不良の原因にもなっているため、履修登録方法の工夫が必要である。

◎ 両学部共通

(1) 教育課程等

(学部・学科の等の教育課程)

A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

B群 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

B群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

C群・起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ

・学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

[現状の説明]

両学部共通の教育課程としては、一般教養的授業科目の「総合科目」、教職課程、コース科目の設定、および専門教育科目としての「東アジアの文化と社会専攻」がある。以下にそれぞれの現状について記す。

〈1〉総合科目

一般教養的授業科目としての総合科目は、文学部・国際政治経済学部共通の科目であり、人文・社会科学の概論及びキャリア教育に関わる「人間と社会」（1類）、文化・歴史に関わる「歴史と文化」（2類）、生活・環境及び情報リテラシーに関わる「科学と情報」（3類）、語学に関わる「言語とコミュニケーション」（4類）、健康スポーツの理論と実技に関わる「健康とスポーツ」（5類）の科目群からなる。開講科目は、次のようになっている。（平成17年度『履修要項』〈1・2年次〉75～79頁）

1類「人間と社会」には、基礎法学、日本国憲法、基礎政治学A・B、基礎経済学A・B、社会学A・B、民俗学A・B、哲学・倫理学A・B、宗教学A・B、心理学A・B、ボランティア論、キャリア教育①②③④などの科目を開講している。

2類「歴史と文化」には、日本史A・B、西洋史A・B、仏教史A・B、書道①②などの科目を開講している。

3類「科学と情報」には、環境科学A・B、科学文化論A・B、生命哲学A・B、実践論理学A・B、情報科学A・B、マスメディア論A・B、情報処理①②などの科目を開講している。

4類「言語とコミュニケーション」には、英語、独語、仏語、露語、中国語、韓国語、日本語（留学生のみ履修可）の科目を開講している。

5類「健康とスポーツ」には、健康スポーツ科学A・B、健康スポーツ論A・Bの講義科目と、健康スポーツ実技科目、シーズンスポーツの科目を開講している。

総合科目は、4類の言語とコミュニケーションに分類されている外国語科目および5類の健康とスポーツの実技科目は通年科目であるが、それ以外は半期完結科目である。単位数は、情報科学A・Bを除いてすべて2単位科目である。さらにキャリア教育科目及び語学の一部は科目の性格上配当年次が決まっているが、他の科目については1年次から4年次に随時各自の関心に応じて履修可能である。

授業科目は、文学部、国際政治経済学部所属の専任教員および兼任教員が担当している。

〈2〉教職課程

本学では、次の教育職員免許状を取得することができる。

中学校教諭一種免許状 国語・中国語・社会

高等学校教諭一種免許状 国語・書道・中国語・公民

文学部国文学科、中国文学科が、国語・中国語・書道の、国際政治経済学部が社会・公民の課程認定を受けている。

本学学生の最近5年間の教員免許状取得状況は、次のとおりになっている。

(人)

免許状の種類	教科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
中学校教諭一種	国 語	109	73	73	140	164
	中国語	4	2	2	4	7
	社 会	—	7	8	5	9
高等学校教諭一種	国 語	141	157	131	161	180
	書 道	32	28	31	27	48
	中国語	6	6	5	7	10
	公 民	—	12	12	8	12

文学	免許状取得実人数	147	160	134	164	180
	卒業生数	426	417	428	414	484
	卒業生に対する割合	34.5%	38.4%	31.3%	39.6%	37.2%
国際 政治 経済	免許状取得実人数	—	12	12	8	12
	卒業生数	197	233	221	200	242
	卒業生に対する割合	—	5.2%	5.4%	4.0%	5.0%

教職課程の運営は、次のようになっている。

教職課程の教員組織（専任教員 4 人、兼任教員 11 人）は、文学部に所属（社会・公民科教育法担当の兼任教員は国際政治経済学部にも所属）させ、教職課程長を置いている。教職課程の運営のため、両学部からなる教職課程運営委員会を設置している。委員会は、教職課程所属の専任教員、両学部の学科主任、および両学部選出の委員各 2 人（うち 1 人は教務委員を含む）で構成し、教職課程（司書教諭を含む）のカリキュラム、学生の履修に関する事、教育実習に関する事などを審議している。委員会の委員長は、教職課程長が務めている（『教職課程運営委員会細則』）。

〈3〉コース科目の設定

体系的に系統だった学習ができるように、次のコースを設定している。学生は所属学部に関係なく、自分が選択した専攻のほかに履修することができる。平成 16 年度改定のカリキュラムでは、書道、中国語、韓国語、日本語教員養成コースについては、文学部で開講している授業科目を履修モデルとして提示したものである。司書教諭、情報・メディアコースは、コース独自の科目を開講している。情報・メディアコースは、国際政治経済学部が開講している。

①書道コース・・・書道の教員免許状取得のためのモデルコースとしても機能させている。

②中国語コース・・・中国語の初歩から上級まで段階的に修得できるようにするため

の履修モデルを示している。中国語の教員免許状取得のためのモデルコースでもある。

③韓国語コース・韓国語の初歩から上級に至るモデルコースとして編成している。

④日本語教員養成コース

日本語教員養成コースは、「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月30日付。文化庁）に示された教育内容、教育課程編成の例にならってカリキュラムが組まれている。日本語教育実習を含む54単位を取得した者には、「日本語教員養成課程修了証」を授与している。これまで修了証を授与した人数は、次のとおりとなっている。

(人)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
文学部	11	12	16	9	6
国際政治経済学部	0	0	0	1	0
合計	11	12	16	10	6

⑤司書教諭コース・学校図書館司書教諭講習規程に基づく「司書教諭」の資格を取得するための科目を柏校舎に開講している。これまで司書教諭の資格を取得した人数は、次のとおりである。

(人)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
文学部	72	64	67	94	85
国際政治経済学部	—	0	8	1	5
合計	72	64	75	95	90

⑥情報・メディアコース・国際政治経済学部が開講しているコースで、文学部の学生も履修できる。情報関連の科目を国際政治経済学部の専攻科目とは別途に開講している。

〈4〉東アジアの文化と社会専攻

東アジアの文化と社会専攻は、文学部国文学科、中国文学科、国際政治経済学部を積極的に融合し、日本・中国・韓国を中心とした東アジア全体の文化・社会・政治・経済などをグローバルな視点から見つめていくために設置した専攻である。本専攻の中心は、ビジネスとそれに欠かせない語学と地域的特性を視野に入れた文化理解である。日本語・英語・中国語・韓国語、日本文化・中国文化・韓国文化のほか、国際政治・国際経済・国際関係法などの科目でカリキュラムを構成している。

開講科目は、文学部と国際政治経済学部がそれぞれ持ち寄り、持ち寄った授業科目を、文学部は、専攻科目Ⅰ（「政治経済学基礎講座」「語学演習講座」「講義・講読講座」以

上柏校舎)、専攻科目Ⅱ(「語学専門演習」「研究講座」以上九段校舎)に科目区分し、国際政治経済学部は、「専攻基礎・専攻応用」(柏校舎)、「専攻発展・専攻応用」(九段校舎)に区分している。

[点検・評価][長所と問題点]

(1) 総合科目は、平成16年度のカリキュラム改定でこれまでほとんどの授業科目が通年科目であったのを、講義科目を中心に半期完結の科目に変更した。しかし従来の通年科目を春semester、秋semesterで分割し、科目名称をA・Bで表示したものとなっており、授業科目の内容が科目名をみただけでは判らない。科目名称の工夫が必要である。

(2) 教育課程における倫理性を培う教育の位置づけ

倫理性を培う科目としては、総合科目の「人間と社会」分野に宗教学A・B、人権と社会(平成17年度休講)、「科学と情報」分野に生命哲学A・B、メディアと社会的責任A・Bなどの科目を開講しており、さらに各学部必修の基礎ゼミナールは、大学における学問へのオリエンテーションのみならず社会人としての生活の基本となる倫理性を培う場としても設定されたものである。

「人権と社会」の科目は、科目担当の適任者が見つからず平成17年度は休講となっている。開講に向けた対策が必要である。

(3) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮

一般教養的授業科目としての「総合科目」は、現状の説明で述べたように5つの科目群に分けて開講している。卒業要件としては、文学部は改定前のカリキュラムで30単位としていたのを12単位まで減じ、逆に自由科目を12単位から38単位に増加させることになった。国際政治経済学部は、総合科目の単位を18単位としており、自由科目の単位を12単位としている。

自由科目の単位は、両学部とも自分の所属する専攻以外の科目や、他学部他学科、他大学等(例えば単位互換協定をしている放送大学)で取得した単位を計上できるようになっており、総合科目の履修と併せ、これらの授業科目を履修することにより「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という趣旨は生かされている。しかし、自由科目の履修は、学生の自主性、主体性に期待するものであり、学生の履修動向をたえず点検し、科目設置の趣旨に合致しているかどうかを確認していく必要がある。

(4) 教養教育の実施体制・責任体制

一般教養的授業科目(ここでは「総合科目」)については、文学部、国際政治経済学部の共通カリキュラムとなっているので、学部教務委員会のほか全学教務委員会(各学部の教務委員各3人で構成)または各学部の教務委員全員が参加する合同教務委員会において懸案事項の検討を行い、両学部の教授会の審議を経て実施している。

平成10年度の教員組織の見直しにより、総合科目(外国語科目・健康スポーツ科目を含む)を担当する専任教員は、各学部学科に所属することとなった。また兼任教員に

についても関係する学部の教員資格審査を経て科目担当をしており、どちらかの学部に所属している。教員人事は、総合科目のうち、人文科学分野は文学部が、社会・自然科学分野は国際政治経済学部が、外国語科目のうち中国語・韓国語・日本語科目は文学部が、独語・仏語・露語・英語科目、健康スポーツ関連科目は国際政治経済学部が、それぞれ担当している。それまでは各学部に総合科目を担当する教員組織を置き、学科主任に相当する総合科目主任を置いてカリキュラムの運営等を行っていたが、現在では両学部長のもとで運営している。特に平成8年のカリキュラム改革以来、文学部では、一般教育（総合科目）担当教員がそれぞれの専門分野や関連分野で学部学科の専門教育科目やゼミナールを担当してきており、実質的に学科の専任教員としての役割を分担している。国際政治経済学部にあっても専門科目に位置づけられている「専門教養」や「専門英語」の科目を担当しており、さらにゼミナール担当についても検討し始めている。両学部とも「総合科目」運営を学部の問題として捉えており、全学教務委員会、学部教務委員会がそれぞれ有効に機能しているといえる。

- (5) 起業家的能力を涵養するための科目として、両学部学生が履修できる東アジアの文化と社会専攻の2年次（柏校舎）に「起業家論」（秋semester開講、2単位）を、3年次（九段校舎）に「インターンシップ」（春semester開講、2単位）を配置している。

「インターンシップ」は平成18年度から開講し、学生の就業体験を単位認定することとしている。なお、「起業家論」と「キャリア教育②・③」（「総合科目」）を履修済みであることを、インターンシップ体験の参加要件としている。インターンシップの実施に向けた詳細な準備が必要である。

- (6) 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮

学生の心身の健康の保持・増進のための教育科目として、総合科目の「健康とスポーツ」分野に健康スポーツ科学A・B、健康スポーツ論A・Bの講義科目を、実技科目として健康スポーツ①②③④を開講している。さらに夏の妙高高原でのテニス、ゴルフを取り入れたシーズンスポーツ①、冬の妙高高原でのスキーを取り入れたシーズンスポーツ②を開講している。卒業要件としての必修科目ではないが、教職課程履修者にとっては体育実技が教育職員免許法施行規則に定める必修科目ともなっているため、履修する学生は多い。取得した単位は両学部とも総合科目、自由科目の単位に計上される。以上のように学生の心身の健康の保持・増進のための配慮がなされている。

- (7) 教職課程など資格取得のための教育課程

本学の教育目的の一つに教員養成がある。学部学生の教員免許状取得状況からわかるとおり、最近再び教員免許状を取得する学生が多くなってきている。平成16年度は、文学部の卒業生484人のうち180人が教員免許状を取得して卒業している。その割合は37.2%である。それに対し、新卒の教職就職者の数は、教員の新規採用が長期にわたり少なかったこともあり、その数は少数であった。近年、教員の新規採用が増えてきており、本学でも教員採用試験に合格させるため、正課外で「教員試験合格講座」を開講して受験準備教育を行っているが、正課教育のなかで教員養成に重点を置いたカリキュ

ラムを編成するなどの対策が必要である。

文学部では、過去に卒業生の6割から7割の学生が教員免許状を取得して卒業していた時期があった（平成2年度の高等学校「国語」教諭免許状取得者は270人で卒業生441人の約61%である。）。現在でも180人から200人の学生が免許状を取得している。しかし教員免許状のあり方が問われ、中央教育審議会では教員免許状の更新制度について検討しており、従来の教員養成のあり方が抜本的に改められようとしている。このような状況下において、本学としても、教職に対する使命感や責任感はもとより教科の専門知識と技能、指導力の養成に重点をおいたカリキュラムの編成が必要である。このためには、真に教員としての資質や能力を備えた教員を養成することに主眼を置き、授業科目ごとに相当厳しい評価基準を設けるなど、意欲のある学生を伸ばしていく制度に切り替える必要がある。

国際政治経済学部は、平成10年度に課程認定を受け、平成13年度卒業生から免許状を取得して卒業している。「社会」「公民」の教員として教職現場での実績はまだ少ないが、平成15年度に1人、16年度に2人が就職している。

なお、司書教諭の資格を取得するための科目を柏校舎（1・2年次対象）で開講しているが、履修条件や履修学年を再検討する必要がある。司書教諭の資格は、教員免許状を取得して初めて効力を持つ資格である。従って、開講科目の履修は、教職課程の科目の履修が必須条件となる。現在は、教職課程を選択していない学生も履修可能としている。履修条件を見直し、教職課程履修者のみに開講するとともに、履修学年も3年次にするなどの検討が必要である。

（8）東アジアの文化と社会専攻

両学部共通専攻の東アジアの文化と社会専攻は、両学部が持ち寄った授業科目を、各学部が学部の教育課程編成方針に基づき科目区分を設定し、履修要件を定め、履修させる方法をとっている。従って、専攻の履修要件は学部によって異なっている。

また、専攻の運営のための特別な委員会等は現在のところ設置していない。専攻に開講している授業科目担当者（両学部の専任教員）の打ち合わせ会を1度開催しているが、定期的な開催には至っていない。専攻設置の趣旨を徹底するため、たえず教育方針等を確認する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

（1）総合科目のうち休講科目「人権と社会」を開講する。

総合科目の科目名称（特にA・B表記のもの）を内容がわかるような表記とする。

（2）両学部とも自由科目を設定しているが、特に文学部では自由科目の単位を38単位に増やしている。学生が自主的・主体的に履修科目を選択できるという長所があると同時に、学生の履修が単位取得しやすい科目に集中するという問題点も含んでいる。学生の履修が易に流れないような履修指導の徹底を図る必要がある。

（3）教員養成のためのカリキュラムの再構築

現行の教員養成の在り方を抜本的に変革し、教員免許状取得の学生には特別の履修科

目を課すなど、教科に関する基礎・専門知識の修得に重点を置き、特に国語については古文・漢文の素養を身に付けた教員としての評価が得られるような教員養成のカリキュラムを編成する。

併せて司書教諭の資格取得の科目の開講年次及び履修条件について再検討する。

- (4) 東アジアの文化と社会専攻については、科目担当者の打ち合わせ会を定期的で開催し、専攻設置の趣旨にかなった教育を行うための点検を実施する。

(インターンシップ、ボランティア)

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

- ・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状の説明]

本学では、現在のところインターンシップは実施していない。平成16年度改定の新教育課程では国際政治経済学部が「東アジアの文化と社会専攻」の科目として3年次を対象に開講を予定している。同専攻は、文学部との共通専攻ともなるので、国際政治経済学部長を長としたインターンシップ推進委員会(文学部からも委員が参加)が組織され、検討中である。開講は平成18年度からである。

なお、インターンシップ派遣要件としては、「総合科目」のキャリア教育②、キャリア教育③(いずれも2年次)、「東アジアの文化と社会専攻」で開講の起業家論(2年次)を受講したものに限ることとしている。

ボランティアについては、総合科目1類に講義科目としてボランティア論を開講しているが、ボランティア活動を単位認定する制度は確立していない。

[点検・評価] [長所と問題点]

インターンシップ実施は、現在検討中であるが、インターンシップ派遣企業の開拓、事前事後の指導等、綿密な計画が必要である。

平成8年度のカリキュラム改革で講義科目のボランティア論を開設し、10年になろうとしている。ボランティア活動の学生に対する広報活動を積極的に行うとともに、併せてボランティア活動の単位認定について検討する必要があるだろう。

[将来の改善・改革に向けた方策]

インターンシップ推進委員会が中心となり、インターンシップの実施に向けた計画を策定する。

(授業形態と単位の関係)

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

〔現状の説明〕

本学で開講している授業科目の授業形態は、「講義」「演習」「実習・実技」に大別され、学修期間は春semesterと秋semester各々15週としている。

講義形態の授業は、学生に対し教授が主体となり、専門性に立脚して科目内容を講ずる形がとられる。演習形態の授業は、主として学生が主体となり教授と学生がひとつの研究テーマに取り組む双方向的な形がとられる。実習・実技形態の授業は、教授の助言を得て学生自身が科目の目的とする技能・技芸を体得する形がとられる。

単位計算の方法は、大学設置基準に基づき、本学学則（第26条）に規定している。講義科目及び演習科目については15時間から30時間の授業をもって1単位、実習科目及び実技科目については30時間から45時間の授業をもって1単位、卒業研究等については、その学修の成果を評価して所定の単位を与えることとしている。

各授業科目の単位数は、上記の単位計算方法を踏まえて、講義科目は4単位、演習科目のうち、基礎演習科目（基礎ゼミを含む）は2単位、専門演習科目は4単位としている。外国語科目、健康スポーツの実技科目、書道実技科目、パソコン教室を利用した情報機器の実践科目、メディア実践（文学部）、芸能・演劇実践（文学部）などの実践・実技科目は、2単位としている。文学部の卒業論文等の卒業研究は、6単位としている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

各授業科目の単位設定は、大学設置基準の趣旨や本学学則に則って決めており、特に問題はないものと思われる。文学部の卒業論文等の卒業研究6単位も、個々の学生に対する指導（ゼミナールの合宿指導や年間をとおした授業時間外の指導、定期的な卒業研究の進捗状況の確認等）も適切に行われており、妥当な単位数である。

単位制度の実質化については、大学審議会でも問題提起されてきており、本学としても真摯に受けとめる必要がある。

「現行の単位制度は、教室における授業と事前・事後の準備学習・復習を合わせて単位を授与するものであり、学生の自主的な自習が求められる。このため、教室における授業だけでなく、授業の前提として読んでおくべき文献を指示するなど学生が事前に行う準備学習・復習についても指示を与えることが教員の務めである。大学当局はもとより、各教員が十分自覚して授業の設計と学習指導を行うことが必要である。同時に、学生の側においても主体的に学習に取り組むことが求められる。」（大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』）

本学では、単位制度の趣旨を『履修要項』に記載し、教室外の学習が必要であることを学生に周知しているが、学生の教室外での学習時間は非常に少ない。本学が毎年度実施している「学生による授業評価アンケート」の集計結果では、「授業の予習・復習は、平均して毎回の程度していますか」の問いに対する回答が、次のようになっている。

<授業の予習・復習は、平均して毎回どの程度していますか。>

	科目区分	3時間以上	2時間程度	1時間程度	1時間以下	しない
文学部	講義科目	3.1%	3.4%	13.7%	22.7%	57.1%
	ゼミナール	9.6%	10.6%	25.0%	28.0%	26.8%
国際政治 経済学部	講義科目	5.4%	5.6%	17.2%	25.0%	46.8%
	ゼミナール	8.5%	11.7%	17.3%	32.9%	29.7%

(注) 平成 16 年度授業評価アンケート結果 (『二松学舎大学年報』平成 16 年度版に掲載)。

以上のように学生の教室外での学習時間は非常に少ない。教室外の学習を学生の主体性に任せるのではなく、教員が授業の前提として読んでおくべき文献を指示するなど、学生が事前に行う準備学習・復習についても指示を与える必要がある。

本学では、毎年度、学年暦は両学部教授会を経て確定しているが、年間の授業回数は平均 28 回くらいで計画される。28 回のうちには、定期試験が前・後期とも各 2 週間、合計 4 回分入っている。試験は前・後期とも 1 回であるので、したがって実質的な授業回数(試験を含め)は 26 回である。病気や学会活動等による休講を回復するため、前・後期に 1 週間ずつ補講期間を設け、授業回数の確保に努めているが、それ以上の休講者については、現在のところ対策を採っておらず、単位制度のうえからいっても問題がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

実質授業回数の確保、学生の予習・復習など教室外の学習を促すための工夫など単位制度の実質化について検討する。

(単位互換、単位認定等)

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

- ・ 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性
- ・ 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

C群 海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

[現状の説明]

他大学での授業科目の履修(単位互換)については、『二松学舎大学学則』第 37 条、『二松学舎大学特別聴講学生に関する規程』、さらに、海外の大学については『二松学舎大学交換留学に関する規程』に基づき、単位認定を行っている。

本学は、平成 8 年度から放送大学と単位互換協定を結んでいる。放送大学が開講している授業科目のうち本大学学生が履修できる授業科目を毎年度教授会で確定し、学生に示している。平成 17 年度は、20 科目を指定している。

本学学生の放送大学開講科目の履修状況は次のとおりである。

(人)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 学期	6	4	4	4	2	3
2 学期	4	10	7	5	0	1
計	10	14	11	9	2	4

(注) 受講科目数は、1人当たり平均 2.58 科目である。

平成 10 年度からは、千葉県私立大学短期大学協会加盟大学間との単位互換協定に参加している。この協定に基づき、本学でも授業科目を選定し協定加盟大学に公開している。

しかし、この制度を利用している学生（派遣及び受入れとも）は少ない。

海外の大学との交流協定締結状況は、次のとおりである。（『大学基礎データ調書』表 11）

北京大学（中国）平成 11 年 5 月

- ・本学文学部、国際政治経済学部、文学研究科と北京大学歴史学系との学部間協定
- ・教員の相互派遣
- ・交換留学生
- ・短期語学研修の受入れ

成均館大学校（韓国）平成 12 年 6 月

- ・本学文学部と成均館大学校語文学部と学部間協定。平成 17 年 6 月から大学間協定。
- ・交換留学生

中国文化大学（台湾）平成 12 年 3 月

- ・大学間協定
- ・交換留学生

西シドニー大学（オーストラリア）平成 14 年 12 月

- ・大学間協定
- ・交換留学生
- ・語学短期研修の受入れ

シドニー工科大学（オーストラリア）平成 15 年 2 月

- ・大学間協定
- ・交換留学生

浙江工商大学（中国）平成 17 年 3 月

- ・大学間協定
- ・学术交流

協定大学とは、それぞれ交換留学制度（浙江工商大学を除く）があり、本学学生が留学先大学で取得した単位は本学部の卒業要件単位として認定している。

単位認定に当たっては、留学先大学で正規科目（卒業必要単位への算入が認められている科目）を受講した場合は、授業内容、授業時間数等を審査のうえ、派遣留学生個人の単

位取得状況を勘案し、専攻科目を含む全ての科目区分に配当する。留学生向けのプログラム（語学コース）等を受講した場合は、授業内容、授業時間等を審査のうえ、総合科目「外国語①②③④⑤」の単位として上限 10 単位まで認定している。

交換留学生については、留学先大学の学年暦等の関係上、年度をまたがり留学する場合は、前年度に履修した科目を、帰国後履修することにより単位認定をしている。前年度に履修していた科目が開講されていない場合やゼミナール、卒業論文等特定科目の履修が正規の履修方法によりがたいときは、教授会の議を経て履修上の特例を設け、派遣留学生に不利にならないよう配慮している。

さらに、短期語学研修を毎年度夏休みに、北京大学（中国語）及び西シドニー大学（英語。なお平成 16 年度は研修希望学生が募集定員に満たず中止。）で実施しており、語学研修を修了したものには、中国語または英語の単位を認定している。

大学以外の教育施設等における学修を本学における授業科目の履修とみなし単位認定する制度は、学則には規定（第 38 条）しているが、その細則が整備されておらず、実施されていない。

入学前の既修得単位の認定（学則第 39 条）は、科目等履修生として本大学の授業科目を履修している本大学附属の高等学校生徒について、本学入学後に卒業要件単位として認定している。（『大学基礎データ調書』表 5）

両附属高等学校生徒の大学開講科目の履修については、「二松学舎大学科目等履修生に関する規程」に基づき、「二松学舎大学と二松学舎大学附属高等学校との間における高大一貫教育に関する協定書」を締結し、平成 15 年度から実施している。大学の授業を履修した高校生は、平成 15 年度 33 人、平成 16 年度 31 人、平成 17 年度は 40 人である。そのうち、本学に入学し単位認定したものは、平成 16 年度 14 人（文学部 7 人、国際政治経済学部 7 人）、平成 17 年度 7 人（文学部 5 人、国際政治経済学部 2 人）である。

他の大学、短期大学（海外の大学を含む）の授業科目の履修により取得した単位、大学以外の教育施設等における学修を本学における授業科目の履修とみなして単位認定する単位、及び本学入学前に修得した単位を本学の卒業要件単位に認定する単位数は、合わせて 60 単位まで認めることとなっている。

短期大学からの編入学者に対しては、短期大学の卒業単位数が 72 単位であることから、編入時に 72 単位を本学での取得単位に振り替えて認定している。

【点検・評価】【長所と問題点】

放送大学の授業科目を履修している学生が少なくなっている。本学が指定する放送大学の授業科目は、例年、20 科目位であり（平成 16 年度は 22 科目、平成 17 年度は 20 科目）、毎年度点検の上、科目の入れ替えをしている。

千葉県私立大学短期大学協会加盟大学間の単位互換制度については、過去に本学から学生 1 人（文学部）が他大学で履修したことがあるが、その後はなく、また受け入れ学生の実績がないのは、制度が有効に機能していないことになる。本学学生に対しては、履修要項に記載して周知しているが、他大学の公開科目の情報が適切になされていない。科目履

修の募集時期等についても検討する必要がある。さらに他大学ではどのような状況なのか確認し、制度を有効に活用できるよう改善する必要がある。

国内の千葉県以外の大学との交流協定についても検討する必要がある。

海外協定大学への派遣留学生の単位認定については、留学しても4年間で卒業できるようになっており、評価できる。今後は、協定大学以外の大学等に留学して取得した単位を認定する制度の確立が必要である。

大学以外の教育施設等での学修を単位認定するための、実施細則等の整備が必要である。

入学前の既修得単位の認定については、科目等履修生制度を利用して附属高校生徒が大学の授業を履修し、本学入学後に単位を認定する制度を整備したことは、高大一貫教育の上で評価できる。しかし、編入学を除いて他大学等での既修得単位認定の実施細則が整備されていないので早急に整備する必要がある。

両附属高校の生徒に開放している科目は柏校舎で開講されており、九段の附属高校の生徒は平日に履修することは難しく、また、土曜日には高校での行事なども多く実際には履修は困難である。したがって、九段の附属高校の生徒が履修できるためには、九段校舎で開講しなければならないという問題がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

千葉県私立大学短期大学協会加盟大学間の単位互換協定を実質化するための調査、改善に取り組む。併せて国内の大学間協定について模索する。

大学以外の教育施設等での学修を単位認定する制度と入学前の既修得単位の認定制度についての実施細則の整備に取り組む。

高大一貫制度については、開講校舎、開講科目、時間割編成などの工夫をし、両附属高校以外の高校も参加できるようにし、制度の充実化を図る。

(開設授業科目における専・兼比率等)

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

・兼任教員等の教育課程への関与の状況

[現状の説明]

両学部共通カリキュラムである総合科目について、科目数、開講コマ数、専任教員の担当コマ数、兼任教員の担当コマ数は『大学基礎データ調書』表3のとおりである。平成17年度春semesterにおいては、開講科目150コマのうち専任教員は38コマ、兼任教員が112コマ担当しており、専任教員の担当比率は25.3%、兼任教員が74.7%となっている。秋semesterは、開講科目149コマのうち専任教員が38コマ、兼任教員が111コマ担当しており、専任教員の担当比率は25.5%、兼任教員が74.5%である。

教職課程の教職に関する科目（司書教諭に関する科目を含む）については、平成17年度春semesterで41コマ開講している。そのうち専任教員は23コマ、兼任教員が18コマ担当しており、専任教員の担当比率は46.9%、兼任教員が53.1%となっている。秋semester

一では開講科目 41 コマのうち専任教員が 20 コマ、兼任教員が 21 コマ担当しており、専任教員の担当比率は 48.8%、兼任教員は 51.2%となっている。

[点検・評価] [長所と問題点]

総合科目、教職課程の授業科目とも兼任教員の担当する比率が高くなっている。文学部、国際政治経済学部とも旧一般教育課程に所属していた教員が各学科に分属することとなり、学部学科の専門教育的授業科目を担当するようになったことにより、その分総合科目の担当を兼任教員に依存する率が高くなっている。

平成 17 年度は 4 月に兼任教員に対する説明会を大学が開催し、学部学科の教育目標、カリキュラム体系や担当科目開講の趣旨等を説明し、授業の内容・展開等について協力依頼をした。また、以前からそれぞれの学科や科目分野ごとに兼任教員と情報交換のための打ち合わせ会を開催し、専任教員と兼任教員の連絡調整等を図っているが、さらに充実させる必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

専任教員と兼任教員の連絡調整、情報交換を緊密化するため、定期的、組織的に打ち合わせ会を設ける。

(社会人、外国人留学生等への教育上の配慮)

C群 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

[現状の説明]

社会人入試での入学者は、文学部が平成 17 年度において 8 人（国文学科 1 人、中国文学科 7 人）在籍している。入学者は企業等の定年退職者や家庭の主婦が多い。国際政治経済学部でも社会人入試を実施しているが入学者はいない。

外国人留学生は、平成 17 年度は文学部に 4 人（いずれも国文学科）、国際政治経済学部には 70 人在籍している。

さらに、海外教育経験者特別入試で入学した学生が 3 人（国文学科 2 人、中国文学科 1 人）在籍している。国際政治経済学部でも同様の入試を実施しているが入学者はいない。

(以上『大学基礎データ調書』表 16)

これらの特別入試で入学した学生に対する教育上の配慮は、外国人留学生を除いて特に行っていない。

外国人留学生については、国際交流センター長、センター事務室長及びセンター室員（2 人）が協働して留学生と日常的に面談を行い、科目履修、授業への取り組み等に関する学修上の相談や日常生活における相談に応じ、また助言を与えるなどしている。さらに日本語研修プログラムを開設し、日本語科目のほか日本事情の科目も開講して留学生の日本語学習の便に供しており、外国語科目の単位として認定している。日本語研修プログラムは、現在、国際交流センターと連携して初級クラスが開講されているが、中級クラスは学則には設定されているものの開講されていない。さらに国際交流センターが中心となって日本

文化探訪のプログラムを実施しており、木曾路や箱根などへの一泊旅行、花火大会や浅草などへの文学散歩等を企画している。日本人学生によるサポーターがこれらの行事に積極的に参加し、留学生の学生生活を支援するとともに、留学生との交流を深めている。

外国人留学生については、授業料減免制度を採っている。

[点検・評価] [長所と問題点]

社会人入試での入学者、いわゆる社会人学生のうち、定年退職後の入学者など学部段階の教育を終えている者については、学部2年次または3年次への編入学の制度や、既修得単位の認定を積極的に行うなどの配慮が必要である。

外国人留学生については、日本語の修得が済んでいることを前提とした受入れを行っているが、日本語の修得が十分でない学生もいる。日本語研修プログラムを有効に活用するなどの対策が必要である。

なお、国際政治経済学部では、英語科目（4単位）取得が3年次への進級要件に含まれており、本国での英語学習を経ていない外国人留学生への対応がこれまでしばしば問題になってきた。このような学生には授業科目担当教員等が個別補習を実施するなどして対応してきたが、問題の改善にはならなかった。平成18年度からは必修の英語科目に替えて日本語を含む他の外国語を履修できるようにした。

[将来の改善・改革に向けた方策]

外国人留学生に対する教育上の配慮として、日本語研修プログラムを有効に活用し、日本語・日本文化に関する教育に重点をおいた初年次教育プログラムを構築するなど、学科の専門教育にスムーズに入れるような工夫が必要である。

また国際政治経済学部の外国人留学生の中には大学院進学希望者が少なくない。これらを勘案して、英語未修の外国人留学生に対しては英語学習プログラムを別途用意する方策を考える。

(生涯学習への対応)

B群 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

[現状の説明]

本学における生涯学習への対応としては、社会人入試の実施、科目等履修生の受入れ、公開講座の開催等が挙げられる。

社会人入試については、年齢23歳以上で大学入学資格のある者が受験できる。小論文と面接により合否を判定している。

科目等履修生は、「4 学生の受入れの「科目等履修生・聴講生等」」で記載するように、平成17年度は24人の受入れを行っている。そのうち本学関係者（教職課程科目を履修するなどの目的で本学を卒業後に科目履修している者10人）以外の14人の平均年齢は60歳であり、49歳から74歳までの受講生がいる。平成16年度の状況については、資料①のとおりである。

公開講座の平成 16 年度の状況は、資料②のとおりである。文学部、国際政治経済学部、文学研究科の教員が分担して講座を担当している。平成 16 年度は、九段校舎では、8 月 2 日から 6 日まで、柏校舎では 8 月 30 日から 9 月 3 日まで開講した。(公開講座については、「9 社会貢献」でも記載している。)

[点検・評価] [長所と問題点]

社会人入試の実施や科目等履修生の受入れにより生涯教育に対応していることは評価できる。しかし、高齢化社会を向えて今後ますます生涯教育の需要が増すものと思われるが、現在のところ、定年退職者を含めた社会人に対しては特別な配慮はしていない。例えば、ある一定以上の年齢に達した社会人入学者の学費減額措置や、科目等履修生の受講料割引、コース履修生制度の活用によるカリキュラム上の工夫も必要であろう。

公開講座は、平成 15 年度まではオープンカレッジ、木曜コミュニティーセミナーとして実施してきたのを、平成 16 年度から模様替えしたものである。平成 16 年度は大学の夏期休暇中の実施となったが、勤務を持つ社会人のため夜間開講等についても検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

科目等履修生の履修料について、平成 18 年度から本学関係者（本学学生及び本学附属の高等学校生徒の父母、本学卒業生）の受講料を半額免除することとしている。

(教育改善への組織的な取り組み)

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

- ・シラバスの作成と活用状況

A 群 学生による授業評価の活用状況

B 群 F D 活動に対する組織的な取り組み状況の適切性

C 群・F D の継続的实施を図る方途の適切性

- ・学生満足度調査の導入状況
- ・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- ・雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況
- ・教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

[現状の説明]

(1) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置

本学部ではカリキュラムを改定し、学生が意欲を持って自ら主体的に授業参加ができるよう履修科目の選択性を可能な限り導入している。さらに、適切な履修指導とシラバスの作成などによる授業に関する情報を提供することに努めてきている。

なお、教育上のシステムについては、『授業計画（シラバス）』による学習計画の提示は行われているが、厳格な成績評価とそれに伴う指導システムが機能していない。

教育改善への組織的な取り組みとしては、授業評価アンケートの実施やF D活動とし

ての講演会の開催などを行っているが、教育指導方法の改善等については個々の教員に任されているのが現状である。

(2) シラバス

『授業計画（シラバス）』は、平成 8 年度から年度当初の授業選択、予習・復習の指針、講義内容の重複・欠落の防止等を目的に作成し、学生に配布している。

シラバスの様式は、両学部統一したものを定めており、各教員はその様式に従って作成している。

内容は、科目名、担当教員、開講期間、単位数、授業の目的・目標、授業計画、授業方法、評価方法、テキスト、参考文献、その他の項目になっており、B 5 判 1 ページに記載している。特に『授業計画（シラバス）』の記載は、各セメスター15回の授業計画・内容を回数ごとに詳細に記入することによって、学生の予習・復習に役立つように構成している。

平成 17 年度版は、1・2 年次生用（新カリキュラム対応）と 3・4 年次用（旧カリキュラム対応）に別冊になっており、それぞれ総合科目・文学部科目・国際政治経済学部科目・コース科目・教職課程の順に配列している。

(3) 学生による授業評価

学生による授業評価は、平成 12 年度に第 1 回目を実施し、その後平成 15 年度から毎年度継続して実施している。実施主体は、全学組織の自己点検・評価運営委員会がこれに当たり、実務面は自己点検・評価運営委員会の小委員会（副学長、学務局長、事務局長、及び各学部・各研究科選出の委員各 1 人で構成）が担当している。

アンケート項目は、講義等の科目とゼミナールとに分けており、それぞれに学生自身の自己評価項目も含んでいる。

実施結果は、当該授業担当教員にフィードバックされ、授業内容の改善等の資料として供されている。活用については各教員に任されている。学部学科別、学年別の集計結果は、各年度の『二松学舎大学年報』に掲載している。

(4) FD 活動に対する組織的な取り組み

FD 活動の組織的な取り組みのため、教育開発センターを平成 11 年度に設置した。センターにはセンター長のほか事務職員 2 人(内 1 人は兼務の事務室長)を配置している。センターにはセンター運営委員会が組織され、センター長、各学科・教職課程選出の委員各 1 人、本学卒業の現職教員 2 人の合計 7 人で構成している。

教育開発センターでは、これまでFDに関する次のような活動をしている。

○FD 講演会の開催

・平成 15 年 7 月 23 日(水)

「導入教育から初年次教育へ」

武蔵野大学教授

矢内秋生氏

・平成 16 年 12 月 18 日(土)

「動機づけ理論を踏まえた授業運営」 法政大学助教授

藤田哲也氏

○大学教育学会への加入、大会・研修会への参加。

○自己点検・評価の重点項目に『授業計画(シラバス)』『学生による授業評価アンケート』を取り上げ、分析の結果を報告。

(5) 学生の満足度調査

学生の満足度調査として、平成 13 年 4 月に「大学の諸制度等に関するアンケート」を実施した。この調査は、文学部は 3 年次生、国際政治経済学部は 2 年次生を対象とし、本学の教育制度など学生生活全般にわたる事項について、学生の生の声を聞くために実施したものである。質問項目は、カリキュラム、履修登録、授業内容、学生生活上の問題点、学生相談室、図書館、学生食堂、学生ホール、スクールバス、情報関係施設、事務の窓口対応、大学生生活の満足度など 15 項目で、ほかに自由記述の欄を設けている。

調査結果は、『二松学舎大学の現状と課題』第 3 輯（平成 14 年 10 月発行）に掲載した。

さらに、平成 14 年 2 月に卒業年次生を対象とする調査「大学の諸制度等に関するアンケート」を実施した。調査項目は、前記の在学生対象のものとは別途にたてられているが、大学生生活全般にわたっている。調査結果は、前記『二松学舎大学の現状と課題』第 3 輯に併載している。

これらのアンケート調査結果を踏まえ、学生食堂やスクールバスの運行など施設設備の改善を図るとともに、履修登録方法の工夫など教育システムの改善に役立てている。

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) 学生の学修の活性化を図るためには、教員の指導姿勢と教育技術の向上、さらに学生の学修の活性化のための教育上のシステムを機能させる必要がある。

教育指導方法等は全て個々の教員に任せられている。シラバスは公表されているものの、カリキュラム上の科目内容の適合性、単位認定としての試験内容の妥当性、教育方法の相互啓発といった組織的な改善の体制がとられていない。

(2) シラバス

『授業計画(シラバス)』への掲載項目は、履修科目の選択や授業への出席のための必要な項目は網羅されている。内容については、年々充実したものとなってきているが、教員によってばらつきがある。さらに、カリキュラム上の科目内容との適合性を点検するシステムが明確になっていないのは問題である。

学生のシラバス評価については、毎年実施される「授業評価アンケート」で次の 2 項目により点検しているが、概ね評価されている。

問 A-10 シラバスは学習しやすく書かれていますか。

問 A-11 授業はシラバスに沿って行われていますか。

(3) 学生による授業評価

学生による授業評価が継続して毎年実施されていること、講義科目、ゼミナールとも調査項目がほぼ網羅されていることは評価できる。しかし、評価結果の活用が、教員個々に任されているだけで、これを授業改善に役立たせるための組織的な方策が採られていないのは問題である。また、集計結果が、学部学科、学年別のものは公表されているが、総合科目、専攻科目等の科目区分ごとに集計されていないこと、学生の自己評価との相互関連に基づく集計がされていないこと、また自由記述の欄がないなど改善の必要がある。集計結果の分析がなされていないのは問題である。

(4) FD活動に対する組織的な取り組み

FD活動を組織的に行うために教育開発センターを設置しているが、本格的な取り組みが未だ十分ではない。

(5) 学生の満足度調査

学生の満足度調査は、平成13年度に行って以来実施していない。平成16年3月には九段新校舎が落成し、施設設備等が改善されているが、学生にとって利用しやすいものとなっているか、さらに学部カリキュラムの改定も行われているので、早急にアンケート調査が必要である。同様に、卒業生に対する調査も必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 厳格な成績評価とそれに伴う指導システムを確立する。
- (2) シラバスを組織的に点検するシステムを導入する。
- (3) 研修等の機会を設け、教員の授業方法改善等に資する。
- (4) 学生による授業評価を授業内容改善に結びつけるための組織的な取り組みを行う。
- (5) 学生の満足度調査、及び卒業生の満足度調査を早期に行う。

(授業形態と授業方法の関係)

B群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

- ・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性
- ・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

[現状の説明]

本学の授業は、講義、演習、実習の3形態である。1年次の基礎ゼミ、3・4年次のゼミナールは学生によるプレゼンテーション中心の少人数の演習形式による授業が行われている。

コンピュータを使う情報リテラシー関連科目は実習形態の授業である。文学部においては中国語関係科目及びゼミナール等、国際政治経済学部では専門英語科目、教職課程の開講科目等でコンピュータやLL教室を利用した実習と演習を組み合わせた授業形態により、中人数の双方向的な授業が行われている。その他語学関連科目の授業は少人数または中人数の双方向的な演習形式で行われている。また、健康スポーツ関連の実技科目は実習形態の授業で

ある。

総合科目または専門科目の授業は講義形態で行われている。講義は板書中心の中人数または大人数クラスでの授業であるが、OHP、プロジェクターによるパワーポイント、ビデオによる映像などを利用し、またレジュメや資料を配布するなど、授業内容に対する学生の理解度を高めるための工夫を行っている授業もある。また、講義内容の理解度を高めるため、問題演習を組み合わせた授業を行う科目もある。

文学部においては、1年次生対象の文系情報、古文演習、中国語学基礎演習、国際政治経済学部の1年次生対象の政治学、経済学、法学はクラス分けを行っている。

九段校舎・柏校舎の教室設備一覧は、資料③のとおりである。

[点検・評価][長所と問題点]

基礎ゼミとゼミナールにおける少人数の演習形式により、学生と教員の人格的及び知的交流を通じた授業が可能であり、教育指導上効果的である。

情報関連科目と語学関連科目の場合、少人数または中人数の実習及び演習形式は科目の性格上効果的な授業形態である。

中人数または大人数の講義科目の場合、授業に対する学生の理解度を高めるために種々の機器を利用し、またレジュメを配布するなどの工夫を行っているのは評価できる。しかし、そのような授業方法の効果を検証し、どの点において効果的であるかを明確にする必要がある。さらに、板書を利用する授業も効果的であるので、その効果を高める授業内の工夫も必要である。

科目間の関連性を考慮した授業の組織的な展開が必要であるが、それに対する取り組みは行われていない。また、多様な入試形態に対応したクラス編成、授業科目の設定、授業内容などの工夫が必要である。

今後はプロジェクター、ビデオなどの機器を利用した授業が増えることが予想されるので、機器の設置などの準備をするとともに、それをを用いた授業方法についての検討が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 授業科目間の関連性を考慮した授業の展開を可能にするため、それに対する組織的な取り組みを行う。
- (2) 多様な入試形態に対応したクラス編成、授業科目の設定、授業内容などを含めた授業方法を検討し、実施する。
- (3) プロジェクターやビデオなどのマルチメディア機器を用いる授業について、その授業効果を高めるための授業方法についての組織的な検討を行い、実施する。

(国内外における教育研究交流)

【学部 共通】

- B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
 - ・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- C群・外国人教員の受け入れ体制の整備状況
 - ・教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

【大学院 共通】

- B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況
 - ・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- C群・国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況
 - ・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性
 - ・教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性
 - ・国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

〔現状の説明〕

本学の国際交流は、平成7年9月に「国際交流センター」を開設し、「国際交流委員会」が組織され本格的なスタートを切った。それ以前にも外国人研究者及び外国人留学生の受入れ、外国人研究者を招いての講演会などの活動は行われてきたが、本学において「国際交流」を専門の所掌業務とする部署並びに委員会を設置し、国際交流推進のための機能・システムを整備したのはこれが初めてのことであった。

平成9年度には、数年にわたった審議を経て、本学の「国際交流の基本方針」が次のように制定された。

〈本学の国際交流の在り方（基本方針と将来計画）〉（平成9年度制定）

①基本方針

本学の建学の理念を基盤とし、アジア・太平洋地域を中心とした世界の複数国・地域、複数校との交流を目指す。また、中華人民共和国と台湾（中華民国）の問題は、教育研究機関として双方平等の交流を行う。

②計画

- ・短期：短期海外語学研修実施先である、北京大学歴史学系（中国）と西シドニー大学マッカーサー校（オーストラリア）との交流協定締結を行い、交換留学制度を整備する。
- ・中期：韓国、台湾の大学との交流協定締結を目指し、その他の地域の大学との交流の可能性について調査・検討する。
- ・長期：全体として10～20人程度の交換留学生の派遣及び受入れを行う。また、国際政治経済学部の全学生を対象とした、一定期間の海外派遣を検討し実施する。

これを契機に本学の海外大学との学術・学生交流活動を具体化する動きが加速し、海外大学との交流協定書の締結や学生交換留学制度制定のための諸規程など、国際交流を推進するために必要な学内の整備事項を着実に推し進めた結果、平成 11 年度には本学初の海外協定校となる中国・北京大学（歴史学系）と、続いてオーストラリア・University of Western Sydney、Macarthur（現 University of Western Sydney）、台湾・中国文化大学の 3 大学との交流協定の調印に至った。平成 17 年 5 月現在、本学の海外協定校は中国・韓国・台湾・オーストラリアの国・地域に 6 校を数える。

上記の通り、平成 9 年度以降着実に国際交流を推進し、短期・中期計画で見込んだ計画を逐次実現してきたが、国際教育交流を取り巻く激しい社会情勢の変化、また本学全体のビジョンに対応させるには、新たな「国際交流の基本方針」を策定する必要性が生じ、平成 15 年度に「基本方針」を見直す作業に取り掛かることとなった。「基本方針」の改訂作業は平成 15 年の 11 月から行われ、数回にわたる委員会での審議・検討を経て、平成 16 年度初めに終了した。その成果は「本学の国際交流について」（平成 16 年 3 月制定）という形で表され、現在本学はこの方針に沿って国際交流を推進している。

概要は次のとおりである。

〈本学の国際交流について〉（平成 16 年 3 月制定）

①海外協定校：「現海外協定校との関係強化と更なる海外協定校の拡充を目指す」

※特に本学の学術研究分野での国際化を図る。

②外国人留学生の受入れ：

「外国人留学生の受入れを今後も継続し、学内活性化を行う」

※適正な入学選考による適正規模の受入れを行う。また、母国での教育課程で英語を学習していない者への対応を検討する。

③本学学生の海外留学：

「留学形態の多様化を推進するための『認定留学制度』を創設する」

※多様な留学形態を認定し、学生の留学機会の拡大を図る。

④国際学術交流の推進と国際交流センターの役割：

「海外の大学・研究機関との学術交流支援を国際交流センターが行い、機能を強化する」

※各学部、研究科、研究所の国際的な学術活動が円滑に実施されるよう、国際交流センターがサポートする。

[点検・評価] [長所と問題点]

このように本学の国際交流活動が軌道に乗りその成果を上げた背景には、平成 9 年度に行った国際交流センターと国際交流委員会の役割・機能の見直しがある。それまで本学の「国際交流委員会」は、国際交流センター内に置かれた審議機関としての位置付けであり、委員会構成員もセンター長に加えて、各学部 2 人ずつ選出された委員、大学院文学研究科選出委員、センター事務室長の 7 人体制で運営されていたものを、各学部・各研究科の長、学務局

長、事務局長を加え、更に副学長が委員長となる「全学委員会」に格上げを行い、本学全体の国際交流政策を審議・検討する委員会へとその姿を変えた。一方、国際交流センターには、国際交流委員会で審議・検討された内容を速やかに実現させるための「実行機関」としての役割を明確に持たせることとなった。

この大幅な組織体制の見直しにより、それまで学内のコンセンサス構築や調整作業に多大な労力と時間を費やしていた問題が大きく改善された。

現在、国際交流委員会は、全構成員が出席する「本委員会」（原則として毎月1回開催）と、国際交流センター長と国際交流委員会の構成員の中から選出された委員によって開催される「小委員会」（適宜開催）によってその議事運営が行われている。本委員会では、本学の国際交流全般に係る諸問題や重要事項について審議・検討が行われ、小委員会では特に重要な審議事項についての事前検討や国際交流センターの事業運営方法について審議・検討が行われ、本委員会へ上程される仕組みとなっている。

また、平成15年度に制定された「国際交流の基本方針」は、本学の建学の理念を基にして東アジア諸国との結びつきを強めようとする文学部・国際政治経済学部のカリキュラム改革や、平成16年度に採択された21世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」とも十分に整合性が保たれているもので、今後本学がとるべき国際交流推進のビジョンとして十分に耐えられるものであると思われる。

本学の国際交流推進のための学内組織体制、及び基本方針は、平成7年以降に培われた10年余りの経験と実績に基づき、また国際教育交流を取り巻く社会情勢を逐次取り入れて形成されてきたもので、今後3～5年程度の中期目標を達成するための組織・方針としては、十分に機能するものであると思われる。しかしながら、謳われた基本方針を着実に成果に結び付けて行くためには、次のような課題を解決していくことが必要である。

①海外協定校の拡充について

本学と海外協定校との交流は、国際交流の諸活動を包括的に網羅した協定書を基に行われてきたが、その主たる目的は「学生交流」に置かれていた。今後は、現協定校との関係強化を進め、学生交流だけでなく学術研究交流の推進を図ることが必要である。

②外国人留学生の受入れ

本学での学位取得を目指す優秀な外国人留学生を今後も継続して受入れていくことは、日本人学生の目的意識向上などにも繋がり、学内活性化のためにも必要不可欠な政策である。今後も適正な入学選考基準に基づく適正な規模の学生（学部定員の5%程度、約120人）を受け入れる。

③本学学生の海外留学

本学学生に対する単位化された留学制度は、海外協定校との協定に基づく「交換留学制度」と、夏季に実施される「短期海外研修」（語学研修）のみである。現状のままでは多様化する学生のニーズに応えることが不可能であるため、早期に「認定留学制度」を導入することが求められ、その実現に向けたルール作り、諸規程の整備に取り掛かることが必要である。

④国際学術交流の推進と国際交流センターの役割

国際学生交流の分野で主体となるのが国際交流センターであるのと異なり、国際学術交流の分野で主体となるのは各学部、研究科、研究所である。国際交流センターはあくまでも海外研究機関との交渉・調整機能を担うのみであるが、各研究組織がそれぞれ企画・立案する国際学術交流プロジェクトについて、海外協定校の存在を十分に紹介し、国際学術交流のカウンターパートに現在の海外協定校を選定してもらうような積極的な働き掛けが必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

前段で挙げた課題を解決するための具体的な方策として、次のようなことが考えられる。

(1) 海外協定校の拡充について（学術研究交流の推進）

海外研究機関との交流を推進するためには、第一に本学教員・研究者の意欲と問題意識が鍵となるが、大学組織としても働き掛けを行うことが欠かせない。例えば、現在日本語版のみで運営されている本学の公式ホームページを、少なくとも英語・中国語・韓国語の3カ国語を加えた4カ国語での運用体制に改め、本学研究者の研究領域等を紹介するページを加え、海外研究者の本学及び教員個人へのアクセスを容易にする。一方、海外協定校の研究分野や研究者の紹介を国際交流センターが今以上に両学部・両研究科に対して実施していく。

(2) 外国人留学生の受け入れ

外国人留学生の入学選考については、現在のところ問題はないと認識しているが、入学後の学習支援については、次のような改善を行う。

（留学生専用英語科目、古典文法学習科目の設置）

中国の東北地方出身学生に見られる母国の中等教育課程で英語学習経験のない学生に対して、単位付与を伴う基礎英語科目を設置する。また、文学部においては、外国人留学生のための日本語古典文法の教授など、カリキュラム上の対応を行う。

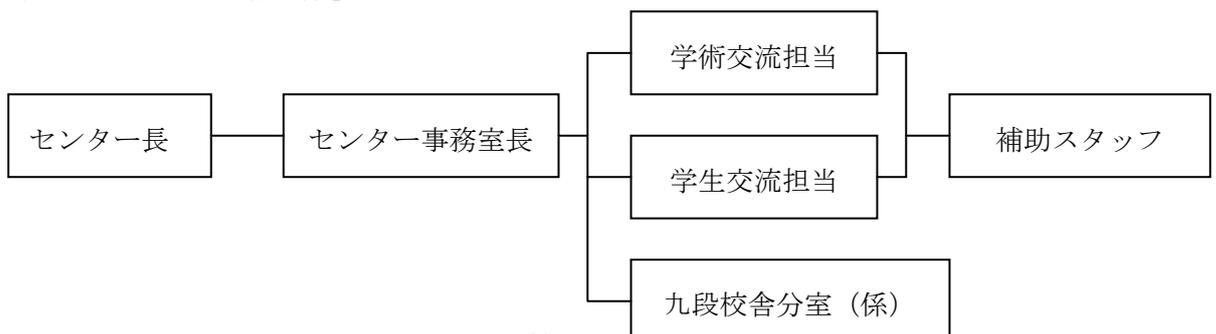
(3) 本学学生の海外留学

「認定留学制度」の早期制度化に向け、他大学の実施状況や認定条件などを調査し、本学の認定基準を独自に設定し、学内の諸規程等の整備を進める。また、「認定留学制度」の範囲には、海外インターンシップや語学留学も含めて検討する。

(4) 国際学術交流の推進と国際交流センターの役割

国際交流センターの機能強化を図るため、次のような組織体制の構築を検討する。

[国際交流センター組織図案]



(国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置)

[現状の説明]

本学の国際レベルでの教育研究交流の概要は、大別すると①21世紀COEプログラムに関連した活動 ②国際政治経済学研究科国際政治経済学専攻の東アジア経済・ビジネスプログラムに関連した活動 ③海外協定校との交流協定に基づく活動 ④本学教員の個人研究領域に関連した活動の4つに分類することができる。

(1) 21世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」

平成16年度の21世紀COEプログラムに採択された本学のこの研究は、本学建学以来の伝統である漢文研究を日本国内に留まらず世界を視野に入れて追求し、漢字文化の再生と発展に寄与することを目的に行われている。平成14年に設置された国際漢字資料文献センター（現東アジア学術総合研究所、漢字文献資料研究部）を土台とし、日本漢文学関係資料の調査・集積、外国人研究者を含めた世界的な交流ネットワークの構築と国際シンポジウムの開催、若年研究者・専門家の養成、漢文教育再生のための教材の開発などが行われている。

(2) 国際政治経済学研究科国際政治経済学専攻の東アジア経済・ビジネスプログラム

平成16年度に大学院国際政治経済学研究科（修士課程国際政治経済学専攻）に新たに設けられたこのプログラムは、東アジアの経済・ビジネスに焦点を当て、高度な専門性と能力を有する職業人の養成を行い「理論」と「実務・応用」との融合を図ることを目的としている。講師陣にも国際的ビジネスシーンで活躍している実務家・専門家を招き、また定期的に国際経済シンポジウムを開催するなど、積極的に実社会との接触を図っている。

(3) 海外協定校との交流協定に基づく活動

本学の海外協定校は平成16年度現在5校で、その内訳は中国・北京大学（歴史学系）、韓国・成均館大学校、台湾・中国文化大学、豪州・西シドニー大学、シドニー工科大学となっている。これらの協定校とは、毎年度定期的な教員の相互訪問の実施とそれに合わせた記念講演会などが行われている。

(4) 本学教員の個人研究領域に関連した活動

本学の海外研修助成、特別研究員制度、海外研究旅費助成等を活用した海外の研究渡航が毎年度行われている。学会発表、講演、資料収集等の目的で渡航した専任教員数（延べ人数）で平成14年度39人、平成15年度23人、平成16年度43人である。

また上記のような活動を推進するために次のような諸制度が学内に整備されている。

①学校法人二松学舎教育研究助成制度

本学教員の教育研究を目的とした海外渡航に対して、毎年度3人以内に旅費の助成を行っている。

②二松学舎大学特別研究員制度

本学において5年以上の勤務経験を持つ専任教員に対して、毎年度各学部1人ずつ10ヵ月以上1年以内の海外研究・研修に助成が行われている。

③二松学舎大学客員教授・客員研究員制度

標記の制度により、本学での研究活動を望む海外の優秀な研究者の受け入れを行っている。

(5) 外国人教員・研究者の受け入れ体制

現在、本学では、外国人教員の受け入れ制度として、「二松学舎大学客員教授・客員研究員に関する規程」及び「二松学舎大学特別任用教授に関する規程」に基づく制度がある。特別任用教授については、外国人で外国の研究機関等から招聘した者、又は海外の研究機関等から派遣された者については、給与等の支給の特例措置が規定されている。本学専任教員に準じた基本給の支給並びに住宅手当、住宅確保のための準備金、赴任旅費等の支給ができることになっている。これまでにこの規定により1人（中国・浙江大学）を平成15年度と平成16年度に受け入れた。

[点検・評価] [長所と問題点]

上記の諸制度のうち本学教員の海外渡航に伴う活動については、毎年度確実に実施されており十分な成果を挙げているように思われる。しかし、海外研究者の受入状況は、大学機関として若干物足りない。

学内の諸制度を検討すると、国際レベルでの教育研究交流を推進するために必要なシステムは完備されていることが伺える。然しながら、より一層の交流を推進するための予算的裏付けが十分に為されているかといった観点では、疑問を生じる部分もある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

国際教育研究交流を推進して行くためには、十分な財政的な裏付け（予算措置）が必要であり、今後法人本部との協議を通じて予算の拡大を図ることが必要である。特に「客員教授・客員研究員制度」を活用した海外研究者の受け入れについては改善の余地があり、今後本制度の運用について検討する。

4 学生の受け入れ

目標

- (1) 建学の精神（理念）と教育目標を理解した学生を受け入れる。
- (2) 多様な学生を受け入れるために、入学者選抜方法の多様化を図るとともに、定員確保につとめる。
- (3) 入試種別の入学定員の適正化を図る。
- (4) 入学者を入試種別に分類し、追跡調査し、入学試験の適正化をはかる。

◎文 学 部

（学生募集方法、入学者選抜方法）

A群 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、特に複数の入学者選抜方法を採用している場合は、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

〔現状の説明〕

本学部の学生募集は、国文学科、中国文学科とも AO 入学試験、推薦入学試験、一般 A 方式入学試験、一般 B 方式入学試験、一般 C 方式入学試験（大学入試センター試験利用入試）、及び社会人入学試験、留学生特別入学試験、海外教育経験者入学試験によっている。他に、学部 3 年次への編入学試験を実施している。

それぞれの試験の選抜方法等は、次のとおりである。

①AO 入学試験

AO 入学試験は、平成 14 年度入試から導入した。エントリーシートによる 1 次選考、その合格者に出される課題研究、その口頭発表と質疑応答による 2 次選考の 2 段階選抜を実施している。試験は、9 月に行っている。

②推薦入学試験

推薦入学試験には、附属高等学校推薦、指定校推薦、提携校推薦、一般推薦（公募制）、卒業生子女推薦がある。試験は、例年 11 月中旬に行っている。平成 17 年度は、11 月 11 日に実施した。

附属高等学校推薦は、附属高等学校、附属沼南高等学校の 2 校から推薦があった受験生について書類選考で合否を決定している。

指定校推薦、提携校推薦は、面接及び書類審査により合否を決定している。

一般推薦（公募）は、国語の基礎学力テスト、面接及び書類審査により合否を決定している。なお、中国文学科で外国語（中国語及び韓国語）の応募資格で出願する者については国語の基礎学力テストは行わず、面接試問及び書類審査で合否を決定している。

また、書道で出願者できるものについては、面接の際の参考資料とするため書道の実技を課し、面接試問と書類審査によって合否を決定している。

卒業生子女推薦は、祖父母、両親、兄弟姉妹に本学出身者がいる場合に出願できる制度で、小論文、面接及び書類審査により合否を決定している。

③一般A方式入学試験

一般A方式入学試験は、例年2月初旬に行っている。平成17年度は、2月2日に実施した。試験科目は、国語（必須）の他に、英語、中国語、韓国語及び社会（日本史）のうちから1科目選択する2科目型入試である。中国文学科については、このほかに選択科目に書道（実技）を加えることができる。

④一般B方式入学試験

一般B方式入学試験は、例年3月初旬に行っている。平成17年度は、3月9日に実施した。試験科目は、国語の現代文、古文、漢文及び小論文から1科目を選択して解答する入試である。中国文学科については、書道（実技）を選択することができる。

⑤一般C方式入学試験（大学入試センター試験利用方式）

一般C方式入学試験は、大学入試センター試験を利用した入試で、本学独自の試験は実施していない。大学入試センター試験で合否判定に利用する科目は、国語は、近代以降の文章が必須で、古典は、古文・漢文いずれか高得点の成績を利用する。外国語は、英語・フランス語・ドイツ語・中国語・韓国語から1科目。他に地理歴史、公民から1科目としている。

⑥社会人入学試験は、10月下旬に実施している。小論文と面接により合否を決定している。

⑦外国人留学生特別入学試験は、2月のA方式試験と同日に実施している。日本語の筆記試験と面接試験で合否を決定している。

⑧海外教育経験者特別入学試験は、小論文と面接試験を実施している。

⑨編入学試験

編入学については、入学定員枠は設けていないが、若干名の募集を例年10月に行っている。試験は、国文学科は、日本語学・日本文学に関する専門基礎知識の筆記試験と面接試験、中国文学科は、中国文学・思想に関する専門基礎知識の筆記試験と面接試験を実施している。

各入試の実施状況は、『大学基礎データ調書』表13、及び資料④のとおりである。

【点検・評価】[長所と問題点]

本学部の学生募集は、長い間推薦入学試験、一般A日程入学試験、一般B日程入学試験及び社会人入学試験を実施してきた。平成12年度の学生募集で大学入試センター試験を利用した一般C日程入学試験を導入し、さらに平成14年度入試からAO入試を導入、平成15年度入試では外国人留学生入試、海外教育経験者入試を導入した。平成16年度入試では、一般入試のA日程、B日程、C日程の名称をA方式、B方式、C方式に改め、現在の募集方式が確定した。学部3年次に入学を許可する編入学試験は、定員枠は設けていないものの30年以上の実績がある。

上記のような多様な募集方法により、高等学校卒業者、大検合格者、海外教育経験者、社

会人、外国人留学生、さらに編入学試験の実施による短期大学卒業生と広く門戸を開放しており、これに選抜実施方法（出願資格、試験日程、試験科目）の違い等により応募者が出願しやすく工夫している。

募集方法、入学者選抜方法等は、毎年度見直し、改善を図っていることは、評価できる。

試験毎の募集定員は、AO入試 20 人、推薦入試 200 人、一般A方式 100 人、一般B方式 40 人、一般C方式 40 人、その他の特別入試は若干名としているが、平成 17 年度入試結果では『大学基礎データ調書』表 13、表 15 に示すとおり、推薦入学者の割合が非常に高くなっていることは、問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

全入学者に対する推薦入学者の割合が高いので、これを是正する方策が必要である。

(入学者受け入れ方針等)

A群 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

C群 学部学科等のカリキュラムと入試科目との関係

[現状の説明]

本学部は、本大学建学の理念を受け、東洋の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を備えた国際性豊かな有為の人物を養成することをねらいとし、国文学科、中国文学科を設置して教育界をはじめ産業界など社会のあらゆる分野で活躍できる人材を育成することを目的としている。

これらの理念・目的を達成するため国文学科・中国文学科のもとに国文学専攻、映像・演劇・メディア専攻、日本語・日本文化専攻、中国文学専攻、日本漢学専攻、中国語専攻、韓国語専攻、書道専攻、比較文学・文化専攻、東アジアの文化と社会専攻の 10 の専攻を置いて教育研究を行っている。

したがって本学部の入学者受け入れ方針も、本学部の理念・目的に共鳴する受験生を、多様な選抜方法をもって選考し、受入れることにある。すなわち

- (1) 東洋の学術文化に興味を抱き、国文学科または中国文学科及びそのもとに置かれた専攻に関する学術を学ぶことを目指す者
- (2) 中学・高等学校の教員を目指す者
- (3) 両学科に設置された専攻を学ぶことを通して各界で活躍できる資質を身につけようとする者

などを受入れることにある。

入学試験は、本学部の理念・目的をよく理解し、本学部を第 1 志望とする受験生を多く入学させるという趣旨から、推薦入学を早くから実施してきている。さらに一般入学試験は A 方式、B 方式、C 方式の入試を実施し、平成 14 年度からは AO 入試を導入することとなった。

本学部の平成 17 年度入学者選抜における入学試験科目は、次のようになっている。

推薦入学・・・国語の基礎学力テスト（現代文・古文・漢文の全てを含む）を課す。

中国文学科においては、中国語・韓国語・書道の出願資格（いずれも高等学校の「調査書」教科の評点平均値 3.5 以上）で受験できる。中国語・韓国語による出願者には面接試問で、書道については半紙作品の揮毫。

一般 A 方式・・・国語 I・II（現代文＜必須＞。古文・漢文のいずれか選択）配点 100 点
選択科目（英語・中国語・韓国語・日本史・書道＜中国文学科のみ＞から 1 科目選択）配点 30 点

一般 B 方式・・・次の科目から 1 科目選択。配点 100 点
現代文（国語 I・II）、古文（国語 I・II）、漢文（国語 I・II）、小論文、書道（中国文学科のみ）

一般 C 方式（大学入試センター試験利用方式）

国語〔国語 I・II〕（近代以降の文章は必須。古文・漢文はいずれかを選択）配点 300 点

外国語（英語・フランス語・ドイツ語・中国語・韓国語から 1 科目）配点 200 点

地理歴史・公民から 1 科目。配点 100 点

以上のように、国文学科、中国文学科という学科の性格上、国語に重点を置いた選抜方法をとっており、さらに学部学科に設置された専攻との関係から、中国語・韓国語・書道による受験が可能となるよう配慮している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

入学者受入れ方針と学部の理念・目的・教育目標との関係は適切である。

入学者受入れ方針に基づき、多様な入学者選抜方法をとることにより入学者を安定的に確保していることは評価できる。しかし、全入学者にしめる推薦入学者の割合が高いこと、入学者のなかに基礎学力が不足している者が多くなってきていることは問題である。

本学部は、伝統的に国語に重点をおいた入試を実施している。近年、国語のうち漢文の取扱いを変更した。従来は、国語は現代文、古文、漢文とも必須としていたが、高等学校での漢文の学習時間が減少したことに配慮し、古文又は漢文のどちらかを選択する方法に変えた。この措置とあわせて、大学入学後の漢文学習については、かつては「漢文入門」の科目を中国文学科に設置し必修としていたが、平成 16 年度のカリキュラム改定でもこの趣旨を踏襲し、中国文学科に「中国学入門」（必修）、中国文学専攻・日本漢学専攻に「中国文学演習①」（漢文の基礎読解法）の科目を配置した。また、国文学科においても必修科目として「古文演習」を設置するなど、それぞれ教育上の適切な対応をしていることは評価できる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

基礎学力が不足している入学者に対する導入教育の徹底を図る。

(入学者選抜の仕組み)

B群・入学者選抜試験実施体制の適切性

- ・入学者選抜基準の透明性

[現状の説明]

本学部の入学者選抜試験は、「二松学舎大学入学者選抜実施規程」に基づき実施している。

①入試委員会

入試に係わる事項を審議する委員会として、入試委員会を置き、入学試験の制度に関する事項、入学者選抜実施要領案（入試日程、募集定員、入試科目等）、各入学試験実施要領案（試験室の設定、試験監督、警備体制等）の作成、学部学生募集対策（大学説明会、高校訪問等）などを担当している。入試委員会は、国文学科3人、中国文学科3人計6人の委員で構成しており、原則として毎月1回開催している。

AO入試については、学部常設の入試委員会とは別にAO入試委員会を設置し、AO入試実施にかかわる全ての業務（募集に関する業務、課題の作成、試験の実施等）を担当している。AO入試委員会は、学部教員4人と事務職員2人の計6人で構成し、委員の委嘱は学長が行っている。

②入試問題作成委員会

入試問題の作成については、入試委員会とは別に入試問題作成委員会を組織し、委員は学長が任命している。

③入学試験実施本部

各入学試験実施（AO入試を除く）に当たっては、学長を本部長とする入学試験実施本部を置いている。実施本部の構成員は、学長、副学長、学部長、学務局長、入試委員長である。本部は、入学試験実施要領に基づき、入学試験を完全に遂行できるよう関連業務を統括すること、不測の事態が発生し、試験業務の遂行が危ぶまれるときの対策を講ずることが、その任務である。

④入学試験の実施

各入試は、入試委員会で作成した入学試験実施要領案を教授会で審議の上確定し、それに基づき実施している。試験監督は、1試験室に複数の専任教員を配置し、試験室の責任者を決めて実施している。さらに警備関係は事務職員が分担しているが、その責任者は、入試委員長が兼務している。実施に当たっては、実施本部とは別に入試業務管理室を置き、学部長、入試委員長による監督者への説明、入試課職員を中心とした事務職員による試験業務の処理等、実質的な試験場本部の機能を持たせている。

⑤入学者選抜基準等

入試種別ごとの「合否判定基準」は、あらかじめ入試委員会が原案作成し、教授会で審議決定している。

合否判定に当たっては、入学試験の採点終了後、入試委員長、入試委員のほか入試

業務担当の部課長が加わって合否原案を作成し、その原案を学長、学部長、学科主任、入試委員長などの出席する資料整理会議で確認したうえで教授会に上程している。

【点検・評価】【長所と問題点】

入試委員会による入試実施要領案の作成、教授会の審議、入試実施本部の設置、入試業務管理室の設置など、入試実施体制は確立されている。

入試問題の作成については、入試問題作成委員会が毎年度組織され、学部長が責任者となって科目別の検討部会、全体会、最終確認などを経て入試問題を作成している。

しかしながら入試委員会と入試問題作成委員会が別組織であり、両者の連絡が緊密でないのが問題である。入試科目や試験時間・配点を検討するのが入試委員会であり、入試問題作成委員会は、それを受けて問題作成を担当するが、その狙いや意図まで十分に汲み取れていないところがある。また、逆に入試問題作成委員会での問題作成の実態や入試採点の結果を、入試委員会が把握しきれていないところもあり、両委員会の連携の工夫が必要である。

各試験とも、成績上位者から合格者を決定する原則は貫かれており、試験の公平性は守られている。一般入試においては筆記試験の結果が点数化されているが、面接を課している推薦入試、社会人入試、海外教育経験者入試、外国人留学生入試などについては、現在のところ面接結果は、標語によっており、積極的に合否判定に利用するためには、点数化などの工夫が必要である。なお、一般A方式試験の選択科目の平均点に一定基準以上の差がでた場合は、偏差値を利用した判定を行っているが、一般B方式入試（国語のみの入試。現代文、古文、漢文、小論文から選択する1科目入試。中国文学科にあつては上記の選択科目に書道を加える。）においては、現代文以外の選択科目受験者の数が少ないので、選択科目間の得点調整が困難であり、志願者数の比例配分で合格者を決定している。これがベストであるか再検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試委員会と入試問題作成委員会の連携強化を工夫する。

面接結果を積極的に合否判定に活用するため、点数化などについて検討する。

（入学者選抜方法の検証）

B群 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

入学者選抜方法の検証は、入試委員会が、次年度入試に向けた対策として、前年度の入試結果を踏まえて入試日程、出題科目、募集定員配分、募集広報、さらに推薦入学の指定校、推薦基準等について行っている。さらに自己点検・評価の一環として毎年度重点項目を取り上げて点検・評価している。

入試問題については、学部長の下で入試問題作成委員会が、科目部会、全体検討会、最終確認のための会合をそれぞれ開催して確定している。問題の印刷についても3度の校正を行

い、入試直前に最終確認するなど、遺漏がないよう細心の注意を払っている。

問題の難易度や出題数についての配慮は、年々深まっており、大学入試として適切であることが強く意識されている。国語においては、国語Ⅰ・Ⅱであることが確認され、漢字の読み書き、語彙、文法、文学史などの設問の難易度が安定するようになった。日本史や英語においても主要な高校の教科書を参照して、問題が適切であるかどうかを点検している。出題文の出典明記や文章表記の原則も整えられ、揺れがなくなった。出題の方法や作成手順は、ほぼ確立されたと言ってよい。

[点検・評価] [長所と問題点]

現在の入試問題の検討方法と手続きとは厳密で、高い成果を上げている。ただし、外国語（英語・中国語・韓国語）は、出題スタッフが限られるため、見直しの人数が限定されており、改善の余地がある。

入試問題の難易度については、一般A・B方式入試の国語については、従来、あえて難易度の高い問題が出題されてきた傾向がある。これは「国漢の二松学舎」として相応しさが求められていたことに伴う措置であるが、受験生の質が変化したことにより、その特色が逆に入試問題としての妥当性を欠く印象を与え、受験生離れを招く要因ともなった。その意味でも、学外関係者による検証制度を導入する必要がある。

入試問題の作成にあたって、本学の過去の問題を十分に調べ、問題の類似や重なりがないように留意することは従来から心がけられており、問題になったことはない。ただし、国語の問題に関して全国の大学の入試問題を漏れなく点検することはできていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

入試問題の作成については、高等学校の新学習指導要領の十分な理解に基づく出題範囲、内容の検討が必要である。

(アドミッションズ・オフィス入試)

C群 アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

[現状の説明]

文学部においては、平成 15 年度入試からアドミッションズ・オフィス入試（以下「AO入試」という。）を導入している。出願資格は、高等学校卒業見込み者、卒業者、大検合格見込み者・合格者など大学入学資格があるものはどなたでも出願できる。高等学校の調査書等成績表の提出は求めている。募集人員は 20 人である。

「21 世紀の初頭に生きる私たち、二松学舎大学文学部は、この新しい時代の文学・文化を創りだしていく有能な人材の育成を目指します。はっきりとした目的をもち、意欲的に自分を高めていくことのできる人、豊かな感性と論理性によって、自分自身を表現できる人、自発的に目的に取り組める人。このような入学者を求めます。」と、アドミッションポリシーを示している。

AO 入試実施に当たっては、学部入試委員会とは別に AO 入試委員会を設置している。委

員会は、学部教員 5 人、事務職員 2 人計 7 人で構成し、AO 入試に係わる全ての業務を担当している。委員は学長が委嘱している。合格者の決定は、AO 入試委員に学長、学部長等が加わる AO 入試判定委員会が行い、学部教授会で事後に承認手続きをとっている。

AO 入試導入後の志願者・合格者・入学者の状況は、『大学基礎データ調書』表 13 のとおりである。

平成 17 年度 AO 入試は、次のような日程で行った。

AO 入試説明会・・・6 月中旬から 7 月中旬にかけて 3 回実施した。

エントリー期間・・・6 月 19 日から 7 月 30 日。エントリーシート（どのような目的で入学しようとしているのか、どのように勉強したいかなどの構想を、具体的に 2,000 字程度で記載する。）の提出。

1 次選考・・・提出されたエントリーシートに基づく選考。

1 次合格発表・課題提示・・・8 月 9 日。合格者には、合格通知と課題を提示。

課題制作・・・与えられた課題について、調査し、組み立ててレポートにする。レポート作成中に不明な点は、E-mail 及び FAX での質問に応じしており、本学教授が対応している。

2 次出願・・・締切日 8 月 30 日。課題レポート、出願書類の提出。この出願に当たって受験料納付。

2 次選考・・・9 月 19 日（日）・20 日（月／祝）。提出されたレポートに基づき口頭発表。発表内容について質疑応答。課題レポートの内容と口頭発表、質疑応答をもとに合否を判定する。

2 次合格発表・・・9 月 22 日

入学手続き締切・・・10 月 4 日

入学準備教育・・・翌年 4 月の入学式までの間を準備期間として入学準備教育を実施。

2 次合格者に対し、国語（読み書き取り、古文、漢文の基礎的な問題集を送付し、自学自習を求めた。）

合格者の在学する高等学校には、本人の了解のもとに本学 AO 入試に合格していることを通知し、入学準備教育を実施することを報告している。

[点検・評価] [長所と問題点]

AO 入試は、「詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適正や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する方法」と規定されている。さらに、受験生自らの意志で出願できる公募制（高等学校の調査書や推薦書は不要）である。大学は、求める学生像や受験生に求める能力・適性等を明確にし、公表する必要がある。そのうえで受験生の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に評価するよう努めなくてはならない。

本学部は、AO入試を導入して間もないが、上記のAO入試の趣旨に沿って選抜方法等を工夫し、改善してきた。

平成18年度入試に向けて、これまで1次選考ではエントリーシートに基づく選考を行っていたが、さらに課題レポート（原稿用紙10枚以内）の提出を課し、文学部に適しているか、課題を理解しきちんと調査されているか、自分の考えをしっかりと述べているか、文章表現は適切か、原稿用紙の使い方は適切かなど多面的に審査することとし、2次選考ではグループディスカッションを行うこととしている。また、これらのことを公表しているなど改善の努力をしていることは評価できる。

入学手続きを終えたものに対しては、課題を与えているが、入学準備教育の面から、なお一層の工夫が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

AO入試を導入して3年目であり、追跡調査等には時間を要するが、選抜方法は、今後とも改善を重ねていく。

入学手続き終了から入学までの期間を利用した、入学準備教育についてはなお一層の工夫が必要である。

さらに、意欲を持って入学した学生の入学後の指導体制、能力、適性、関心や意欲等を伸張させるための指導体制の確立が必要であろう。

(入学者選抜における高・大の連携)

C群・推薦入学における高等学校との関係の適切性

- ・入学者選抜における、高等学校の「調査書」の位置づけ
- ・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

[現状の説明]

(1) 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入学試験には、附属高等学校推薦、提携校推薦、指定校推薦、一般推薦（公募制）、卒業生子女推薦がある。

二松学舎大学附属高等学校、同附属沼南高等学校については、年数度にわたり大学説明会を実施し、さらに事前に両附属高等学校との協議を行い、高等学校長から推薦があった生徒は、面接等を免除し全員合格としている。

指定校推薦については、過去の入試で本学部への志願者が多い高等学校などを対象として毎年審査し、指定校を決定している。指定校には、本学学長から高等学校長宛の文書により推薦基準（調査書の評点平均値）等を明示して推薦を依頼しているとともに、新たに指定校とした高等学校など重点校には、学部教員が高等学校訪問の上推薦を依頼している。

指定校推薦は、面接を行い、可否を決定しているが原則全員合格としている。

一般推薦は、公募制推薦であり、本学部が定めた推薦基準（国文学科は調査書の全

体の評点平均値 3.5 以上、中国文学科は 3.2 以上) に合致し、高等学校長が推薦するものは受験できる。国語の基礎学力テスト、面接及び書類審査により合否を決定している。中国文学科の外国語(中国語または韓国語)の受験資格(いずれも外国語の評点平均値 3.5 以上)での出願者については、国語の基礎学力試験は行わず、面接時の口頭試問により選考している。芸術(書道)の受験資格(書道の評点平均値 3.5 以上)での受験者には、面接資料とするため書道実技を行っている。

卒業生子女推薦については、本学卒業生の子、孫、兄弟姉妹が受験でき、小論文と面接により合否を決定している。

推薦入学については、いずれの入試も高等学校長の推薦書が必要である。合否結果は、高等学校に通知している。

(2) 入学者選抜における、高等学校の「調査書」の位置づけ

本学の入学者選抜試験においては、AO 入試を除く全ての入学試験で、調査書の提出を求めている。

推薦入学試験においては、調査書の評点平均値を利用して出願基準を決めている。さらに一般推薦では、調査書の評点平均値を点数換算し、合否判定の一部として利用している。また、面接を課す試験の資料として利用している。

一般入学試験(A方式、B方式、C方式)では、出願書類として調査書を提出させているが、受験資格の確認に利用する程度で、合否判定には利用していない。

(3) 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

本学では、次のような方法で、高校生をはじめとする受験生あるいは高等学校教員、父母等に大学に関する情報を伝えている。

高校生対象大学説明会

大学パンフレット・大学紹介ビデオ

大学ホームページ

高等学校訪問

高大一貫教育

本学卒業高等学校教員対象大学説明会

高等学校進路指導部教員対象大学説明会

広報誌『學』・広報紙『二松学舎新聞』

高校生を対象とする大学説明会は、オープンキャンパス、キャンパス見学会という形で、九段校舎、柏校舎の両校舎で行われている。平成 16 年度は、合わせて 8 回開催した。学部学科説明、在学生によるキャンパスツアー、模擬授業、学食体験、在学生との対話、入試に関する説明、入試個別相談、資料配布を行っている。

業者が実施している進学相談会には適宜参加しており、教職員が来場者の対応にあたっている。平成 16 年度は、18 回の進路相談会に参加した。

この他に、高等学校からの依頼によって大学・学部の説明や模擬授業を行うこともある。さらに、高等学校の教員や生徒が学校単位で、あるいは個別に本学を来訪すること

があり、この場合は入試委員や入試課が対応している。

大学パンフレット（VISION）には、入試情報、カリキュラム、学生生活、就職情報等、大学に関するあらゆる情報を掲載している。この大学パンフレットは、資料請求者への郵送やキャンパス見学会、オープンキャンパス、大学説明会、本学卒業高等学校教員対象大学説明会、高等学校進路指導部教員対象大学説明会等で配布している。

大学ホームページには、大学の沿革、学部・学科等の紹介、キャンパスライフ情報、公開講座の案内等が載せられており、本学の総合案内的なものとなっている。入試に関しては、入学者選抜実施要領、入試データ等の情報を掲載している。

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) 推薦入学試験は、本来、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する入試である。この場合、調査書や面接、小論文の活用等により、学力検査は極力実施しないことが求められる。本学部では、一般推薦入試において、現代文・古文・漢文を含む基礎学力テスト（解答はマークシート方式）を実施しているが、これは、最低限の基礎学力を持って入学してほしいこと、また調査書のみでは高等学校間の格差を把握できないことなどから実施しているものである。テスト問題には基礎的な学力を見るための工夫を凝らしており、当面は、現行のテスト併用方式を続けることになろう。なお、近年指定校推薦での入学者が一般推薦での入学者に比べ多くなっており、高等学校においては、一般推薦ではどのくらいの成績であれば合格できるのかなど、進路指導上困難になっているのではないかと思われる。高等学校との信頼関係で成り立つ推薦入学の趣旨から言えば問題である。

(2) 「調査書」は、現在のところ推薦入学を除いて、入学者選抜の判定には利用していない。AO入試については、入学手続きの書類として「調査書」を提出させている（卒業見込み者は、高等学校卒業式後の3月31日までに提出）が、これは入学後の追跡調査等で活用するためである。

「調査書」については、推薦入学の応募資格の決定や、合否判定時の資料としては、重要な位置を占めるが、それ以外では、特に問題にはなっていない。

(3) 高校生に対する情報伝達は、文字情報が中心となる傾向がある。オープンキャンパスやキャンパス見学会など、高校生に直接学部学科の学習内容やカリキュラムを説明する機会を多く設け、本学を良く知ったうえで出願されるような工夫が必要である。そのためには大学を挙げた取り組みが必要である。

大学の公式ホームページを利用した情報の発信は、まだまだ不十分である。積極的に情報発信をしなければならない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

高等学校との信頼関係を築くため、特に推薦入学での学生募集対策としても、高等学校訪問や、情報提供に努める。

オープンキャンパス、キャンパス見学会を大学の行事と位置づけ、単に受験生だけではなく在校生、在学生の父母も含めた一大イベントを行い、積極的に大学公開を行う。

ホームページの充実を図る。

(外国人留学生の受け入れ)

C群 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

[現状の説明]

文学部が外国人留学生受け入れのための特別入学試験を導入したのは、平成 15 年度入試からである。留学生特別試験は、外国人で当該国において学校教育 12 年の課程を修了した者などを対象として、日本語の筆記試験と面接試問を行っている。面接では、留学の目的や会話能力に重点を置いた試問を実施している。学部入学後に日本文学・日本文化関係の講義に適応できる日本語能力を求めているためである。財団法人日本国際教育協会が実施している「日本留学試験」や「日本語能力試験」の受験は義務づけていない。

過去 3 年間の試験実施状況は、次のとおりである。

(人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
志願者	6	5	8
合格者	1	2	2
入学者	0	2	2

(注) 入学者は全て国文学科である。

[点検・評価] [長所と問題点]

外国人留学生特別入試の出願書類として、学業成績証明書の提出を求めており、受験生の入学前教育の内容等は出願書類の審査において点検し、面接試問で確認している。本学でも日本語研修のプログラムは用意しており、留学生も受講しているが、入学後直ちに日本人学生と同じ講義を受けることになり、そのために必要な日本語能力に重点をおいた選考をしている。その点で選考が厳しくなっているかもしれない。外国人留学生の入学時期を、例えば 9 月頃とし、翌年の 4 月まで日本語教育の期間とするなどの方策が検討されてよい。日本語研修プログラムを科目等履修生のコース履修生として受講させる方策である。

入学後の授業科目履修については、外国語科目に日本語科目を置いている以外は、留学生としての特別な配慮はしていない。

入学者は、中国、韓国からの留学生であり日本語学校出身者がほとんどである。就労目的の留学生を排除するため日本語学校等の出席状況を証明する書類の提出を求めているが、留学生の受け入れを始めてまだ年数が経っておらず、現在のところ問題はでていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

現時点では慎重に受入れを模索している段階であるが、国際交流の観点からさらに門戸を拡げていく努力が必要である。

(定員管理)

- A群・学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と入学者数の比率の適切性
 - ・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況
- B群 定員充足率の確認の上立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況
- C群 恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

[現状の説明]

文学部の学生収容定員は、国文学科 1,040 人、中国文学科 560 人、計 1,600 人である。平成 17 年度の在籍学生数は、国文学科 1,271 人、中国文学科 790 人、計 2,061 人である。収容定員に対する在籍学生の率は、国文学科 1.22 倍、中国文学科 1.41 倍、文学部合計で 1.29 倍となっている。これを過去 5 年間で見ると次のようになっている。

(各年度の 5 月 1 日現在の在学者数) (人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
国文学科 (収容率)	1,365 (1.31)	1,376 (1.32)	1,371 (1.32)	1,354 (1.30)	1,271 (1.22)
中国文学科 (収容率)	703 (1.26)	717 (1.28)	735 (1.31)	760 (1.36)	790 (1.41)
合計 (収容率)	2,068 (1.29)	2,093 (1.31)	2,106 (1.32)	2,114 (1.32)	2,061 (1.29)

文学部の入学定員は、国文学科 260 人、中国文学科 140 人、合計 400 人である。平成 17 年度の入学者は、国文学科 296 人、中国文学科 222 人、合計 518 人である。入学定員に対する入学率は、国文学科 1.14 倍、中国文学科 1.59 倍、文学部合計で 1.3 倍となっている。これを過去 5 年間で見ると次のようになっている。

(人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
国文学科 (定員倍率)	366 (1.41)	331 (1.27)	338 (1.30)	329 (1.27)	296 (1.14)
中国文学科 (定員倍率)	202 (1.44)	181 (1.29)	184 (1.31)	202 (1.44)	222 (1.59)
合計 (定員倍率)	568 (1.42)	512 (1.28)	522 (1.31)	531 (1.33)	518 (1.30)

編入学定員は、設定していない。毎年度若干名の募集をしており、3年次に受け入れている。受け入れ人数は、次のとおりである。

(人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
国文学科	27	9	6	6	3
中国文学科	4	3	3	1	4
合計	31	12	9	7	7

現在のところ、国文学科、中国文学科とも定員は充足しており、組織改組、定員変更についての可能性を検証する仕組みは導入していない。しかし入学志願者数が年々減少していることもあり、全学改革委員会（学長、副学長、両研究科長、両学部長、図書館長、研究所長、学務局長、事務局長で構成）では毎年のように話題にはなっている。

[点検・評価] [長所と問題点]

収容定員に対する在籍者数の割合は、平成 17 年度は、国文学科 1.22 倍、中国文学科 1.41 倍、学部全体として 1.29 倍であり、過去 5 年間の平均では、国文学科 1.30 倍、中国文学科 1.32 倍、学部全体では 1.31 倍となっている。中国文学科の超過率がここ数年高くなってきているが、超過率だけの数値を見る限り、学部全体としてはほぼ妥当な数といえる。

しかし、入学定員に対する入学者の割合が、平成 17 年度で国文学科 1.14 倍、中国文学科で 1.59 倍、学部全体として 1.30 倍となっており、過去 5 年間の平均でも国文学科 1.28 倍、中国文学科 1.42 倍、学部全体で 1.33 倍となっていることは問題である。特に中国文学科の超過率が高くなっているのは、一般入試での中国文学科の志願者が、国文学科に比べて極端に少ないことから、入学定員確保の方策として推薦入試の指定校を増やしており、結果として入学者の 90%が推薦入学（指定校推薦入学は入学者の 58%）になっているからである。一般入試の志願者が予測できないため推薦入試で入学者を早期に確保したいという意識がはたらき、このような結果となっている。中国文学科の入学者数について、試験種別ごとのきめ細かい対策が必要である。

また、学部全体の入学者の割合が 1.3 倍を超えているにもかかわらず、留年者等を含めた

総在籍者数が、収容定員の 1.31 倍（過去 5 年間）に収まっているのは、中途退学者の数が多きことに起因しており、収容定員の超過率とは別の問題を抱えていることになる。

編入学者については、平成 13 年度に 31 人を受入れているものの、近年は 10 人以下になっており定員設定がない状況では妥当な数といえる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学部の入学者の受入れに当たっては、入学定員の 1.2 倍を目安として行っている。当面この倍率でいくこととなるが、中国文学科の定員管理を厳重にする必要がある。

◎国際政治経済学部

（学生募集方法、入学者選抜方法）

A 群 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、特に複数の入学者選抜方法を採用している場合は、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

[現状の説明]

本学部の学生募集は、AO 入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験、留学生特別入学試験、海外教育経験者特別入学試験によっている。他に、学部 3 年次への編入学試験を実施している。

各種の試験の選抜方法等は、次のとおりである。

（1）AO 入学試験

学力試験ではなく、本学部を第一志望とする者を対象とし、かつ意欲や目的意識等をもつ学生を対象とする入学試験であり、平成 14 年度から導入した。エントリーシートによる 1 次選考を行い、1 次合格者は課題レポートの作成・提出を行う。2 次選考では、課題レポートについての発表と質疑応答を行う。

（2）推薦入学試験

推薦入学試験には、附属高等学校推薦、指定校推薦、提携校推薦、一般推薦（公募制）、特技推薦（公募制）、卒業生子女推薦入学試験がある。

1) 附属高等学校推薦

附属高等学校と附属沼南高等学校の 2 校から、本学部の入学者受け入れ方針に適い、かつ調査書の全体の評定平均値について決められた基準値を超える学生で推薦があった者について書類選考で可否を決定している。

2) 指定校推薦と提携校推薦

面接及び書類審査により可否を決定している。

3) 一般推薦（公募制）、特技推薦（公募制）

小論文、面接及び書類審査により可否を決定している。

4) 卒業生子女推薦入学試験

祖父母、両親、兄弟姉妹に本学出身者がいる場合に出願できる制度で、小論文

文、面接及び書類審査により合否を決定している。

(3) 一般入学試験

A日程入学試験、B日程入学試験、C日程入学試験がある。

1) A日程入学試験

試験科目は、英語、国語の2科目である。

2) B日程入学試験

次の2種類がある。

(ア) 本学の試験方式

試験科目は、英語のみである。

(イ) 大学センター試験利用方式

大学入試センター試験の成績を利用する入学試験である。外国語(英語・フランス語・ドイツ語・中国語・韓国語から1科目)、ならびに国語(近代以降の文章)、地理歴史、公民、数学、理科の中から1科目高得点科目で合否を判定している。

3) C日程(大学入試センター試験利用方式)

上記のB日程入学試験の大学入試センター試験利用方式と同様である。A日程入学試験と同日に合否判定を行っている。

(4) 社会人入学試験

23歳以上で、大学入学資格を有する社会人を対象とする試験であり、小論文と面接により合否判定を行っている。実施日は推薦入学試験と同日である。

(5) 外国人留学生特別入学試験

秋季試験(推薦入学試験と同日に実施)と春季試験(A日程と同日に実施)の2回行っており、試験科目は日本語による作文と面接である。

(6) 海外教育経験者特別入学試験

一定期間以上外国の教育制度に基づき教育を受け、かつ学校教育12年の課程を修了した者等を対象とする試験であり、試験科目は小論文と面接である。実施日は推薦入学試験と同日である。

(7) 編入学試験

短期大学卒業者等を対象とする3年次への編入学試験であり、入学定員枠は設けていないが、募集人員は若干名である。試験科目は小論文と面接試験であり、推薦入学試験と同日に実施している。

各種試験の合格者・入学者数の状況は『大学基礎データ調書』表13-3、及び資料⑤のとおりである。

[点検・評価] [長所と問題点]

指定校推薦入学試験の充実、AO入学試験、大学入試センター試験利用、提携校推薦入学試験等の導入を行うなど、これまで入試制度の多様化を積極的に図ってきた。その結果、18

歳人口が減少する中でも多様な入学者を安定的に確保できている。一方、推薦入学試験による入学者数の比率が高く、一般入学試験の入学者数の比率が低い状況が起きている（『大学基礎データ調書』表 15）。

入試種別の多様化の結果、各試験区分の募集定員が少数となっている（『大学基礎データ調書』表 13-3、表 15）。また、入試制度の多様化に伴い入学者の学力の偏差が大きくなってきているという問題点もある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

一般入学試験の志願者数の増加を図るため、入試科目の見直し、入試問題の検討など、種々の方策を講ずる。

(入学者受け入れ方針等)

A群 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

C群 学部学科等のカリキュラムと入試科目との関係

[現状の説明]

本学部は多様なバックグラウンドと多様な能力をもつ学生を受け入れるため、多様な入学者選抜方法を実施している。

一般入学試験（A、B、C日程）において英語を入試科目として必修としている。とくに、A日程入試とB日程入試（本学の試験方式）においては、いわゆる受験英語の問題ではなく、文章の大意を把握する力と会話の力を測る問題を出題している。これは1年次には「指定英語科目」（4科目8単位）の中から2科目4単位を選択必修とし、2年次と3年次には「専門英語科目」（2科目8単位）を必修にしていることに対応するものである。

一般入学試験（A、B（大学入試センター試験利用方式）、C日程）において、国語を入試科目として必修としている。とくに、A日程入試の国語については、政治・経済・法律及び文化に関連する内容の文章読解力をみる問題を出題している。推薦入学試験、社会人入学試験、編入学試験における小論文では政治・経済・法律・文化を総合的に学ぶという学部の特性に合った出題をしている。これは本学部において、政治・経済・法律・文化を総合的に学ぶという教学内容に対応するものである。

大学・学部等の理念・教育目標をよく理解し、学生生活を積極的な姿勢で送ろうとする意欲をもつ本学部を第一志望とする学生を受け入れるために、AO入試、推薦入試（一般推薦、指定校推薦、特技推薦、附属高等学校推薦、提携校推薦）を実施している。

社会科学を学ぶうえで日本史、世界史、地理、政治経済などの基礎的素養が必要であるが、社会科（日本史、世界史、地理、政治経済、公民、地理歴史）は一般入学試験（B日程とC日程の大学入試センター試験利用方式）においてのみ選択可能としている。この点を考慮して、1年次には政治・経済・法律・社会・文化の分野についての基礎的素養を修得させるため、「専門教養科目」（中国社会事情、韓国社会事情、フランス社会事情、社会哲学など）、

概論科目（日本史概論、東洋史概論、西洋史概論、地理学概論など）、「基礎科目」（法学、政治学、経済学、国際関係入門など）などの入門科目を配置し、必修または選択必修にしている。

以上の入学者受け入れ方針と教育課程等については、オープンキャンパスでの模擬授業と入試説明会、AO 入試説明会、高等学校へ出張講義、大学案内のパンフレット、高等学校訪問、大学説明会、本学出身の高等学校教員に対する学部説明会等で、受験生ならびに高等学校教員に明示している。

[点検・評価] [長所と問題点]

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、学部学科等のカリキュラムと入試科目との関係は適切であると判断できる。

多様な入学者選抜方法を実施していること、また、専門として社会科学を学修するうえで必須の基礎的素養を修得させるための各種の入門科目を配置していることは、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、ならびに、カリキュラムと入試科目の関係からみて適切な対応である。

学部改革委員会、教務委員会、入試委員会などを中心にして、本学部の教育目標、教育方法・内容等及び入学者受け入れ方針等について論議しており、教員間では共通認識がある程度形成されている。しかし、入学者受け入れ方針等については受験生及び高等学校教員に対して各種の学部説明会を通じて明示しているものの、十分には理解されていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 本学部の入学者受け入れ方針等についての理解を受験生及び高等学校教員の間に浸透させるため、学部のアイデンティティ、教育目標、カリキュラムの概要等を受験生や高等学校教員にわかりやすく表現する。
- (2) 推薦入試による入学者に対しては、入学後の学修を順調に進めることができるようにするために、入学前準備教育の充実を図る。

(入学者選抜の仕組み)

B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

・入学者選抜基準の透明性

C群 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

[現状の説明]

本学部では「二松学舎大学の管理運営に関する規程」(第23条)に基づき、入試に係わる事項を審議する委員会として、入試委員会を置いている。当委員会は、入学試験の制度に関する事項、入学者選抜実施要領案(入試日程、募集定員、入試科目等)及び各入学試験実施要領案(試験室の設定、試験監督、警備体制等)の作成、学部学生募集対策(大学説明会、高等学校訪問等)などを担当している。7人の委員で構成しており、原則として毎月1回開

催している。

本学部の入学者選抜試験（入試）は、「二松学舎大学入学者選抜実施規程」に基づき実施している。各入試（AO入試を除く）は、入試委員会で作成した入学試験実施要領案を教授会で審議の上確定し、それに基づき実施している。入試実施の前に教授会において入試委員長が入学試験実施要領に基づき実施説明を行っている。入試問題の作成については、入試委員会とは別に入試問題作成委員会を組織し、委員は学長が任命している。

入試当日は、学長を本部長とする入学試験実施本部を置いている。実施本部の構成員は、学長、副学長、学部長、学務局長、入試委員長である。本部は、入学試験実施要領に基づき、入学試験を完全に遂行できるよう関連業務を統括すること、不測の事態が発生し、試験業務の遂行が危ぶまれるときの対策を講ずることが、その任務である。

実施に当たっては、実施本部とは別に入試業務管理室を置き、学部長、入試委員長による監督者への説明、入試課職員を中心とした事務職員による試験業務の処理等、実質的な試験場本部の機能を持たせている。さらに警備関係は事務職員が分担しているが、その責任者は、入試委員長が兼務している。

各試験室には複数の専任教員を試験監督として配置し、そのうち1人が試験室の責任者を勤めている。試験実施直前には入試委員長が試験監督者に対して入学試験実施要領に基づき、入学試験実施についての諸注意を行い、遺漏のないようにしている。入試問題作成委員は受験生からの質問が出た場合のために別室に控えている。

答案の管理については、入試課が担当している。答案採点については、入試問題作成委員が行っている。答案採点の機械処理に関しては、入試課が担当している。

入試種別ごとの「合否判定基準」は、あらかじめ入試委員会が原案作成し、教授会で審議決定している。合否判定に当たっては、入学試験の採点終了後「合否判定基準」に基づき、入試委員長、入試委員のほか入試業務担当の部課長が加わって合否原案を作成し、その原案を学長、副学長、学部長、学科主任、入試委員長などの出席する資料整理会議で確認したうえで教授会上程し、教授会において審議決定した後に合格発表を行っている。合格発表は構内の掲示により行うと同時に、合格者宛に郵便により通知している。

AO入試については、学部常設の入試委員会とは別にAO入試委員会を設置し、AO入試実施にかかわる全ての業務（募集に関する業務、課題の作成、試験の実施等）を担当している。AO入試委員会は、学部教員3人と事務職員2人の計5人で構成し、委員の委嘱は学長が行っている。

[点検・評価] [長所と問題点]

入試委員会による入試実施要領案の作成、教授会の審議、入試実施本部の設置、入試業務管理室の設置など、入試実施体制は確立されている。

各試験とも、成績上位者から合格者を決定する原則は貫かれており、試験の公平性は確保されている。一般入学試験においては筆記試験の結果が点数化されている。推薦入学試験、社会人入学試験、海外教育経験者入学試験、外国人留学生特別入試における面接結果については、チェックシートを使って採点を行っている。また、小論文または作文の採点について

は、複数の面接委員が同一の答案を採点する方法を採っている。したがって、これらの試験について、公平性と客観性が確保されている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

入学者選抜基準、合否判定の結果についての透明性をさらに高めるため、現在の指定校、提携校、附属高等学校（2校）からの推薦については、原則として全員合格としており、不合格になった事例はないが、合格基準を明示しておくようにする。

(入学者選抜方法の検証)

B群 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

C群 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

[現状の説明]

入学者選抜方法の検証については、入試委員会が中心となり、毎年度自己点検・評価活動の一環として前年度の入試結果にもとづいて実施している。とくに、入試日程、出題科目、出題問題の難易度、募集広報、推薦入学の指定校、推薦基準等についての検証結果は次年度の入試対策の参考資料としている。

入試問題は入試問題作成委員が作成し、入試問題の検証は入試問題検討委員会が行っている。入試問題作成委員は、学部長の推薦を受け、学長が委嘱している。入試問題の作成に当たっては出題の適切性と秘密性を確保するため、委嘱された委員については教授会で公表していない。また、入学試験終了後も公表していない。

入試問題検討委員会は、学部長（委員長）、学科主任、入試問題作成委員、その他に学部長が特に必要と認めた者によって構成される。

一般入学試験のA日程入試とB日程入試（本学の試験方式）における入試問題の作成は、複数の入試問題検討委員が行っている。作成された問題の検証は、作成から校正にいたるまで慎重に入試問題検討委員会で行われる。推薦入学試験、外国人留学生特別入学試験等の入学試験問題についても、同様な手続きがとられる。

[点検・評価][長所と問題点]

入試問題の作成、検証、校正は慎重に行われており、入試問題を検証する現在の仕組みは適切である。しかし、入学試験の科目によっては、平均点が作成時点での予想を大きく乖離し、点数の分布も正常ではない場合が見られ、検討が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

入学者受け入れ方針に適った学生を選抜するために、一般入学試験における入試科目、出題内容・難易度等について学部改革委員会と入試委員会が連携をとり検討する。

(アドミッションズ・オフィス入試)

C群 アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

[現状の説明]

本学部ではAO入試を平成13年度より実施している。募集人員は20人である。出願資格は、大学入学資格を有し、本学部を第1志望とする者（現役生、浪人生、高等学校卒業程度認定試験（大検）合格（見込）者を問わない）にある。受験生自らの意志で出願できる公募制（高等学校の調査書や推薦書は不要）である。

AO入試実施に当たっては、学部入試委員会とは別にAO入試委員会を設置している。委員会は、学部教員3人、事務職員2人の計5人で構成し、AO入試に係わる全ての業務を担当している。委員は学長が委嘱している。2次選抜にはAO入試委員の他に数名の学部教員が加わり、AO入試委員とともに合格者原案の作成にも当たっている。

合格者の決定は、AO入試委員に学長及び学部長等が加わるAO入試判定委員会が行い、学部教授会ではそれを追認するという手続きをとっている。AO入試の志願者・合格者・入学者の状況は、『大学基礎データ調書』表13-3のとおりである。

平成17年度AO入試は、以下の要領で実施した。

- (1) AO入試説明会・・・6月19日（柏校舎）、7月10日（九段校舎）、7月24日（九段校舎）の3回実施した。説明会は、本学部のAO入試がどのような入試であるかを十分に理解してもらうためのものであることから、1回は参加するように勧めている。
- (2) エントリー期間・・・6月19日から8月2日。エントリーシートに自己PR等を記載し提出。
- (3) 1次選考（書類選考）・・・・・・・・提出されたエントリーシートに基づく書類選考。
- (4) 1次合格発表・課題提示・・・8月6日 合格者には、合格通知とともに課題を提示。
- (5) 課題レポートの作成・・・与えられた課題について、調査研究し、その成果を原稿用紙5～6枚程度にまとめる。課題レポート作成に関する質問・相談等は、E-mail・FAXにより受け付け、本学部教員が対応する。
- (6) 2次出願・・・・・・・・締切日9月3日 課題レポート・出願書類の提出。
- (7) 2次選考（レポート発表）・・・・・・・・9月19日と20日の指定されたどちらか1日。作成した課題レポートに基づく口述発表と発表内容についての質疑応答。

合否の判定は、課題レポートの内容、口述発表、質疑応答をもとに行う。

- (8) 2次合格発表・・・・・・・・9月22日 入学手続き締切・・・・・・・・10月4日

合格発表後、入学まで、AO入試入学予定者に対しては入学前準備教育を実施している。平成17年度の場合は、「特別講演会への参加（2回）」と「レポート作成（2回）」であった。

本学部のAO入試は受験生自らの意志で出願できる公募制（高等学校の調査書や推薦書は

不要)であるので、合格者の在学する高等学校には、本人の了解のもとにAO入試に合格していることを通知し、入学前準備教育を実施することを報告している。

[点検・評価] [長所と問題点]

受験生には安易な受験にならぬよう、課題提示から2次選考までの間、調査研究のための期間として1ヵ月程度設定し、その成果をもとにして口頭発表をさせ、さらに質疑応答を行っている。そのため課題に対する理解度、知的レベル、課題に対する取組み方等に対する判定が可能になっている。また、審査委員による評価点数のばらつきをなくすよう評価基準等を工夫して厳格な評価を行っている。その点において本学部のAO入試は機能していると考えられる。

本学部のAO入試は日程上早過ぎるのではないかという指摘を高等学校側から受けることがあるので、入学予定者に対しては[現状の説明]で示したように入学前準備教育を重視している。なお高等学校訪問の折には入学前準備教育についての高等学校側の要望・助言等を聴取し高等学校側に理解を求めていく努力を続ける必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) AO入試を導入して4年目であり、AO入試による入学者の入学後の成績等について追跡調査を行い、所期の目的に照らして選抜方法を検証し、今後とも改善を重ねていく。
- (2) 入学手続き終了から入学までの期間を利用した、入学前準備教育については高等学校側の意見を聴取するなどしてさらに充実を図っていく。

(入学者選抜における高・大の連携)

C群・推薦入学における高等学校との関係の適切性

- ・入学者選抜における、高等学校の「調査書」の位置づけ
- ・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

[現状の説明]

推薦入学試験には、附属高等学校推薦、提携校推薦、指定校推薦、一般推薦(公募制)、特技推薦(公募制)卒業生子女推薦がある。

附属高等学校推薦については、2校の附属高等学校(二松学舎大学附属高等学校と二松学舎大学附属沼南高等学校)の生徒に対して年数度にわたり大学説明会を実施し、さらに事前に両附属高等学校と推薦基準等について協議を行い、高等学校長から推薦があった者について、面接等を免除し全員合格としている。

指定校推薦については、過去の入試で本学部への志願者が多い高等学校などを対象として毎年審査し、指定校を決定している。指定校には、本学学長から高等学校長宛の文書により推薦基準(調査書の評定平均値)等を明示して推薦を依頼するとともに、新たに指定校とした高等学校などには、学部教員が高等学校訪問を行い、推薦を依頼する。指定校推薦は、面接を行い合否を決定しているが、原則全員合格としている。提携校(2校)推薦については、指定校推薦と同様な手続きで実施している。

一般推薦は公募制であり、本学部が定めた推薦基準（調査書の「全体平均値」3.3）を満たし高等学校長が推薦する者について、小論文・面接及び書類審査により合否を決定している。

特技推薦は公募制であり、「スポーツ」「文化」「語学」「技術」の分野において、一定の実績を有し、高等学校長が推薦する者について小論文・面接及び書類審査により合否を決定している。

卒業生子女推薦については、本学卒業生の子、孫、兄弟姉妹が対象、小論文・面接及び書類審査により合否を決定している。

以上の推薦入試については、高等学校長の推薦書が必要である。合否結果は受験生の他に高等学校にも通知している。

高等学校の調査表については、本学のAO入試を除くすべての入学者選抜において提出を求めている。特技推薦を除く推薦入試においては、調査表の評定平均値を出願資格の基準としている。さらに一般推薦においては評定平均値を点数換算して合否判定の一部として利用している。一般入学試験（A日程、B日程、C日程）においては、出願書類として調査表を提出させているが、合否判定には利用していない。

本学では、次のような方法で、高校生をはじめとする受験生あるいは高等学校教員、父母等に大学に関する情報を伝えている。

高校生対象大学説明会、大学パンフレット・大学紹介ビデオ、大学ホームページ
高等学校訪問、高大一貫教育、本学卒業高等学校教員対象大学説明会、高等学校進路指導部教員対象大学説明会、広報誌『學』・広報紙『二松学舎新聞』

高校生を対象とする大学説明会は、オープンキャンパス、キャンパス見学会という形で、九段校舎、柏校舎の両校舎で行われている。平成16年度は、合わせて8回開催した。学部学科説明、在学生によるキャンパスツアー、模擬授業、学食体験、在学生との対話、入試に関する説明、入試個別相談、資料配布等を行っている。

業者が実施している進学相談会には適宜参加しており、教職員が来場者の対応にあたっている。平成16年度は、18回の進路相談会に参加した。

この他に、高等学校からの依頼によって大学・学部の説明や出張授業を行うこともある。さらに、高等学校の教員や生徒が学校単位で、あるいは個別に本学を来訪することがあり、この場合は入試委員や入試課が対応している。

大学パンフレット（VISION）には、入試情報、カリキュラム、学生生活、就職情報等、大学に関するあらゆる情報を掲載している。この大学パンフレットは、資料請求者への郵送やキャンパス見学会、オープンキャンパス、大学説明会、本学卒業高等学校教員対象大学説明会、高等学校進路指導部教員対象大学説明会等で配布している。

大学ホームページには、大学の沿革、学部・学科等の紹介、キャンパスライフ情報、公開講座の案内等が掲載されており、本学の総合案内板としての機能を果たしている。入試に関しては、入学者選抜実施要領、入試データ等の情報を掲載している。

[点検・評価] [長所と問題点]

両附属高等学校に対して、推薦基準について事前に協議し、さらに入学前準備教育、本学部の教育内容について説明し、理解が得られるようにしている。しかし、両附属高等学校からの推薦者数は年度により大きく変化しており、特に最近は減少傾向にある。現在、高大一貫教育としていくつかの講座を開放している。柏校舎で開講しているため、九段の附属高等学校の生徒には利用しにくい状況にあり、全体としての受講生は少なく制度が十分に機能しているとはいえない。

提携校と指定校からの推薦者数はある程度安定している。しかし一般推薦の志願者は減少傾向にある。今後も高等学校訪問等により、入学者選抜の基準・方法、推薦入試の趣旨・目的、入学前準備教育の内容、本学の教育内容等についての理解を得ながら高等学校との信頼関係を構築する必要がある。

高等学校の調査表については、推薦入学試験による入学者選抜において十分に活用している。

高校生に対する進路相談・指導等に関わる情報伝達については、オープンキャンパスでの大学説明会・個人相談会、キャンパス見学会、出張講義等でのフェイス・ツー・フェイスで説明を行い、質問を受ける機会を多く設定するようにしている。しかし実際には、人的・時間的制約により多くは設定できないのが実情である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 両附属高等学校に対しては、大学の授業開放の他に、国語、社会、英語について高校生向けの特別授業を行うなどして、高大一貫教育の充実化を図る。
- (2) オープンキャンパス、キャンパス見学会を大学の行事と位置づけ、単に受験生だけではなく在學生、在學生の父母も含めたイベントとして位置づけ、積極的に大学公開を行う。
- (3) 大学ホームページを充実させ、ホームページで授業やクラブ活動など大学・教員・学生のさまざまな教育研究活動を迅速に伝える。

(外国人留学生の受け入れ)

C群 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

[現状の説明]

国際政治経済学部は、学部の設置趣旨により、当初から外国人留学生の受け入れを予定していた。しかし、学部開設後の8年間は、外国人留学生の受験者は概ね5人以内で、入学者も0～3人とどまっていた。平成7年度に国際交流センターを設置し、外国人留学生の受け入れ体制と広報が整ったこともあり、最近では志願者及び入学者も増加傾向にある(下表参照)。

(外国人留学生の入学者数)

(人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
志願者	18	48	49	35	58
入学者	11	21	14	13	28

(外国人留学生在籍者数、出身国又は地域別人数)

(人)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
27	43	52	53	71
中国 19、台湾 3、 韓国 1、タイ 1、 モンゴル 2、英国 (香港) 1	中国 33、台湾 3、 韓国 3、タイ 1、 モンゴル 2、英国 (香港) 1	中国 42、台湾 3、 韓国 4、モンゴル 2、マレーシア 1	中国 47、台湾 1、 韓国 3、モンゴル 1、マレーシア 1	中国 63、台湾 2、 韓国 3、モンゴル 1、マレーシア 1、 シンガポール 1

本学部は英語コミュニケーション能力の涵養を重視していることから、当初は、外国人留学生特別入学試験において、「英語」、「日本語（小論文）」の筆記試験と「面接」を実施していた。しかし、平成 9 年度からは外国人留学生入学試験を年 2 回（秋季・春季）実施し、春季試験は面接のみとし、その代わりに「日本語能力試験 1 級又は私費外国人留学生統一試験（文科系試験の英語）の受験者」という出願要件を課すことにした。翌 10 年度には「基礎学力試験」も加えた。現在は、「日本留学試験の日本語」又は「日本語能力試験（2 級以上）」の受験を済ませていることを出願要件としている。平成 11 年度からは、外国人留学生の入試科目から「英語」を除き、日本語による「作文」と「面接」のみとした。

[点検・評価] [長所と問題点]

本国地での大学、大学前教育における履修科目・単位については、出願書類の審査において成績証明書により点検を行っているが、英語が未修であることを合否判定の直接的な資料とはしていない。さらに、試験科目を平成 11 年度から日本語による「作文」と「面接」のみとしたことにより、外国人留学生特別入学試験の志願者が増加したが、一方では、外国人留学生（特に英語未修の）による英語科目の履修が問題化してきた。これについては平成 13 年度の『二松学舎大学の現状と課題』（第 3 輯）において既に指摘されている。当時から、外国人留学生のうち希望者に対して英語科目の担当教員及び国際交流センターの職員が昼休み時間などを利用した補習授業を行うなどの学習支援を行ってきたが、問題の解決には至らなかった。

[将来の改善・改革に向けた方策]

平成 18 年度からは、外国人留学生は英語科目の必修単位に代えて日本語科目の履修単位を充当できることにする。しかし、英語コミュニケーション能力の涵養は本学部の教育目標の一つであり、また、外国人留学生の中には本学大学院国際政治経済学研究科への進学を希望する者がいることから、英語未修の外国人留学生に対しては、1・2 年次における英語授

業プログラムを別途用意するなどの工夫を行う。

(定員管理)

- A群・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性
 - ・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況
- B群 定員充足率の確認の上立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況
- C群 恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

[現状の説明]

本学部の入学定員は 200 人、収容定員は 800 人である。入学者数（入学定員に対する比率）及び在籍者数（収容定員に対する比率）は下表のとおりである。

(入学者数) (人/率)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
274 (1.37)	283 (1.415)	255 (1.275)	277 (1.38)	247 (1.23)

(在籍者数) (人/率)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1,029 (1.29)	1,055 (1.31)	1,062 (1.32)	1,062 (1.32)	1,025 (1.28)

入試種別の入学者数（比率）をみると、次のとおりである。

(入試種別の入学者数) (人/率)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
推薦入学試験	97(0.35)	144(0.50)	138(0.52)	179(0.64)	141(0.57)
一般入学試験	166(0.60)	101(0.35)	83(0.32)	64(0.23)	58(0.23)
AO入学試験	*	17(0.06)	20(0.07)	21(0.08)	20(0.08)
外国人留学生	11(0.04)	21(0.07)	14(0.05)	13(0.05)	28(0.11)
合計	274	283	255	277	247

(*AO入試は平成 14 年度から実施)

さらに推薦入学者の中の附属高等学校(2校)からの推薦入学状況は、下表に示すように、平成 13 年度から減少している。

(附属高等学校〈2校〉からの推薦入学者数) (人)

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
49	45	50	48	30
平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
61	21	21	30	

編入学定員は設定していない。毎年度若干名の募集をしており、3年次に受入れている。受け入れ人数は、次のとおりである。

(編入学者数) (人)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
0	3	3	2	2

現在のところ、定員は充足しており、組織改組、定員変更についての可能性を検証する仕組みは導入していない。しかし入学志願者を安定的に確保していくための方策として全学改革委員会（学長、副学長、両研究科長、両学部長、図書館長、研究所長、学務局長、事務局長で構成）では話題になっている。

[点検・評価] [長所と問題点]

定員は充足している。定員超過率は1.2を目標にしているが、達成できていない。入試種別の入学者数についてみると、推薦入学試験による入学者数がほぼ6割、一般入学試験による入学者数が2割弱であり、一般入学試験の募集定員80人を充足していないという問題がある。

附属高等学校（2校）からの推薦入学者は平成12年までは本学部の安定的な供給源であったが、平成13年度からは年度により大きく変動しており、これが本学部の定員確保における不安定要因になっている。この安定化を図る努力が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

定員管理を安定的に行っていくためには、推薦入学試験（2校の附属高等学校推薦者数を含む）に安易に頼るのではなく、一般入学試験の志願者を増やす途を選択すべきである。そのための方策の一つとして、教育内容を魅力あるものに改善する。

◎両学部共通

(科目等履修生・聴講生等)

C群 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

[現状の説明]

本学の科目等履修生制度は、文学部においては、平成4年度より一般社会人を対象とし、実施している。受け入れについては、「二松学舎大学学則」に基づき「学部の教育に支障の

ない限り」としている。科目等履修生の受け入れに伴い、それまで設けていた聴講生制度を廃止した。国際政治経済学部では、平成8年度から科目等履修生制度を実施している。

科目等履修生には、科目履修生（1または複数の授業科目を履修）とコース履修生（日本語研修コースの複数の授業科目を履修）がある。コース履修生は、外国人に対する日本語研修に資するための制度であるが、現在のところ受け入れの実績はない。

科目等履修生の出願資格は、大学入学資格を有するもの（他大学の正規学生が出願する場合は在籍大学の許可が必要）としている。ただし、本学附属高等学校生徒については、高大一貫教育の一環として、大学の授業を開放している。大学の授業科目を履修し、試験に合格したものには単位認定しており、本学に入学した場合は、卒業要件の単位として認めている。選考については、出願書類に基づき行い、教授会で決定している。

科目等履修生に公開している授業科目は、下記の科目を除く両学部のカリキュラム上の全科目である。ただし、本学出身の科目等履修生については、教職課程科目を履修することができる。

ゼミナール科目、演習科目、外国語科目（中国語・韓国語コースを除く）、教職課程科目、情報・メディア科目、健康スポーツ関連科目、日本語教員養成コース科目、司書教諭コース科目、基礎科目（国際政治経済学部）

両学部における科目等履修生の受け入れ状況（人数）は、下表のとおりである。

（人）

	新規履修生	継続履修生	合計
平成13年度	10	35	45 (17)
平成14年度	14	12	26 (16)
平成15年度	10 [1]	10	20 (15)
平成16年度	14	10	24 (14)
平成17年度	12	12	24 (14)

（注）合計欄の（ ）内は単位取得希望者数、[]内は国際政治経済学部の数

字である。この数字は、両附属高等学校の生徒は含まない。

[点検・評価] [長所と問題点]

科目等履修生の受け入れに当たって「学部の授業に支障のない限り」としているが、本学では科目の受講定員を定めていることから、受け入れ方針は適切であるといえる。

科目等履修生の受講科目は主として、教職科目、司書教諭講習科目、書道科目、中国語科目などである。継続者（教職免許状取得希望者を除く）の中には、単位取得を目的とせず、同一科目（特に、書道関係科目）を複数年度にわたり受講している場合が多い。科目等履修生制度は単位認定を前提とした制度であり、また、科目の受講定員を定めていることから、同一の書道関係科目の複数年度にわたる受講を認めていることは問題であるとの指摘がなされてきた。そこで平成17年度からは、書道関係科目の受講希望者に対して、「受講定員に空席がある場合に限り受講を許可する」ということを説明し、理解を得るようにしている。

教職免許状取得を希望する在籍学生の中には、在籍中に教職科目の単位を取得できず、卒業後も科目等履修生として教職科目の単位取得を希望する学生がいる。これらの学生に配慮して、本学出身者の科目等履修生に対しては教職科目の履修を許可している。したがって、本学出身の科目等履修生の多くは教職免許状取得希望者である。平成 17 年度の本学出身の科目等履修生 10 人（新規者 8 人、継続者 2 人）のうち、教職免許状取得希望者が 8 人、司書教諭講習修了希望者が 2 人である。

教職免許状取得を目的とした本学出身の科目等履修生に対し配慮し、また本学関係者（卒業生、在学生の父母、附属高等学校生徒の父母）の生涯教育に資するため、科目等履修料（現行は通年科目 1 科目 6 万円）の軽減措置が検討されてよい。

[将来の改善・改革に向けた方策]

社会人が利用しやすい科目等履修制度にしなければならない。科目等履修生の授業料の値下げを行なったが、本学関係者（卒業生、在学生の父母、附属高等学校生徒の父母）の生涯教育に資するため、科目等履修料（現行は通年科目 1 科目 6 万円）の軽減措置を検討する。

(編入学, 退学者)

A 群 退学者の状況と退学理由の把握状況

C 群 編入学生及び転科・転部学生の状況

[現状の説明]

退学願いを出す学生に対しては、学生委員会の教員、教学課と柏教学課の職員が本人と面談し、退学理由や本人の意思を確認し、場合によっては退学を思いとどまるように指導している。しかし、病気・経済的理由等により退学をせざるを得ない学生については、学生委員会、主任会議を経て、教授会で審議し、そのうえで退学を認めている。

退学者数及び除籍者数、退学者と除籍者の合計が在籍者数に占める比率(%)は、下表のとおりである。除籍は学納金未納によるものである。

(人)

	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	文	政経								
退学者数	73	32	70	18	73	22	101	34	69	42
除籍者数	4	5	12	9	18	8	14	11	21	8
合計	77	37	82	27	91	30	115	45	90	50
退学・除籍率(%)	3.9	3.7	4.0	2.6	4.3	2.8	5.5	4.2	4.3	4.7

(注)「文」は文学部、「政経」は国際政治経済学部である。

過去 5 年間の平均でみたときの退学者数、除籍者数、両者の合計、退学・除籍率(%)は、

下表のとおりである。

(人)

	文学部	国際政治経済学部
退学者数	77.2	29.6
除籍者数	13.8	8.2
合計	91	37.8
退学・除籍率(%)	4.4	3.6

上掲の表に示すように、過去5年間の在籍者に対する平均退学(除籍を含む)率は、文学部4.4%、国際政治経済学部3.6%である。したがって、ある年度に入学した学生の内、文学部では17.6%、国際政治経済学部では14.4%の学生が、退学又は除籍により4年間に大学をやめていることになる。

退学理由別の退学者数は、次のとおりである。

(人)

年度	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	文	政経								
進路変更	20	19	39	10	34	10	50	23	30	32
経済的理由	7	3	4	3	8	2	4	2	6	0
一身上の都合	39	0	12	2	13	5	17	1	9	4
就学意欲喪失	3	10	13	3	11	5	26	7	20	1
病気	4	0	2	0	7	0	4	1	4	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	73	32	70	18	73	22	101	34	69	42

(注)「文」は文学部、「政経」は国際政治経済学部である。「その他」は留学等を含む。

休学理由別の休学者数は、次のとおりである。

(人)

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	文	政経								
経済的理由	6	5	11	3	6	6	10	6	5	5
一身上の都合	14	1	18	0	24	4	19	8	14	10
病気	5	3	10	0	13	3	14	5	10	5
留学	1	2	2	3	2	6	0	1	5	1
合計	26	11	41	6	45	19	43	20	34	21

(注)「文」は文学部、「政経」は国際政治経済学部である。

編入学試験については、文学部は早くから実施してきており、国際政治経済学部は平成13年度から実施している。両学部とも、出願資格は、(1) 短期大学卒業又は見込み、(2) 大学卒業又は見込み、(3) 大学に2年以上在学し62単位以上取得していること、又は2年次修了見込みで62単位以上の単位取得見込み、としている。ただし、国際政治経済学部においては、この他に、(4) 高等専門学校卒業又は見込み、(5) 修業年限が2年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上である専修学校の課程修了又は見込みを出願資格としている。編入学試験は両学部とも毎年度秋に実施している。編入学定員は若干名である。

編入学生の受け入れ状況(人数)は、下表のとおりである。

(人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
文学部	31	12	9	7	7
国際政治経済学部	0	3	3	2	2

編入前に大学・短期大学等で取得した単位は出身学部学科の別なく一括して72単位まで認定している。両学部とも、全く異なる専門分野からの編入学生がおり、入学後の履修指導には細心の配慮が必要となる。文学部では、教務委員長と教学課職員が、11月の後半に行われる次年度ゼミナールの登録手続きに参加させ、カリキュラムの説明などを行っている。一方、国際政治経済学部では、教務委員長と柏教学課職員が編入学生に対して入学前(2月又は3月)に履修ガイダンスを行っている。その場合、ゼミナールの希望を聴取し、担当教員への連絡を授業開始前に済ませておくようにしている。

学部間の転部については、平成10年度に制定した「学部間の転部に関する内規」に基づき実施している。転部の出願資格については、国際政治経済学部から文学部への転部を希望する場合は、国際政治経済学部の履修規程に基づく、3年次への進級条件を満たし、72単位以上取得していること(取得見込みを含む)、また、文学部から国際政治経済学部への転部を希望する場合は、文学部の履修規程に基づく、専攻科目2科目の登録要件を満たし、72単位以上を取得していること(取得見込みを含む)が転部の要件となっている。過去の転部状況をみると、文学部から国際政治経済学部への転部学生が平成12年度に1人いるのみで、それ以後はいない。

文学部における国文学科から中国文学科へ、又は中国文学科から国文学科への転科については、受け入れ学科に関する専門基礎知識の筆記試験と面接を実施し、判定している。転科状況(人数)は、次のとおりである。

(人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
国文から中文へ	0	4	0	2	2
中文から国文へ	1	1	0	0	0
合計	1	5	0	2	2

(注)「国文」は国文学科、「中文」は中国文学科である。

[点検・評価] [長所と問題点]

退学者と除籍者の総数は両学部ともに増加傾向にあり、由々しき事態である。退学理由の内訳は、「進路変更」、「一身上の都合」、「就学意欲喪失」が多い。文学部においては、平成 15 年度以後、「就学意欲喪失」が増えている。一方、国際政治経済学部においては、平成 15 年度以後、「進路変更」が増えている。両学部とも「進路変更」の中には他大学への進学が含まれるが、近年はその数は少なく、専門学校への進学や就職が多い。さらに、退学者の単位取得状況についてみると、きわめて悪い。以上の点を考え合わせると、「進路変更」の多くは「就学意欲喪失」と本質的には同じであり、退学者の多くは「就学意欲喪失」によるといえる。この問題の根底には、入学者の学力低下や入学の目的意識の希薄化があり、両学部ともにこの点を認識し、その対策を講ずる必要がある。また、「経済的理由」による退学は数字上は多くないが、授業料の分納・延納願いが増加していることから、潜在的な退学理由になっているものと思われる。

過去 5 年間の平均休学者数(休学者数の在籍者数に対する比率)は、文学部 37.8 人(1.82%)、国際政治経済学部 15.4 人(1.30%)である。「一身上の都合」を休学理由とする者は、文学部においては過去 5 年間平均で 17.8 人であり、他の理由よりも多い。国際政治経済学部では、平成 14 年度から急増し、平成 15 年度以後は「経済的理由」など他の理由を上回っている。「一身上の都合」には家計の経済状況の悪化も含まれるが、その多くは成績不振・就学意欲喪失であり、退学予備軍であると思われる。

退学予備軍ともいえる成績不振学生の早期発見、早期指導を行うため、文学部では平成 16 年度から基礎ゼミナール(必修)を開講し、担当教員が学習指導と合わせて学生生活指導を行っている。2 年次生に対しては、1 年次の基礎ゼミナール担当教員が、3・4 年次生に対してはゼミナール担当教員が同様な指導を行っている。一方、国際政治経済学部においては、平成 13 年度から基礎ゼミ(必修)を開講し、文学部と同様な対応をとっている。しかし、2 年次生に対しては担当教員を置いていないことや、3・4 年次生のほぼ 25%の学生がゼミナールに所属していないことなどから、学生生活指導の点において十分な対応ができていない面があり、対策を講じる必要がある。さらに、両学部ともに、授業の出欠調査を行い、学生委員、教学課・柏教学課職員が中心となって出席不良学生の指導に当たっている。しかし、書面での呼び出しをかけた学生の中には面談に訪れない学生もおり、出席不良学生に対しての有効な対策が取れていないのが現状である。

編入学生の入学後の状況を詳しく調査したことはこれまでなく、実態が把握されていない。

文学部においては、編入学生のうち各年度とも1人の退学者が出ていること、平成14年度入学生12人のうち11人卒業しているが、2人については1年留年しての卒業であること、さらに平成15年度入学者のうちからも留年者がでていることなどを勘案すると問題無しとはしない。

転部に関しては、転部が安易に行われるのは、厳に慎まなければならないが、編入学試験の出願資格に比べ厳しすぎるように思われる。編入学試験の出願資格は、大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者（取得見込みを含む）となっている。転部を考える学生は、所属学部での学習に何らかの問題意識を抱え進路変更を図ろうとしており、単位取得も遅れをとっていることが考えられる。少なくとも編入学試験並みにするなど、出願資格について見直す必要がある。

文学部内の転科は、収容定員との関係を考慮しながら許可している。転科を許可した学生については、転科の理由、目的意識が明確であり、特に問題はない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 学生の退学・休学等の学生生活にかかわる問題に対処するため、平成17年度に学生指導対策会議が設置され、学務局長及び両学部の学生委員が構成員となってその対策を検討しているが、次の方策を早急に実施する。
 - (ア) 出欠調査を各学期とも複数回実施し、出席不良学生の早期発見・早期指導に努める。
 - (イ) 複数年度にわたる不登校学生に対しては、退学勧告も視野に入れて指導する。
 - (ウ) 指導教員が学生と面談することにより、学生の抱える問題の実態を把握するとともに、適切に対応する体制を整える。
- (2) 編入学生に対しては、入学前の履修状況に基づき、きめの細かい履修指導を行う。
- (3) 転部の出願資格を見直す。

5 教員組織

目標

- (1) 専任教員の配置及び年齢構成の適正化をはかる。
- (2) 教員の採用、昇格審査にあたっては、研究業績に加え教育上の能力を重視する。

◎文 学 部

(教員組織)

A群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織における専任、兼任の比率の適切性
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性

[現状の説明]

文学部の教員組織は、『大学基礎データ調書』表 19 のとおりである。各学科等の専任教員の配置状況は、次のとおりである。

- (1) 国文学科は専任教員 19 人（教授 15 人、助教授 2 人、講師 2 人）、兼任教員 5 人（大学院文学研究科所属 3 人、国際政治経済学部所属 2 人）、兼任教員 58 人（特任教授 2 人を含む）である。専任教員の主たる専門分野は下表のとおりである。

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
国文学（11 人）	上代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近・現代文学
言語学（3 人）	国語学、日本語学
日本文化（1 人）	民俗学
語学・文化（4 人）	日韓比較文化、韓国語学、比較文学

中国文学科は専任教員 14 人（教授 13 人、助教授 1 人）、兼任教員 5 人（大学院文学研究科所属 3 人、東アジア学術総合研究所所属 2 人）、兼任教員 26 人（特任教授 1 人を含む）である。専任教員の主たる専門分野は下表のとおりである。

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
中国文学（5人）	中国古代文学、中国中世文学、中国近世文学、中国近・現代文学
中国哲学・思想（2人）	中国古代哲学、中国中世哲学、中国近世哲学、中国近・現代哲学
中国語学・文化（3人）	中国語、中国語教育
日本漢学（1人）	日本漢文学
書道（3人）	書道鑑賞、書道理論、書道教育

教職課程は専任教員4人（教授4人）、兼任教員11人である。専任教員の主たる専門分野は下表のとおりである。

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
教職課程（4人）	教育原理、教育心理学、道德教育、教科教育法、

(2) 学生数は学則に定める収容定員1,600人（国文学科1,040人、中国文学科560人）である。平成17年度の在学学生は2,061人であり、専任教員は37人である。専任教員1人当たりの在学学生数は55.70人である。

(3) 平成17年5月1日現在の教員組織の年齢構成は下表のとおりである。

31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳
2人(5.41%)	9人(24.32%)	12人(32.43%)	14人(37.84%)

[点検・評価] [長所と問題点]

- (1) 本学部では平成16年度にカリキュラム改革を実施し、国文学科には5つの専攻（国文学、映像・演劇・メディア、日本語・日本文化、比較文学・文化、東アジアの文化と社会）、中国文学科には7つの専攻（中国文学、日本漢学、中国語、書道、韓国語、比較文学・文化、東アジアの文化と社会）をもつ新カリキュラムをスタートさせた。新カリキュラムは、本学部の国文学と中国文学の伝統的なディシプリンを維持しながら、提供する授業科目の種類を増やし、学生の選択の幅を広げるといった基本的な考え方によって編成されている。[現状の説明]で示したように、専任教員の主たる専門分野と担当授業科目は適合しており、本学部の教員組織は学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格との関係において適切である。
- (2) 学生数との関係については、専任教員一人当たり学生数は55.70人である。これは、国文学科と中国文学科ともに専任教員の欠員の補充を適切に行なってこなかったためである。
- (3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況については、基礎ゼミナールは専任教員が担当し、ゼミナールⅠ・Ⅱは原則として専任教員が担当している。また、専門科目と教職科目の主要なものは専任教員が担当している。しかし、専門科目、総合科目については、

科目の種類を増やし、学生の選択の幅を広げたことにより、兼任教員に頼る比率が高くなっている。

- (4) 教員組織の年齢構成については、平成 17 年度に 30 歳台の教員 1 人と 40 歳台前半の教員 2 人を補充したが、61 歳以上の専任教員の全体に占める比率は 37.84%となっており、年齢構成にバランスを欠いている。
- (5) 本学が定めた文学部専任教員の定員は 42 人（国文学科 23 人、中国文学科 15 人、教職課程 4 人）であり、現在国文学科については 4 人、中国文学科については 1 人の欠員が生じている。文学研究科所属の兼任教員 6 人と東アジア学術総合研究所所属教員 2 人が本学部の専門科目を担当するなど工夫しているが、少数ではあるが兼任教員にゼミナール担当を頼らざるをえない状況にある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教員組織における年齢構成の是正と専任教員 1 人当たり在学生数の適正化を図るために、年次計画で専任教員を補充する。平成 18 年度には 40 歳未満の専任教員 3 人を採用し、その後も順次補充していく予定である。

B 群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

[現状の説明]

- (1) 本学では平成 16 年度に全学的にカリキュラム改革を実施したが、教員間における連絡調整は次のとおりであった。
- 学長を長とする全学改革委員会で全学カリキュラム改革の方針が決定され、それに基づいて拡大教務委員会がカリキュラム原案を作成し、最終的な取りまとめは学部改革委員会が行なった。原案作成の過程においては国文学科と中国文学科の両学科会議及び教授会において意見聴取を定期的に行なった。また、本学部と国際政治経済学部の原案の調整は全学改革委員会で定期的に行ない、カリキュラムの最終案は教授会で審議決定した。なお、学部改革委員会の構成は学部長、両学科主任、教務委員長、入試委員長、学生委員長を含む 9 人であり、また、拡大教務委員会の構成は学部長、両学科主任、教務委員長、教務委員を含む 13 人である。
- (2) 年度ごとのカリキュラム調整については、毎月開催される教務委員会が国文学科と中国文学科の学科会議の意向を踏まえ、原案を作成し、教授会で承認を得ている。また、総合科目については、全学教務委員会（両学部教務委員 6 人構成）等において協議し、教授会で承認を得ている。
- (3) 平成 16 年度までは、個々の専任教員が関連科目を担当する兼任教員と授業内容・方法等についての連絡調整を個別に行っており、一定の効果をj得ている。平成 17 年度からは年度始めに、大学がカリキュラムや授業運営等に関する大学及び学部並びに大学院の方針についての兼任教員に対する説明会を開催した。

[点検と評価] [長所と問題点]

- (1) 平成 16 年度のカリキュラム改革に当たって、学部の将来展望についての教員間における考え方は多様であるが、最大公約数的な集約ができた。その点において、拡大教務委員会は学科会議と連絡を綿密に取りながら、教員間の連絡調整を行ったと判断できる。
- (2) 年度ごとのカリキュラム編成の目的を実現するための専任教員間における連絡調整は学科会議での論議を通して行っており、意思疎通は図られている。
- (3) 平成 17 年度当初の兼任教員に対する説明会は、専任教員と兼任教員の間に連絡調整の適切性という点から見て効果的であったので、今後も継続して実施する。
- (4) 両学科会議とも、教育課程に対する専任教員間の共通理解のためには有効に機能しているが、日常の教育課程の実施状況の点検についてはその役割を果たしていない。したがって、両学科会議は定期的を開催し、教育課程の実施状況についての点検を継続的に行う必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

平成 16 年度から始まった新カリキュラムでは、両学科のもとに専攻が 3 から 10 に拡大し、科目編成が複雑多様化したので、両学科会議を定期的で開催し、各専攻の担当科目の授業内容・方法等についての教員間の連絡調整を図る。

C群・教員組織における社会人の受け入れ状況

- ・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況
- ・教員組織における女性教員の占める割合

[現状の説明]

社会人の受け入れ状況としては、特任教授 2 人、兼任教員 4 人である。また、外国人研究者の受け入れ状況としては、専任教員 2 人、兼任教員 7 人である。女性教員は専任教員 6 人と兼任教員 20 人である。

[点検と評価] [長所と問題点]

中国語会話の科目担当者として外国人専任教員 1 人と外国人兼任教員 4 人を受け入れていること、また、古典芸能分野に能楽師の特任教授 2 人を活用していることは、本学部の教育内容の充実の上から評価できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教育内容の充実と拡大を図るために特任教授の制度を活用して多様な人材を受け入れていく。

◎国際政治経済学部

(教員組織)

A群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織における専任、兼任の比率の適切性
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性

[現状の説明]

国際政治経済学部の教員組織は、『大学基礎データ調書』表 19 のとおりである。その配置の状況等は、次のとおりである。

(1) 教員組織は、専任教員 34 人（教授 33 人、助教授 1 人）、兼任教員 47 人であり、専任教員の主たる専門分野は、下表のとおりである。

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
政治（6人）	政治思想史、地方自治論、国際政治学、国際関係論、国際関係史、中国史
経済（8人）	経済理論、西洋経済史、国際金融論、直接投資論、国際貿易論、経済発展論、比較経済体制論、国際経営論
法律（7人）	憲法、民法、商法、経営法、アメリカ法、中国法、国際法
語学（6人）	英語、フランス語、ドイツ語
情報（2人）	コンピュータ教育、メディア論
人文社会（2人）	哲学、宗教学
自然科学（1人）	物理学
健康スポーツ（2人）	健康スポーツ科学

(2) 学生数は学則に定める収容定員 800 人、平成 17 年度における在学学生 1,026 人である。

したがって、専任教員 1 人当たり学生数は 30.17 人である。

(3) 平成 17 年 5 月 1 日現在の教員組織の年齢構成は下表のとおりである。

31 歳～40 歳	41 歳～50 歳	51 歳～60 歳	61 歳～70 歳
1 人(2.9%)	7 人(20.6%)	15 人(44.1%)	11 人(32.4%)

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) 本学部では学部開設以来、政治・経済・法律・情報・文化に関する基礎力養成、政治・経済・法律の各分野における専門知識・技能・方法の習得、英語力の強化を重視してきた。この目標を維持しながら、平成 15 年度からは、専門科目を基礎から応用・発展へと段階的に学ぶことができるように、カリキュラムを改定した。[現状の説明]で示した

ように、このカリキュラムにおける基幹科目は専任教員が担当しており、また、専任教員の主たる専門分野と担当授業科目は適合している。したがって、本学部の教員組織は学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格との関係及び主要な授業科目への専任教員の配置状況との関係において適切である。

- (2) 学生数との関係については、専任教員 1 人当たり学生数は 30.17 人であり、本学の教員組織は適切である。
- (3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況については、基礎ゼミは専任教員が担当し、ゼミナール①・②は原則として専任教員が担当している。また、専門科目と教職科目の主要なものは専任教員が担当している。専門科目については、本学部の開講コマ数の 66.7%を専任教員が担当し、33.3%を兼任教員が担当している。しかし、総合科目、情報・メディアコース科目については、科目の種類を増やし、学生の選択の幅を広げたいため、兼任教員に頼る比率が高くなっている。
- (4) 基礎ゼミは 1 クラス 11 人前後である。基礎科目に含まれる 1 年次生対象の法学と政治学はそれぞれ 2 クラス、経済学は 3 クラスにしているため、法学と政治学は 1 クラス 124 人、経済学は 1 クラス 80 人前後である。専門英語のトピック・トータルとネット&ビジネスイングリッシュは、8 クラスに分け、専任教員 4 人が担当しているため、1 クラス 30 人前後である。3・4 年生のゼミナールは選択制であるが、7~8 割弱の学生が選択し、政治・経済・法律の各分野の専任教員 16 人が担当しているため、少人数のゼミナールが実現している。
- (5) 本学部は平成 3 年度に開設され、平成 6 年度に完成年度を迎えた。その後、新学部のファンディングスタッフが順次定年退職を迎え、さらに他大学への転出もあり、専攻分野等を勘案しながら補充してきた。しかし、本学部では大学院設置計画（国際政治経済学研究科修士課程、平成 12 年 6 月設置申請、平成 13 年度開設）があり、大学院科目を担当可能な教員を重点的に補充した。また、平成 16 年度には、国際政治経済学研究科修士課程における「東アジア経済・ビジネスプログラム」の開設に伴い、40 歳台の教授 1 人と 30 歳台の助教授 1 人の補充をした。それにも拘らず、本学部の専任教員 34 人の年齢構成については、30 歳台の比率が低く、60 歳台の比率が高くなっており、年齢構成に不均衡がみられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

60 歳台以上の専任教員の比率が高く、本学部は基礎ゼミを中心とする導入教育の強化を図っているため、若手教員の補充が必要である。年次計画で平成 18 年度には政治と経済の各分野について 40 歳未満の専任教員を各 1 人、続いて平成 19 年度には政治分野について 40 歳未満の専任教員 1 人を補充し、その後も順次補充していく予定である。

B群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

[現状の説明]

本学では平成 16 年度に全学的にカリキュラム改革を実施したが、教員間における連絡調整は次のとおりであった。

学長を長とする全学改革委員会で全学カリキュラム改革の方針が決定され、それに基づいて教務委員会がカリキュラム原案を作成し、最終的な取りまとめは学部改革委員会が行った。原案作成の過程においては教授会で意見聴取を定期的に行った。また、本学部と文学部の原案の調整は全学改革委員会で定期的に行い、最終案は教授会で審議決定した。なお、学部改革委員会の構成は学部長、学科主任、教務委員長、教務委員を含む 8 人であり、また、教務委員会は政治・経済・法律・英語・総合の各分野の教員 7 人からなる。

年度ごとのカリキュラム調整については、毎月開催される教務委員会が原案を作成し、教授会で承認を得ている。また、総合科目については、全学教務委員会（両学部教務委員 6 人構成）等において協議し、教授会で承認を得ている。

平成 16 年度までは、専任教員が関連科目を担当する兼任教員と授業内容・方法等についての連絡調整を個別に行ってきたおり、一定の効果を上げている。平成 17 年度からは年度当初に、大学がカリキュラムや授業運営等に関する大学及び学部並びに大学院の方針についての兼任教員に対する説明会を開催した。

[点検・評価] [長所と問題点]

学部教育についての教員間における考え方は多様であるが、カリキュラム改革に当たっては、最大公約数的な意見の集約ができた。その点において、学部改革委員会と教務委員会は教員間の連絡調整を十分に図ったと評価できる。

年度ごとのカリキュラム調整のための教員（兼任教員を含む）間における連絡調整は教務委員会が中心になって行っており、意志疎通が図られている。なお、平成 17 年度当初の説明会は、専任教員と兼任教員の間における連絡調整の適切性という点か見て効果的であった。

新カリキュラムの運営によりこれまで以上の教育研究成果を上げるためには、関連科目担当者間で授業内容・方法等についての連絡調整を図っていく必要があるが、まだ十分には検討されていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

政治、経済、法律、英語、総合の各部会を定期的に関き、授業内容・方法等の改善について論議し、その結果を踏まえ、教務委員会は教育課程の実施状況の継続的な点検を行う。

C群・教員組織における社会人の受け入れ状況

- ・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況
- ・教員組織における女性教員の占める割合

[現状の説明]

社会人の受け入れ状況としては、専任教員 4 人、兼任教員 7 人である。この他に、本学部の情報科目とキャリア教育科目を担当している情報センターとキャリアセンター所属の特命教授 2 人である。また、外国人研究者の受け入れ状況としては、専任教員 2 人、兼任教員 6 人である。女性教員は専任教員 3 人と兼任教員 5 人である。

[点検と評価] [長所と問題点]

英語科目の担当者として外国人専任教員 1 人と外国人兼任教員 5 人を受け入れていること、また、情報センターとキャリアセンター所属の実務経験のある特命教授 2 人を活用していることは、本学部の教育内容の充実の上から評価できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教育内容の充実と拡大を図るために、特別招聘教授と特任教授に関する任用制度を活用して、優れた人材を受け入れて行くことを検討する。

◎両学部共通

(教育研究支援職員)

- A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- B群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

[現状の説明]

- (1) 本学では専任の教育支援職員を配置していないが、外国語教育と情報処理関連教育等における情報機器の利用等に対して情報センター及び教学課所属の SE (2 人) と教学課職員が対応している。

情報センターは平成 11 年 4 月に「学術研究、教育及び学内業務のため情報処理を行い、その研究・開発・推進に寄与し、教育の向上発展に資すること」を目的として設置され、その主たる業務は、情報処理に関する教職員及び学生の研究、教育、コンピュータ及びネットワークの管理・運用等である。情報センターには SE (1 人) を配置している。

- (2) 柏校舎では、情報センターの SE (1 人) は、各箇所に設置されている情報処理機器の管理を行うと同時にまた、コンピュータ及びコンピュータソフトに関する学生や教職員からの相談・質問にも応じている。九段校舎では、教学課所属の SE (1 人) が情報

センターの SE と連携して同様な対応を行っている。

(3) マルチメディア機器などを教員が授業や研究会で利用する場合、九段校舎においては教学課所属の SE (1 人) が他の職員と連携して使用説明やセッティング等を行っており、柏校舎においては教学課の職員が同様に対応している。

(4) 大学院文学研究科の博士課程在籍者をティーチング・アシスタント (TA) に採用しているが、学部教育には活用されていない。

[点検と評価][長所と問題点]

教育研究においてコンピュータやマルチメディア機器を利用する授業に 2 人の SE と教学課職員が対応しており、教員と連携・協力を行っている。授業や研究において専門的なコンピュータソフトの利用の増加が予想されるが、専門的知識をもつ教育支援職員が配置されていない。

TA を学部教育で活用するための制度を検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

現在は、授業の高度化に伴うマルチメディア機器の活用の増加、高度な専門的コンピュータソフトの利用、教学等の業務の高度化などに対応していくことが求められている。大学は、2 人の SE が常に専門的知識・技能のスキルアップを図るために、専門的な研修を定期的を受けさせ、さらにその成果を全教職員に還元できるようなシステム作りを行なう。また、大学は教職員に対する情報関連の講習会を定期的開催し、各人の知識・技能水準を高めて行く。

学部教育に対する TA の活用と、情報機器を使用する授業への補助職員の配置を検討する。

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A 群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B 群 教員選考基準と手続の明確化

・教員選考基準における公募制の導入状況とその運用の適切性

C 群 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

[現状の説明]

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続について、「学校法人二松学舎就業規則」(以下、「就業規則」)、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程」(以下、「規程」)、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程施行細則」(以下、「細則」)において規定している。

(1) 専任教員の募集

専任教員の募集は、「規程」により、公募制をとっている。募集に当たっては、募集要項を大学等教育研究機関に送付すると共に、本学のホームページと JREC-IN 研究者人材データベースに掲載している。

(2) 専任教員の新規任用の審査等

専任教員の新規任用に当たっては、予め学長が理事長と協議し、その結果を踏まえて、学長を長とする教員人事検討委員会において人事の方針が決定される。学部長は教授会で報告し了承を得る。その後は、「規程」に則り、「学部長（教授会への提案）→募集（公募）→教員資格審査委員会（審査）→教授会（審議）→学長（承認）→理事長（決定）」の手続きにより実施している。

教員の審査は、人格、学歴、職歴、大学等における教育実践及び自己の専門分野における著書・論文等の学術的著作物に基づいて行うものと規定している。これに従い、応募者の審査は、資格審査委員会が研究業績審査員（複数人）の審査結果を踏まえ、提出書類の審査及び面接等によって行っている。

(3) 新規任用教員の資格

教授又は助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究能力があると認められる者と規定している。

(教授の資格)

- (ア) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、又はそれに準ずる者。
- (イ) 大学において教授の経歴がある者、又は助教授5年以上の経歴があり教育研究上の業績がある者。
- (ウ) 芸術、体育等の特殊技能に秀で、教育の経歴のある者。
- (エ) 専攻分野において特に優れた知識及び経験を有する者。

(助教授の資格)

- (ア) 教授の資格を有する者。
- (イ) 大学において助教授の経歴のある者、又は専任講師5年以上の経歴のある者。
- (ウ) 芸術、体育等の特殊技能に秀で、教育の経歴のある者。
- (エ) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者。
- (オ) 専攻分野において特に優れた知識及び経験を有する者。

専任講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者と規定している。

(講師の資格)

- (ア) 教授又は助教授となることのできる者。
- (イ) 大学院博士後期課程修了者若しくは所定単位取得退学者又は大学において助手の経歴のある者。
- (ウ) その他専攻分野において教育上の能力があると認められる者。

(4) 昇格人事の手続

専任教員の昇格人事は、「規程」に則り、「学部長（資格審査委員会において審査対象者の確認）→教員資格審査委員会（審査）→教授会（審議）→学長（承認）→理事長（決定）」の手続により実施している。

(5) 昇格の要件

教員の昇格の要件は、以下のように規定している。

(教授への昇格)

(ア) 助教授としての経歴が5年以上であること。

(イ) 助教授任用後の研究業績として著書1冊以上又は論文3篇以上を公刊していること。

(助教授への昇格)

(ア) 専任講師としての経歴が5年以上であること。

(イ) 専任講師任用後の研究業績として著書1冊以上又は論文3篇以上を公刊していること。

(昇格の特例)

研究上の業績は教授たるにふさわしいと認められながらも、主として教歴において欠けるところのある者については、助教授として任用し、適当な年限を経た後、教授に昇格させることができる。

(6) 兼任教員の委嘱手続

兼任教員の委嘱については、専任教員の新規任用と同様な手続で実施している。ただし、兼任教員の応募は学内公募としている。現に他大学の専任教員として勤務している者を兼任教員として委嘱する場合は、学長の許可を得て、教員資格審査委員会の審査を省略することができる。

(7) 兼任教員の資格

兼任教員の資格は、以下のように規定している。

(兼任教員の資格)

(ア) 助教授又は専任講師の資格に準ずる者。

(イ) 原則として、委嘱の時点において、大学院に在籍する者は兼任講師とすることはできない。

(8) 免職

免職は、教授会での審議事項にもなっている。懲戒処分については、「就業規則」で人事委員会の審議を経ることになっている。

(9) 任期制

本学では、特別招聘教授及び特別任用教授の任用制度を設けている。特別招聘教授は任期制であり、任期は1年以上5年以内の範囲内で任用時に定める。更新ができ、70歳まで任用できる。勤務条件は専任教員と同じであるが、給与が年俸制になっている。特別任用教授には、専任教員に準ずるものと兼任教員に準ずる者があり、任期は1年である。ただし更新することができる。文学部に古典芸能分野の専門家(能楽師)2人を特別任用教授として配置している。

[点検・評価] [長所と問題点]

専任教員の募集、選考、任用、昇格に対する基準・手続の内容は規程により明確化されており、その運用についても「規程」に基づいて適切に行われている。

兼任教員の委嘱手続については、新規委嘱は資格審査委員会での審査を経て決定されるので問題はない。しかし、委嘱の継続については、教務委員会で授業内容等の実績に基づく審査を行っていないので、改善の必要がある。

専任教員の免職については、手続きに関する運用細則がなく、教授会と人事委員会の関係が明確でない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 本学部のカリキュラム編成・運営において兼任教員の貢献は大きいので、その点を評価する必要がある。継続して委嘱する場合には、授業内容等の実績について審査を行う。
- (2) 専任教員の免職についての問題点を改善するために、教授会と人事委員会の関係を明確にした運用細則の整備を行う。
- (3) 特任教授任用制度を活用して、多様な人材を受け入れるとともに、人材の流動化を図ることを検討する。

(教育研究活動の評価)

- B群・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性**
- ・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

[現状の説明]

平成3年度から毎年、専任教員に対して研究業績の報告が義務付けられていた。だが、平成8年度からは3年毎に『二松学舎大学の現状と課題』を刊行し、専任教員の研究課題、研究業績、学会活動等についての教育研究活動状況をその中に掲載することとなった。さらに、平成11年度版には、広く教育活動を評価するために、授業以外の教育活動状況（研究室における教育活動やゼミ合宿における指導等）の項目が加わった。

平成13年度から法人による人事評価制度が導入されるようになり、専任教員の教育研究活動が評価されることとなった。評価は、教員の自己申告書に基づき、第1次評価(学部長)、第2次評価(学長)を経て最終評価(常任理事会の議を経て理事長)が行われる。評価項目は、教育実績、研究実績、学務運営実績、学外活動の4項目に分かれている。

専任教員の選考に当たっては、「規程」に基づき業績審査はもとより面接をするなどして教育実績についての入念な審査を行っている。

本学では平成12年度から全科目について学生による授業評価アンケートを実施し、教員(兼任教員を含む)の個人データは各人に知らせている。なお、大学全体としての集計結果は『二松学舎大学年報』に掲載し、公表している。

[点検・評価] [長所と問題点]

平成13年度から導入した評価制度は、人事制度の一環として就業規則検討委員会での検討を経て実施されたものであるが、必ずしも全学的な合意形成がなされていない。評価項目のうち「教育実績」の授業内容の評価、「研究実績」のうち著書・論文等の評価の問題など改善すべき事項がある。

専任教員の選考に当たり、研究業績審査などの書類審査だけでなく、面接においては応募科目のシラバスに関する審査も行うことにより、応募者の教育研究能力・実績等を入念に審査を行っている。

学生による授業評価アンケートは、学生の意見を授業改善にフィードバックさせるためのものであるが、アンケート結果についての教員の所見及び改善に向けた今後の方針を学生に示していない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教育研究活動の評価については、自己点検・評価の一環として教員組織自らが点検・評価基準を策定する取り組みが必要である。

現行の評価基準の改善、学内合意形成の必要性等から、その見直しに向けて動き出している。

6 研究活動と研究環境

目標

- (1) 学内での専門分野を横断する研究の実施、外部の研究者との共同研究への積極的な参加、文学研究科・両学部と東アジア学術総合研究所の研究上の連携などをより推進する。
- (2) 研究活動を活発化し、研究水準の向上を図るため、研究時間を確保する。
- (3) 科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得を積極的に推進する。

(1) 研究活動

(研究活動)

A群 論文等研究成果の発表状況

C群・国内外の学会での活動状況

- ・当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

[現状の説明]

(1) 論文等研究成果の発表状況 (『大学基礎データ調書』表 24、表 25)

(文学部)

文学部の研究誌としては、大学紀要『二松学舎大学論集』(年1回発行)と二松学舎大学人文学会機関誌『二松学舎大学人文論叢』(年1回発行)がある。この他に、本学部専任教員が投稿可能な学内の研究誌として、東アジア学術総合研究所紀要『東アジア学術総合研究所集刊』(年1回発行)、文学研究科の大学院紀要『二松』(年1回発行)がある。

『東アジア学術総合研究所集刊』は、平成16年度に東洋学研究所紀要『二松学舎大学東洋学研究所集刊』を誌名変更したものである。

平成12年度から平成16年度までの過去5年間に上掲の研究誌に掲載された本学部専任教員の論文数は、下表のとおりである。

大学論集	人文論叢	研究所集刊	記念論文集	二松	合計
30	12	14	12	1	69

(注)「大学論集」は『二松学舎大学論集』、「人文論叢」は『二松学舎大学人文論叢』、「研究所集刊」は『東アジア学術総合研究所集刊』、「記念論文集」は『二松学舎創立百二十五周年記念論文集』(平成14年度発行)。

著書、学外の研究誌に掲載された論文、翻訳書、教科書(参考書を含む)、評論・随想等の発表状況は、下表のとおりである。

	著書	論文	翻訳書	教科書	評論・随想等	その他
平成12年度	15	28	6	4	38	75
平成13年度	9	31	5	4	33	64
平成14年度	9	24	1	6	22	36
平成15年度	16	24	2	2	29	51
平成16年度	15	29	1	1	20	59
合計	64	136	15	17	142	285

(国際政治経済学部)

国際政治経済学部の研究誌としては、大学紀要『二松学舎大学国際政経論集』(年1回発行)と二松学舎大学国際政経学会機関誌『国際政経』(年1回発行)がある。この他に、本学部専任教員が投稿可能な学内の研究誌として、文学部の大学紀要『二松学舎大学論集』、東アジア学術総合研究所紀要『東アジア学術総合研究所集刊』(年1回発行)がある。平成12年度から平成16年度までの過去5年間に上掲の研究誌に掲載された本学部専任教員の論文数は、下表のとおりである。

国際政経論集	国際政経	大学論集	研究所集刊	記念論文集	合計
37	40	11	10	16	114

(注)「国際政経論集」は『二松学舎大学国際政経論集』、「大学論集」は『二松学舎大学論集』、「研究所集刊」は『東アジア学術総合研究所集刊』、「記念論文集」は『二松学舎創立百二十五周年記念論文集』(平成14年度発行)。

著書、学外の研究誌に掲載された論文、翻訳書、教科書(参考書を含む)、評論・随想等の発表状況は、下表のとおりである。

	著書	論文	翻訳書	教科書	評論・随想等	その他
平成12年度	7	16	4	1	8	12
平成13年度	11	17	1	1	9	10
平成14年度	7	21	4	1	9	13
平成15年度	1	12	2	0	8	7
平成16年度	5	9	2	1	9	8
合計	31	75	13	4	43	50

(文学研究科)

文学研究科の研究誌としては、大学院紀要『二松』(年1回発行)がある。この他に、専任教員が投稿可能な学内の研究誌として、二松学舎大学人文学会機関誌『二松学舎大学人文論叢』(年1回発行)、文学部の大学紀要『二松学舎大学論集』(年1回発行)、東アジア学術総合研究所紀要『東アジア学術総合研究所集刊』(年1回発行)がある。平成12年度から平成16年度までの過去5年間に上掲の研究誌に掲載された本研究科専任教員の論文数は、下表のとおりである。

二松	人文論叢	大学論集	研究所集刊	記念論文集	合計
13	14	2	2	3	34

著書、学外の研究誌に掲載された論文、翻訳書、教科書(参考書を含む)、評論・随想等の発表状況は、下表のとおりである。

	著書	論文	翻訳書	教科書	評論・随想等	その他
平成12年度	5	0	0	0	12	2
平成13年度	4	11	0	0	17	7
平成14年度	3	3	0	0	2	1
平成15年度	3	1	0	0	2	0
平成16年度	1	4	0	0	1	1
合計	16	19	0	0	34	11

(東アジア学術総合研究所)

著書、学外の研究誌に掲載された論文、翻訳書、教科書(参考書を含む)、評論・随想等の発表状況は、下表のとおりである。

	著書	論文	翻訳書	教科書	評論・随想等	その他
平成15年度	0	0	0	0	0	2
平成16年度	1	1	3	0	3	2
合計	1	1	3	0	3	4

(注) 東アジア学術総合研究所については、本章の「教育研究組織単位間の研究所上の連携」で記述する。

(2) 学会活動等

(文学研究科、文学部、国際政治経済学部)

①学会発表等

国内外の学会等における本学専任教員の発表（講演を含む）、海外での学会への出席の状況（延人数）は、下表とおりである。（ ）内は海外での学会発表である。

	発表（人）				出席（人）			
	文研	文	政経	研究所	文研	文	政経	研究所
平成 12 年度	8(1)	28(2)	30(8)		1	1	4	
平成 13 年度	23(1)	25(2)	18(1)		0	1	5	
平成 14 年度	0	17(3)	9(5)		0	3	2	
平成 15 年度	3	16(5)	10(5)	1	0	0	4	0
平成 16 年度	2	24(8)	12(2)	1	1	1	5	0
合計	36(2)	110(20)	79(21)	2	2	6	20	0

(注)「文研」は文学研究科、「文」は文学部、「政経」は国際政治経済学部、「研究所」は東洋学研究所（平成 16 年度からは東アジア学術総合研究所）。国際政治経済学研究科は国際政治経済学部の専任教員が兼担しているので、独立して扱わない。

②海外での調査研究等

本学の専任教員の海外での調査研究等の活動状況は、下表のとおりである。

	文研	文	政経	研究所
平成 12 年度	1	11	26	
平成 13 年度	1	10	18	
平成 14 年度	0	7	13	
平成 15 年度	0	5	5	0
平成 16 年度	2	10	9	2
合計	4	43	71	2

③学会事務局担当

日本文学風土学会

平成 11 年 6 月 1 日～平成 15 年 6 月 30 日

④本学を会場とした学会の開催状況

年度	学会	日時
平成 12 年度	日本聞一多学会	6/9
	日本文学風土学会	6/10
平成 13 年度	日本近代文学会	5/12
	日中人文社会科学学会設立大会及び 同第 1 回研究発表会	7/10
平成 16 年度	第 56 回日本中国学会大会	10/9・10
	日本文学風土学会大会（春季大会）	6/19

⑤シンポジウムの開催

国際政治経済学研究科・国際政治経済学部

平成 13 年度 国際政治経済学部開設 10 周年記念シンポジウム

平成 14 年度 鹿島学術研究基金シンポジウム「ワールドカップ後の日韓関係」
(鹿島学術研究・研修基金、冠講座)

平成 16 年度 国際政治経済シンポジウム「東アジア協調の新段階－経済、産
業・ビジネス、政治の視点から」(鹿島学術研究・研修基金、
冠講座)

東アジア学術総合研究所

平成 16 年度 国際シンポジウム「東アジアにおける漢字文化活用の現状と将
来」

(3) 研究助成を得て行われる研究

東洋学研究所研究補助費(平成 15 年度まで)及び東アジア学術総合研究所研究補助費(平
成 16 年度から)

[研究課題]

(個人研究)

平成 12 年度

久保田美年子(文学部)「巴金文学にみる怒りの足跡」

武永尚子(文学部)「張承志が文学に求めたもの」についての考察」

柳 尚熙(国際政治経済学部)「日韓併合時代の韓帝国政権の一考察」

平成 13 年度

呉 英元(文学部)「日韓文学関連研究－1910 年代の川路柳虹と朱耀翰－」

竹野静雄(文学部)「西鶴受容史の総合的研究－近世小説・俳諧を中心に－」

溝口貞彦(文学部)「中国における教育経済学の発展」

平成 14 年度

芹川哲世(文学部)「朴啓周研究－キリスト教の影響とその比較文学的考察」

本多峰子（国際政治経済学部）「今日のキリスト教神学の展開をふまえた日本文学におけるキリスト教の信仰と受容の問題」

平成 15 年度

針原孝之（文学部）「万葉集秀歌・名歌集成と鑑賞についての研究」

（共同研究）

平成 15 年度

五井信・山口直孝（文学部）「雑誌『太陽』を中心とした「私」・「日本」表象に関する研究」

平成 16 年度

竹下悦子・家井眞（文学部）「楚辞研究の現状と課題」

鹿島学術研究・研修基金（平成 14 年度から平成 16 年度まで）による研究費補助

〔研究課題〕

（個人研究）

平成 15 年度

菅原淳子（国際政治経済学部）「バルカンにおける国民国家形成と国際関係」

平成 16 年度

押野 洋（国際政治経済学部）「ドイツ・シュラーガーの歴史－1945 年から現在」

（共同研究）

平成 14 年度

高山節也（東洋学研究所）「佐賀県多久市郷土資料館蔵草場家文書漢籍の調査と目録作成」

田端克至（国際政治経済学部）「大学における企業プロジェクトに関する研究」

平成 15 年度

溝口貞彦（文学部）「現代中国における流動的民工とその子弟教育の研究」

吉崎一衛（文学部）「日本漢詩文データの構築」

平成 16 年度

林 武志（文学部）「日本文学・文化のデジタルアーカイブの構築」

高山節也（東アジア学術総合研究所）「大田錦城の未刊資料の整理と研究」

（4）当該学部、研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

21 世紀 COE プログラム（革新的な学術分野）については、後述する。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

平成 12 年度から平成 16 年度までの過去 5 年間における学内外誌への論文の発表状況、学外での学会発表等からみて、研究活動は活発に行われているといえる。なお、学内誌には査読制度を設けていない。

本学では、学内外の諸学会、シンポジウムなどを開催し、研究活動を行っている。さらに、研究活動の活性化を図るためには、いっそう積極的に学外の研究者との共同研究や学内での研究会などを開催する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 全学的にみて、学内誌の論文掲載数は毎年度一定数を保っているが、論文の学術的水準をいっそう高めるため、公募制、査読制度等を検討する。
- (2) 学内での専門分野横断的な共同研究を推進し、学内全体の研究活動をいっそう活発にする。
- (3) 人文学会の大会には、文学研究科及び文学部の専任教員が積極的に参加し、さらに兼任教員にも参加を呼びかける。また、専任及び兼任の教員は積極的に研究発表を行う。さらに外部の研究者を発表者として招くなどして、人文学会の大会を充実させる。

国際政経学会は、学部生向けの講演会を開催し、さらに学外研究者を招待して定期的に研究大会を開催する。

(教育研究組織単位間の研究所上の連携)

A群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

[現状の説明]

二松学舎大学東アジア学術総合研究所は、平成 16 年度に日本及び東アジア諸国・地域等における文化・歴史・思想・宗教・芸術・政治・経済・法律を研究し、わが国の学術の発展に寄与することを目的として、従来本学に附置されていた東洋学研究所（昭和 44 年設立）、陽明学研究所（昭和 53 年設立）、及び東洋学研究所に附置されていた国際漢字文献資料センター（平成 14 年設立）を発展的に改組し、二松学舎大学の新たな附置研究所として設立された。

研究所の組織は、所長（1 人）、所員（2 人）、主幹（6 人）、及び 6 つの研究部から構成されている。所長は国際政治経済学部教授が兼任しており、所員は研究所所属の専任教員（教授 1 人、専任講師 1 人）である。主幹は各研究部の責任者であり、両学部の専任教員が兼担している。

研究所には運営委員会が置かれ、研究所の運営事項や研究活動上の意思決定に関する事項の審議を行っている。運営委員会の構成は、所長、代表主幹・主幹、両研究科長、両学部長、所員である。

研究部については、日本研究部（日本語・日本文学を中心とする研究を行う）、中国研究部（中国語・中国文学を中心とする研究を行う）、韓国研究部（韓国語・韓国文化を中心とする研究を行う）、国際政治経済研究部（世界各国・地域の政治・経済・法律等の研究を行う）、漢字文献資料研究部（国内外の漢字文献資料の調査・収集・整理及び情報提供を行う）、陽明学研究部（陽明学を中心とする研究を行う）が設けられている。

平成 16 年度の活動状況としては、『二松学舎大学年報 平成 16 年度』が示すように、『二

松学舎大学東アジア学術総合研究所集刊』(年1回発行)、『陽明学』(年1回発行)、『東アジア学術総合研究所 通信』(年2回発行)の発行、シンポジウム、講演会、研究発表会、講習会などの開催である。平成17年8月には東アジア経済・経営学会の大会の本学での開催を後援し、また、韓日経商学会(韓国)及び東アジア経済・経営学会との共催で日韓学術シンポジウム(「東アジア共同体への課題」)を開催した。

さらに、東アジア学術総合研究所研究補助費の交付を行い、本学の専任教員の研究支援を行っている。平成15年度までは、東洋学研究所により個人研究及び共同研究を対象とした研究補助費を交付していたが、東アジア学術総合研究所研究補助費は、本学の共同研究を推進するという趣旨から、共同研究を対象として交付している。

[点検・評価][長所と問題点]

研究所と大学・大学院との関係については、文学研究科・両学部の専任教員が主幹や研究部の構成員になっていること、両研究科長と両学部長が運営委員会の構成委員であること、さらに、研究所の研究員が文学研究科及び文学部の授業を担当していることなど、研究所と大学・大学院の連携は密接に行われている。

研究所は、『集刊』、『陽明学』、『通信』の発行、講演会、研究発表会、シンポジウムなどの開催を行っており、活動状況は活発である。

共同研究は研究所の主な事業の一つになっているが、各研究部の研究活動は個人研究が中心であり、研究部間の連携による共同研究は行われていない。この点は改善が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

現在の6つの研究部が置かれているが、共同研究の推進という観点から研究部の構成を含め、東アジア学術総合研究所の組織の見直し及び活動計画を検討する。

(2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

A群・個人研究費、研究旅費の額の適切性

- ・教員個室等の教員研究室の整備状況
- ・教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

B群 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

[現状の説明]

(1) 個人研究費・研究旅費の額(『大学基礎データ調書』表29、表30、表31、表32)

専任教員に対する個人研究費(年額)は、教授35万円、助教授31万円、講師28万円である。

本学の専任教員にとって利用可能な研究旅費としては、教育研究旅費助成(海外旅費A、国内旅費)と父母会海外研修助成(海外研修費)がある。海外旅費Aについては、

毎年度 3 人以内、1 人当たり支給金額 30 万円以内、国内旅費については、毎年度 8 人以内、1 人当たり支給金額 10 万円以内となっている。父母会海外研修助成（海外研修費）については、毎年度 1 人、支給金額 30 万円以内となっている。また、学会出張については、年 1 回を原則として出張旅費が支給される。この支給金額には特に上限は設けられていない。

教育研究旅費助成の活用状況は、以下のとおりである。ただし、（ ）内は、それぞれ文学部と国際政治経済学部専任教員の利用者数を示す。

海外旅費 A（全体で 3 人以内） (人)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
(1, 2)	(0, 3)	(2, 0)	(1, 2)

国内旅費（全体で 8 人以内） (人)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
(0, 2)	(1, 1)	(0, 0)	(0, 1)

父母会海外研修助成（全体で 1 人）については、平成 15 年度と平成 16 年度に受けている。海外出張については、過去 5 年間申請者なしである。

(2) 研究室の整備状況（『大学基礎データ調書』表 35）

(文学部)

本学は九段校舎（3・4 年次生）と柏校舎（1・2 年次生）の 2 キャンパス制をとっている。九段校舎の研究室は、3・4 年のゼミナールを担当する専任教員については、書架・机・電話・空調設備を整えた研究用個室で、情報コンセント 1 口が設置されており、LAN 利用が可能である。また、国文学科と中国文学科の共同研究室が各 1 室（8 階）ある。各室には助手 1 人が配置されており、図書、電話、コピー機、コンピュータが設置されている。これは文学研究科と共用である。3・4 年のゼミナールを担当しない教員の研究室は共同研究室（1 室）である。

柏校舎の研究室は、3・4 年のゼミナールを担当しない教員については、書架・机・電話・空調設備を整えた研究用個室で、情報コンセント 1 口が設置されており、LAN 利用が可能である。一方、3・4 年のゼミナールを担当する教員については、書架・机・電話・空調設備を整えた研究室（2 人共用）で、情報コンセント 1 口が設置されており、LAN 利用が可能である。また、共同研究室（1 室）には、コンピュータ 1 台とコピー機 1 台が設置されている。

(国際政治経済学部)

柏校舎の研究室は、書架・机・電話・空調設備を整えた研究用個室で、情報コンセント 1 口が設置されており、LAN 利用が可能である。また、共同研究室（1 室）には、机・椅子・電話、コピー機、コンピュータ（3 台）が整えられている。九段校舎の研究

室は、共同研究室（8階に1室、9階に2室）であり、個室研究室は整えられていない。8階の共同研究室には教学課職員1人が配置されており、図書、机、コピー機、電話、個人専用ロッカー、空調設備が整えられている。9階の共同研究室には、机・電話が整えられている。

（文学研究科）

文学研究科の授業及び研究指導は九段校舎で行われており、専任教員（6人）の研究室は、九段校舎にあり、書架・机・電話・空調設備を整えた研究用個室で、情報コンセント1口が設置されており、LAN利用が可能である。共同研究室が各1室（8階）ある。各室には助手1人が配置されており、図書、電話、コピー機、コンピュータが設置されている。文学部と共用の共同研究室が各1室（8階）ある。各室には助手1人が配置されており、図書、電話、コピー機、コンピュータが設置されている。

（3）研究時間の確保

文学部と国際政治経済学部専任教員の出講日は、週4日であり、授業の責任担当コマ数は週5コマ（1コマ90分）であるが、現実には週6コマが平均になっている。授業は週3日で実施できるように時間割上の工夫を行っているが、大学院の授業コマは内規により超過コマ扱いになっており、学部コマの調整を多少行ってはいるものの、文学研究科及び国際政治経済学研究科の授業を担当する専任教員の中には負担過剰になっている者がいる。

文学研究科の専任教員の出講日は、週4日であり、授業の責任担当コマ数は週4コマ（1コマ90分）である。ただし、その他に、文学部の授業を週3コマ担当している。

（4）研修機会の確保

本学には、専任教員を一定期間海外または国内の教育研究機関等で研究・調査に専念させる「特別研究員制度」がある。特別研究員には、研究期間に応じて長期研究と短期研究がある。長期研究については、海外の場合（海外特別研究員）が10ヵ月以上1年以内、国内の場合（国内特別研究員）が1年であり、短期研究については、海外及び国内ともに6ヵ月以内である。

人員枠は、長期研究の場合、学部、大学院、東アジア学術総合研究所の専任教員合わせて4人（海外特別研究員2人、国内特別研究員2人）である。ただし、研究期間が6ヵ月の短期研究を認める場合は、短期研究2人（ Semester毎1人）をもって長期研究1人とみなすことになっている。また海外特別研究員の人員を国内特別研究員の人員に振り替えることが認められている。

国内外の政府等の学外の機関からの給付を受けて、海外の研究機関等で研究・調査を行う場合（海外出張）の研究期間は、1年以内である。さらに、海外の学会や国際会議等への出張については、授業に支障がない限り教授会で承認している。

特別研究員制度の実施状況は下表のとおりである。ただし、（ ）内は、それぞれ文学部及び国際政治経済学部専任教員の利用者数を示す。文学研究科の教員で、この制度を利用した者はいない。

海外特別研究員（長期研究）（全体で 2 人） (人)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(0, 0)	(0, 0)	(0, 1)	(0, 0)	(1, 1)

国内特別研究員（長期研究）（全体で 2 人） (人)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(1, 0)	(1, 0)	(0, 1)	(0, 0)	(1, 0)

(5) 学内の競争的な個人研究費と共同研究費の制度化（『大学基礎データ調書』表 31）

本学には競争的な個人研究費と共同研究費として、鹿島学術研究・研修基金（平成 14 年度から平成 17 年度まで）と東アジア学術総合研究所研究補助費とがある。鹿島学術研究・研修基金については、個人研究費と共同研究費の申請額は各々、1 件 100 万円以内（ただし、継続助成が認められた場合は、2 年間で総額 150 万円以内）である。東アジア学術総合研究所研究補助費については、申請額は 1 件 100 万円以内（研究期間 1 年）と 1 件 200 万円以内（研究期間 3 年以内）である。平成 15 年度までは東洋学研究所による個人研究及び共同研究に対する研究補助費の助成があったが、東アジア学術研究所による研究補助費は本学の共同研究（研究代表者は本学の専任教員とする）を推進するという趣旨により共同研究が対象となった。

鹿島学術研究・研修基金による助成候補者及び交付予定額の決定は、「鹿島学術研究・研修基金による大学教員研究助成内規」に従い、学長に提出された申請書類に基づき大学協議会で審査のうえ決定し、学長の推薦に基づき理事長が決定することになっている。

東アジア学術研究所による研究補助費の助成に関わる審査は、申請書類に基づき研究所運営委員会が行い、学長の推薦に基づき理事長が決定することになっている。

[点検・評価][長所と問題点]

教授、助教授、専任講師の間に個人研究費の支給額に差があり、是正が必要である。

海外旅費 A の活用状況は良好であるが、国内旅費の利用は少ないので、国内旅費と海外旅費 A の人数配分の見直しが必要である。

文学部及び国際政治経済学部専任教員の責任コマは 5 コマであるが、教授会での申し合わせにより 6 コマを担当することになっている。しかし、それ以上に授業コマを担当している専任教員（国際政治経済学部）は 2 人である。また、両学部とも、学生募集活動としての高等学校訪問、大学説明会、高等学校への出張授業など、通常の教育研究活動以外の業務が増加しており、研究時間が削減されてきている。

海外特別研究員の制度については、初年度の 9 月から次年度の 8 月末までの 1 年間を研修期間とすることができ利用しやすくなったものの、制度が十分に活用されていないのが現状である。

鹿島学術研究・研修基金は平成 17 年度で終了するので、それに代わる共同研究費助成の

ための基金の確保が課題である。

東洋学研究所研究補助費の助成対象は文学関連の分野であったため、本学部専任教員には申請しにくい面があったが、東アジア学術総合研究所研究補助費は政治・経済・法律の分野が助成対象となっており、申請しやすくなった。だが、申請件数は増えていない。東アジア学術総合研究所研究補助費は共同研究が対象であるが、それを利用して学部または専門分野横断的な共同研究を行う必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 個人研究費の支給額の格差を是正する。また、希望者の多い海外旅費Aの人数枠を拡大することを含め、海外旅費Aと国内旅費の人数配分についての見直しを行う。
- (2) 文学部及び国際政治経済学部の専任教員の授業コマ数の超過負担を解消するために、カリキュラム編成について再検討する。また、高等学校訪問・大学説明会などに対する専任教員の係わり方について検討し、授業以外の業務負担を軽減して研究時間を確保する。
- (3) 鹿島学術研究・研修基金が平成17年度で終了するが、その後のそれに代わる基金の確保について検討する。授業以外の業務負担を軽減して研究時間を確保する
- (4) 東アジア学術総合研究所研究補助費を活用し、学部または専門分野横断的な共同研究を推進する。

(競争的な研究環境創出のための措置)

- C群・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況
- ・学内に確立されているデュアルサポートシステム（基般的（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性
 - ・流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用状況
 - ・いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性

[現状の説明]

科学研究費補助金の申請に係わる業務は、教学課・柏教学課の事務職員が担当しており、科学研究費補助金の募集ポスターを教員室に掲示し、また教員のメールボックスに募集案内を入れるなどして申請を促している。

本学における文部科学省科学研究費補助金の申請件数と採択件数は、下表のとおりである（『大学基礎データ調書』表32、表33、表34）。

	特定領域研究		基盤研究A		基盤研究B		基盤研究C		萌芽的研究		合計	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
平成12年度					1	0	6	1(1)			7	1(1)
平成13年度	1	1			1	1	5	2(2)			7	3(2)
平成14年度	1	0(1)			2	1	3	0(2)	1	0	7	1(3)
平成15年度	3	2	1	0	2	0(1)	3	0(1)			9	2(2)
平成16年度		(2)					2	0			2	0(2)
合計	5	3(3)	1	0	6	2(1)	19	3(6)	1	0	32	7(10)

(注) () 内は継続。

上表の数字の内訳は、下表のとおりである。

	文研		文		政経		研究所	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
平成12年度					1	1		
平成13年度			1		1	1		
平成14年度			1	1		2		
平成15年度				1		1	1	1
平成16年度		1						2
合計		1	2	2	2	5	1	3

(注) 「文研」は文学研究科、「文」は文学部、「政経」は国際政治経済学部。

本学の専任教員が研究分担者となっている文部科学省科学研究費補助金の採択状況は、下表のとおりである。

	特定領域研究	基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	萌芽的研究
平成13年度			1(1)		
平成14年度	1	1	2(2)		
平成15年度	(2)		(2)		
平成16年度	1(1)		1(2)	3	1
合計	2(3)	1	4(7)	3	1

(注) () 内は継続。

上表の数字の内訳は、下表のとおりである。

	文研		文		政経		研究所	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
平成 13 年度				1	1			
平成 14 年度			1	1	3			
平成 15 年度				1		3		
平成 16 年度	2		2	1		2	1	
合計	2		3	4	4	5	1	

(注)「文研」は文学研究科、「文」は文学部、「政経」は国際政治経済学部。

学内の競争的資金の交付状況については、本章の「(1) 研究活動」で記述した。

[点検・評価] [長所と問題点]

科学研究費補助金の申請件数は少ない。現在、科学研究費補助金等による採択課題に対して、科学研究費補助金等への申請額と採択額の差額(25万円を上限として)を助成する「助成財団等の採択課題に対する助成」の制度がある。この制度の代わりに、科学研究費補助金等への申請件数を増やすために、申請課題に対する研究費補助金(30万円を上限として)を助成する制度が検討されている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 助成財団等の申請課題に対して研究費補助金(30万円を上限として)を助成する制度を規定化する。
- (2) 教学課・柏教学課が中心となり、科学研究費補助金の申請書類マニュアルの作成・配布、採択された課題の申請書の配布、申請に当たっての説明会を行うなど、支援体制を強化する。

〈21世紀 COE プログラム(革新的な学術分野)関係〉

[現状の説明]

文部科学省の平成16年度21世紀COEプログラム(革新的な学術分野)に本学から申請した「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」が採択され、現在研究拠点を構築するため精力的に各種活動が展開されている。

21世紀COEプログラムとは、文部科学省が「わが国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を学問分野別に形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成をはかるため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進する」ことを目的に、平成14年度からはじめた特別事業である。

採択されたプログラムは、大学院文学研究科中国学専攻が中核となり、国文学専攻・東アジア学術総合研究所・両学部をも含めた全学的体制をもって、事業の推進に務めている。

本事業の目的とする世界的研究拠点を形成するために計画している事業は、主として次の4点にまとめることができる。

- ①日本人の手になる漢字漢文文献（日本漢文中心）の、世界的網羅的な所在調査を実施し、収集した資料をデータベース化して世界に発信する。
- ②国際シンポジウムや共同研究などを通じて、日本漢文学研究者の世界的なネットワークをつくる。
- ③若手研究者及び書誌的調査の専門家を養成するために、講演会や講習会の開催、さらには大学院と連携した講座の開講等を実施する。
- ④漢文訓読を中心とした漢文教育の充実と振興のために、新たな視点に立つ漢文教科書の編纂や、漢文教育法の開発、あるいは漢文教育史研究を行う。

なお今後は本学 COE 活動全般を集約する統轄的目標の設定が求められ、その一端として漢文訓読の再評価と訓読教育の再構築が挙げられている。

大学は COE プログラム採択後、各種事業推進のため、平成 16 年 10 月 1 日付で低層棟 2 階に 21 世紀 COE プログラム事務局を開設し、それに続き、「二松学舎大学 21 世紀 COE プログラムの推進に関する規程」を制定、更に、「二松学舎大学 COE 客員研究員に関する内規」（現在は 2 名）、「二松学舎大学 COE 研究員に関する内規」（ポストドクター年度ごとに 2 名）、「二松学舎大学 COE 研究助手（大学院博士後期課程以降の者若干名）に関する内規」を整備した。

研究推進のための組織としては、2 つの委員会と 2 つの会議を設けている。推進委員会は学長を委員長に各部局長と拠点リーダーで構成する。実施委員会はプログラムの具体的な事業等の検討を行うため、拠点リーダーと総括責任者及び文学研究科両専攻主任等で構成する。事業推進担当者会議は事業推進担当者の連絡調整等を行うため、拠点リーダーと総括責任者及び各研究班メンバー、その他研究協力者をも含めたメンバーで構成する。総括班会議は実施委員会と事業推進担当者会議との連携を促すため、実施委員会メンバーに各研究班代表を加えた構成である。これらの組織によって、事業の円滑な運営と構成メンバーからの意見収集や、事業方針あるいは企画の周知徹底など、機能的に運営できることを目指している。

研究組織としては、プログラム関連の研究会や講習会・講演会の講師、あるいは論文の作成や査読委員等の高度に専門的な能力をもって、事業推進を補助する COE 客員研究員、若手研究者の育成を図ることに基づき配置された、研究と事業推進業務に専従する COE 研究員、研究の補助業務を担当する COE 研究助手の制度を整備している。

プログラムの具体的な事業としては、漢字文献資料調査とデータベース化のため、平成 16 年度は、国外では中国、国内では、北海道・東北地区の公立図書館等の所蔵資料調査を行い、平成 17 年度は、国外では、ベトナム、韓国、国内は信越、北陸、東海地区の調査を予定、またその大部分はすでに実施した。

また一方で、平成 16 年度においては、次年度中のデータベース公開のための入力機構の開発をおおむね完成し、さらに平成 17 年度においてはそのデータ公開と、他の諸機関

との連携のためのシステムづくりを平行して行っている。すでにN I I (国立情報学研究所)との連携のためのシステムはおおむね完成しており、今後、国文学研究資料館、京都大学全国漢籍データベースとの連携等も視野に含めて、現在着々と資料の入力が進められている。入力、研究助手ならびに一部業者を選定して行われ、約4万件については近い将来漢字文献データベースとして公表する予定である。

また、世界における研究者のネットワークを構築するため、平成16年度においては、台湾・中国・ベルギーの研究者を招聘して、「世界における日本漢学研究の現状と課題」と題した講演会とテーブルスピーチを開催した。その過程で示された種々の情報を踏まえて、平成17年9月3日(土)、4日(日)の2日間に亘り、日本を含む世界9ヵ国(中国・韓国・ベトナム・タイ・台湾・ベルギー・アメリカ・オランダ・日本)の研究者を招聘し、本学を会場に同題の国際シンポジウムを開催し、各国・各地域における日本漢文学の現状報告と、研究への提言がなされた。更に、国際シンポジウム翌日の5日(月)には、本学海外拠点リーダーに就任していただいた研究者を含む海外の研究者8ヵ国11人、および本プログラム拠点リーダーと各研究班主任の出席を得て、第1回二松学舎大学COEプログラム海外拠点リーダー会議を開催した。席上、日本漢文の概念規定、今後の研究推進の方法、各国拠点リーダーの役割等について、活発な意見交換があった。

若手研究者の養成を目的とした事業では、日本漢文学研究または漢文文献の調査・整理に関心をもつ研究者及び書誌調査の専門技能者を育成するため、前期・後期とも9つの講座からなるCOEプログラム公開講座を開設している。具体的には、大学院カリキュラムと連携する2講座(単位取得可能)・連続15回の授業形式の2講座、大学院講義に乗り入れの2講座(9週)、各土曜日3回ずつ開講する書誌学専門の3講座、以上がそれぞれ春・秋 Semesterごとに開講されている。

漢文教育の充実と振興のための事業としては、大学教育に実践的に取り入れる予定の漢文教科書の編纂があるが、平成16年度においては漢詩・漢文中心のテキストの開発が行われ、その一部についてはすでに柏校舎において授業が実施されている。さらに平成17年度末には日本漢文および訓読法に特化した題材による教科書が開発される予定である。一方、我が国の漢文教育の実践については、その史的視点からの分析と資料の集中を目的とした、漢文教科書資料の収集が全国にわたって実施されている。

さらに、本プログラムの研究紀要として「日本漢文学研究」を平成18年2月に刊行する予定で、現在編集作業を行っている。依頼原稿・投稿原稿による論文(投稿はレフェリー付き)、資料紹介、書評、学界動向などによって構成される。使用言語は日本語と英語に限定する。

(研究上の成果の公表、発信・受信等)

C群・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

- ・国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

[現状の説明]

本学専任教員による研究論文・研究成果の公表を支援する措置としては、紀要等の発行と学術出版助成制度等がある。

紀要等の発行としては、文学部の大学紀要『二松学舎大学論集』（年1回発行）、『二松学舎大学論集』（年1回発行）、二松学舎大学人文学会機関誌『二松学舎大学人文論叢』（年1回発行）、二松学舎大学国際政経学会機関誌『国際政経』（年1回発行）、国際政治経済学部の大学紀要『二松学舎大学国際政経論集』（年1回発行）、文学研究科の大学院紀要『二松』（年1回発行）、『東アジア学術総合研究所集刊』（年1回発行）がある。なお、『東アジア学術総合研究所集刊』は平成16年度に東洋学研究所紀要『二松学舎大学東洋学研究所集刊』を誌名変更したものである。

本学の学術出版助成制度には下記のものがある。

(1) 刊行費助成（市販性の少ない専門書）

年間2人以内 1件50万円以内

(2) 出版奨励金

- ・研究図書A（学位論文を図書として刊行したもの、またはこれに準ずるもの）

毎年度5人を基準 各10万円

- ・研究図書B（研究図書Aに該当しないもの）

毎年度10人を基準 各5万円

刊行費助成の支給については、過去4年間該当者はない。出版奨励金の支給状況は下表のとおりである。（ ）内の数字はそれぞれ文学部と国際政治経済学部の専任教員の支給延べ人数である。< >内の数字は文学研究科の専任教員の延べ人数である。

(学術研究図書出版奨励金)

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研究図書A	(2, 0)	(0, 0)	(1, 1)	(0, 0)
研究図書B	(0, 1)	(2, 4)	<3> (4, 1)	<1> (3, 2)

(研究図書Aは博士論文またはそれに相当する内容のものであり、それ以外のもの(教科書、翻訳書を含む)は研究図書Bである。)

その他の支援措置として、専任教員に対して博士学位の取得を奨励するために、博士学位を取得した専任教員に対して奨励金を支給する制度(鹿島学術研究・研修基金による研究奨励金制度、1人30万円)がある。この制度は平成14年度に制定され、平成15年度には1人が支給を受けている。

紀要等の発送については、『二松学舎大学人文論叢』は二松学舎大学人文学会が、『国際政経』は二松学舎大学国際政経学会が、『二松学舎大学論集』『二松学舎大学国際政経論集』『東アジア学術総合研究所集刊』は附属図書館が各々、大学学部・大学院・図書館等の関連する教育研究機関に発送している。

国内外の大学・研究所等の研究論文・研究成果の受信は、附属図書館を通して行なっている。他大学の紀要、国内外の研究論文・雑誌や報告書等は附属図書館で受信・管理している。

インターネットによる学術研究情報の収集については、各研究室、学部・大学院共同研究室、文学研究科及び文学部の共同研究室（九段校舎）、国際政経学会共同研究室（柏校舎）、講師室に情報コンセントが設置されており、自由に検索が可能になっている。また、電子ジャーナル ProQuest により、政治・経済等の海外の専門雑誌の論文を附属図書館及び各研究室などの端末により検索・ダウンロードすることができるように整備されている。

[点検・評価][長所と問題点]

本学の専任教員が投稿できる紀要は 4 種類あることで、研究論文・研究成果の公表機会が多く提供されており、また『二松学舎大学論集』『二松学舎大学国際政経論集』は本務校がない本学部の兼任教員にも投稿の機会を提供している点は評価できる。

学術図書刊行助成と研究図書 A の支給状況が良くないが、研究図書 B の支給状況は良好である。これには専門書の出版をめぐる近年の社会的状況が少なからず影響しており、その点を考慮して現行の刊行費助成と出版奨励金の見直しが必要である。

鹿島学術研究・研修基金による研究奨励金制度は平成 17 年度で終了するので、それに代わる博士学位を奨励するための制度が検討されている。

人文学会及び国際政経学会は本学の研究成果を積極的に学内外に公表発信するための中心的な役割を果たすような活動を行うべきである。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 人文学会及び国際政経学会はホームページを立ち上げ、ネット上で論文・ワーキングペーパーを掲載し、また、各種研究会、学生対象の講演会を開催するなどして、本学の研究成果を積極的に公表して行く。
- (2) 学術図書出版助成について、次のように見直す。刊行費助成については、1 件当たり現行の 50 万円以内を 100 万円以内とし、また、出版奨励金 B の対象として教科書出版等を含むことを明記する。
- (3) 鹿島学術研究・研修基金による研究奨励金制度は平成 17 年度で終了するので、それに代わる博士学位取得を奨励するための制度を設ける。

7 施設・設備等

目標

- (1) 情報機器の配備を含めた教育施設・設備の充実を図る。
- (2) 安全で快適な教育研究環境づくりに取り組む。

(施設・設備等の整備)

A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

[現状の説明]

本学には九段キャンパス(2,740 m²)、柏キャンパス(116,408 m²)の2カ所の校地(合計119,148 m²)がある。九段キャンパスは、両学部3・4年次生と大学院文学研究科及び大学院国際政治経済学研究科の東アジア経済・ビジネスプログラムの学生が使用し、柏キャンパスは、両学部1・2年次生と大学院国際政治経済学研究科が使用している。

九段キャンパスは、JR飯田橋・市ヶ谷駅から徒歩15分、地下鉄九段下駅から徒歩8分の地に位置し、キャンパスには平成16年3月に竣工した本館(13階建)と別館(4階建)の2棟の校舎がある。本館には、講義室20室、演習室18室、コンピュータ教室3室、書道教室2室、研究室(教員用研究個室42室、共同研究室5室)、図書館、学生食堂(200席)、事務室、中洲記念講堂等主たる施設・設備があり、別館には大学資料展示室、研究所、体育場、クラブ室等がある。

柏キャンパスは、JR柏駅から約6km、JR我孫子駅から5.8kmに位置し、両附属高等学校との共用を含めた校地を有している。キャンパスには、1号館、2号館、3号館(体育館)、4号館(クラブ棟)、5号館(食堂、図書館)、6号館(武道館)等の校舎がある。その他校地として、柏駅近くにスクールバス駐車場を所有し、柏校舎前にスクールバス駐車場として利用する借地がある。スクールバスは、16台で両駅から1,600名余の学生・教職員を輸送している。1・2号館には、講義室27室、演習室15室、コンピュータ教室7室、書道教室4室、研究室(教員用研究個室56室、共同研究室17室)、学生食堂(423席)、事務室、講師室、情報センター事務室、国際交流センター事務室、キャリアセンター分室、学生相談室等がある。5号館には、図書館と学生食堂(322席)、書籍売店がある。

コンピュータ教室の利用時間は九段校舎;平日 9:00~16:30、土曜日 9:00~13:00。柏校舎;平日 9:00~16:20、土曜日 9:00~12:50となっている。

九段校舎・柏校舎の教室設備一覧は、資料③のとおりである。

[点検・評価] [長所と問題点]

九段校舎は、皇居に近く交通の便に優れ、緑も多く閑静である。神田古書店街や公共の文教施設(国立国会図書館等)も近くにあり、教育研究に適した環境にある。

校舎は新築されたが、校地に制限があり、学生1人あたりの面積を十分には確保できてい

ない。

柏校舎は、九段校舎に比べ学生 1 人当たりの面積も広く確保しており、自然環境にも恵まれている。体育館、武道館はもとより、夜間照明を備えたグラウンド、全天候型テニスコート 2 面があり、学生のクラブ活動等に供している。一方、JR 柏駅と JR 我孫子駅との間のスクールバス輸送は、周辺道路の渋滞により授業に支障を来たすことがあり課題となっている。また、1・3・4 号各館は、昭和 56 年竣工で築年数も古く、校舎の老朽化が進み、補修工事が増える傾向にあり、地震対策等を含め改修の検討をする必要がある。なお、校舎近隣に会社の資材置き場として利用している土地があり、環境上問題である。

コンピュータ教室の利用時間に制約があり、利用時間の延長の要望がある。検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

キャンパス整備検討委員会で以下のことを検討している。

- ①九段校舎では、施設・設備の充実を図るため、近隣に施設を借用するなどの対策を講ずる。さらに、将来計画として、近隣に校地を取得することを目指す。
- ②柏校舎では、3・4 号各館の耐震診断及び補修工事をする。また、キャンパスに隣接する資材置き場の取得を進める。
- ③柏キャンパスグラウンドの整備。
- ④コンピュータ教室の利用時間の改善を図る。

B 群 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

[現状の説明]

九段校舎にはカリキュラムの改定に併せて、コンピュータ教室として 3 教室が設置された。収容人員は、104 人である。機器は 3 教室合計で学生用パソコン 104 台、プリンタ 7 台、さらに教卓に教員用パソコン 2 台が設置されている。また、映像編集室にはパソコン 7 台が装備されている。内訳は映像編集用に 1 台、教員用に 1 台、学生用に 5 台である。この他、大学院文学研究科及び国際政治経済学研究科の学生のためのインターネットルーム（パソコン 20 台、プリンタ 1 台）がある。なお、講義室 9 室には、スクリーン、プロジェクター、A V 装置各 1 台が装備され、内 2 講義室に書画カメラ、4 講義室に教員用パソコンが装備されている。

柏校舎では、平成 16 年度にコンピュータ教室を 2 室（計 133 台）と映像編集機能を備えたパソコンを設置した教室（15 台）を新設した。既存のものと合わせ、コンピュータ教室 7 室で、収容人員は 356 人となり、機器類の装備数はパソコン 356 台、プリンタ 27 台、イメージスキャナ 2 台となった。教卓には教員用パソコン 6 台、映像編集用パソコン 1 台、教員用パソコン 1 台、学生用パソコン 15 台が装備されている。また、大学院国際政治経済学研究科には、パソコン 23 台を装備している。

これらのパソコンは学内 LAN を通じてインターネットと常時接続されており、学生のレポート・論文作成や情報検索等に活用されている。

なお、柏校舎のコンピュータ教室を新設した際、受電設備幹線工事やサーバー室の拡張工事等、教育用情報処理機器のための環境整備も併せて実施した。また、平成17年度から学内LANを利用した履修登録に対応するため、教学システムのサーバーの入れ替えも実施した。

[点検と評価] [長所と問題点]

九段校舎は両学部3・4年次生（合計1,509人）と大学院文学研究科及び大学院国際政治経済学研究科の東アジア経済・ビジネスプログラムの学生（合計87人）が使用し、柏校舎では両学部1・2年次生（合計1,578人）と大学院国際政治経済学研究科（18人）が使用している。パソコンの装備状況は、九段校舎では学部学生は14.5人に1台、大学院生は4.4人に1台、柏校舎では学部学生4.4人に1台、大学院生は1人1台となっている。

柏校舎では、平成16年度からの新カリキュラム導入に伴う情報関係授業の増加に対応して情報処理教室3室を新設した。今後は、情報処理教室4室の機器の更新やソフトウェアの整備等について、年次計画で更新を検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

将来は情報関係および情報処理機器を利用した授業が増加するものと思われる。それに対応するため、本学の情報教育の基本方針を確立した上で、授業に対応する多種多様な情報機器の選定および配備について検討する。

なお、柏校舎の情報処理教室については平成18年度に機器の更新を行う予定である。

(キャンパス・アメニティ)

B群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

- ・「学生のための生活の場」の整備状況
- ・大学周辺の「環境」への配慮の状況

[現状の説明]

九段キャンパスでは、「学生のための生活の場」としての施設は、本館地下1階には200人収容の学生食堂、地下2階に学生ホール（売店を含む）、別館3階には学生クラブ室を設置している。さらに保健室、学生相談室も学生の健康保持のため確保されている。敷地内植栽については、業者との契約により管理されている。

柏キャンパスには、「学生のための生活の場」としての施設は、4号館のクラブ棟を始め、1号館に423人収容の学生食堂（売店を含む）、2号館に223人収容の学生ホール、5号館に322人収容の学生食堂（書籍の売店を含む）を備えている。さらに保健室、学生相談室も学生の健康保持のため確保されている。また、敷地内には多くの樹木を植えており、委託業者が年間計画に基づき維持管理をしている。

両キャンパスの禁煙対策については、建物内の全面禁煙化を実施し、館内各所への禁煙表示等、禁煙に対する啓蒙を強化している。なお、喫煙所は屋外に設置している。

[点検・評価] [長所と問題点]

九段校舎は、皇居の近くに立地しており、都心にありながら自然に恵まれた環境にある。公開空地を備え、開放感を醸し学生の精神衛生上、また、教育研究の上からも、旧校舎に比べ良い環境になった。しかし、校舎面積は 15,260.9 m²で、1,596 人の学生がいるため、学生一人当たりの面積は 9.56 m²である。また、1 階部分に喫煙コーナーを設置したが、分煙化が不十分であるのは問題である。

柏校舎は、自然環境に恵まれ、特に、桜並木は景観に優れ、近隣住民の観桜会会場としても開放されている。また、1 号館地下 1 階学生食堂に付設して、学生の休憩スペースとして屋外デッキがあり、武道館横、1 号館前、2 号館前には屋外ベンチを設置している。厚生施設については、食堂は、九段校舎に比べ広い面積は確保しているが、学生がキャンパスライフを送るにあたって、例えば、コンビニエンスストア、銀行の ATM、コーヒーラウンジ等、広い空間がありながら設備がないことから、十分とは言えない。景観的に恵まれた環境にあるが、これを十分に生かした学生の憩いの場としては整備されていない。空調については、ボイラーを使用している。蒸気管等の老朽化により、蒸気漏れ等故障が多くなっているため、早急に改善する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

九段校舎では、13 階多目的ホール、地下 2 階学生ホールの有効利用、及び 1 階の分煙化を図り学生の利用に供したい。

柏校舎は、附属沼南高等学校を含めた環境の総合的見直しのための環境整備計画を進め、空調、食堂の改善、グラウンド周辺の緑化対策等、学生はもとより近隣住民にとっても、憩いの場となる環境づくりに取り組む。

(利用上の配慮)

A 群 施設・設備面における障害者への配慮の状況

[現状の説明]

九段校舎は、法令に基づき設計され、全館バリアフリーとなっている。具体的には、障害者用スロープ・障害者用トイレ等が設置されている。また、身体障害者用駐車場も用意し、障害者への配慮をしている。

柏校舎は、2 号館（教室・研究棟）にスロープやエレベーターを設置しているが、その他の 1 号館、5 号館には、エレベーター・スロープ等障害者対応の施設・設備がない。

[点検・評価] [長所と問題点]

九段校舎の障害者対応は、施設・設備は整備されたが、障害者に誰が（どの部署が）どのような対応をするかなど、人的支援体制の整備が不十分である。

柏校舎の障害者対応は、施設・設備を含め、不十分である。特に、1 号館のエレベーター及び障害者用トイレ設置は喫緊の課題である。

また、両校舎共に視覚、聴覚障害者への配慮がなされていないのは問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

九段キャンパスは、人的支援体制の整備を急がなければならない。

柏キャンパスは、キャンパス整備検討委員会で検討しているが、当面、1・5号館にスロープ、エレベーター、障害者用トイレを設置し、2号館には障害者用トイレを設置する。なお、九段キャンパス同様、人的支援体制の整備をする。

(組織・管理体制)

B群・施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況

・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

[現状の説明]

九段キャンパスは、総務・人事課が施設・設備の維持及び衛生・安全面の管理を担当している。具体的には設備日常管理業務、設備機器定期点検業務、環境衛生管理業務、清掃業務、エレベーター設備管理業務、電話設備管理業務、防災設備管理業務、警備業務等について、管理会社に委託もしくは保守契約を結び、維持管理をしている。

昼間・夜間ともに九段校舎への不審者の侵入等、非常時の対応としては、総務・人事課長、総務・人事部長、事務局長への連絡網により緊急対応をすることになっている。また、環境衛生管理業務の中で空気環境測定、飲料水水質検査、害虫駆除等を定期的実施し、年間を通して衛生・安全のために取り組んでいる。

柏キャンパスにおける施設・設備の管理は、業務課が担当している。校舎の維持管理、機能管理、保安管理、保全管理等は、管理会社に委託している。また、受電設備、電話設備、LAN 設備、給排水衛生設備、防災設備、エレベーター設備について、それぞれ専門業者と契約し、維持管理を行っている。警備については、朝・夕の巡回警備を警備会社に委託している。夜間および休日は、機械警備となっている。清掃についても業者に委託している。その他、害虫駆除、雑排水清掃等を実施し、施設・設備の維持管理に努めている。

法令等の定めるものについては、両校舎とも以下の定期検査を実施し、指摘事項は速やかに改善している。

- i) 自家用電気工作物施設定期検査
- ii) 受水槽・高置水槽清掃定期検査
- iii) 消防用設備法令点検
- iv) ボイラー定期点検、煤煙測定
- v) 法令水質検査

なお、教職員を委員として「全学防災対策会議」を設け、災害防止体制及び対策を検討し、災害に備えている。

[点検・評価] [長所と問題点]

施設・設備の維持・管理や衛生・安全に対しては、両校舎とも業者と契約を結び適切に実施している。また、両キャンパスに担当部署と責任者とを定め、その責任体制を明らかにし

ている。夜間や休日の緊急事態には、管理会社や警備会社から緊急連絡網に基づき、速やかに部課長に連絡が入り、事務局長等の指示を受け処理することになっている。ただ、九段キャンパスでは、昼間の来校者の受け付けは中央管理室の機械警備室に委託されているのみで、校舎内外の巡回・警備について行っていない。したがって、不審者の侵入に対し、体制が整備されておらず、問題である。

柏キャンパスは、夜間が無人状態となるので、夜間警備体制の整備が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

九段キャンパスについては、昼間の巡回・警備体制のあり方を検討し、それに基づく実施を急がねばならない。また、大規模災害対策の取組みについて学生、教職員の全学的体制の整備が急務である。

柏キャンパスは、来校者の受け付け・案内の窓口の設置が、防犯面からも必要である。

8 図書館および図書・電子媒体等

目標

- (1) 学生の利用の便に供するため、教育研究上必要な図書を体系的・量的に整備する。
- (2) 地域社会に開かれた図書館づくりを一層促進する。
- (3) 図書館機能を発揮するため、書庫の拡張、情報機器の整備、閲覧室環境の整備・改善を図る。

(図書、図書館の整備)

A群・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

[現状の説明]

本学附属図書館は、九段校舎及び柏校舎に、それぞれ設置された2館で構成されている。附属図書館は本学学生（大学院生を含む）並びに教員に対して、学習・教育研究上必要な資料を体系的に収集整備し、利用に供している。

平成17年5月1日現在の蔵書数は、次のとおりである。

図 書	九 段			柏			合 計
	和書	洋書	計	和書	洋書	計	
冊数	159,461	1,412	160,873	96,847	16,776	113,623	274,496

雑 誌	九 段			柏			合 計		
	和雑誌	洋雑誌	計	和雑誌	洋雑誌	計	和雑誌	洋雑誌	合計
種数	3,054	27	3,081	1,440	164	1,604	4,494	191	4,685

視聴覚資料	九 段	柏	合 計
点数	3,298	4,605	7,903

蔵書は、九段校舎図書館は94.45%が開架であり、柏校舎図書館はほぼ100%開架である。両館とも日本の古典籍や漢籍などの貴重書・特殊資料等は閉架としている。

平成16年度の受入は、九段校舎図書館が和書7,045冊、洋書225冊、計7,270冊、柏校舎図書館が和書3,556冊、洋書493冊、計4,049冊で、両校舎図書館を合わせた受入総数は11,319冊となっている。視聴覚資料は、ビデオテープ、DVDなど、様々な形態のもの、57点を受け入れた。

平成16年度の図書館資料費は、75,000千円である。そのうち図書費が50,750千円、雑誌・新聞経費が19,500千円である。他にデータベース使用料・消耗品図書費・製本代等が4,750千円である。

図書館資料の選書は、教員と図書館員が行っている。選書に当たっては購入希望も随時受け付け、学生・教職員等利用者の要望や必要に応じた図書を揃えられるよう努めている。図書資料の購入に当たっては、利用者の多様な要望に応えるべく幅広く資料を収集するために、原則として重複購入を避けるが、利用の多い図書は複本を購入している。

なお、平成 16 年度には、国際政治経済学部 3・4 年次生の授業を九段校舎での開講、国際政治経済学研究科の九段校舎サテライト開設等があり、柏校舎図書館から関連図書が一部（約 2,000 冊）九段校舎図書館に移管されるとともに、新たに九段校舎図書館図書費で国際政治経済学関連資料約 1,200 冊を購入した。

[点検・評価] [長所と問題点]

両図書館は、それぞれが学部・学科（研究科を含む。以下同じ）と密接な連携をとりながら、資料収集を行っている。

文部科学省「平成 16 年度大学図書館実態調査報告」によると、本学と同規模（学部数 2～4 学部）の私立大学 234 校の平均総蔵書数は約 26 万冊である。本学図書館は総蔵書数 28 万冊で、ほぼ平均的である。

両図書館の蔵書構成比をみると、人文科学系が 226,334 冊、80%（うち国文学・中国文学関係が 117,304 冊、42%）、社会科学系が 51,074 冊、18%、自然科学系が 4,791 冊、2%であり、本学の学部・学科を反映した蔵書構成となっている。

図書館資料費は、平成 14 年度まで特別事業費として年度間に増減があったが、平成 15 年度から経常経費と位置付けられ、大きく削減されることなく、一定額が確保されている（毎年 7,200～7,500 千円の予算）ので、計画的な資料収集ができることになっている。

図書館資料費は、一定額が確保され、計画的・体系的に資料整備がされているが、そのなかで、特に国際政治経済学部、国際政治経済学研究科関連の雑誌は、継続購入のための費用が増大し続けている。予算内で購入する必要上、新規の雑誌を受け入れるためには、既購読雑誌の一部を中止しなくてはならない場合もある。これは資料の継続性の点で大きな問題点である。とりわけ洋雑誌については後日の入手が困難であるため、問題が一層深刻である。

図書館では、シラバスによる選書（シラバス掲載のテキスト、参考図書）等、カリキュラムに基づく選書を行っている。今後は、担当教員との連携を強化し、より授業開講科目に密着した体系的な資料収集を行う必要がある。なお、選書についての基準が明確になっていないので、早急に規定化する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

図書館が大学の教育と研究を支援する目的を果たすためには、利用者が考え学ぶために必要な図書館資料をできるだけ多く提供することが不可欠である。しかし、資料の膨大化により、1 大学での予算規模では限界がある。それを補うため、コンソーシアムによる共同利用の必要性が高まってくる。

両図書館が相互に補完し合って、効率の良い資料の収集、学習用図書の網羅的購入、授業に密着した図書の収集、いっそう利用頻度の高くなる視聴覚資料（主にデジタル資料）の整備を進めるなど、両校舎で情報格差のない同一のサービスを利用者に提供しよう努力する。

なお、附属図書館に選書基準を設け、今後は授業開講科目に密着した体系的な資料収集を行う。

A群 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

[現状の説明]

九段校舎図書館は、九段校舎の本館地下1・2階、約762㎡（事務スペースを除く）を使用し、教育・研究、学習サービスに供している。約18万冊を収納することができるが、現在、図書資料（約16万冊）の他に雑誌、消耗資料を所蔵しているため、配架できない参考図書や雑誌が少なくない。

柏校舎図書館は、5号館の2・3階、約1,608㎡（事務スペースを除く）を利用者に供しており、13万8千冊を収納することができる。現在、約12万冊が配架されている。

九段校舎図書館ではパソコンはOPAC（Online Public Access Catalog＝目録検索システム）端末として11台、その他外部データベース用パソコン2台、CD-ROM、DVD-ROM検索用パソコン2台を設置している。所蔵視聴覚資料閲覧のための機器は、AVコーナーにブース4席を配置している。ビデオデッキ、カセットデッキ、CD・DVDプレーヤーを組み合わせ、各所蔵資料の閲覧ができるようになっている。マイクロ資料室では、マイクロリーダーで、所蔵するマイクロフィルム、マイクロフィッシュを閲覧できる。また、所蔵資料の複写用にコピー機を4台設置している。

柏校舎図書館では、パソコンはOPAC端末として10台、その他CD-ROM、DVD-ROM検索用パソコン3台を設置している。所蔵視聴覚資料閲覧のための機器は、AVコーナーにブース5席を設置している。各ブースはCD・DVDプレーヤー、ビデオデッキ、カセットデッキを組み合わせ、各所蔵資料を閲覧できるようになっている。さらに、マイクロフィルム、マイクロフィッシュがあり、マイクロリーダーで閲覧できる。また、館内閲覧となっている基本図書や雑誌類の複写用に複写機を3台設置している。

[点検・評価] [長所と問題点]

施設面においては、九段校舎図書館は旧図書館（千代田校舎図書館：約826㎡）の所蔵図書の全てを配架できないという問題等、所蔵スペース、閲覧スペースに問題点を抱えている。柏校舎図書館は、九段校舎図書館に比べて広いスペースを有している。

視聴覚機器については、文部科学省「平成16年度大学図書館実態調査報告」の示す、私立大学の平均数41台と比べて29台となっており、私立大学の平均と比べて下回っている。また、インターネット検索用パソコンは、両館とも十分な台数とはいえない。

なお、柏校舎図書館は、ほとんど全ての所蔵資料を直接手にとって利用でき、閲覧スペースにゆとりがあるので、学生は多くの資料を広げて利用している。ただ、グループ閲覧室が設けられていないので、特にグループで学習するには不便を来している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

九段校舎図書館は、旧千代田校舎図書館より狭小となった。施設の増改築が無理な現状な

ので近隣に施設を借用するなどして、不備を解消する方策を図らなければならない。

柏校舎図書館は、九段校舎図書館に比べて、広いスペースを有しているが、既に所蔵スペースがなくなりつつある現状から、複合施設（1階は食堂）である5号館を図書館専用とすべきである。

A群 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

[現状の説明]

閲覧席数は、九段校舎図書館が68席、柏校舎図書館が203席で、2館合計271席である。これは学生収容定員2,514人（大学院生を含む）の10.78%にあたる。

平成16年度の年間図書館開館日数は、九段校舎図書館が238日、柏校舎図書館が247日であった。開館時間は、九段校舎図書館が、平日9:20～21:00、土曜日9:20～16:00、休業期間中（夏季・冬季・春季）9:20～16:20、柏校舎図書館が、平日9:20～19:00、土曜日9:20～16:00、休業期間中（夏季・冬季・春季）9:20～16:20である。両校舎図書館とも、大学院の夜間開講授業等に対応している。

本学の図書館情報管理システムは、図書館の資料と利用を管理するシステムとして、平成8年度から利用の試行を開始し、システム更新を経て現在に至っている。導入当初は、両図書館の蔵書検索しかできなかったが、平成14年9月のバージョンアップに合わせ、蔵書検索用Webサーバーを設置し、両館共通の検索が可能になり、同時にインターネット上での検索が24時間利用できるようになった。また、これに先がけて、平成14年4月から、図書館のホームページを公開し、開館情報等を掲載している。

利用者教育については、毎年度初めに図書館利用を促進するために、各年次生に対しガイダンスを行っている。特に、1年次生に対しては、図書館の利用方法、情報検索方法、資料の探し方等の図書館オリエンテーションを行っている。その他、基礎ゼミ単位や個別に教員の要請を受けて、専門分野の情報検索方法等の利用指導を行っている。

平成16年度の貸出冊数は、九段校舎図書館が9,676冊、柏校舎図書館が14,200冊、合計23,876冊であった。利用対象者別では、次のとおりである。

	学 生	大学院生	教職員	合 計
九段校舎図書館	7,220	1,362	1,094	9,676
柏校舎図書館	13,792	107	301	14,200
合 計	21,012	1,469	1,395	23,876

図書資料の貸出冊数及び日数は、学部生が5冊14日、大学院生が10冊30日、教職員が10冊30日である。なお、長期休暇中は利用対象者全員に対して長期貸出措置をしている。

年度毎の貸出者総数の推移は、次のとおりである。

年度毎貸出者数の推移

(人)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
九段校舎図書館	5,295	1,975	1,706	2,394	5,387
柏校舎図書館	7,014	6,044	12,049	12,870	7,862
合 計	12,309	8,019	13,755	15,264	13,249

[点検・評価] [長所と問題点]

閲覧席数は、2館合計で収容定員の10%を上回っているが、柏校舎図書館は収容定員1,220人に対し203席(16.64%)で、特に問題はないが、九段校舎図書館は収容定員1,294人に対し68席(5.26%)であり、著しく不足しており問題である。

開館日数は、「平成16年度大学図書館実態調査結果報告」の全私立大学図書館の平均開館日数258日と比較し、若干下回っている。

開館時間は、主として夜間開講授業受講者の利便を考慮し、九段校舎図書館は21時、柏校舎図書館は19時まで開館し、配慮がなされている。

図書館ホームページで本学図書館OPACを公開していることは、学外への図書館開放にとって意義がある。しかし、学内的には、他機関の資料検索用インターネット端末台数が九段校舎図書館に2台と少なく、また柏校舎図書館では管理上の問題から利用者のインターネット検索を停止し、カウンターで図書館員の代理検索サービスを行っている。

各学年とも、年度初めにガイダンスを行っているが、「図書館利用案内」等の冊子は作成していない。また、図書館員全員が、専門資料の文献検索、外部データベース等の検索能力を、より高めるための館内研修等が必要である。

最近5年間の貸出冊数は次の表を見てわかるように、増加傾向にある。

(冊)

年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
貸出総冊数	17,598	22,964	24,460	26,662	23,876

なお、平成16年度については、九段校舎建替え終了に伴う柏校舎からの移転という特殊事情により、減少したと思われる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 九段校舎図書館は、閲覧座席数の絶対数が不足している。閲覧座席数確保のためには、例えば、近隣に図書館施設を借用する他に、国文学共同研究室、中国文学共同研究室、国際政治経済学部共同研究室等を図書館分室として機能させる等、改善策を検討する。
- (2) 柏校舎図書館では現在、他大学及び関係機関の資料検索が出来ないので、これを改善し、インターネットによる他機関の資料検索が出来るよう改善する。

さらに、九段校舎図書館にはインターネット端末が2台と少なく、柏校舎図書館のインターネット検索端末と併せ、改善する。

(3) 図書館のいっそうの利用促進からも 『Campus Life』での案内に加え、詳しい利用案内

冊子『図書館利用案内』を作成する。また、配架案内図や、ホームページ上での図書館利用案内等を作成する。

A群 図書館の地域への開放の状況

[現状の説明]

九段校舎図書館では、平成12年度から千代田区立図書館と相互協力の覚書をかかわし、千代田区民に図書館を公開している。利用資格は、千代田区民で満18歳以上の方（大学生は所属大学の図書館をとおして利用申請）で、千代田区立図書館の利用登録者（区立図書館貸出券を所持している方）となっている。利用手続きの際には、本人であることを証明するものと区立図書館貸出券が必要である。

柏校舎図書館は、平成13年度から沼南町（現柏市）との取り決めにより、満20歳以上の沼南町在住・在勤者に図書館を公開したが、平成17年3月に沼南町が柏市と合併し、柏市の意向で相互協力は中止しているが、現在、柏市沼南支所（沼南中央公民館）発行の紹介状で図書館利用が可能となっている。

両校舎図書館とも、利用できる範囲は、館内閲覧と複写のみで、貸出は行っていない。平成16年度の利用者は、九段校舎図書館で4人、延べ5日間、柏校舎図書館で2人、延べ19日間であった。また、両校舎図書館とも他の地域在住者に対しても、地元の公共図書館発行の紹介状で利用が可能となっている、旧沼南町在住・在勤者に対しても柏市沼南支所（沼南中央公民館）発行の紹介状で利用を受け付けている。

地域社会との連携を本学の基本方針とし、図書館の公開は本学の社会的責任（地域に貢献できる大学）と位置付けているが、地域住民の利用は極めて少ない。

[点検・評価] [長所と問題点]

九段校舎図書館は、1日当たりの利用人数が5人に制限され、利用に当たっては事前に電話連絡を必要とするなど、必ずしも利用しやすい環境とはいえない。また、地域に開放しているとはいえ、千代田区のホームページでの案内のみで、大学および図書館のホームページからは公開情報を発信していないなど、積極的な公開とはいえない。

柏校舎図書館は、現在は紹介状での利用となっているが、従来と変わらぬサービスを行っている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

大学及び図書館のホームページから図書館の公開についての案内をし、利用促進を図る。大学図書館としては、さらに地域社会に密着した図書館として一般利用者を視野に入れた運営を心がけたい。

(学術情報へのアクセス)

B群 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

[現状の説明]

本学の図書館情報管理システムは、平成9年4月から図書館管理システム ELISE（キハラ製）を導入し、システム更新を経て現在に至っている。その中核は、図書館が所蔵する資料を登録した目録データベースである。平成17年5月現在、図書274,496冊、雑誌4,685種類、視聴覚資料7,903種類が登録されている。

さらに、インターネット上に図書館ホームページを開設し、図書館の利用案内や開館予定などの紹介や両館の所蔵資料の検索を可能にした。また、図書（平成14年度受入分から）、及び雑誌の所蔵情報は、国立情報学研究所のNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）に登録され、国内の大学図書館等との間で書誌データを共有し、学術情報の有効利用を図っている。

本学図書館の特色は、2,937点に及ぶ漢籍を有していることであるが、これは、全国漢籍データベース（京都大学人文科学研究所等）に目録情報を提供している。

他大学との相互協力（文献複写）については、全国の大学と行っており、国立情報学研究所のNACSIS-ILL（図書館相互貸借システム）も利用している。

[点検・評価] [長所と問題点]

図書館管理システムの導入に伴い、両館とも外注による図書データの遡及入力を行った。その際、カード目録からの遡及入力によるものであったため、データ上の不備が多く、これらのデータの整備が必要である。雑誌データは、九段校舎図書館では現在遡及入力中で、柏校舎図書館では遡及を終了している。視聴覚資料データについては、九段校舎図書館では終了しているが、柏校舎図書館は一部未入力のものがある。これらの未入力データの早い整備が望まれる。また、貴重書のデータベース化がなされていないので、これらの資料のデータベース化だけでなく、電子化を図り、利用者に提供していく必要がある。

両館とも、所蔵資料のデータベースには、常用漢字と正字の問題や、ハングル文字、キリル文字等の資料に関して、検索上不備な点が多々あるため、今後の対策を考えていかなければならない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

情報化時代にあつて、学術情報の処理・提供システム全般について、新しい利用者ニーズに対応する機器の整備は今後不可欠なものとなる。少なくとも5年単位での見直しを行う。

さらに、情報化の進展に対応できる図書館員の育成はこれからの図書館サービスを支える重要な点であるので、研修派遣体制の確立を行いたい。

また、大学間の提携や授業の相互乗り入れなどが一般化する状況に対応するため、図書館相互の協力体制を積極的に進めていく。

9 社会貢献

目標

社会に広く貢献するため、本学の人的資源と教育研究の成果を広く社会に提供する。

(社会への貢献)

【大学・学部】

B群・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

- ・公開講座の開設とこれへの市民の参加の状況
- ・教育研究上の成果の市民への還元状況

C群・ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行なっている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性

- ・地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【大学院】

B群 研究成果の社会への還元状況

C群 地方自治体等の政策形成への寄与の状況

[現状の説明]

(1) シンポジウムの開催状況

本学は研究成果の社会への還元の一環としてシンポジウム、講演会、公開講座の開催を行っている。平成16年度のシンポジウムの開催状況は次のとおりである。

(二松学舎大学21世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」)

「東アジアにおける漢字文化活用の現状と将来—日本・中国・台湾・韓国の漢文教育と漢文教科書をめぐって」(平成16年8月28日)

(国際政治経済学部)

国際政治経済シンポジウム「東アジア協調の新段階—経済、産業・ビジネス、国際政治の視点から—」(平成16年9月18日)

(2) 講演会の開催状況

平成16年度の講演会の開催状況は次のとおりである。

(二松学舎大学21世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」)

スリヤウオンパイサーン(タイ国・チュラーロンコーン大学助教授)「タイにおける日本漢文学研究の現状」(平成17年3月30日)

呉 格(中国・復旦大学教授)「中国における日本漢文学研究の現状と課題」(平成16年12月17日)

ウィリー・F・ヴァンデワレ(ベルギー・ルーヴァンカトリック大学教授)「欧州における日本漢文学研究の現状と課題」(平成17年1月8日)

(東アジア学術総合研究所)

林田明大「陽明学に学ぶー『小信を重んじる』生き方」(平成16年12月4日)

杜維明(ハーヴァード大学東アジア言語・文明学科教授)「アメリカにおける陽明学研究の現状」(平成17年3月30日)

戸川芳郎(二松学舎大学名誉教授)「経史書の目録学」(平成16年10月28日他4回)

大島正二(北海道大学名誉教授、二松学舎大学客員教授)「字書編纂史」(平成16年10月21日他6回)

志賀 泉「こんなふうには、小説を書いてきたー私が二松学舎で学んだことー」(平成16年12月2日)

中野三敏(福岡大学教授)「『江戸版本』ー邦人の法帖・印譜・墨譜などー」(平成16年7月10日)

徐 興慶(台湾大学)「台湾における日本漢文学研究の現状と課題」(平成16年11月27日)

(教育開発センター)

石川忠久(二松学舎大学学長)「漢詩の心」(平成17年2月11日)

二松学舎大学教育研究大会(平成16年8月21日)

(3) 公開講座の開催状況

本学では、高等教育機関としての地域社会への社会的貢献について早くから問題意識を持ち、「オープンカレッジ」、「木曜コミュニティセミナー」、「土曜コミュニティセミナー」等の名称の下に九段校舎・柏校舎両校舎の周辺地域住民、及び一般社会人を対象とした「公開講座」を実施しその役割を果たすと共に、受験生のみならず社会全体に対して本学の知名度・イメージの向上に努めてきた。平成16年度からは、今まで木曜日、土曜日に開講していた「コミュニティセミナー」を廃止し、夏期休暇期間中に集中して実施する「公開講座」へ集約することとした。なお、実施に当たっては、地元の地方公共団体から(千代田区、柏市、沼南町(現柏市))十分な協力体制(後援や協賛)を得ることができた。平成16年度の実施状況は資料②のとおりである。

(4) 学外での社会的活動

本学の専任教員が平成16年度に公的機関から委嘱を受けて学外で行った社会的活動の状況は次のとおりである。

教員名	職位	所属	要請機関	内容等	期間
森野 崇	助教授	文学部	国文学研究資料館	国文学に関する研究情報の研究協力及び指導助言	平成16年3月～12月までの20日間、平成17年1月～3月までの9日間
芹川哲世	教授	文学部	国際基督教大学	国際植民地法制研究会での発表	平成16年3月2日～7日
王 宝平	特任教授	文学部	独立行政法人 国立科学博物館理工学研究部	科研費（特定領域研究我が国の科学技術黎明期資料の体系化に関する調査・研究）（江戸のモノづくり）研究者集会、国際シンポジウム出席）	平成16年6月9日～13日
塩田今日子	教授	文学部	独立行政法人 国際観光振興機構	平成16年度通訳案内業試験委員（第一次・第二次試験）試験問題作成、採点等	平成16年4月～平成17年3月
溝口貞彦	教授	文学部	国立大学法人 東京学芸大学	日本人のアイデンティティ形式と教育課程の関係に関する研究プロジェクト研究員	平成16年9月14日～平成17年3月31日
白藤禮幸	教授	文学研究科	独立行政法人 大学入試センター	教科科目第二委員会委員	平成17年1月26日～28日
谷口 貢	教授	文学部	文化庁	文化審議会専門委員（文化財分科会）	平成17年2月18日～平成18年2月4日
菅原淳子	教授	国際政治経済学部	文部科学省	海外先進教育実践支援プログラム選定委員会におけるペーパーレフリー	平成16年～平成17年3月31日

この他に、本学の専任教員が学外において行った講演等の状況は、次のとおりである。

石川忠久（二松学舎大学学長）「漢詩入門」（平成16年11月15日、24日、平成17年1月14日、2月21日、社団法人日本理科教育振興協会「その道の達人」）

石川忠久（二松学舎大学学長）「杜牧－その詩の味わい」（平成16年11月6日、財団法人「孔子の里」の公開講座）

磯 水絵（文学部教授）「特別講座『声と音と中世文学 後白河院以後』」（平成16年9月14日～平成17年3月31日）

(5) 地方自治体等の政策形成への寄与

国際政治経済学部教授1人は、平成16年度に沼南町（現柏市）の「情報公開審査会」の会長として参画した。また、柏市から「柏市総合計画審議会委員」（任期は平成17年7月5日から平成18年3月31日まで）の推薦依頼があり、国際政治経済学部の教授1人を推薦した。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学は教育研究の成果を社会へ積極的に還元するという視点から、これまでシンポジウム、講演会を開催してきており、開催状況は良好であるといえるが、今後はさらに積極的に実施していく必要がある。

平成16年度に九段校舎と柏校舎で開催した公開講座の受講者（総数1,604人）に対してアンケートを平成16年9月17日に実施した。回収数1,244枚、回収率77.6%であった。その結果は次のとおりである。（ ）内の数字は柏校舎の結果を示す。

(1) 性別・受講者数 (人)

男	女
248(304)	355(327)

(2) 年齢構成 (人)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
17(12)	10(24)	9(12)	31(21)	94(100)	265(303)	157(135)	21(18)

(3) 職業等 (人)

会社員	自営業	学生	主婦	教員	その他
25(42)	38(36)	27(45)	205(222)	43(8)	250(272)

(4) 受講は何年目ですか (人)

今回が初めて	2年目	3年目	4年目	5年以上
180(245)	69(217)	5(78)	70(27)	222(61)

(5) 何より知りましたか（複数回答） (人)

大学からの案内	図書館等のポスター	知人からの紹介	本学からの紹介	電車内のポスター	本学のホームページ	本学の広報誌『學』	その他
361(354)	23(23)	58(78)	63(75)	25(30)	48(21)	67(53)	46(59)

(6) 受講された講座についてどのように感じましたか (人)

満足した	普通	満足しなかった
458(359)	67(106)	26(22)

(7) 満足しなかった理由 (人)

講座の水準が高かった	講座の水準が低かった	講座の内容が期待はずれだった	その他
7(5)	0(2)	12(11)	3(3)

本学の「公開講座」の特色として、全体として本学の学問領域に根ざした講座を開講しながらも、受講者層の対象を一般社会人に置き、初心者でも受講しやすい講座内容としていることが挙げられる。

受講者数については、平成16年度は、九段校舎・柏校舎両校舎を合わせて、1,606人の延べ人数である。また、ほとんどの講座で定員を超過した申し込みがあり、地域社会からの強い要望を窺い知ることができる。しかし、講座の開講は夏期休暇期間の昼間に集中的に実施したため、夜間及び土曜日にしか受講できない人たちの要望にできていないという問題がある。

実施に当たっては、地元の地方公共団体（千代田区、柏市、沼南町（現柏市））から協力（後援や協賛）を得、本学独自のPR活動以外に市区町の広報媒体を通じ地域住民へ周知を図ることができた。その点において、地域の自治体と密接な連携が図られているものといえる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 本学の教育研究成果を市民に還元するために、シンポジウム、講演会をさらに積極的に開催する。
- (2) 公開講座に対する市民の多様な要望に応えるため、平成17年度後期からは、今までの公開講座とは別に、生涯教育・教育振興に主眼をおいた講座を開講する。また、夜間及び土曜日に開講することを検討する。
- (3) 地方自治体等の政策形成の寄与については、教員各人がどのような形で寄与できるかについてとりまとめ、地方自治体等から委員会等の委員の推薦依頼があった場合に適切な人員を推薦できるようにしておく。

(企業等との連携)

C群・寄附講座の開設状況

- ・大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

(寄附講座の開設状況)

[現状の説明]

本学における寄附講座は、「二松学舎大学寄附講座の受け入れ等に関する内規」に基づいて実施されることになっている。現在のところ寄附講座を実施しているのは国際政治経済学部と国際政治経済学研究科である。国際政治経済学部では、国際協力銀行、野村証券と提携し、寄附講座として「経済学特別講義Ⅱ」（春semesterは国際協力銀行が担当し、秋semesterは野村証券が担当）を開設している。この寄附講座は、国際協力銀行と野村証券からの科目担当者の無償派遣という形態をとっている。この開講科目の授業はオムニバス方式であるので、学部長が開講科目の責任者となることとした。なお、科目担当者の資格審査については、上記の「内規」第8条（寄附講座担当教員）による手続により教授会です承を得て実施した。

国際政治経済学研究科では、国際協力銀行及び三菱証券と提携し、国際協力銀行の寄附講座「国際資金協力」と三菱証券の寄附講座「アジアにおける国際金融資本市場」を開設している。この場合も、国際協力銀行と三菱証券からの科目担当者の派遣という形態をとっている。科目担当者の資格審査についても、「内規」第8条（寄附講座担当教員）による手続により教授会です承を得て実施した。

国際政治経済学研究科は財団法人海外投融資財団との間に、平成17年3月23日に、「経済ビジネス分野における学術研究及び教育の発展ならびに大学と実業界との相互交流」を目的として経済ビジネス分野に関する相互交流協定を締結した。主たる交流事業は経済分野に関するセミナー等の開催協力である。これに基づいて、本研究科は、講演会「中国人民元為替相場の動向と見通し」（主催 東京三菱銀行・(財)海外投融資情報財団、平成17年6月15日）を後援する。

[点検・評価] [長所と問題点]

国際政治経済学部と国際政治経済学研究科における寄附講座では、実践的な講義内容であり、学生にとっては他の理論的な授業科目で知り得た専門的知識が社会においてどのように応用されているかを実感できるということで好評である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学部・大学院における多様な実践的な科目を配置する上で、寄附講座の開設は役立っている。現在は経済に関する寄附講座であるが、今後は政治・法律・文化等に関する内容の寄附講座を増設するような方策を検討したい。特に、学部において寄附講座を増設し、それを科目等履修生に対する公開科目として社会人に開放する。その一つの方策として、国際政治経済学研究科で開講されている二つの寄附講座を科目等履修生に対する公開科目とすることを検討する。

10 学生生活

目標

- (1) 家計の急変による就学困難な学生のため、緊急経済支援奨学金制度を設け支援する。
- (2) 学生生活を支援するため組織的な取り組みを行う。
- (3) 教員間の共通理解に基づき、学生指導にあたる。
- (4) キャリア教育の充実を図り、就業体験（インターンシップ）に積極的に参加させることにより就職意欲を高める。
- (5) クラブ、サークル未加入学生に対して加入、活動しやすい環境や支援体制を確立する。

（学生への経済的支援）

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

C群 各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

〔現状の説明〕

本学が扱っている学生を対象とする奨学金は、本学独自の奨学金と日本学生支援機構の奨学金である（下表参照）。日本学生支援機構の奨学金（（第一種奨学金、第二種奨学金（きぼう 21 プラン））については、教学課が毎年度4月初旬に奨学金ガイダンスを開催している。また、民間団体の奨学金については、募集があり次第、九段と柏の両校舎とも掲示により学生に周知している。その他にも、教学課は、4月に配付する『Campus Life』に「財団法人日本国際教育支援協会の利用と案内」を掲載し、留学生に対して修学・生活支援に関する情報を提供している。

留学生の奨学金については国際交流センターが中心になって対応しており、4月には文部科学省の私費外国人留学生学習奨励費についてのガイダンスを開催し、申請書類の作成等について指導を行っている。

（1）本学独自の奨学金

①学校法人二松学舎奨学生（給付）

金額：授業料半額相当額

対象：2年次以上

人数：5人

②二松学舎大学外国人特別奨学生（給付）

金額：月額5万円

対象：1年次

人数：3人

③鹿島学術研究・研修基金による外国人留学生学習奨励助成（給付）

金額：年額 10 万円

対象：1 年次

人数：学部生と大学院生を合わせて 5 人

④郭火盛奨学生（給付）

金額：授業料相当額

対象：1 年次

人数：2 人（うち 1 人は台湾出身者）

⑤奥井基継奨学金

第一種奨学生（給付）

金額：年額 10 万円

対象：1 年次

人数：学部生と大学院生を合わせて 6 人

第二種奨学生（緊急貸与）

金額：10 万円以内

対象：留学生

人数：若干名

⑥二松学舎松苓会奨学金（給付）

金額：授業料半額相当額

対象：4 年次

人数：3 人

⑦授業料減免制度

正規課程に在籍するすべての私費留学生を対象に、年間授業料の 30%減免

(2) 日本学生支援機構の奨学金（貸与）

第一種奨学金、第二種奨学金（きぼう 21 プラン）

(3) 文部科学省私費外国人留学生学習奨励費（給付）

〔点検と評価〕〔長所と問題点〕

(1) 平成 16 年度における学生への奨学金の給付状況は、次のとおりである。

①学校法人二松学舎奨学生

3 人（文学部 3 人、国際政治経済学部 0 人）

②二松学舎大学外国人特別奨学生

3 人（文学部 0 人、国際政治経済学部 3 人）

③鹿島学術研究・研修基金による学習奨励助成

5 人（文学部 0 人、国際政治経済学部 5 人）

④奥井基継奨学生第一種奨学生

5 人（文学部 0 人、国際政治経済学部 5 人）

⑤郭火盛奨学生

2人（文学部0人、国際政治経済学部2人）

⑥二松学舎松苓会奨学金

2人（文学部1人、国際政治経済学部1人）

⑦日本学生支援機構の奨学金

文学部 第一種 139人、第二種 269人

国際政治経済学部 第一種 48人、第二種 107人

⑧文部科学省私費外国人留学学習奨励費

7人（文学部0人、国際政治経済学部7人）

以上の他に、地方奨学生の採用7人（文学部5人・国際政治経済学部2人）があった。

(2) 留学生にとって学費の支払いは大きな負担になっており、授業料減免制度は大きな経済的支援になっている。本学独自の外国人留学生奨学金については、文学部と国際政治経済学部との間で在 student 数に応じた人数割当を行っているが、留学生全員が在学中にどれかの奨学金の受給を受けられるように配慮している。なお、郭火盛奨学金の資金は、基金の運用収益をもって充てることになっているが、近年の低金利の影響により支給が困難な状況にあるため、大学からの資金の繰り入れを行っている。

(3) 今日の経済状況から日本人学生も困窮しており、さらなる奨学金の充実が必要である。

(4) 鹿島学術研究・研修基金による学習奨励助成は、平成17年度が最終年度になっており、これに代わる財源確保が大きな課題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

(1) 留学生に対する奨学金の充実に比して、今日の経済状況の中で日本人学生への奨学金は十分とはいえず、その充実が望まれる。

(2) 学外の奨学金に関する情報提供は教学課が中心に行っているが、送られてくる資料等に関する情報提供にとどまっているので、今後は、地方公共団体及び民間団体の奨学金に関する資料を収集し、奨学金に関する情報提供を積極的に行っていくことが必要である。また、年度始めに奨学金受給希望者の名簿を作成し、募集要項等の奨学金に関する情報が届き次第連絡する体制を検討する。

(生活相談等)

A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

[現状の説明]

(1) 学生の健康管理については、保健室が中心になって対応している。健康管理に関する詳細は『Campus Life』に掲載し、4月に配布している。

(2) 保健室では、教学課・柏教学課所属の看護師（各1人）が、健康相談・病気及びケガの応急処置等を行っている。開室時間は、平日は9:00～16:30で、土曜日は9:00～13:00である。平成16年度の保健室利用状況は、九段校舎が93件、柏校舎が259

件である。

- (3) 定期健康診断は学校保健法に基づき、毎年4月に実施している。学生全員に受診を義務付けている。再検査等が必要な学生については呼び出しをし、医療機関で再検査を受けるように指導している。

[点検・評価][長所と問題点]

- (1) 看護師は保健室に常駐していないので、健康管理に関する質問・相談などがある場合、
教学課・柏教学課に申し出なければならず、学生にとっては利用しにくい状況にある。
- (2) 定期健康診断については、入学ガイダンスで受診するよう指導しているが、平成17年度の受診状況は、文学部では91.86%、であり、国際政治経済学部では91.39%となっており、良好である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

保健室の利用状況からみて、少なくとも柏校舎においては看護師を保健室に常駐させ、学生が気軽に相談でき、看護師が学生の健康管理について専念できるようにする。

A群 ハラスメント防止のための措置の適切性

[現状の説明]

一人一人が個人として尊重され、その権利を侵されることなく安心して学習、教育、研究、業務等ができる環境を整備するという目的で、法人としては、「学校法人二松学舎セクシュアルハラスメント防止規程」(平成13年3月21日制定、同年4月1日施行)を、大学としては、「二松学舎大学ハラスメント防止規程」(平成15年2月25日制定、同年3月1日施行)を定めた。本規程でいうハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメントに限らず、個人もしくは集団の身体的、民族的、社会・経済的、および文化的な諸特性に関して、相手の意に反する不快な言動をもってその尊厳を不当に傷つけ、能力の十全な発揮を妨げる事柄というものを指している。アピール委員会の任務は、ハラスメントによる人権侵害を防止するための調査および啓発と、ハラスメントによる人権侵害事案への対応である。ハラスメントに関する事案のうち、事態が重大で緊急を要する場合には、アピール委員会は当該事案の処理を機会均等委員会に付託することになっている。機会均等委員会は、付託された事案に関し、必要に応じて調査を行い、事実認定に関する判断を学長に報告する。さらに、被害の救済および環境改善のために取るべき措置について検討し、学長に勧告する任務を負っている。

組織の内訳は、相談員として(学生相談室3人、文学研究科・文学部教員4人、国際政治経済学部教員4人、事務職員6人)の17人、アピール委員会として(学務局長、事務局長、相談員17人、その他学長が必要と認めた者若干名)、最終的に解決を図る機会均等委員会としては(学務局長、事務局長、文学研究科長、国際政治経済学研究科長、文学部長、国際政治経済学部長、アピール委員長、その他学長が必要と認めた者若干名)で対応している。

アピール委員会による啓発活動としては、平成15年度より、相談員に対して専門家による研修が、教員に対しては外部の専門家による講演会、職員に対しては職員研修時にハラス

メントに関する研修が、それぞれ毎年行われている。さらに平成 16 年度には、今後の啓発活動の参考にするため、全教職員を対象にハラスメントに関する意識調査を実施した。また学生に対しては、平成 15 年度よりハラスメント防止のためのパンフレットを全学部生、院生に配布しているほか、16 年度からは新入生ガイダンスにおいて、外部の専門家を招き、ハラスメントに関する講演を行っている。

実際の活動は、九段校舎・柏校舎にそれぞれポストと相談受付票を設置し、投函してもらうか、相談員に直接申し込むかしたものを、アピール委員長に提出し、相談員 2 人を選び、ハラスメント専用相談室で相談を受け付けている。相談内容の深刻度によってはさらに、検討委員会、調査委員会を設けて精査するという体制をとっている。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学におけるハラスメントに関する啓発活動は始まったばかりであり、学生への啓発はまだ不十分である。本学教職員に対して実施した「ハラスメントに関する意識調査」で見ると、<回収率>に関しては、対象者は全員で合計 329 人であるが、回答者は 117 人で 35.6%にとどまった。回収率の低い傾向は、特に男性専任教員に顕著であり、回収率は 30.1%であった。しかし、少しずつではあるが、取り組みは着実に進んでいる。

アピール委員会の存在や相談員によるハラスメント相談の制度も広く認知されていると言いがたい。学生が相談しやすい環境を整備していく必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 新入生向けのガイダンスだけでなく、ゼミやクラブ・サークル等で、ハラスメント防止のためのビデオ鑑賞を取り入れるなどして、ハラスメント防止を積極的に呼びかける。
- (2) 平成 17 年度には全学生を対象に、ハラスメントに関する理解を問う目的でアンケートを行う。
- (3) 窓口の多様化また緊急対応のために、ハラスメント相談受付直通電話やメールでの受付を可能にする。
- (4) 学内相談員だけでなく、学外の専門知識を持った人間も配置する。

B群 生活相談担当部署の活動上の有効性

[現状の説明]

現在、専任教員 2 人、非常勤相談員 3 人の計 5 人で、2 キャンパスの相談室で対応している。日常活動としては、学生向けには、①ガイダンスとカウンセリング、②精神科医師との面接(月 1 回)、③精神科関連病院・クリニックの紹介とその後のサポート、④心理テスト、⑤各種グループ向け企画、⑥待合室と休憩室の開放等を、教職員向けには、①学生指導上のアドバイス、②情報提供等を行っている。

学生の利用状況は、「大学基礎データ調書」表 45 のとおりである。

また、広報活動としては、2 年度毎の学生相談室報告書の発行、父母会広報誌のコラム執

筆等を行っている。

学生相談室は自発来談による利用を基本とするため、その立地と相談の申し込み方法が利用するかどうかを決定する重要な要素となっている。まず立地であるが、柏キャンパスでは、学生の日常的な生活圏の中心部に近い1号館の2階にある。入口には廊下に面した空間があり、そこには写真集や漫画などを置いてあるので、単に待合室として機能しているだけでなく、休息のための空間ともなっている。現に授業の合間に学生が来て、昼食や雑談の場となっている。面接室は、南に面した暖かい部屋であるが、バスから室内が見えるので、常にブラインドを閉めて利用している。一方、九段キャンパスでは、11階にあり、学生の生活圏からは離れた位置にある。相談室の面積は、柏キャンパスよりも狭いが、独立した面接室を二つ備えており、その前に待合室が設けられている。現在、ひとつの面接室は、学生が自由に過ごすことのできる空間として提供されている。相談室の採光はよく、また外側からの視線も気にならないので、明るい面接環境となっている。

相談室の利用方法は、直接来室、相談室前のポスト、留守番電話、教学課窓口など、多くの選択肢を用意している。最も多いのは、直接来室であるが、来室しにくい学生も、電話やポストを利用することにより相談を受け付けている。

開室時間の拡大に伴い、利用件数は増加しており、平成16年度は年間750件を超える面接を行った。面接は、1回40分から50分の時間をとり、丁寧に相談に応じている。相談内容は多岐にわたり、履修関係の相談から、対人関係上のトラブル、家庭問題、精神衛生上の問題などさまざまである。一般に、利用学生は、相談室で自分の問題について話すことを通じて、混乱状態から精神的な安定を取り戻し、問題について合理的な判断をすることができるようになることが多い。また、相談室で休息を取りながら、厳しい条件の生活を乗り切つてゆく場合もある。特に、周囲から孤立しがちな学生や緊張感の強い対人関係を過ごしている学生の場合、身近な人間関係からは適切な相談相手が得られないことが多く、むしろ対人関係がストレスを生む要素としてしか機能しない傾向がある。そのような場合に、学生相談室担当者が心理臨床的な技術を適切に用いたかわりを通じて、学生生活を支援することは、学生の心身の健康を維持・増進する上で有効である。

近年の傾向としては、パニック発作や抑鬱などの精神衛生上の問題を持つ学生の利用が目立ってきている。そのようなケースには医療機関を紹介すると同時に、症状を持ちながら学生生活を送るための助言や環境整備を行っている。また、学生相談室は、ハラスメントの相談窓口としても機能しており、学内での学生同士のトラブルや教員とのトラブルに関する相談にも対応している。それらのケースでは、被害者の心身の健康状態を把握し、被害の拡大防止と被害者の救済を最優先とし、本人の意向に沿った対応をハラスメント防止アピール委員会と協調して行っている。

平成16年度から開始した精神科校医による相談日(月1回)では、延べ25回の相談を受け付けた。主な相談内容としては、精神衛生上の問題を持つ学生の相談が多く、医療機関の受診について助言を受けた。

[点検・評価] [長所と問題点]

柏キャンパスの学生相談室は、学生が気軽に立ち寄れる場であるが、他学生の目に触れずに学生相談室を利用したい学生にとっては、来室しにくい環境にある。また、九段キャンパスの学生相談室は、学生の生活環境からは離れているため、気軽には立ち寄りにくい場所である。

相談内容については、点検や評価を行うことは困難である。しかしながら、利用者が増加傾向にあることから見ても、十分な面接時間をとり、利用者のニーズに応じて対応するという学生相談室の方法は、利用学生に支持されているということではできよう。また、精神衛生上の問題についても対応している点は、相談室の利用学生に対してのみならず、潜在的な対象学生に対しても、困ったときに頼れる場所として安心感を提供しているといえよう。

長所としては以下の点が挙げられる。学生相談室は、開室以来継続して2人の専任教員が中心になって運営している。そのため、運営方針は一貫しており、変更はほとんどない。また、教員が担当していることにより、他の教員との連携はとりやすくなっている。相談室は、事務室や研究室から独立しており、相談内容の守秘義務も守られ、学生が安心して相談できる環境を提供している。

問題点としては、専任の学生相談担当者の不在が挙げられる。現在の専任教員の兼担と非常勤相談員との体制での運営には限界がある。現在、担当者は面接での対応に追われており、面接以外の情報発信活動は不十分である。相談内容に関わる問題としては、学生の多様化に伴い、従来の枠組みで対処が難しい問題が目立ってきている点が挙げられる。その中には、不登校、問題行動を持つ学生、高機能自閉症などの発達障害を持つ学生等が含まれる。特に、高機能自閉症などの発達障害の問題を持つ学生への対応は重要な検討課題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学生相談室は、将来的には臨床心理士を専任の担当者として配置することによって、より一層の機能の充実を図ることができる。学生相談室からの情報発信や新しい方法論の確立には、相談室に常駐し、中心となって業務を遂行できる担当者が必要である。

C群・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

[現状の説明]

平成15年度に学生相談室内規が整備され、学内での位置づけが明確になるとともに、精神科校医が配置された。担当者は、専任教員の兼担2人、非常勤相談員3人、精神科校医1人の計6人である。非常勤相談員は3人とも臨床心理士である。平成16年度は、柏キャンパス及び九段キャンパスで、月曜日から金曜日まで週5日開室の体制が整った。

[点検・評価] [長所と問題点]

臨床心理士と精神科校医の配置によって、人的資源はある程度確保されているといっていよう。開室時間は拡大の方向にあるものの、現状としては十分とはいえない。学生の利便性を考えれば、事務室の受付時間と同程度の開室時間の確保は必要であろう。また、開室

時間内であっても、担当者が1人のため、面接中に来室した学生には対応することができない。開室時間、担当者の配置とも、さらに拡充の必要がある。

担当者が5人いるため、利用者は利用しやすい担当者を選択することができる。また、非常勤相談員のうち、2人は非常勤講師として授業を兼担しており、授業を通じた接点もあり、学生にとって利用しやすい条件となっている。

問題点としては、開室時間の短さと専任担当者の不在が挙げられる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

専任の担当者ならびに受付担当の事務職員を配置することによって、より多くの支援を必要とする学生が利用できるようになる。また、専任担当者を中心に、啓蒙的な講演会の企画や学内外での支援活動を展開するなどの、より一層の学生支援の充実が期待できる。

C群 学内の生活相談機関と地域医療機関との連携関係の状況

[現状の説明]

内科、外科などの医療機関については、教学課の窓口において近隣の医療機関を紹介し、受診を勧めている。精神科関連の医療機関については、学生相談室において来談学生の状況を聞き、必要があれば紹介状を添えて、近隣の精神科クリニックを紹介している。その場合は、クリニックから簡単な結果報告を受け、必要に応じて相互に連絡を取り、情報提供を受けている。精神科校医の相談から、校医の開業クリニック受診につながることもある。この場合は、特に学生生活についても校医の意見を参考にした支援をしやすい。また、緊急の対応を要する場合には、学生相談担当者職員が直接医療機関に同伴して受診し、保護者に引き渡すこともある。

[点検・評価] [長所と問題点]

必要に応じて医療機関との連携はとられているといえよう。近隣の開業医が校医として相談を担当することは、効果的である。特に、精神科関連の問題の場合、学生や家族が医療機関を利用することに抵抗感を持つ場合が多いので、学内での精神科医との相談は、受診への抵抗を和らげる効果がある。

近隣の紹介可能な医療機関は、必要上確保されているといえよう。問題点としては、緊急時などに際して、優先的な受け入れを期待できる医療機関がないことである。一人暮らしの学生も多く、保護者がすぐに上京できない場合などに備えて、優先的な対応を依頼できる医療機関を確保しておく必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

緊急時の受け入れを依頼できる、近隣の医療機関の確保が必要である。さらに、精神科だけでなく、内科・外科の校医に関しても、学内での相談日を設け、学生の体調管理について相談可能な体制を整えることが期待される。

(就職指導)

A群 学生の進路選択に関わる指導の適切性

[現状の説明]

本学の学生の進路選択に関わる指導は、第一に、正課授業にキャリア教育を取り入れて単位を付与して実施している。この授業は、1年次から3年次までの3学年を対象に、「キャリア教育①」から「キャリア教育④」まで4科目を開講（何れも半期開講）している。これらは段階的、体系的に編成したカリキュラムで、1、2年次から職業観を養い、自らの能力・適性に応じた進路・職業選択が自らの力でできるようにすることを目標としている。第二に、このキャリア教育を補完し、学生の就職支援を目的に各種講座を開講している。これらは、教員志望者のための「教員採用試験合格講座」、公務員志望者のための「公務員試験対策講座」、一般企業希望者のための「就職対策講座」である。それぞれ希望進路に応じて選択・受講できる。

さらに、学生個々の進路・職業選択に対する自覚と方向性を促すために、1年次と3年次の全員を対象に職業適性検査を実施している。この検査は、進路選択に関する教育・指導と支援の基礎資料としても活用している。

また、2年次、3年次生を対象に、キャリアセンタースタッフによる個人面談による進路指導を行っている。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学の学生の進路選択に関する指導の目標は、正課授業のキャリア教育と個人面談による進路指導等により学生のキャリア形成、職業観の育成を確立することにある。キャリア教育の授業担当者が、キャリアセンターの構成員であることから、キャリア教育受講者には、1年次から進路の選択及び就職指導・斡旋までの一貫した指導・支援ができています。

しかし現状の「キャリア教育」は、選択科目であり、受講者数が対象学年全体の2割程度である。キャリア教育の目標である学生のキャリア形成、職業観の育成ということから必修科目として、全学学生に受講させることを検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学生のキャリア形成、進路選択能力の開発・育成するため、キャリア教育を両学部の必修科目にすることを検討する。

B群 就職担当部署の活動上の有効性

[現状の説明]

本学では、学生のキャリア教育、進路選択、就職指導、就職活動支援を行う中心的部署としてキャリアセンターを設置している。

キャリアセンターは、「二松学舎大学キャリアセンター規程」に基づいて、センター長（1人・学部または研究科所属の専任教員）、センター委員（文学部選出委員3人、国際政治経

済学部選出 3 人計 6 人)、事務職員(事務部長 1 人、参与 1 人、就職支援課長 1 人、係長 1 人、主任 1 人計 5 人)に特命教授(企業開拓、「キャリア教育」の授業を担当する他に学生の進路指導等に当たるセンター所属の教員 1 人)で構成している。

キャリアセンターの所掌事項は、①キャリア教育、就職指導の基本方針の策定 ②キャリア教育、就職指導に関わる調査・企画 ③資格取得講座、就職試験合格講座等の開講 ④就職・進路情報の提供 ⑤就職・進路相談、指導、就職斡旋 ⑥求人先の開拓、企業訪問等、である。

所掌事項を審議するための機関としてキャリアセンター会議を設けている。キャリアセンター会議は、キャリアセンター長、学務局長、センター委員、センター事務部部长で構成されている。

日常的な事務処理業務は、センター事務部就職支援課の職員が行っているが、学生のキャリア教育・就職指導の基本方針に関わる事項及び、正課授業の「キャリア教育」のカリキュラムに関わる事項についてはキャリアセンター会議で審議する。

学生の進路・就職指導業務は、九段校舎キャリアセンターと柏校舎キャリアセンター分室で行っている。九段校舎では、主に両学部の 3・4 年次生を対象とする就職活動の指導・支援に関わるガイダンスや各種講座の開講に関する事務処理、進路・就職指導の個人面談、就職活動に必要な書類(履歴書・エントリーシート等)の作成指導、各種進路相談、学生の就職先企業の開拓・確保の業務等を行っている。柏校舎では、両学部の 1・2 年次生を対象とする各種学内講座の開講に関する事務処理、進路指導・相談に関する個人面談、学生の進路・就職に関する資料(求人票・図書等)の整備・整理業務を行っている。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学キャリアセンターは、学生の進路・就職活動の指導・支援を行う部署として、社会情勢の変化に即応しつつ常に有効な対策を取り入れながら活動している。学生生活・授業履修・成績等に関する担当部署とも連携しながら円滑に学生の指導を行っている。また、キャリアセンター会議は、学生の進路・就職指導・支援に関する方針等の審議のみに留まらず、両学部の教授会の意見を反映してより有効な就職指導・支援のあり方を検討する機関として有効に機能している。

現状では、キャリアセンター事務部と他部署との業務上の連携、キャリアセンター会議と両学部の教授会との連携が図られている。しかし、学生の就職指導・支援に関する各種講座の開講や行事の開催をより効果的・効率的に行うためには、両学部教授会並びに他の事務部署の協力が必要である。

進路・就職指導の業務が複雑多岐にわたる現在、業務を有効に遂行し、学生の就職先企業の開拓・確保、学生のキャリア教育、進路・就職指導をさらに強化していくためには、キャリアセンター教職員の増員と全学的な取り組みを強化することが必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

就職担当部署の活動がさらに有効に機能していくためには、組織・活動の体制を見直す必要がある。ひとつには、キャリアセンター教職員の増員して強化を図ること。また、教員採用や地元企業への就職に関し、全国の同窓会支部とキャリアセンターが連携し、地域毎の採

用情報等の把握のためネットワーク化をする。

C群 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

[現状の説明]

本学における学生の就職に関わるガイダンスは、キャリアセンター就職支援課のスタッフがやっている。

ガイダンスの実施状況の概略は下記のとおりである。

(1年次)

- ・4月、キャリアセンターの業務内容、卒業までの進路選択指導の概略説明、さらに「大学生活と卒業後の進路を考える」のテーマでガイダンスを行い、同時に職業適性検査を実施している。
- ・7月上旬、適性検査結果データをもとに「自分の適性を知る」「進路を考える」というテーマでフォローガイダンスを行っている。

(2年次)

- ・4月、進路・職業の選択を具体的に意識させるため、「進路と将来設計を考える」のテーマのもと、希望進路別のガイダンスを行っている。また、5月中旬には、特に「公務員試験の現状と受験対策」をテーマに公務員試験対策ガイダンスを行っている。

(3年次)

- ・4月、希望進路をより明確に意識させるため、「進路・職業選択を具体的に考える」のテーマのもと、本格的に一般企業・教員・公務員等の進路別に就職活動の実践に向けた内容を多く取り入れたガイダンスを行い、同時に職業適性検査を実施している。
- ・7月上旬、職業適性検査結果をもとに、「自分の適正・適職と就職活動を考える」というテーマでフォローガイダンス、また、同時期に「就職活動と情報収集」というテーマで情報ガイダンスを実施している。

さらに、教員希望者に対しては10月から12月にかけて「教員採用試験の現状と対策」をテーマに教員採用試験対策ガイダンスを実施している。

なお、4月のガイダンス時に「進路登録カード」を配付して、学生個々の進路・就職希望の調査を実施している。このカードを参考に、学生の希望職種・進路を詳細につかみ、就職（職業）ミスマッチを防止すること等を目的とした個人面談を行っている。

(4年次)

- ・4月、就職活動の具体的な方法と社会人になるための自覚を促すことを目的とした、「就職活動の具体的な方法とキャリアセンターとの連携」をテーマにガイダンスを行っている。また、教員希望者と公務員希望者に対しては、5月中

旬から 6 月中旬にかけて「試験直前対策」をテーマに直前ガイダンスを実施している。

なお、就職内定を得た学生には「内定届」の提出を求め、企業毎の試験内容や面接時の状況等、企業の採用動向調査を行っている。

[点検・評価] [長所と問題点]

4 月当初のガイダンスは学部毎に実施している点で評価できるが、教学課等他の部署との合同ガイダンスのため、時間的な制約があり、十分な説明ができていない。これを解消するために、キャリアセンター独自にガイダンスの実施を予定するが、時期、場所等の設定に際し、授業の関係から教室の確保が困難な状況にある。

2 年次に希望進路別ガイダンスの実施により、学生が自分の進路に対する意識と自覚を促すことができている点は評価できる。

なお、就職活動開始時期の早期化等に伴い、早急に各学年のガイダンスの内容や学生指導のあり方、情報収集の方法等の検討が必要となっている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

就職活動の開始時期が早まっていることから、1・2 年次生に対しては、10 月に学科別のガイダンスを追加実施する必要がある。また、現状では 3 年次生対象に進路登録カードの提出をさせているが、これについても就職活動時期の早期化に伴い、2 年次後半の提出を検討する。

さらには、卒業後の進路を考える「就職基礎講座」(仮称)を開講する。

3 年次生に対しては、就職活動を意識した「就職実践講座」(仮称)を通年で開講する。

なお、入学時から個人情報・資料を提出させ、学年毎の進路指導を行い、卒業までの一貫した指導体制を作る。

(課外活動)

A 群 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

C 群・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

- ・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性
- ・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

[現状の説明]

課外活動は、学生が自主的に行う集団活動であり、正課の教育活動とは異なるが、大学の教育活動の一環として位置づけている。

学生が共通の目的に向かって自主的に活動することは、将来社会人として必要とされる協調性・創造性あるいは指導制などを習得することとなり、さらには本学に対する帰属意識をいっそう培うことになる。このような観点から、課外活動が学部の枠を超えた交友の場として活性化していくことを期待し、助言・指導、支援している。

本学には、学生の自治活動の組織として学生会があり、学生会のもとに課外活動団体が位

置づけられている。平成 16 年度の課外活動団体数は、文化クラブ連合会に所属する団体が 19 団体、体育連合会に所属する団体が 11 団体あり、合計 30 団体である。そのほかにサークルが体育系サークル 14 団体、文化系サークル 10 団体、合計 24 団体ある。

各団体に所属する学生数は、次のとおりである。

区 分	参加学生数	参加率	備 考
文化クラブ連合会所属	243 人	7.6%	団体数 19 団体
体育連合会	257 人	8.1%	団体数 11 団体
小計	500 人	15.7%	
文化系サークル	228 人	7.2%	団体数 10 団体
体育系サークル	323 人	10.1%	団体数 14 団体
小計	551 人	17.3%	
クラブ・サークル合計	1,051 人	33.0%	
所属無し	2,132 人	67.0%	
学生総数	3,183 人	100%	

(注) 参加率は、学生総数に対する割合を示す。

上記の他、特にサークルについては、登録をしていない団体が多く存在しているが、課外活動団体への加入者数は年々減少傾向にある。

体育系団体の活動については、本学には他大学に見られるような、例えば、野球・ラグビー・マラソン等社会的に人気の高い団体はないが、他大学及び地域の諸団体との交流試合は積極的に行っている。文化系団体についても、学外発表会や学外展など、充実した活動をしている。

課外活動団体には、専任教員の顧問を置いて指導・助言にあたっている。また、学生委員会が課外活動に関する種々の問題点に対応することとしている。

[点検・評価] [長所と問題点]

課外活動団体に参加している学生数の平成 9 年度以降の状況は、次のとおりである。

年 度	参加学生数	加入率	団体数
平成 9 年度	1,269 人	43.6%	53 団体
平成 10 年度	1,458 人	50.3%	55 団体
平成 1 1 年度	1,289 人	42.9%	50 団体
平成 1 2 年度	1,306 人	44.1%	53 団体
平成 1 3 年度	1,286 人	41.5%	54 団体
平成 1 4 年度	1,315 人	40.6%	54 団体
平成 1 5 年度	977 人	30.1%	54 団体
平成 1 6 年度	1,051 人	33.0%	54 団体

(注) (1) 加入率は、在籍総学生数に対する、参加学生の割合。

(2) 団体数は、文化クラブ連合会及び体育連合会に所属する団体に文化系、
体育系サークル数を合計したものである。

平成 9 年度に課外活動団体の活動状況等の実態調査を行っているが、それ以降は実施していない。実態調査が必要であろう。

なお、学生の自治組織としての学生会については、大学が学生会費を代理徴収している。毎年学生会執行部の役員選挙が行われているが、学生自ら積極的に役員候補者となろうとする意欲のある学生が少なく、苦慮している状況である。春や秋の大学祭や新入生歓迎会を推進していくリーダーを育てる教育的な配慮が必要である。

課外教育活動を振興し、それを積極的に推進するために、学生の自主性を尊重しながら、学生委員会を中心とした教員の助言・指導、支援をしている。しかし、十分な効果をあげていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

本学では、学生指導対策会議を設置し、課外活動の顧問制度の見直しや規程整備等、課外活動への指導、支援について検討している。

1 1 管理運営

目標

大学の管理運営は、規程・規則に則って適切に行う。

(教授会)

A群 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B群 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

[現状の説明]

教授会については、「二松学舎大学学則」(以下、「学則」という。)第8条及び「文学部教授会運営細則」、「国際政治経済学部教授会運営細則」において、以下のように規定されている。

本学に、学部に関する重要な事項を審議するため、教授をもって組織する教授会を置く(学則第8条)とし、教授会の構成については、「教授会は、文学部の教授・助教授・専任講師(学則第8条に規定する学長の指名があったものとする。)をもって構成する。」(文学部教授会運営細則第2条)、「教授会は、国際政治経済学部の教授・助教授・専任講師(学則第8条に規定する学長の指名があったものとする。)をもって構成する。」(国際政治経済学部教授会運営細則第2条)とし、教授会は、「構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。」(両学部細則第7条)とし、「教授会の議決は、出席した構成員の過半数をもって行う」(両学部細則第8条)とし、教員人事を議題とするときは「教授会は、教授をもって構成」(両学部細則第2条)し、「出席構成員の3分の2以上をもって決する」(両学部細則第8条2項)としている。

教授会の審議事項は、「学則」第9条に

- 一 教授・助教授の任免に関する事項
- 二 講師の委嘱、解嘱に関する事項
- 三 授業計画及び研究に関する事項
- 四 入学志願者選考に関する事項
- 五 試験の結果の可否に関する事項
- 六 学生の入学・進級・卒業・休学・退学・転学に関する事項
- 七 科目等履修生・委託研修生及び奨学生・留学生選考に関する事項
- 八 学生の賞罰に関する事項
- 九 その他学部に関する重要な事項

と定めている。

また、両学部運営細則第 9 条に、

- 一 専任教員の任免に関する事項
- 二 講師の委嘱・解嘱に関する事項
- 三 授業計画に関する事項
- 四 入学志願者選考に関する事項
- 五 試験の結果の可否に関する事項
- 六 学生の入学・卒業・休学・退学・転学に関する事項
- 七 科目等履修生・委託研修生及び奨学生・留学生選考に関する事項
- 八 学生の賞罰に関する事項
- 九 学長候補者並びに学長候補者推薦委員の選出に関する事項
- 十 学部長候補者の推薦に関する事項
- 十一 名誉教授等の推薦に関する事項
- 十二 学科主任及び教職課程長の選出に関する事項
- 十三 学部の各種委員会に関する事項
- 十四 研究計画・研究条件等に関する事項
- 十五 学則及び学部に関する諸規程の制定・改廃に関する事項
- 十六 学長から諮問された事項
- 十七 その他学部に関する重要な事項

と定めている。

定例教授会は「原則として毎月 1 回第 2 木曜日」（細則 5 条）と定められており、学年初めに年間スケジュールとして決められ、そのスケジュールどおりに開催されている。臨時教授会は、「学部長がその必要を認めるとき開催」（細則 5 条）することになっている。なお、教授会を招集するためには、「議案・日時・場所を定め、教授会開催 7 日前までに掲示等により通知しなければならない」（細則 3 条 3 項）とするが、緊急を要する場合は、この手続を省略することができることとなっている。なお、学部長は、「構成員の 3 分の 1 以上の者から付議すべき事項を明示して教授会開催の請求があったとき」は、速やかに臨時教授会を開催することになっている。

学部長については、「学校法人二松学舎組織規程」第 4 条に「大学の学部に学部長を置く」とし、「学校法人二松学舎役職者の選考に関する規程」第 3 条に「二松学舎大学に置く次の教学関係役職者は、本学の教授をもって充てる（3）学部長」としている。その任期は、同細則 4 条に「役職者の任期は、2 年とし、再任を妨げない」とし、同細則第 3 条に「教授会は学部長が招集する」とあり、同細則 6 条に「教授会の議長は学部長」と規定している。また、学部長の選考は、「文学部長候補者の選出に関する内規」「国際政治経済学部長候補者の選出に関する内規」第 4 項に「学部長候補者は、文学部（国際政治経済学部）所属の教授・助教授・専任講師をもって構成する教授会において教授中より選出する」ことになっている。学部長は、教授会を招集し、主催し、学部の意思の取りまとめにあたり、学事に関する運営を掌るものとなっている。また、教授会の議決において、「賛否同数の場合は、議長の裁定

による。」(細則 8 条) 権限を持っている。

教育課程については、学部学科の基礎教育科目は、学部教務委員会がカリキュラム等の原案作成を行い、学科会議、学部教授会の議を経て実施に移される。したがって授業実施上の問題点等についても学部教務委員会がその対応に当たっている。実施運営上の責任者は、学部長である。一般教養的授業科目については、文学部、国際政治経済学部の共通カリキュラムとなっているので、学部教務委員会のほか全学教務委員会(各学部の教務委員各 3 人で構成)または各学部の教務委員全員が参加する合同教務委員会において懸案事項の検討を行い、両学部の教授会の審議を経て実施している。

教員人事等については、「学校法人二松学舎就業規則」、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程」、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程施行細則」により規定されている。教授会で教員人事を議題とするときは、「構成員の 3 分の 2 以上の出席を要する」(両学部細則第 7 条)とし、議決には「出席構成員の 3 分の 2 以上をもって決する」(両学部細則第 8 条 2 項)こととなっている。

教育課程や教員人事は、「学則」第 9 条及び「両学部運営細則」第 8 条、第 9 条で規定されているように、教授会の審議事項であり、教授会を経て決定される。

なお、本学では、両学部に教務委員会、学生委員会、入試委員会等、各種委員会があり、教務委員会は、主に教育課程の編成に関する事項・授業科目の履修に関する事項・学業成績の評価に関する事項等、学生委員会は、主に学生の自治組織に関する事項・学生の身分および賞罰に関する事項・学生の厚生補導に関する事項等、入試委員会は、主に入学試験の制度に関する事項・年度入学試験実施に関する事項等を審議している。

[点検・評価] [長所と問題点]

教授会は、規程に基づき運営されている。また、学部長のもとに毎月定例に開催され、また必要に応じて臨時に開催して、その役割を果たしており、特に問題はない。

教授会の構成員については、「学則」第 8 条では「教授をもって組織する」とあり、「ただし、必要ある場合に限り、学長の指名により、助教授その他の職員を加えることができる。」と規定している。これを受けて、各学部教授会運営細則第 2 条で、助教授・専任講師については「二松学舎大学学則第 8 条に規定する学長の指名があったものとする。」と規定し、教授会構成員としている。しかし、人事を議題とする教授会は、学則、教授会運営細則とも専任の教授のみで構成すると規定しており、教授のみの教授会で審議しているが、同資格以上を含めた教授会構成員で審議するのが望ましい。

教授会が学部の意思決定機関としての機能を果たしていくには、学科主任会議での教授会議案の作成にあたって、教務委員会、学生委員会、入試委員会等、各種委員会との連携も必要であることから、各種委員会委員長を加えることが必要である。なお、教授会議題を構成員に事前に告知して、周知徹底を図り、教授会運営の効率化を図る必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教授会と学部長との間の連携協力関係を築いていくためには、各種委員会委員長及び教職課程長を加えた学科主任会議で教授会議案の作成にあたる。

教授会の構成については、助教授・講師が構成員となるのが定着しており、学則を整備するとともに、人事を議題とする教授会のうち、昇格人事は、同資格以上を含めた教授会で審議できるよう規程整備する。

(学長、学部長の権限と選任手続)

A群 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

B群 学長権限の内容とその行使の適切性

〈学長〉

[現状の説明]

二松学舎大学学長の選考は、「二松学舎大学学長選考規程」(以下、「学長選考規程」という。)、「同 施行細則」に基づき行われている。

学長に選任されることのできる者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ教育に関し識見を有する者で、学長就任時満 70 歳未満の者となっている。

学長の任期は、4 年である。再任を妨げないが、再任された者の任期は 2 年であり、引き続き 6 年を越えて在任することはできない。

選考は、有権者 5 人以上の推薦を受けた候補者、及び学長候補者推薦委員会が推薦候補者について投票(選挙)によって選ばれた者を、学校法人の理事会が選任する方式をとっている。現行規程が制定(平成 10 年 11 月 24 日)されてから、これまで 2 回の学長選挙が行われているが、いずれも有権者(5 人)の推薦を受けた候補者が複数人おり、推薦委員会が候補者の推薦をすることはなかった。

選挙の有権者は、教授、助教授、専任講師、及び課長職以上の職にある事務職員である。

学長の職務については、学校教育法第 58 条第 3 項をうけ、『学則』第 5 条で「学長は本大学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定されている。学長は、学校教育法の規程や、本学学則及び諸規程に基づき、学長が直接または学部長等部局長をとおしてその権限を行使している。

学長は、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」第 4 条に掲げられた事項、及びそれ以外にも教学に関する重要事項は、大学協議会で審議し、その結果を尊重して学内の意思決定を図っている。

学長の職務権限については、各種規程の中に個別に出てくるだけで、職務権限として明確に規定されたものではない。

[点検・評価] [長所と問題点]

現行の『学長選考規程』が制定されてから 2 度の選挙を行っている。この間、選挙後に『学長選考規程』について見直しをするための委員会を組織し、2 度にわたり改善を加え整備してきた点は評価できる。平成 10 年の現行規程整備前の規程では、学長候補者推薦委員会(構成員は、理事会の互選によるもの 2 人、大学院研究科長、学部長、図書館長、研究所長、学務局長、学部教授会推薦による者 6 人、事務局長)が候補者を推薦する方式であったが、有

権者の推薦候補に対する投票（選挙）に改定され、公選制が実施されることとなり、教学側の意見が直接的に反映される制度となったことは評価できる。しかし、学長候補者推薦委員会の運営についての細則がないのは問題である。

学長は、学校教育法に定められた事項や、学則及び学内諸規程に基づき、その権限を適切に行使しており問題はない。

なお、学長に選任される者の年齢制限（現行 70 歳）について問題提起がなされている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 学長候補者推薦委員会運営細則を規定化する。
- (2) 学長に選任される者の年齢制限について検討する。
- (3) 学長の職務権限を明確にするための細目規程の整備が必要である。

<学部長等>

[現状の説明]

本学の学部長等の役職者は、「学校法人二松学舎組織規程」に基づき置いており、『学校法人二松学舎役職者の選考に関する規程』により選考している。

学長を除く大学の教学関係役職者、副学長、研究科長、学部長、図書館長、研究所長、学務局長、センター長は、本学の教授をもって充て、任期は 2 年である。

研究科長、学部長を除く前記役職者については、学長の意見を聞いて大学協議会が候補者の選考を行い、法人理事会が選任する。

学部長については、各学部とも「学部長候補者の選出に関する内規」に基づき、教授会構成員の選挙で候補者の選出をしている。

役職者の選出順位は、大学協議会での取り決めで、学長、副学長、学部長の順に行い、その後図書館長等の役職者の選考が行われることになっている。

学部長の職務については、「学校法人二松学舎組織規程」第 5 条に「研究科長、学部長、図書館長、研究所長、センター長は、学長をたすけて関係業務を総括整理する。」と規定されている。学校教育法第 58 条第 5 項「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」の規定は、本学の学部長の職務でもある。

学部長をはじめとする部局長の職務権限については、各種規程の中に個別に出てくるだけで、職務権限として明確に規定されたものではない。特に学部長については、学部予算が措置されておらず、学長をとおして大学予算に反映することになっている。

[点検・評価] [長所と問題点]

教学関係役職者のうち、副学長は、常設の役職としては規定されていない。『学校法人二松学舎組織規程』では、「置くことができる。」となっており、置いた場合の職務が規定されているのみである。本学で副学長を置いてから既に 10 年になっており、また学長の職務が多方面に亘ることを考慮すると、常設の役職としての規程整備をする必要がある。

学部長等役職者の選考については、規程に基づき行われており、特に問題はない。ただし、図書館長等役職者の任期に関し、学長の任期とあわない役職者が出ていることは、問題であ

る。このことは、任期途中で交替する場合の規定がされていなかったことによるものである。

学部長は、学科主任会議等での協議・調整をしながら学部運営に当たっており、さらに教授会に提案する議題等は、学部各種委員会に原案の作成を委ねるなどして、学部長としての職務を適切に行っている。さらに教授会での決定事項等を事務組織と連携してその執行に当たっており、特に問題はない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 副学長を常設の役職とするための規程整備を行う。
- (2) 学長の任期と図書館長等役職者の任期をあわせるための方策を講ずる。
- (3) 学部長の職務権限を明確にするための規程整備を行う。

(意思決定)

B群 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

[現状の説明]

本学の主な事項の意思決定のプロセスを図示すると、次のようになる。

- (1) 学則等諸規程の制定・改廃（全学に関するもの）
学長（発議） → 部局長会議（協議・調整） → 教授会・研究科委員会（審議）
→ 大学協議会（審議） → 学長
- (2) 諸規程の制定・改廃（学部・研究科に関するもの）
（学部長または研究科長） → 部局長会議（調整） → 教授会（審議）または研究科委員会（審議） → （学部長または研究科長） → 学長
- (3) 図書館長、研究所長、センター長の推薦に関する事項
学長（発議） → 部局長会議（協議・調整） → 大学協議会（審議） → 学長
- (4) 教育課程に関する事項
学部長（発議） → 教務委員会（素案作成） → 学科主任会議（調整） → 教授会（審議） → 学長
- (5) 教員人事に関する事項
学部長（教授会への提案） → 募集（公募） → 教員資格審査委員会（審査） → 教授会（審議） → 学長
- (6) 学生の入学・退学・卒業に関する事項
学部長（発議） → 教授会（審議） → 学長

[点検・評価] [長所と問題点]

本学の意思決定プロセスは、学則等諸規程に規定され、上述のように適切に運用されており、確立されている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

現状では特に問題はない。

(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)

B群 評議会「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

(教授会)

B群 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

(学長、学部長の権限と選任手続)

学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状の説明]

全学的な審議機関として、学則9条の2の規定に基づき、大学協議会が設置されている。大学協議会は、学長、副学長、研究科長、学部長、図書館長、研究所長、学務局長、事務局長の役職者、及び各学部教授会より選出された教授3人、各研究科委員会より選出された教授1人で構成している。大学協議会は、学長が招集し、議長となる。

審議事項は、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」に次のとおり規定されている。

- ①学則等教育研究に係る諸規程の制定改廃に関する事項
- ②大学院研究科・学部学科等の設置・改組・変更もしくは廃止等に関する事項
- ③副学長・図書館長・研究所長・学務局長・センター長の候補者推薦に関する事項
- ④その他全学に関する重要事項

大学協議会の運営については、「大学協議会運営細則」に規定されており、毎月1回(水曜日)、さらに必要に応じて臨時に開催している。平成16年度は、17回開催した。

大学協議会に提案する議題については、あらかじめ部局長会議で協議・調整している。

学長の補佐機関である部局長会議は、学長、副学長以下部局長により構成され、学部等間の連絡調整を行い、必要な事項について協議している。

また、大学協議会には両学部教授会から委員各3人を選出しており、大学協議会で審議した事項について、学部選出の委員が教授会に報告している。さらに、議題によっては、事前に学部教授会の意見を聴取し、大学協議会に反映するよう配慮している。

[点検・評価] [長所と問題点]

大学協議会は学長が招集し、議長となり、全学的な重要事項を審議し、その結果に従って学内の意思決定を図っており、学長と大学協議会との連携協力関係は保たれている。

しかし、「その他全学に関する重要事項」として大学の教学関係予算(特別事業費等)に係わる事項等を審議していない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

大学協議会の審議事項の中に、大学の教学関係予算(特別事業費等)に係わる事項等を入れ、審議する。

(教学組織と学校法人理事会との関係)

A群 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状の説明]

本学は学校法人二松学舎によって設置されている学校である。学校法人二松学舎は、大学の他、2つの高等学校を設置している（「学校法人二松学舎寄附行為」（以下「寄附行為」という。第4条）。また、私立学校法、寄附行為に基づき、理事会、評議員会が組織され、学校法人理事会はこれらすべての学校を管轄する。

法人は、私立学校法に基づき、理事、監事を置いている。

理事会は毎月定例に開催され、また、必要に応じて臨時理事会が開かれる（「寄附行為」第8条）。審議処理事項として、事業計画および予算・決算、並びに資産管理に関する事項、学則等諸規程の制定・改廃、役職者の任免に関する事項など法人運営に関する重要事項を審議決定している。平成16年度は13回開催した。

理事会の構成については、「寄附行為」により、二松学舎大学学長（1号理事）、附属の高等学校長のうちから理事会で選任した者1人（2号理事）、評議員会の互選による者3人以上8人以内（8号理事）、学識経験者のうちから理事会で選任した者2人又は3人（4号理事）の計7人以上13人以内で構成することとなっており、現在は13人の理事で構成している。そのうち教学組織からは、第1号理事の学長のほか、副学長、文学部長、国際政治経済学研究科長が3号理事として加わっている。

法人と教学側の連携を図るため、法人が主宰する「全学政策会議」を毎月開催している。全学政策会議は、理事長、学長、常任理事、前記教学側の理事に、学務局長が陪席して、大学の全学的な政策について話し合い、法人との意思疎通を図っている。

大学の全学的な運営については学長、大学協議会が、学部については学部長、教授会がそれぞれ機能分担して運営しており、理事会に対する教学側の意思反映は、学長をとおして行われている。理事会の決定事項等は、学長をとおして教学組織に報告・説明されている。

法人理事会から教学組織への権限委譲については、例えば、教員人事の最終的な採用権は理事長にあるが、選考については学長にその権限が委譲されているなど、適正に権限委譲が行われている。

[点検・評価] [長所と問題点]

理事会の構成で、「寄附行為」上は学長以外に教学組織の理事を置かなければならないとの規定はないが、副学長、学部長等の役職者を理事にするなど教学組織に配慮した構成になっていることは評価できる。

法人運営のうえで、全学政策会議などを設置して、教学側との意思疎通を図っているなど、教学組織と理事会との連携協力関係は概ね良好であるが、構成員についてさらに強化するため配慮が必要がある。

しかし、連携協力関係をさらに深めるため、経営方針や経営上の重要な課題については理事長が教学組織に直接説明する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

理事会と教学組織のさらなる連携を強化するため、全学政策会議の構成員について、教学側の部局長を加えるなどの配慮をする。

1 2 財務

目標

安定的財政基盤を確立するため、収入構造の改革を行うとともに、支出の適正化を図る。

(教育研究と財政)

B群・教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

・総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

[現状の説明]

本学の財政基盤の確立状況は、下表「消費収支の推移」のとおり、安定的に収入があり財務の健全性が保たれており、良好と言える。これは収入の約8割を占める学生生徒等納付金の安定的確保によっている。しかし、一方では、学生生徒等納付金への依存度が高く、収入構造の改革が求められている。

消費収支の推移

(単位:百万円)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
消費 収 入	学生生徒等納付金	3,477	3,741	3,822	3,847	3,950
	手数料	115	132	121	128	106
	寄付金	96	113	75	204	72
	補助金	791	837	684	668	720
	資産運用収入・売却差額	48	55	29	31	76
	雑収入	91	68	92	128	95
	帰属収入合計	4,618	4,946	4,822	5,006	5,019
	基本金組入額合計	△472	△685	△283	△906	△484
	消費収入合計	4,146	4,261	4,539	4,100	4,535
消費 支 出	人件費	2,595	2,567	2,585	2,590	2,649
	教育研究経費	950	1,025	1,117	1,157	1,258
	管理経費	217	234	268	315	347
	借入金等利息	4	1	0	12	32
	資産処分差額・その他	6	119	369	13	3
	消費支出合計	3,772	3,945	4,340	4,088	4,290
当年度消費収入超過額		374	316	199	12	246
翌年度繰越消費収入超過額		3,002	3,318	3,517	3,529	3,775

本学の総合将来計画及び中・長期的な財政計画の策定については、理事長、学長、常任理事、副学長（理事）、国際政治経済学研究科長（理事）、文学部長（理事）、両附属高等学校長（1人は理事）で構成する「全学政策会議」を設置し検討している。月1度定例に開催し、各学校が当面する重要課題および中・長期の教育研究計画、中・長期財務見通し報告（学生の安定的確保についての検討も含む）、校地取得、校舎内外の整備、施設設備等の計画を検討している。その結果を踏まえ、事業は財政計画とともに理事会へ提案し、その承認を得て実施している。

以下、「消費収支の推移」から本学の財政基盤の確立状況を、また、財務の健全度を日本私立大学協会・大学経営相談委員会作成の「財政状況分析表」を基に検証してみる。

(1) 消費収支の推移

平成12年度から平成16年度まで消費収支の推移を見ると、帰属収入は平成14年度に前年度比減少しているが、収入の根幹である学生生徒等納付金は増加し、平成16年度まで増加傾向を持続している。基本金の組み入れは、主に、平成13年度は附属沼南

高等学校北校舎の取得、平成 15 年度は大学九段校舎取得に伴うものであり、第 2 号基本金として平成 14 年度までは大学九段校舎建替え資金を、平成 16 年度は柏校舎整備資金を組み入れた。消費収入は安定的に推移している。平成 15 年度の収入減は、大学九段校舎完成に伴い多額の基本金組み入れをしたことによる。帰属収入の構成科目ごとの推移を見ると、学納金、資産運用収入、雑収入が増加傾向にあり、手数料、寄付金、補助金等が減少傾向にある。

消費支出は、増加傾向にあるが、主たる要因は九段校舎建替えに伴う教育研究費の増加によるものである。構成科目ごとに見ると、平成 16 年度人件費の増は、カリキュラムの改革により、新・旧のカリキュラムを併行して実施するため、非常勤講師開講講座増であり、過渡的なものである。管理経費は教育研究経費同様、九段校舎完成に伴うものである。

(2) 本学の財務の健全性

日本私立大学協会・大学経営相談委員会では、平成 17 年 3 月に[私立大学経営チェックリスト]を作成し、その中で私立大学の財政状態を判断するための「財政分析表」をまとめている。本学の平成 16 年度決算を当てはめたのが下表であり、現時点では概ね健全な状態である。(網がけした部分が本学の状況を示す。資産売却収入は、資金運用活動の結果として発生した。)

財政状況分析表(日本私立大学協会・大学経営相談委員会作成)			
	通常状態(青信号)	第一段階(黄信号)	第二段階(赤信号)
資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号基本金引当特定預金等各種特定預金への繰入れが計画通りなされる。 ・次年度繰越支払資金が前期繰越支払資金よりも増える。 ・発生主義、現金主義において収入超過である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号基本金引当特定預金等各種特定預金への組入れ額が減少する。 ・次年度繰越支払資金の増加が少なくなる。 ・借入金がある。 ・発生主義、現金主義において収入超過額が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金が増える。 ・借入金返済額が増える。 ・資産売却収入が増える。 ・次年度繰越支払資金が前期繰越支払資金よりも減少する。 ・発生主義、現金主義において支出超過である。
消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号基本金組入が計画通りなされても消費収入超過である。 ・累積消費収入超過である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に大きな事業を行った場合や、第2号基本金を組入れると消費支出超過の決算となる。 ・累計消費支出超過額がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰属収入額よりも消費支出額が多くなる。 ・累計消費支出超過額が増大する。
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・資産が増える。 ・負債が減る。 ・累計消費収入超過である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金が流動負債の2倍以下になる。 ・各種特定預金の増加が鈍る。 ・累計消費支出超過額がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金の増加が減価償却額よりも少なくなる。 ・借入金が増える。 ・現金預金が減る。 ・現金預金が流動負債よりも少ない。 ・未払金額が増える。 ・累計消費支出超過額が増大する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・借入金がある。 	

(注) 発生主義: 収入がどの年度の活動に属するかで把握する方式。正しい期間業績の把握が可能。

現金主義: 収入支出がどの年度にあったかで把握する方式。一般には認められていない。

[点検と評価] [長所と問題点]

平成12年度から平成16年度までの収支を見ると、学生生徒等納付金がほぼ一定しており、また、創立125周年記念募金活動による寄付金があり、資産運用収入は増加傾向にあって補助金の減少を補い収入増となっている。しかし、帰属収入の約8割を学生生徒等納付金が占めており、収入構成はバランスを欠いている。資産運用収入の増、外部資金の積極的導入等、

改善策を検討しなければならない。支出では、各構成科目とも増加している。この間、九段校舎の建替えを実行したが、各年度とも消費収入超過を計上し、健全な財政状況を維持しているのは評価できる。

しかし、一方では、老朽化した柏校舎、両附属高等学校の校舎校地取得等の課題があり、問題点も多い。教育研究計画と併せ、「全学政策会議」で検討し、早急な取組みをしなければならない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

平成16年3月九段校舎竣工に伴い、両学部のカリキュラム改革を行うとともに、それまで柏校舎で開講していた国際政治経済学部3・4年次生の授業を九段校舎に移した。さらに、国際政治経済学研究科「東アジア経済・ビジネスプログラム」の九段校舎開講等に伴う新たな支出を必要とすることから、事業計画を策定し、中期消費収支の計画を立てた。また、学生生徒等納付金が帰属収入の約8割を占めることから、学生生徒の安定的確保を図るとともに、適切な支出等、健全な財政確立のための目標を掲げた。

①事業計画の精選

②諸経費の見直し

③収入構造の改革（寄付金の確保—教育振興資金募集方法の改善、130周年記念事業募
金募集、科研費等外部資金獲得策の検討、資産運用収入増対策の検討、収益事業の展
開—有料公開講座の増設、収益事業会社の設立等）

(外部資金等)

B群 文部科学省科学研究費、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

[現状の説明]

文部科学省科学研究費補助金の申請件数と採択件数は下表のとおりである。大学院、学部別の数字については『大学基礎データ調書』表33を参照。

年度	特定領域研究		基盤研究A		基盤研究B		基盤研究C		萌芽的研究		合計	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
平成 12 年度					1	0	6	1(1)			7	1(1)
平成 13 年度	1	1			1	1	5	2(2)			7	3(3)
平成 14 年度	1	0(1)			2	1	3	0(2)	1	0	7	1(3)
平成 15 年度	3	2	1	0	2	0(1)	3	0(1)			9	2(2)
平成 16 年度		(2)					2	0			2	0(2)

() 内は継続

科学研究費補助金収入は消費収入には含まれないが、研究分担金も含めて過去 5 年間で毎年 500 万円前後の交付がある。

寄付金については、「創立 125 周年記念事業募金」活動を実施し、資金の確保を図ってきた。

受託研究費の受け入れはない。

[点検・評価] [長所と問題点]

科学研究費を始め、外部からの研究費受け入れが非常に少ないのが問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

本学が、文系を中心とした学部編成であることから、受託研究や共同研究費などの獲得には有利ではないが、今後も教員への啓発を継続していく必要がある。なお、科学研究費等外部からの資金導入のため、担当部署の強化を図る。

(予算の配分と執行)

B群 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

C群 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

[現状の説明]

予算配分については、全学政策会議（構成員は、理事長、学長、常任理事、副学長〈理事〉、国際政治経済学研究科長〈理事〉、文学部長〈理事〉）において中長期計画の検討をし、その採択事業について財政計画を立てている。具体的な予算編成会議は、理事長、学長、常任理事、副学長、学務局次長、総務・人事部長、企画・財務部長、総務・人事副部長を構成員として、①基本方針検討 ②一般事業費検討 ③特別事業費ヒアリング ④特別事業費査定 ⑤総括会議等の検討をしている。その結果を原案とし、常任理事会、評議員会、理事会の審議を経て決定している。

執行については、予算に組み込まれた項目を支出する場合、「原議書」により承認を得ることとなっている。通常、「原議書」は予算執行部署で発議し、関連部門・理事・常任理事を回覧し、理事長が決裁することとなっている。

[点検・評価] [長所と問題点]

予算配分は、予算編成関連会議において検討を重ねた結果決定しており、明確性、透明性、適切性は確保されている。執行については、関連部署の部課長を経て常任理事、学長の承認を得、理事長の決裁となる。決裁までに時間がかかりすぎるのが問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

年度事業計画に組み込まれた予算執行については、一定額までは執行部署の部課長に権限を委譲する。

(財務監査)

B群・アカウントビリティを履行するシステムの導入状況

・監査システムの運用の適切性

[現状の説明]

本学における財務・経営に係るアカウントビリティは、予算編成から決算報告まで以下のとおりである。

(1) 予算編成

予算編成に先立つ事業計画は全学政策会議で検討しており、予算編成会議に反映している。学務局長、局次長、部長、副部長等が陪席として加わっている。

単年度予算(特別予算)については、予算編成会議で申請部署とのヒアリングを行い、予算措置の是非を検討している。編成した予算案は、常任理事会、評議員会、理事会に上程し、審議・決定している。

(2) 決算報告

決算報告は、監事ならびに独立監査人(公認会計士)による監査を受けた後、理事会で審議承認している。評議員会には監事の意見を付し、報告し意見を求めている。

[点検・評価] [長所と問題点]

アカウントビリティを履行する方法については、十分に機能している。また、私立学校法の改正に伴う財務情報公開についても積極的に実施している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

今後は、財務情報の内容理解を得るため、工夫をしてゆく。

B群 監査システムの運用の適切性

[現状の説明]

財務監査制度は、私立学校法・寄附行為に定める監事(2名)による業務・会計監査及び私立学校振興助成法の規定に基づく独立監査人(公認会計士)による会計監査が行われている。監事による監査は、理事会等への出席を通じ、法人の業務執行状況の適切性、及び会計処理等の適切性について行われている。一方、独立監査人による会計監査は、学校法人会計基準

に照らし、会計処理の適切性に重点を置き行われている。

[点検・評価] [長所と問題点]

監査システムについて、特に問題点はないが、監事は常勤ではないので、日常業務執行状況の把握が十分でない点は問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

理事の日常業務執行状況をチェックするため、内部監査制度の新設等の措置をとる。

(私立大学財政の財務比率)

A群 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

[現状の説明]

(1) 消費収支計算書関係比率 (平成16年度決算による)

区分	計算式	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	全国平均
1	人件費比率 人件費 帰属収入	56.2	51.9	53.6	51.7	52.8	52.0
2	人件費依存率 人件費 学生生徒等納付金	74.6	68.6	67.6	67.3	67.1	69.6
3	教育研究経費比率 教育研究経費 帰属収入	20.6	20.7	23.2	23.1	25.1	27.4
4	管理経費比率 管理経費 帰属収入	4.7	4.7	5.6	6.3	6.9	7.9
5	借入金等利息比率 借入金等利息 帰属収入	0.1	0.0	0.0	0.2	0.6	0.6
6	消費支出比率 消費支出 帰属収入	81.7	79.8	90.0	81.7	85.5	89.5
7	消費収支比率 消費支出 消費収入	91.0	92.6	95.6	99.7	94.6	105.7
8	学生生徒等納付金比率 学生生徒等納付金 帰属収入	75.3	75.6	79.3	76.8	78.7	74.7
9	寄付金比率 寄付金 帰属収入	2.1	2.3	1.6	4.1	1.4	2.3
10	補助金比率 補助金 帰属収入	17.1	16.9	14.2	13.3	14.3	12.6
11	基本金組入率 基本金組入額 帰属収入	10.2	13.9	5.9	18.1	9.6	15.4
12	減価償却費比率 減価償却額 消費支出	6.5	6.4	5.5	9.6	8.3	11.9

(注)「全国平均」は日本私立学校振興・共済事業団集計の医歯系を除く大学法人(455法人)の平成16年度平均を示す。

大学のみ

比率		算式(×100)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	54.1	50.4	48.8	47.8	47.6
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	63.6	58.6	55.1	54.3	54.8
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	22.8	22.8	25.6	25.8	27.4
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	5.2	5.0	5.0	6.6	7.1
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.0	0.0	0.0	0.3	0.9
6	消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	82.4	80.6	89.8	80.9	83.0
7	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	89.9	89.0	97.5	102.8	95.3
8	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	85.1	86.1	88.5	88.0	86.8
9	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	1.0	1.2	0.3	1.4	0.6
10	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	8.9	7.9	6.4	5.4	7.1
11	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	8.4	9.4	7.9	21.3	12.9
12	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{消費支出}}$	6.0	5.8	4.7	10.6	8.9

- ①人件費比率は、52.8 となっており、全国平均の 52.2 に比してやや高いもののほぼ平均的である。学生生徒等納付金との関係で見てもそれを上回ることなく推移している。
- ②教育研究経費比率は、平成 16 年度に上向いているが、主な要因は九段校舎建替えに伴うものである。
- ③管理経費比率の向上は、九段校舎建替えによるもので今後この水準で推移するものである。
- ④借入金等利息比率は、九段校舎を建替えるための借入金の利息に伴うものであり、利息の支払いは将来とも必要な経費となる。
- ⑤消費支出比率、消費収支比率とも均衡のとれたものとなっている。
- ⑥寄附金比率は、平成 15 年度は突出しているが、125 周年記念募金による。
- ⑦補助金比率は減少傾向にある。
- ⑧基本金組入率は、校地・校舎取得という課題からその率を高めていかなければならない。

(2) 貸借対照表関係比率（平成16年度決算による）

区分	計算式	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	全国平均
1 固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	65.1	70.2	74.1	80.3	74.1	84.6
2 流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	34.9	29.8	25.9	19.7	25.9	15.4
3 固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	6.4	6.3	6.1	13.1	12.8	8.1
4 流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	6.7	5.5	5.6	5.6	4.9	6.0
5 自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$	86.9	88.2	88.2	81.3	82.3	85.9
6 消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	15.9	16.8	17.4	15.3	15.9	-2.3
7 固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	74.9	79.6	84.0	98.8	90.1	98.5
8 固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}+\text{固定負債}}$	69.7	74.3	78.6	85.0	78.0	90.0
9 流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	523.6	540.3	459.5	352.9	525.3	257.7
10 総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	13.1	11.8	11.8	18.7	17.7	14.1
11 負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	15.0	13.3	13.3	23.1	21.5	16.4
12 前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	553.3	712.8	514.6	430.1	593.6	321.4
13 退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定資産}}{\text{退職給与引当金}}$	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	65.3
14 基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	100.0	99.9	100.0	89.3	89.7	96.3
15 減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価額(図書を除く)}}$	40.8	40.8	41.3	28.0	30.4	38.9

(注)「全国平均」は日本私立学校振興・共済事業団集計の医歯系を除く大学法人(455法人)の平成16年度平均を示す。

- ①固定資産構成比率は、流動資産構成比率とともに資産構成のバランスを全体的に見るための指標となり、低いほどよいとされているが、施設設備等への投資を抑制すれば低くなり、必ずしもそうとはいえない面もある。本学は、流動資産構成比率との関係からほぼ適正な比率にある。
- ②固定負債構成比率は、学校法人の総資金（自己資金及び他人資金の合計）のうち、長期的な債務の割合を見るもので、高い値は好ましくない。本学は、九段校舎建替えのための借入金がこの比率を高めている。
- ③流動負債構成比率は、短期的な債務の比重を示したもので、財政の安定性を確保するためには、低いほうが良いとされており、本学は概ね良好と言える。
- ④自己資金構成比率は、基本金と消費収支差額を合計した自己資金の総資金に占める構成割合である。学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標である。この比率は、高いほど財政的に安定しており 50%を割ると他人の資金が自己資金を上回っていることを示している。本学は、九段校舎建替えによる借入金の発生から、この比率が下がっているが特に問題はない。

- ⑤消費収支差額構成比率は、消費収支差額の総資金に占める割合で、高い値が良い。消費収支差額は、支出超過(累積赤字)であるよりも収入超過(累積黒字)であることが望ましい。本学は、全国平均を大きく上回っているが、第2号基本金組入れ額が少なく、必ずしも良好と言えない。
- ⑥負債比率と総負債比率は、いずれも自己資金と他人資金の割合を示すもので、低いほど良いものである。本学は、平成15・16年度とその比率を高めているが、九段校舎建替えに伴うものである。
- ⑦基本金比率は、基本金組み入れ対象資産額である要組み入れ額に対する組み入れ済み基本金の割合であり、100%に近いほど未組み入れ額が少ないことになる。本学は、借入金によって九段校舎を取得しているので、この比率が100%を下回っている。

[点検と評価] [長所と問題点]

本学の経営状況について、「消費収支計算書関係比率」及び「貸借対照表関係比率」について他大学の平均値との比較で検証したが、九段校舎建替えに伴い対象比率の高低が表面化している。今後、同種の事業が予定されるので、第2号基本金組入れを計画的に実行するなどの対策をとらなければならない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学校法人の役割は、財政面から教育研究活動を積極的に支えることである。収入増を図り、適正な支出をするために財政の公開を推進し、全学的な理解、全学的な協力のもと、健全な財政を確立する。

1 3 事務組織

目標

- (1) 事務組織と教学組織の緊密化を図る。
- (2) 社会環境の変化に対応した政策の企画・立案機能を強化する。
- (3) 教育研究及び学生支援体制の強化を図る。

(事務組織と教学組織との関係)

A 群 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

[現状の説明]

本学の事務組織は、『学校法人二松学舎組織規程』に規定されており、資料⑥のとおりである。

事務組織は、事務局と学務局、さらに附属図書館、研究所、各センターにそれぞれ事務職員を配し、それぞれの長のもとに組織されている。

教学組織である両学部、両研究科には、学部事務室のようなものは設置しておらず、学務局内の部課がその事務を担当している。

事務局にあっては、学校法人与大学の事務局を兼ねており、理事長と学長のもとにあつて直接・間接に教学組織との係わりを持ち、大学・研究科・学部の教育目標・目的を達成するため、教学組織と連携協力関係を持ち、業務を遂行している。

学務局は、教学組織との連携協力の中心的役割を担っている。学務局には教学部（九段校舎）と柏教学部（柏校舎）があり、教学部には学務課、教学課、入試課が、柏教学部に柏教学課がある。学部・研究科の教育研究に係わり事項については、教学課・柏教学課が、全学の入学試験に係わる事項は入試課が担当している。

教学課は、文学研究科委員会、文学部教授会、さらに学部・研究科の各種委員会の事務を、柏教学課は、国際政治経済学研究科委員会、国際政治経済学部教授会、各種委員会の事務を所掌し、学科目編成、授業、履修、試験、成績等の事務を行い、教学組織との連携協力関係の上に成り立っている。

さらに、附属図書館、研究所、各センターの事務組織も所掌する委員会事務等をおして教学組織と連携協力関係にある。

[点検と評価] [長所と問題点]

本学の事務組織は、教学組織の学部長、研究科長とは直接的には指揮命令系統下にはないが、教授会、研究科委員会、各種委員会等の事務を、学部長、研究科長や各種委員会の委員長の意向を受けて事務処理を行っており、連携協力関係が確立している。

事務組織の人数配置は以下のとおりである。ほとんどの課（室）で補助職員を活用しており、部署によっては、問題がないわけではなく今後の課題である。

管理部門	総務・人事、企画・財務部	21人
	補助職員	5人

教育研究部門	教学部（柏教学部含む）	26人
	附属図書館（柏校舎分含む）	10人
	東アジア学術総合研究所	1人
	情報センター	3人
	教育開発センター	1人
	国際交流センター	2人
	キャリアセンター	5人
	補助職員	24人

また、事務組織の長である事務局長と学務局長が、学長の補佐機関である「部局長会議」の構成員となっており、学部間等の連絡調整を行い、必要事項については協議をしている。さらに、全学の審議機関である「大学協議会」の構成員となり、全学に関する重要事項の審議にも加わっており、教学組織と事務組織との連携協力関係は確立している。

なお、2キャンパス体制、業務の複雑化、業務量の増加等により、人手不足の状態にある。これを解消するために、事務の簡素化を図らなければならない。従って、事務職員と教員間の相互協力と理解がなお一層必要である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

事務職員による学生サービスの向上、教育研究支援の強化のため、業務の効率化を図らなければならない。そのためには、教学組織と事務組織とのいっそうの理解と連携協力関係を密にしなければならない。

B群 大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる 方途の適切性

〔現状の説明〕

本学の教学組織と事務組織の関係は、前項で述べたとおりである。教学組織にあっては、「学則」、「大学院学則」、「大学の管理運営に関する規程」等があり、また、事務組織にあっては、「事務分掌規程」があり、それぞれ規程に基づき運営されている。

一方、一体性については「部局長会議」および「大学協議会」の構成員として、学務局長、事務局長が出席し、事務組織の意見が反映されるシステムになっている。

[点検と評価] [長所と問題点]

両組織はそれぞれ規程により運営されており、相対的独自性は確保されている。また、両組織の意見が反映されるシステムになっており、一体性についても確保されている。

大学をとりまく厳しい環境にあつて、両組織が独自性と有機的一体性を確保しながら改革・改善に取り組んでいるので、良い結果をもたらすものと期待できる。

問題点としては、大学運営に関する会議が多種多様であり、教育研究や業務遂行に支障をきたす点が挙げられる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教学関係の会議、委員会の整理・統合を図るとともに会議時間の短縮、開催回数の削減等を検討し、両組織の理解と協力関係を強め、より充実した会議とすることが望まれる。

(事務組織の役割)

B群 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

[現状の説明]

全学的な教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織としては、教学部学務課がある。学務課の事務分掌には、①大学改革全般に関する事 ②教育研究に関する情報の収集・分析・調査などに関する事 ③大学の自己点検・評価に関する事 ④大学基準協会に関する事 ⑤第三者評価に関する事 ⑥教学に関する諸規程の制定及び改廃に関する事 ⑦大学協議会・部局長会議に関する事などが挙げられている。

学務課は、上記の業務を遂行する過程で学長の意向を踏まえた企画・立案に必要な調査・資料の収集等を行っている。

各部局等における企画・立案等に係わる業務は、事務分掌規程に定められた事務組織が担当している。

両学部には、教務委員会、学生委員会、入試委員会があり、さらに学部改革委員会が組織されている。研究所、情報センター、教育開発センターには運営委員会、キャリアセンターにはセンター会議、国際交流センター、附属図書館には委員会がそれぞれ設置されており、新規の企画や改善・改革等の原案作成を担当している。

両学部各委員会には、委員以外ではあるが、学務局長・部長・副部長・課長（課長補佐）が、関係する委員会に出席し、所掌する事項について意見を述べるができることとなっており、補佐機能を積極的に果たすよう求められている。国際交流委員会には、学務局長・事務局長が構成員となっており、事務組織の長としてその役割を担っている。図書委員会、情報センター運営委員会にも、事務組織の役職者が構成員として加わり、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う体制が整えられている。

一方、教学の各部門には上記のとおり事務担当を配置し、各委員会（運営委員会等）が有効に協議検討できるよう資料及び情報等の提供を行うとともに、学生と接し、相談に応じ、助言をしている立場から発言している。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学の教学部門には、企画・立案等を専門に担当する企画課等の名称の部署は設置していない。[現状の説明]で述べたように学務課が大学改革等の事務を推進する過程で企画・立案に必要な調査や資料収集等を行っている。本学では平成15年度までは教学部のなかに大学改革調査室を置き、事務室を学長室の隣に配置して学長の補佐機能を果たしていた。大学改革調査室の業務はそのまま学務課が引き継いでいるが、事務室が教学課・入試課と同室(九段校舎3階)であり、教学部の連携協力には役立っているが、学長室(12階)と離れており、学長の補佐機能を発揮するためには不便である。改善が必要である。

学部等各部局に関する事項については、各部課が企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制となっており、その役割を果たしている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学務課が大学改革等の業務推進の上で機能を発揮しやすいようにするため、学務課の事務室を学長室の近くに置くなどの方策が必要である。

事務組織全般としては、今後、定型的業務以外の業務が今まで以上に多くなって来る。新たな局面に対応できるよう、事務組織としての研修、事務職員としての研鑽を奨励し、事務組織全体のスキルアップを図り、補佐機能を高める。

B群 学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

[現状の説明]

本学の予算編成は、予算審議委員会で検討される。予算編成関係会議の主なものは、次の5会議である。(1)基本方針検討会議 (2)一般事業費検討会議 (3)特別事業費ヒアリング (4)特別事業費査定会議 (5)総括会議

予算審議委員会の構成員は、理事長、学長、2人の常任理事、副学長、学務局次長、総務・人事部長、企画・財務部長、総務・人事副部長で、委員長は、財務担当常任理事が担当している。

会議内容は、以下のとおりである。

- (1) 基本方針検討会議：予算編成の基本方針を審議し、基本方針に基づき、予算編成のための前提条件・重要事項について検討を行う。
- (2) 一般事業費検討会議：基本方針検討会議の結果を基に作成した収支見通しの点検と特別事業費予算枠を検討する。
- (3) 特別事業費ヒアリング；各部局から提出された特別事業費予算要求について、提出した各部局等から計画の趣旨と内容についてヒアリングを行う。
- (4) 特別事業費査定会議；特別事業費ヒアリングでの内容を基に事業計画の採択を行う。
- (5) 総括会議：継続審議事項等の調整と予算案全体の検討を行う。

上記の会議を経て、企画・財務部が財務担当常任理事の下で予算案を作成し、常任理事会の審議を経て、理事会、評議員会で承認される。以上のように企画・財務部が主体となって

予算編成を行っている。一方、中・長期財務計画を立てる上で、中・長期的教育計画が必要であるが、明確に示されていないのが現状である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

予算編成の過程で事務組織の係わりは、企画・財務部が中心となっており、また、各部局の予算要求の取りまとめには、各課（事務室）が担当している。特に、「(3) 特別事業費ヒアリング」では、部長・課長が中心となり、その任を果たしている。さらに、[現状の説明]で述べた予算編成関係会議の構成員として、学務局次長を始め部課長が加わり、予算編成・折衝過程における事務組織の役割は十分果たしている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

特別事業費予算の要求締切は、例年 11 月中旬となっている。毎年各部局からの要求が締切間際になってしまっており、十分な検討がなされない状態で書類提出がなされている場合もある。事務組織の責任者は、早期に当該部局長等と協議し必要な予算要求ができるような環境整備をする必要がある。

B群 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

〔現状の説明〕

大学協議会には、事務組織を持つ部局の長として事務局長、学務局長、図書館長、研究所長が構成員として加わっている。大学協議会の事務担当である教学部学務課は、大学協議会の開催案内、各部局の長及び関係する事務部門との連携、議案資料の整理、さらに事前に学長を交えた打ち合わせの場を設定するなど事務組織としての役割を果たしている。大学協議会には教学事務部門から学務局次長、教学部長が、事務局から事務局次長、総務・人事部長、企画・財務部長が常時事務担当として陪席することとなっており、学長や部局の長の指示に基づき議案の補足説明等を行っている。

学部教授会、大学院の研究科委員会の事務は、教学課・柏教学課がそれぞれ担当しており、会議案内や議案資料の整理、議事録の作成など会議の運営面で事務組織が学部長や研究科長を支えている。また議案として上程される前の段階の委員会等でも資料収集や、原案の作成など会議が円滑に行われるよう事務組織としての役割を果たしている。

教授会、研究科委員会には事務担当部署の部長、課長が出席しており、関係する議案の補足説明等を行っている。

大学の意思伝達システムとしては、大学協議会が決定した事項及び審議の内容は、学部長、研究科長をとおして学部・研究科に伝達され、さらに事務局長、学務局長をとおして事務組織に伝達される。また議案資料を回覧するなどして周知を図っている。

また、事務局長通達や部課長会議をとおして学内各部署に伝達するシステムは確立されており、その後、課内の打ち合わせや資料回覧により学内に周知している。さらに学内広報誌『二松学舎報』への掲載等により情報の共有化が図られている。

[点検・評価] [長所と問題点]

学内の意思を決定するに至る過程においては、事務組織の担当部署が必要な書類の作成を担当し、また関係する会議に部長等が陪席して説明するなど、事務組織は適切に対応している。さらに決定事項の伝達も適切になされている。

しかし、事務組織がより積極的に意思決定に関与していくためには、事務連絡会議の性格が濃い部課長会議を、政策提言機能を持つ正規の機関として位置づけしていくことが必要である。また、そのための政策策定能力の養成に努めなければならない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学内の意思決定に積極的に参画するため、専門知識の修得、現状の分析等ができる能力の涵養に努める。

B群 国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

[現状の説明]

(1) 国際交流

国際交流関係業務を担当する部署は、「国際交流センター事務室」である。センターにはセンター長（教員）、センター事務室には室長（兼務）、室員 2 人（兼務）が配置されている。

国際交流センター事務室は、以下の事務を担当している。

- ①外国人留学生の受け入れ
- ②外国人研究者の受け入れ
- ③学生の外国留学
- ④学生及び教職員の海外研修
- ⑤外国の大学、高等教育研究機関等との交流・協定
- ⑥日本語教育
- ⑦帰国子女の受け入れ
- ⑧国際交流委員会に関すること

外国からの留学生は、両学部、両研究科合わせて 93 人在籍しており、海外協定校は 6 校である。センター事務室は、これら留学生や海外協定校との交換留学生の派遣・受入、教員の相互訪問に係わる業務等処理している。

国際交流センターは柏校舎に置かれており、九段校舎に在籍する両学部 3・4 年次生及び文学研究科の留学生に対しては、教学課課員が対応している。

本学の国際交流に関する基本方針を審議している国際交流委員会には、国際交流センター長の他、学務局長、事務局長が構成員として参加している。

(2) 入試

入試業務を担当する部署は、入試課である。課長以下 7 人（内 1 人は補助職員）の職員が全学（両研究科、両学部）の入試に関する事務を担当している。

入試課は、以下の事務を担当している。

- ①大学案内の作成
- ②学生募集に係わる広報活動
- ③入学試験要項の作成
- ④大学進学相談
- ⑤入学願書の受付、処理及び入学手続
- ⑥入学試験の準備及び実施
- ⑦入学試験に関する情報の収集、分析、調査
- ⑧入試委員会に関すること

各学部それぞれ入試委員会があり、入試課はこれら委員会と連携をとりながら業務を遂行している。

さらに、学生募集対策会議、オープンキャンパスに係わるもの、学校説明会に係わるもの、高等学校訪問及びその処理、大学入試センター試験関連業務等があり、入試課がその事務を担当している。

(3) 就職

就職に関する業務は、キャリアセンターが担当している。センターには、センター事務部の下に就職支援課を置き、部課長以下 5 人を配置している。なお、センターの構成はセンター長（教員）、特命教授 1 人、センター委員 6 人（各学部から 3 人ずつの教員）である。

就職支援課は、以下の事務を担当している。

- ①学生のキャリア教育・就職指導に関すること
- ②学生のキャリア教育・就職に係わる調査・企画・実施に関すること
- ③学生の資格取得講座、就職試験合格講座等の実施に関すること
- ④学生に対する就職・進路情報の提供に関すること
- ⑤学生の就職・進路相談、指導、就職斡旋に関すること
- ⑥求人先の開拓、企業訪問に関すること
- ⑦所管の委員会に関すること

キャリアセンターは九段校舎に置かれているが、柏校舎に就職支援課の分室を設け、事務職員 1 人と補助職員 1 人を配置し、主としてキャリア教育、就職情報の紹介等の事務を担当している。

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) 国際交流

国際交流センター事務職員は、交換留学生の受入・派遣等で専門的知識が要求され、そのための研修には積極的に参加させ、スキルアップを図っている。しかし、その他、外国人留学生の人数及び海外協定校の数、また、本学が九段キャンパスと柏キャンパスの 2 キャンパスに分かれていることなどから、現有事務職員数では十分な対応は困難である。教学課を始めとする事務組織や国際交流センター委員（教員）など、全学的な支

援体制が必要である。

(2) 入試

近年、入試方法の多様化に伴い、その業務も多岐にわたっている。さらに 18 歳人口の減少等により学生募集活動は、大学の教育活動のうちで大きなウエイトを占めるようになってきている。入試課の果たす役割は重要であり、現在の人員構成では対応に限界がある。教員や他の事務組織と連携し、全学を挙げた活動の展開が望まれるが、高等学校訪問等学生募集広報活動専従の人員配置を検討する必要がある。

(3) 就職

就職支援課職員は、分担し、定期的な企業訪問や各種研修会に積極的に参加しており、就職・キャリア教育の情報の収集・提供を行っていることは評価できる。さらに、実務経験者を特命教授として採用し、学生の就職支援、キャリア教育を担当させているのは評価できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

(1) 国際交流

国際交流を積極的に推進するため、教員（主として国際交流委員）とセンター事務室との緊密な連携関係を図る。

(2) 入試

入試方法の多様化及び入試の回数増等から、学校説明会、高等学校訪問等の入試広報に関する専従者を配置するなどの対策を検討する。

(3) 就職

九段校舎就職支援課と柏校舎分室とが緊密な連携をとり、学生のため、キャリア教育と就職支援とが有効に生かされるよう、事務組織として研鑽を重ねる。

B群 大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

[現状の説明]

本学の事務組織は、学務局と事務局とがあり、それぞれ局長を配している。学務局は学長のもとにあって、教学的事務をつかさどっている。一方、事務局は、理事長のもとにあるが、法人部門と大学部門とを兼ねている。事務局には、総務・人事部、企画・財務部があり、企画・財務部が財務担当常任理事の指示のもとに大学運営を経営面から支援する業務を担当している。

企画・財務部は、企画・財務課と経理課からなり、企画・財務課は、①法人の財務及び中長期構想に関する事 ②事業計画に関する事 ③対外的な調査及び情報・資料の収集に関する事などを所掌し、経理課が①予算及び決算に関する事 ②学納金等の収納及び出納管理など経理会計事務一般を担当している。

企画・財務部は、本学の財政基盤を強化するための諸政策の提言等を行っている。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学では、長い間、経理部経理課が予算・決算をはじめ財務関係の業務を担当してきた。平成 15 年度に事務局に企画課と広報課からなる企画部を設置、さらに平成 16 年度に経理部を含めた組織変更を行い、企画・財務部（経理課、企画・財務課）を設置して現在に至っている。大学の財政基盤を強化し、大学運営を経営面から支えようとする事務局機能の強化に努めている。

学校の収入は、主として学納金と補助金とであることを認識し、教職員は有効な支出を第一に心掛けねばならない。この観点が教職員に十分浸透しているかと言えば、必ずしもそうになっていないのが現状であり、企画・財務課、経理課は、予算管理等をとおして学内に周知徹底していく必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

企画・財務部の設置により、さらにいっそう財政基盤を強化するための施策を提言、実施に移していく。

さまざまな要因で財政的に厳しい状況にある。限られた収入をより有効に活用するため、教職員は無駄を無くする努力が求められている。経費削減策を示し、その徹底を図る。

(事務組織の機能強化のための取り組み)

C群・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

・**教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況**

[現状の説明]

事務職員個々人の資質向上のため、学内において年 1 回研修会（若手・中堅職員研修、管理職員研修）を開いている。また、学外の各種研修会には積極的に参加するよう働きかけるとともに、参加しやすい環境づくりに努めている。平成 16 年度の学外研修会参加状況は、資料⑦のとおりである。

なお、日本私立大学協会大学事務研究委員会及び同大学経理財務研究委員会にそれぞれ委員 1 人を派遣し、専門性を高めるべく研修させている。

また、事務組織の機能強化や業務の効率化を図る目的で事務組織の見直しを進めているが、組織替えには至っていない。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学においては、事務職員全体のレベルアップを図る必要がある。また、事務組織が事務局、学務局、さらに図書館、研究所、センターにそれぞれ分かれており、業務の効率化、組織の機能強化、統制の取れた組織を目指す観点から組織の見直しをする必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

事務職員全体のレベルアップを図るため、事務職員個々人の年間目標を明らかにして評価する制度を導入する。さらに事務組織の見直しを行う。

(事務組織と学校法人理事会との関係)

C群 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

[現状の説明]

現行の学校法人二松学舎寄附行為では、事務組織の長が学校法人の評議員や理事となる規定はない。しかし、現在は事務局長、事務局次長が寄附行為第19条第2号評議員（この法人の教職員のうちから理事会において選任した者）に選任されており、さらに寄附行為第10条第3号理事（評議員会の互選による理事）として理事会の構成員となっている。従って、理事会と事務組織とは密接な関係にあり、法人運営の上で事務組織が有効に機能している。

理事会の事務担当部署である総務・人事課は、会議の開催案内、議案に関する担当部署との連携、議案資料の整理などを行っており、会議が円滑に行われるよう努めている。さらに理事会には事務局の総務・人事部長、企画・財務部長、教学部門の学務局長、学務局次長が常時事務担当として陪席しており、求めに応じて議案の補足説明を行うなど事務組織がその役割を果たしている。

[点検・評価] [長所と問題点]

事務組織の長である事務局長、事務局次長が法人理事会の構成員として法人運営にかかわっており、事務組織が法人運営において有効に機能している。さらに事務局の部課長が理事会に係わる事務を適切に処理しており、事務組織と学校法人理事会の関係は適切である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

事務組織と学校法人理事会の関係は良好で、特に問題はない。

1 4 自己点検・評価

目標

- (1) 自己点検・評価の組織を見直し、効果的な点検・評価が行うための新たな体制の構築を目指す。
- (2) 自己点検・評価の結果を生かした改善・改革の為の組織的な取り組みを行う。
- (3) 学外者による検証システムの確立を目指す。

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)

A群 自己点検評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動の有効性

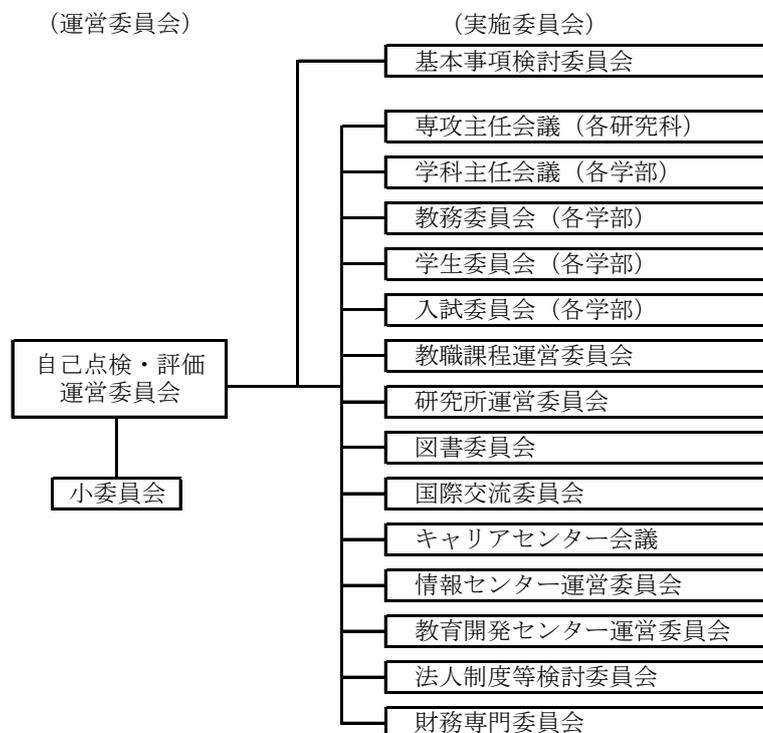
(自己点検・評価に対する学外者による検証)

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

[現状の説明]

(1) 自己点検・評価の組織

本学の自己点検・評価の組織図は、次のようになっている。



運営委員会は、学長（委員長）、副学長、研究科長、学部長、図書館長、研究所長、センター長、学務局長、事務局長、各学部教授会及び研究科委員会選出の委員各1人で

構成している。運営委員会の中に小委員会を置き、運営委員会の実質的な事項の処理はこの小委員会が担っている。小委員会は、副学長が委員長となり、学務局長、事務局長、及び教授会、研究科委員会選出の委員で構成している。

運営委員会は、平成 16 年度は 2 回、小委員会は 11 回開催した。

実施委員会は、基本事項検討委員会と実施専門委員会からなっている。

基本事項検討委員会は、学長（委員長）、副学長、研究科長、学部長、学務局長、事務局長で構成しており、大学の理念・目的、教育研究上の組織、大学の管理運営について点検・評価を担当する。

実施専門委員会は、本学に置かれている各種委員会等がこれに当たっているほか、別に法人制度等検討委員会、財務専門委員会を設置している。

(2) 実施の状況

本学では、平成 7 年度にはじめて全学的な自己点検・評価を実施した。その結果を『二松学舎大学の現状と課題』にまとめて公表した。平成 8 年度には大学基準協会に維持会員として加盟申請することとなり、上記『現状と課題』をもとに大学基準協会提出用の『点検・評価報告書』をまとめ、申請した。その結果、平成 9 年 4 月 1 日に加盟登録された。

平成 9 年度の自己点検・評価運営委員会で、本学の自己点検・評価実施の大綱を決定した。その内容は、次のとおりである。

①全学をあげた総合的な自己点検・評価は 3 年毎に行い、その結果を『現状と課題』にまとめて公表する。

②それ以外の年度（総合的な点検・評価を行わない谷間の 2 年間）は、重点項目について点検・評価し、この間は、各種データを主とした『年報』を発行する。

以上の大綱に基づき行われた自己点検・評価実施の報告書は、次のとおりである。

『二松学舎大学の現状と課題 平成 8 年 3 月』（教育研究活動報告書附載）

『二松学舎大学年報 平成 8・9 年度』

『二松学舎大学の現状と課題 平成 8～10 年度』（教育研究活動報告書附載）

『二松学舎大学年報 平成 11 年度』

『二松学舎大学年報 平成 12 年度』

『二松学舎大学の現状と課題 第 3 輯』 別冊『教育研究活動報告書』

『二松学舎大学年報 平成 14 年度』

『二松学舎大学年報 平成 15 年度』

『二松学舎大学年報 平成 16 年度』

この間、平成 12 年度に「学生による授業評価アンケート」を、平成 13 年度には学部、大学院の在学学生、卒業年次生対象に「大学の諸制度等に関するアンケート」（いわゆる満足度調査）を実施した。（「学生による授業評価アンケート」は平成 15 年度から毎年実施することとなった。）その結果は、前記『年報』に掲載し、公表した。

自己点検・評価報告書『現状と課題』『年報』は、学校法人二松学舎役員・評議員、

大学内全教職員の他、文部科学省、各国公私立大学、大学父母会役員、同窓会役員・同都道府県支部長等に送付している。

(3) 自己点検・評価項目

本学の自己点検・評価項目の大項目は、次の 17 項目からなっている。

- ①教育理念・目標
- ②教育研究上の組織
- ③学生の受け入れ
- ④教育課程
- ⑤教員組織及び教育研究活動
- ⑥校地・施設・設備
- ⑦図書館
- ⑧学生生活
- ⑨大学院
- ⑩情報化
- ⑪国際交流
- ⑫生涯教育
- ⑬研究所
- ⑭管理運営
- ⑮事務組織
- ⑯財政
- ⑰自己点検・評価体制

さらに、大項目に基づく小項目は、別に「二松学舎大学自己点検・評価項目」として規定されており、各実施委員会は、これによって点検・評価を行うことになっている。

(4) 規程整備

「二松学舎大学の自己点検・評価に関する規程」は、平成 8 年 7 月に制定され、その後、数度にわたり改正している。

(5) 改善・改革のシステム

「自己点検・評価に関する規程」第 4 条に、「理事長、学長及び関係部門の責任者は、自己点検・評価の結果に基づき、必要な改善と長期計画への反映に努めなければならない。」と規定されている。自己点検・評価報告書である『現状と課題』や『年報』が全教職員に配布されており、大学改革の際の参考資料とはなっているが、改善・改革のための組織的な取り組みはなされていない。

(6) 学外者による検証

学外者による検証システムは確立されていない。

[点検・評価] [長所と問題点]

(1) 自己点検・評価の組織等について

平成 7 年度にはじめて自己点検・評価を実施して 10 年が経過する。この間、本学における自己点検・評価は、平成 8 年度に制定した規程によって行われており、大きくは変わっていない。3 年毎の『現状と課題』の発行、『年報』の発行、教員の研究業績等を載せた『教育研究活動報告書』の発行など、定期的に結果を公表できていることは評価できるが、実施組織等については、再考する時期に来ている。本学では、点検・評価は、学内の各種委員会を活用した方法をとっており、その点検・評価報告書（『現状と課題』『年報』がこれに当たる。）は、各実施専門委員会から学長に提出された報告書をもとに、点検・評価実施委員会の小委員会が編集してこれをまとめ、冊子にして公表している。しかし、専門委員会の報告書に不備が多く、小委員会の編集作業に相当時間を要しているのが現状である。

さらに、実施委員会が大学の組織として位置づけられているが、法人部門の財務専門委員会、法人制度等検討委員会も含んでおり、法人・大学をあわせた組織とすること、各種委員会を活用したものから、点検・評価専門の委員会に組織替えすることなどの方策が必要である。

「二松学舎大学自己点検評価に関する規程」については、制定後何度か改正してきているが、例えば評価基準や評価結果の公表方法、外部評価の実施、方法等が規定されていない。整備していく必要がある。

(2) 改善・改革のシステム、学外者による検証

改善・改革のための組織的な取り組みがなされていないのは問題である。点検・評価報告書である『現状と課題』『年報』を学内教職員に配布するだけでなく、その内容について役職者等を対象とした報告会を開催するなどの工夫が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

自己点検・評価の組織の抜本的な見直しを行う。さらに改善・改革を行うためのシステムを構築するとともに、学外者による検証システムの確立を目指す。

例えば、次のようなことが考えられる。

現在、本学の自己点検・評価報告書（『現状と課題』『年報』）の編集作業を担当している運営委員会の小委員会は、副学長、学務局長、事務局長、各学部および研究科選出の教員各1人の計7人で構成しているが、この小委員会に相当するような委員会が点検・評価実施委員会として全学の自己点検・評価を担当するようにする。点検・評価の大項目17項目のうち、毎年3～4項目を扱い、4～5年で全項目を点検・評価するシステムにする。

(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)

A群 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

[現状の説明]

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応は、次のとおりである。

○文部科学省

平成8年11月7日に国際政治経済学部を対象とした「法学・政治学及び経済学・商学視学委員による実地視察」が行われ、その結果が、平成9年3月28日付でもたらされた。

視学委員の所見（指摘事項）は、次のとおりである。

①大学の理念について

国際政治経済学部としてのアイデンティティを明確にし、学生に対する教育指導もそれに相応しい内容として充実されたい。

②校舎・設備等について

所蔵冊数が少なく、その構成を見ても十分に揃っていないようなので、図書を充実されたい。

③教育指導等について

履修ガイダンスを充実し、カリキュラム改革の理念・目的を学生に理解させる工夫をされたい。

④教員組織について

国際関係の担当者、特に国際金融論の専任教員の配置について考慮されたい。

教員の海外研修の機会をもっと増やす方向で努力されたい。(将来のことを考慮し比較的若い教員が主体となっていくことを考えると積極的に研修の機会を与えたほうがよいと考えられる。)

中堅、若手教員の育成、充実に努められたい。

<対応>

①大学の理念について

国際政治経済学部は、現今の多様に変化する社会のニーズに応え、国際的、学際的視野に立って国際政治経済を学問的に考究し、かつ国際政治経済に関する実践的知識の習得により、国際社会に貢献する人材の育成を目指している。

この学部創設の理念を浸透させていくための措置としては、『入学案内』で周知するとともに、学生に配布する各種資料(『履修要項』)に記載し、入学時のオリエンテーションで学部長訓示等でも徹底し、さらに1年次に開設した「基礎ゼミ」でも強調している。

②校舎・設備等について

実地視察の行なわれた翌平成9年度には、国際政治経済学部関係専門図書購入費として、23,200千円(経常予算)に加え、別途10,000千円を特別計上し、平成10年度には、同様に19,220千円(経常予算)に加え、11,300千円を特別計上した。

さらに、平成12年度には、21,920千円(経常予算)に加え、国際政治経済学研究科開設のため、ロシアを含む東アジア地域に関する基本図書費18,300千円を特別計上した。

この結果、国際政治経済学部関係専門図書の所蔵冊数は、実地視察が行なわれた平成8年度末には、約22,000冊であったが、平成9年度に約2,900冊、平成10年度に約2,300冊増加し、大学院国際政治経済学研究科開設年度の前年度末(平成12年度末)には、所蔵数は32,426冊となり、平成15年度末には、38,244冊となっている。

③教育指導等について

履修ガイダンスの充実を図るため、従来、履修要項に基づく説明を教学事務職員が中心となっていたが、学部長をはじめ学科主任、教務委員長も参加して行っている。さらに、1年次に必修の基礎ゼミを開講し、履修指導等をふくめた初年時教育指導に力を注いでいる。

④教員組織について

国際金融論の科目は、平成8年4月1日に就任した助教授が平成9年度か

ら担当することになった（平成 8 年 4 月就任の助教授は、平成 8 年度は、前任者の持ちコマの関係から「金融論」を担当していた）。

平成 10 年度に教員の研修制度（6 ヶ月）がスタートし、平成 11 年度から、海外・国内特別研究員（長期は 1 年、短期は 6 ヶ月）制度が実施されている。

○文部科学省 平成 9 年 3 月 31 日付

「国際政治経済学科の改善充実について」（上記視学委員の現地視察の結果を踏まえた指摘事項）

大学設置基準に照らして、国際政治経済学科の専任教員が 1 名不足しているので早急に充足すること。

<対応>

平成 3 年 4 月に創設された本学部は、平成 6 年度で学部が完成した。平成 6 年度末（平成 7 年 3 月）からは学部創設時のファンディングスタッフが順次定年退職を迎えることとなり、その補充に当たっては、大学全体の教員組織の見直し（旧一般教育担当教員の所属の見直し等）を経て、国際政治経済学部の大学院設置計画も視野に入れながら、補充人事を行ってきたが、学部創設時のスタッフのなかから他大学へ転出する者もあり、文部科学省から指摘の専任教員 1 人欠員については、平成 11 年度に充足（文部科学省への改善報告は、平成 11 年 12 月 25 日付）した。

○大学基準協会

維持会員加盟登録時の「勧告」「助言」（平成 9 年 3 月 17 日付）

I 勧告

1. 施設・設備等について

千代田校舎について、講義室・演習室の充実に努められたい。

2. 管理運営について

学長選出過程において教学側の意向が反映されるよう配慮されたい。

II 助言

1. 研究活動について

研究活動の一層の活性化を図るために、在外研究制度などの設置が望まれる。

2. 教員組織について

専任教員の年齢構成に高齢化の傾向が見られるので、その是正が望まれる。

3. 財政について

大学の総支出額に占める教育研究経費支出額の比率が低いので、充実することが望まれる。

III 参考意見（付記）

- 1 新カリキュラムの導入・大学院の充実に向けて教員組織の見直しが図られているが、旧一般教育担当教員をどのように学部に係わらせるのか等、教育課程編成のた

めの連絡調整システムを構築することが望まれる。

<対応>

平成12年7月に『改善報告書』を提出した。その結果が、平成13年3月16日付でもたらされた（「貴大学の『改善報告書』の検討結果について」）。その内容は、資料⑧のとおりである。その中で、今後の改善経過について再度報告を求められた事項は、「専任教員の年齢構成に高齢化の傾向が見られるので、その是正が望まれる。」であった。再報告を求められた事項を含むその後の状況は、次のとおりである。

I 勧告

1. 施設・設備について

『改善報告書』では、千代田校舎の全面改築計画があること。計画では、講義室・演習室が、在籍学生1人当たりの面積1.6㎡が2.2㎡に改善される予定であることを記載した。

平成16年3月に千代田校舎（九段校舎に改称）は、竣工した。九段校舎の竣工にあわせ、従来文学部3・4年次のみでの授業を行っていたが、国際政治経済学部の3・4年次の授業も行うこととなった結果、在籍学生1人当たりの面積は、1.8㎡となっている。

2. 管理運営について

平成10年11月24日に「二松学舎大学学長選考規程」を制定した。

従来の規程が、推薦委員会方式であったのを改善し、立候補制（推薦人5人必要）、有権者（大学の専任教員および課長職以上の事務職員）による投票制度になった。現行規程で2回の学長選挙を実施した。

II 助言

1. 研究活動について

平成9年7月に「二松学舎大学教員研修内規」を制定し、6ヵ月研修を実施した。平成10年6月23日に上記内規をさらに充実させた「二松学舎大学特別研究員規程」を制定し、海外・国内特別研究員制度（いずれも長期1年、短期6ヵ月）を実施に移した。さらに、同規程で海外出張の制度（日本政府・外国政府・内外公私の団体等からの給費により外国で研究調査ができる制度）も整備した。特別研究員制度の実施状況は、次のとおりである。

年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
海外特別研究員	1人	1人	0	0	1人	0	1人
国内特別研究員	1人	1人	1人	1人	2人	0	2人

（注）いずれも長期（1年）研究。他に、平成11年度に海外出張の制度を利用して長期研究を実施した教員が1人いる。

2、教員組織について

維持会員加盟登録申請時の平成8年5月1日現在、『改善報告書』作成時の平成12年5月現在、及び平成17年5月1日現在の学部専任教員の年齢構成は、次のとおりである。

<文学部>

(括弧内は、%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
平成8年度	1人 (2.1)	6人 (12.5)	10人 (20.9)	15人 (31.3)	16人 (33.3)		48人 (100)
平成12年度	0 (0)	2人 (4.4)	8人 (17.8)	18人 (40.0)	16人 (35.6)	1人 (2.2)	45人 (100)
平成17年度	0 (0)	2人 (5.4)	9人 (24.3)	12人 (32.4)	14人 (37.8)	0 (0)	37人 (100)

(注) 1. 平成18年度には、助手2人(20歳代、30歳代各1人)を含む。専任助手制度は平成12年度から廃止。

2. 平成12年度の70歳代は学長。

<国際政治経済学部>

(括弧内は、%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
平成8年度	0 (0)	8人 (20.5)	14人 (35.9)	8人 (20.5)	9人 (15.4)	3人 (7.7)	39人 (100)
平成12年度	0 (0)	2人 (5.6)	12人 (33.3)	12人 (33.3)	10人 (27.8)	0 (0)	36人 (100)
平成17年度	0 (0)	1人 (2.9)	7人 (20.6)	15人 (44.1)	11人 (32.4)	0 (0)	34人 (100)

(注) 1.平成8年度の70歳代3人は、学部新設のファンディングスタッフである。

3、財政について

大学の総支出額に占める教育研究経費の比率は、次のとおりである。

(1) 加盟・登録申請時(平成8年度)の状況

平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平均
23.6%	22.4%	22.7%	22.3%	22.2%	22.6%

(2) 「改善報告書」提出時(平成12年度)の状況

平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平均
23.5%	25.5%	24.1%	27.0%	28.8%	25.8%

(3) 平成16年度までの状況

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平均
28.3%	28.5%	31.9%	33.0%	30.4%

III 参考意見(付記)

旧一般教育担当教員と学部との係わりについては、平成9年度に教員組織の見直しを行い、平成10年度から旧一般教育担当教員を各学科(国文学科、中国文学科、国際政治経済学科)に振り分けて所属させた。したがって教育課程編成にあたっては、旧一般教育担当教員も学部学科の一員として関与することになり、連絡調整が図られている。

[点検・評価][長所と問題点]

<文部科学省>

①国際政治経済学部の理念等に関することは、1年次に必修として基礎ゼミを開講し、この基礎ゼミのなかでの指導や履修ガイダンスの充実など工夫を凝らしているが、さらに充実を図る必要がある。学部をあげたイベントの企画などによる盛り上がりの中で自然に二松学舎大学国際政治経済学部としての自校意識・自校愛が高められるような教育活動の展開も必要である。

②国際政治経済学部関係の専門図書の実地視察時に比べや約16,000冊増加しているが、未だ十分とはいえない。さらに、平成16年度からは、国際政治経済学部3・4年次生の授業が九段校舎で開講されており、これに伴って本学柏図書館から国際政治経済学部関係の専門図書約2,000冊を九段図書館に移管した。柏図書館の蔵書は、実地視察以降、専門図書のより一層の充実を目指してきたが、今後は、九段校舎図書館においても国際政治経済学部関係の専門図書を充実していかなければならない。

③教員組織については、国際金融論の科目は、平成9年度から専任教員が担当している。特別研究員制度が確立し、海外及び国内での長期研修が出来るようになったことは、評価できる。

国際政治経済学部の専任教員1人の不足は、平成11年度に国際政治経済学研究科の設置計画を視野にいたした教員人事計画により解消している。

<大学基準協会>

「勸告」の千代田校舎の施設設備(講義室・演習室)の充実については、新校舎が竣工したが、国際政治経済学部3・4年次生の授業も新校舎で行うこととなり、当初計画のとおりにはなっていないが、教室(講義室・演習室)の利用状況からみて特に問題はでていな

い。

管理運営の面では、学長選考規程が整備され、教学側の意向が直接反映されるようになったことは評価できる。

「助言」の在外研究制度については、特別研究員制度ができたことは、評価できる。教員組織では、専任教員の年齢構成が依然として高齢化の傾向を示しており、改善されていないことは問題である。

財政については、情報教育関連の整備充実、さらに平成 14・15 年度に亘った九段校舎の新築に伴う教育研究関連経費の伸びにより教育研究経費の割合が高くなっている。

「参考意見」の旧一般教育担当教員と学部との係わりについては、平成 9 年度の教員組織の見直しに伴い、旧一般教育担当教員が各学科（国文学科、中国文学科、国際政治経済学科）に所属することとなり、学部学科の一員として教育課程編成等に関与し、また、連絡調整も図られている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

<文部科学省>

国際政治経済学部に係わる理念、教育指導等については、なお一層の工夫をしていく。

国際政治経済学部に関する図書の実のため、予算の範囲内で計画的な集書を行う。

<大学基準協会>

九段校舎の講義室・演習室については、時間割編成等に工夫を凝らし、有効利用に努める。

専任教員の年齢構成のバランスを図るため、平成 18 年度に向けた新規採用人事では次の点を確認して進めている。

①学院文学研究科の専任教員は、学部からの移籍を最優先する。そのうえで学部が若手教員を採用する。

②学部は、原則として専任講師または助教授などの若手教員を採用する。

その結果、文学部は、本学就任時の年齢を 40 歳以下、国際政治経済学部は 40 歳未満として文学部が 3 人、国際政治経済学部が 2 人の教員を公募している。

15 情報公開・説明責任

目標

- (1) 学校法人二松学舎財務情報公開規程に基づき、財政状況を公開するとともに、学内広報誌等での公表に当たっては、財務諸表の理解に資するため解説をのせる。
- (2) 自己点検・評価及び外部評価の結果については、ホームページ上で公開する。

(財政公開)

A群 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

[現状の説明]

本学は、学校法人の公共性に鑑み、社会的責務として、各種情報を積極的に開示していくこととしている。これまで、財務状況については、当該年度の予算の概要（消費収支予算書、資金収支予算書）、及び前年度決算の概要（消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財務比率）を、学内広報紙『二松学舎報』に掲載し教職員に公表してきた。平成16年度からは『父母会報』にも掲載し、学生の父母にも公表している。

私立学校法第47条第2項の趣旨をふまえ、平成17年5月24日付で「学校法人二松学舎財務情報公開規程」および「同運用細則」を制定・施行した。

『規程』には、公開する財務情報として、財産目録、貸借対照表、収支計算書（消費収支計算書・資金収支計算書）、事業報告書、監事の監査報告書を挙げている。公開方法は、本学と利害関係にある人の閲覧に供することで公開する。閲覧することができる利害関係者は、学生・生徒及びその保証人または保護者、本学教職員、本学卒業生、債権者となっている。さらに必要に応じ財務情報の抜粋・要約を、公式ホームページ等を介して公開すると規定している。

[点検・評価] [長所と問題点]

財務状況の概要は、当該年度予算、前年度決算の概要を公表しているが、新たに制定した「規程」でも、公開（閲覧）は、請求があった者に対し行うと規定されており、現在公表している概要（抜粋・要約）の内容が適切であるか点検し、場合によっては充実を図る必要がある。

公開する財務諸表は、分かりやすい書類とは言えず、解説等を付する必要がある。現在のところ規程整備が行われ、情報公開の形式を整えたという段階である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学内教職員、学生の父母、卒業生等に公表する財務状況資料の充実を図る。

情報を公開し、説明責任を果たすには、閲覧者の理解を助けるために財務諸表の解説を付する。

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

B群 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

[現状の説明]

- (1) 自己点検・評価結果は、『二松学舎大学の現状と課題』『二松学舎大学年報』にまとめて刊行している。前記『現状と課題』『年報』は、学校法人二松学舎役員・評議員、大学の全教職員、父母会役員、同窓会役員・同都道府県支部長等に配布、さらに文部科学省、各国公私立大学等に送付するなどして公表している。また他からの請求がある場合は贈呈している。
- (2) 平成8年度の大学基準協会維持会員加盟判定結果の公表状況は、次のとおりである。
- ①『点検・評価報告書』・・・学内役職者に配布。(報告書の基となった『二松学舎大学の現状と課題』を平成8年8月に発行していたので、『点検・評価報告書』は印刷発行していない。
 - ②判定結果(勧告・助言)・・・学内広報誌『二松学舎報』(平成9年4月10日号)に掲載。
 - ③『改善報告書』(平成12年7月)・・・『二松学舎大学年報 平成11年度』(平成12年9月発行)に掲載。
 - ④『改善報告書』の検討結果について(平成13年3月16日)
『二松学舎報』(平成13年5月10日号)、『二松学舎大学年報 平成12年度』に掲載。

[点検・評価][長所と問題点]

- (1) 自己点検・評価結果は、『現状と課題』『年報』に掲載し公表しており特に問題はない。今後は、概要をホームページに掲載するとともに、前記『年報』等が閲覧可能であること、必要な場合は贈呈することを積極的に広報していくべきであろう。
- (2) 平成8年度の大学基準協会加盟判定のための『点検・評価報告書』を印刷のうえ刊行・公表すべきであった。

[将来の改善・改革に向けた方策]

自己点検・評価の結果については、ホームページを利用した公表も工夫する。
大学基準協会相互評価の結果は公表する。

Ⅱ 大学院における主要点検・評価項目

1 大学院研究科の使命および目的・教育目標

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B群 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

◎ 文学研究科

[現状の説明]

大学院文学研究科の理念は、学是学統である東洋学を中心とする斯学の研究を振興し、蘊奥を究め、その継承者としての新進気鋭な学徒を養成するところにある。

したがって、学部教育を踏まえて専門的な学術理論を構築し、研究者として自立する高度な能力を養成する。また、高度の専門性を要する教員の養成を本研究科の目的とする。

それに基づいて、本研究科は、学部の教育の基礎の上に、国文学や中国学の分野において、高度にして専門的な学術理論及び応用を教授研究し、質の高い研究者の養成とともに、進化した時代と社会の要請に応えうる専修免許状を有する中学・高等学校教員を養成することや現職教員の再教育に当たることを目標とする。

さらに東アジアに力点を置きながらもグローバルに学術研究を展開する国際政治経済学部・研究科、東アジア学術総合研究所とも連携して伝統的な東洋学の精神と広範な国際的学識を有する学徒を養成するとともに、時代の要請に応じて、留学生、社会人の定員枠を設け、授業も昼夜開講している。

[点検・評価] [長所と問題点]

- (1) 国文学及び中国学研究において、研究後継者の育成及び高度な専門性を備えた教員養成を行なってきたことは評価できる。
- (2) 研究者の育成と学界に貢献できる人材の養成という本研究科の目的に沿って、平成3年度以降、継続して課程修了者（博士学位取得者）を出していることは高く評価してよい。
- (3) 大学院案内の発行及びホームページなどにより、文学研究科の理念・目的・教育目標の周知を図っているが、その効果を十分に上げているとはいえない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 文学研究科の理念・目的・教育目標を具体化し、学内外の異分野の研究者や東アジア学術総合研究所、国際政治経済学研究科などとも連携して、学際的な視点で専門研究を展開していく。
- (2) 文学研究科の理念・目的などを社会に対して周知するため、シンポジウムや講演会、研究会等を積極的に開催する。

- (3) 高度な専門性を備えた教員養成のため、カリキュラムの整備、充実を図る。
- (4) 社会人や現職教員に配慮し、夜間・土曜開講や長期休業期間での集中講義を増やし、社会人や現職教員に対して文学研究の場を提供する。

◎国際政治経済学研究科

[現状の説明]

国際政治経済学研究科は、平成 13 (2001) 年 4 月、国際政治経済学部創設 10 周年を機に、学部を基礎を置く修士課程国際政治経済学専攻の大学院として柏校舎に開設された。

二松学舎大学では、大学院の理念について、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することにある(「大学院学則」第 1 条 (目的))、と規定している。

この理念を踏まえて、本研究科の教育目的は、アジア太平洋諸地域における政治・経済・社会全般に通暁し、国際的視野と実践的対応能力を身に付けた高度な専門的職業人の養成と再教育にある。

本研究科は、国際政治経済学部創設の理念を発展的に継承しつつ、政治学、経済学という既成の枠にとらわれず、それらを横断する学際的な学問としての国際政治経済学の実践的な教育研究を目指し、またアジア太平洋諸地域、とりわけ東アジア諸地域の国際政治経済問題に関する高度な実践的教育研究を行っている。本研究科の専攻を国際政治学専攻と国際経済学専攻の 2 専攻に分けることなく、国際政治経済学専攻の 1 専攻としているのは、この理由による。

その後、平成 16 年 4 月、九段校舎の竣工を機に、本研究科の教育目的をより積極的に具現化するため、主として職業能力の高度化を目指す在職社会人を対象とし、「東アジア経済・ビジネスプログラム」を九段校舎で夜間開講することにした。

[点検・評価][長所と問題点]

本研究科の理念・目的は、学校教育法第 65 条及び大学院設置基準第 3 条の趣旨に基づいたものとなっており適切である。また、本研究科が、アジア太平洋地域、とりわけ東アジア諸地域を教育研究の主対象とし、この地域の政治経済さらには文化や思想等にも深い理解を有する国際的専門家の養成を目指すことは、本学の理念・目的を発揚する上で有効であり、評価できる。

平成 7 年度に第 1 回の学部卒業生を社会に送り出して以来、高度な専門教育を希望して他大学大学院に進学した卒業生も少なくない。本研究科は、このような学部学生の積極的な学修意欲に応えて、学部創設 10 周年を機に、学部を基礎にして本研究科を開設したことは、学部の理念・目的を一層発揚する上で、評価できる。

大学院の使命は、社会に対して高度な実践的専門教育の機会を提供し、その教育研究成果を社会へ還元することである。本研究科は社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れており、その使命を果たしているものと評価してよい。また、本研究科に東アジア経済・ビジネス

プログラムを新たに開講するなどして教育研究体制の充実を図っていることは評価できる。

本研究科は設置されて5年目になり、課程修了者を27人輩出している。課程修了者の進路先としては、他大学大学院の博士課程への進学、民間企業への就職、外国人留学生については日本の民間企業への就職、本国での就職などであるが、人材養成の目的の達成状況を評価するには、今しばらく時間が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

本研究科は、充実した教育研究体制を活用し、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的として博士課程の設置を目指す。

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

目標

- (1) 研究科の理念・目的に基づく教育課程の編成をす。
- (2) 指導教員による個別的なきめの細かい研究指導を行う。
- (3) 学位授与・課程修了の認定は、厳正な審査に基づき行う。

◎文学研究科

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

B群・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

A群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

- ・博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性
- ・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

C群 創造的な教育プロジェクトの推進状況

[現状の説明]

文学研究科は、国文学専攻、中国学専攻とも、その教育課程は、それぞれの専攻分野において、現在の研究の水準、学術研究の動向に対応している。また、研究者として自立して研究活動ができるよう、さらに高度な専門的知識に立つ職業に従事するに必要な学識を備えられるようにするための教育課程を編成している。

博士前期課程国文学専攻の授業科目は、講義科目、演習科目で構成されている。講義科目は、上代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近代文学の各時代別の特殊講義、及び国語学、古文書学、日本漢文学、日中比較文化、日本芸術史、日本思想史、日本学、東洋文化、

比較文学の各特殊講義からなる。また演習科目には、上代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近代文学、国語学の各科目を置いている。平成 17 年度の開講科目数は、講義科目 17 科目、演習科目 6 科目である。

中国学専攻は、中国学講座、日本漢学講座、総合文化学講座の 3 つの講座からなり、それぞれに講義科目、演習科目を開講している。中国学講座には、中国文学、中国思想、中国語学の各分野に特殊講義と演習を、また日本漢学講座には、日本漢学、日本文化学の特特殊講義と演習科目を置いている。総合文化学講座には、中国文化学、日中比較文化学、東アジア漢字文化圏比較の特特殊講義及び演習を置いている。平成 17 年度の開講科目数は、講義科目 15 科目、演習科目 11 科目である。

中国学専攻の 3 講座制は、平成 16 年度に採択された COE プログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」に連携するものである。

文学研究科の授業科目は、文学部が国文学科、中国文学科のもとに、国文学専攻、中国文学専攻、比較文学文化専攻の 3 専攻制を採ってきたことを受け、これに継続する授業科目を開講するなど、学部と密接な連携を図っている。

博士後期課程の授業科目は、国文学専攻、中国学専攻とも、前期課程の開講科目（特殊講義、演習）に連動する特殊研究科目及び演習科目を配置している。授業は、前期課程と共通で行っている。平成 17 年度は、国文学専攻が 20 科目、中国学専攻が 26 科目開講している。

次に、課程の修了要件は、博士前期課程では、国文学・中国学専攻とも、講義科目 20 単位以上、演習科目 12 単位以上、合計 32 単位以上の取得が必要である。講義科目には、他専攻の講義科目の単位を 8 単位まで含めることができる。

博士後期課程では、両専攻とも、授業科目の単位を 12 単位以上取得しなければならない。

なお、博士前期・後期課程の入学から学位授与までの教育システムをまとめると、次のようになる。

前期課程

1 年次 4 月・研究指導教員の決定（研究科委員会）

- ・履修登録（指導教員の指導を受けて履修計画を立てる。）
- ・研究テーマの決定
- ・授業科目の履修（特殊講義科目 20 単位以上、演習科目 12 単位以上を 2 年間にわたり履修する。）及び研究指導を受ける。

7 月・前期定期試験

1 月・後期定期試験

2 年次 4 月・研究指導教員の確認（研究科委員会）

- ・履修登録

5 月・修士論文題目届提出

7 月・前期定期試験

10 月・後期課程進学者の入学試験（秋季試験）

- 1月・研究成果公表（口頭発表を含む）報告書提出
 - ・修士論文提出
 - ・後期定期試験
- 2月・修士論文審査・口頭試問（最終試験）
 - ・後期課程進学者の入学試験（春季試験）
- 3月・課程修了判定・修士学位授与

後期課程については、1年次に研究指導教員を研究科委員会で決定し、指導教員の指導を受けて履修計画、および研究テーマを確定する。授業科目の履修及び研究指導中心の教育研究が3年間にわたり行われる。博士学位論文の受付、論文審査日程等については、「学位授与」の項に記載する。

[点検・評価] [長所と問題点]

文学研究科の教育課程の開講科目は、両専攻とも各時代、各分野を網羅した充実したものとなっている。これは本学の建学の理念、研究科の教育目的に適ったもので、「大学院設置基準」第3条第1項の修士課程の目的、同第4条第1項の博士課程の目的に合致している。本学は、旧制の専門学校創設以来、国語教員養成に力を注いでおり、卒業生に教職就職者が多い。現職教員の上級免許状取得への配慮もあって昼夜開講を実施してきている。「大学院設置基準」第3条第1項の修士課程の目的の1つである「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」をより積極的に推進するために国語教育に関する実践的な科目の開講などを検討する必要がある。

なお、開講科目のうち、国文学専攻の演習科目に受講者が20人前後の多人数のものがある。これは前期課程・後期課程の授業科目を、同時開講（共通科目）しているためであり、また、指導教員2人制をとっているためと思われる。こうした演習科目については、前期・後期課程、または昼・夜、それぞれに個別に開講するなどの工夫が必要である。

さらに、文学部の教育課程が、平成16年度に再改定され、3専攻（国文学専攻、中国文学専攻、比較文学・文化専攻）から10専攻（国文学専攻、映像・演劇・メディア専攻、日本語・日本文化専攻、中国文学専攻、日本漢学専攻、中国語専攻、韓国語専攻、書道専攻、比較文学・文化専攻、東アジアの文化と社会専攻）になっており、年次進行で平成19年度には完成するので、研究科としてどのように連携させていくかが課題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 平成18年度から、博士前期課程に国語教育実践に関する次の科目を開講し、併せて「大学院設置基準」第3条第3項に基づく標準修業年限1年で課程修了ができる制度を導入する。この制度は、教育界に進出している本学の卒業生現職教員をも対象とし、専修免許状の取得の方途を開き、キャリアアップを図るものである。

国語教育学、中国語教育学、書道教育学、日本語と国語教育、古典文学と国語教育、近代文学と国語教育、漢文学（文学）と国語教育、漢文学（思想）と国語教育

- (2) 文学部の教育課程改定にあわせ、学部と連携するカリキュラムの展開を目指して検討を行う。
- (3) 博士前期課程と後期課程の授業を同時間開講（共通開講）していることによって生じている演習科目の多人数受講の改善を図るための方策を検討する。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

A群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

〔現状の説明〕

社会人の履修の便を図るため両専攻とも「大学院設置基準」第14条の教育方法の特例に基づく昼夜開講を実施している。時間割は、平日は、10:40~21:10までの間に授業科目を配当し、土曜日は、10:00~16:10までの間に開講することとしている。他に夏期・冬期に集中講義を開講する。

平成17年度の時間割では、国文学専攻で昼間(2、3、4、5時限配当)開講科目が16科目、夜間(6、7時限配当)開講科目が7科目であり、中国学専攻では昼間開講科目15科目、夜間開講科目11科目、集中講義が1科目である。

外国人留学生についての教育課程上の特別な措置はないが、研究指導等で担当教員のきめ細かい指導がなされており、博士学位取得者が継続してでている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

研究科所属の専任教員は、昼間と夜間にそれぞれ授業科目を担当している。学部所属の専任教員は昼間と夜間を隔年で担当しているため、授業科目は、昼間と夜間それぞれ隔年開講となり、勤務を持つ社会人等で受講に制限のある学生にとっては、同一科目については隔年毎にしか履修の機会が得られない。満遍なく履修すれば課程修了に必要な単位数は修得できるものの、受講生にとって選択の幅が狭められているのが現状である。特に主たる指導教授の演習科目が在学中を通して十分に履修出来ないことがあるのは問題である。

また、夜間開講科目数が少ないこと、土曜日の開講が平成17年度は設定されていないことなど、勤務を持つ社会人等に配慮した時間割となっていないことは問題である。

外国人留学生については、特に論文作成上の日本語指導について、例えば助手（非常勤）がそれを担当するなど、研究科として組織的な取り組みが必要である。さらに、外国語による論文作成についての検討が望まれる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

時間割の編成にあたっては、特定曜日・時間への授業の集中を避け、昼間と夜間の開講科目数のバランスを図り、勤務を持つ社会人学生等に配慮した時間割を編成する。また、講義科目を主として担当している非常勤講師には、夜間や土曜日出講への打診、依頼をする。

社会人や留学生の中には学部段階で国文学、中国学の基礎的な学習を経していない者もいる。文学部と連携して学部の授業科目を履修できるよう制度を整備する必要がある。

(研究指導等)

- A群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
 - ・学生に対する履修指導の適切性
- B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度
- C群 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

[現状の説明]

新入生の履修ガイダンス（オリエンテーション）は、毎年入学式後に実施している。専攻主任による開講科目や担当教員の専攻分野、あるいは『履修要項[附 授業計画(シラバス)]』に基づく課程修了までの諸手続き等についての説明など、教学課事務職員も参加して行っている。ガイダンス終了後、授業担当専任教員と新入生との懇親会を開催し、教員との交流を図っている。受講する科目の履修指導については、研究指導教員の指導を受けることを義務付けている。

本研究科の教育は、授業科目の履修と学位論文作成のための研究指導から成る。

研究指導は、2人の指導教員制をとっている。

博士後期課程の指導教員は、2人とも本研究科の後期課程の研究指導を担当している教員のうちから選任することになっている。博士前期課程については、原則として本研究科の後期課程の研究指導担当教員としているが、1人については、前期課程の研究指導担当教員とすることができる。研究指導教員は、前期・後期課程とも専任教員を充てているが、学生の専攻分野、研究課題によっては、非常勤講師に依頼することがある。

研究指導教員は、学生の申告をもとに研究科委員会の議を経て確定している。

本研究科では、研究指導を重視し、専任教員についてはあらかじめ時間割の中に研究指導の時間を明示しているほか、学生の希望に合わせた時間にも指導する態勢を整えている。

なお、「大学院学則」第12条で研究指導委託を「本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所と予め協議の上、その大学院等における研究指導を受けさせることができる。」と規定しているが、これまで実績はない。

[点検・評価] [長所と問題点]

履修ガイダンスの一環として、入学当初に教員との交流会（懇親会）を設けるなど工夫しているのは、履修指導のうえで有効である。なお、履修にかかわる諸手続きが『履修要項』に記載されているが、「履修規程」として整備する必要がある。

研究指導教員2人制については、現在のところ大きな問題は出ていない。時間割に配当した研究指導の時間の運営については、個別の指導に当てたり、集団討議に当てたり、授業形態で実施したり、その対応は教員に任されている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

履修規程を整備する。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

C群・修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

- ・大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

[現状の説明]

教育・研究指導の効果を測定のための特別な方法は、採っていない。

平成11年度から平成15年度までの前期課程入学者に対する課程修了者の割合は、国文学専攻が91.3%、中国学専攻は96.4%である。

[点検・評価] [長所と問題点]

国文学、中国学とも分野によって履修している学生の数、実情に差異があり、必ずしも一律にいかないが、研究科として教育効果の測定のために、履修者に対する学位取得者の数、学内外の学会・紀要等の口頭・論文による発表回数、発表者数等の統計的な分析、把握が必要である。少なくとも課程修了者の進路調査等を行うことによって、その教育効果を追跡する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教育効果の測定のため、履修者に対する学位取得状況、大学院生の研究活動の状況等の統計的な分析を行う。

(教育・研究指導の改善)

A群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

- ・シラバスの適切性

B群 学生による授業評価の導入状況

C群・学生満足度調査の導入状況

- ・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- ・高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況

[現状の説明]

教育内容等の改善を図るための取り組みとして、シラバス（授業計画）の作成、学生による授業評価アンケート、学生の満足度調査を実施している。

シラバス（授業計画）は、『履修要項』に併載している。記載項目は、授業科目名、単位数、担当教員名、授業計画（春semester、秋semester毎）、授業形態、評価方法、テキスト、参考文献からなり、担当教員の紹介欄（専門領域、研究テーマ、主要業績）も設けている。

学生による授業評価アンケートは、平成12年度に初めて実施、平成15年度以降は、毎年

度継続して実施している。評価結果は、担当教員にフィードバックされ、授業の改善等に役立たせている。研究科としての全体的な集計結果は、自己点検・評価報告書である『二松学舎大学の現状と課題』『二松学舎大学年報』に掲載し公表している。授業評価項目等の検討は、研究科からの選出委員を含めた自己点検評価運営委員会の小委員会が担当している。

大学院生の満足度調査「大学院の諸制度等に関するアンケート」を、平成 13 年度に実施した。

[点検・評価] [長所と問題点]

現行のシラバスは、1年間の授業計画になっていないものもあるので、改善が求められる。

授業評価アンケートは、数年続けられているが、学部と同様の方式（マークシート）をとっている。大学院については、自由記述にするなどの工夫が必要である。

満足度調査は、平成 13 年度に実施してから、その後は実施していない。カリキュラムや、新校舎の竣工により施設設備が当時と大幅に変わっているので、再度の調査が必要になっている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

研究科としてFD活動に積極的に取り組む。当面、次の事項に取り掛かる。

- ①シラバス（授業計画）の改善・充実を図る。
- ②授業評価アンケートの項目の再点検をするとともに、自由記述式の可能性を探る。
- ③満足度調査を実施する。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

A群 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

C群・修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

- ・学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況
- ・留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

[現状の説明]

修士の学位授与状況は、『大学基礎データ調書』表7のとおりである。

修士の学位論文を提出しようとするものは、「修士論文題目届」に論文題目及び要旨を記入し、指導教員2人の捺印を受けて、毎年5月初旬の締切日（平成17年度は5月11日）までに提出しなければならない。

修士論文の提出締切日は、毎年度1月10日としている。なお、修士論文の提出のためには、それに先立って学外の学会、学会機関誌、学内学会（人文学会）、紀要等に口頭又は活字による研究成果の発表を義務づけられている。国文学専攻においては、大学院の合同研究会での発表によりその要件を満たすことにしている。

修士論文の提出を受けて、研究科委員会は論文審査員 2 人（主査、副査）を決定し、審査に当たらせる。審査員は、論文提出学生の研究指導教員が当たっている。

論文審査と並行して、審査員（2 人）による修士論文面接試問を 2 月中旬（平成 17 年度は 2 月 13、14 日の予定）に実施している。

審査員（2 人）は、論文審査と面接試問の結果を合議の上、その評価を決めている。

論文審査の結果を受けて、研究科委員会において課程修了の判定をしている。

博士の学位授与状況（過去 5 年）は、『大学基礎データ調書』表 7 のとおりである。

本学文学研究科の博士課程は、中国学専攻が昭和 41 年度に開設されたが、昭和 49 年度に 1 人の課程修了者（学位取得者）を出して以来、長く修了者を出していなかった。昭和 61 年度に国文学専攻に博士課程を開設したのを契機に、従来の学位論文審査の方針を抜本的に改革し、研究指導に重点を置き、新制度のもとでの教育指導の徹底を図ってきた。これによって平成 3 年度からは継続して課程修了者を出しており、平成 16 年度までで 36 人（国文学専攻 25 人、中国学専攻 11 人）になっている。

博士（文学）の学位は、博士後期課程在学中に授業科目について 12 単位以上取得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に対し、課程修了を認定し、これを授与している。

博士課程修了のための学位論文は、大学院在学中に提出しなければならない。博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位（12 単位以上）を取得して退学（単位取得満期退学）した者が、課程修了のため学位論文を提出するには再入学しなければならない。再入学ができる期間は、博士後期課程入学後 10 年を超えないものとしている。

博士学位論文の審査は、4 人の審査員（主査及び 3 人の副査）によって行われる。副査のうち 1 人は、他専攻の教員が担当する。審査員には、本学名誉教授・客員教授のほか、学位規則（文部省令 9）第 5 条の規定による他大学等の教員等の協力を得ることができる。最近では平成 14 年度に学外者の協力を得て審査した。

論文の合否の判定については、研究科委員会において主査が取りまとめた審査結果報告書に基づき審議し、決定している。

博士学位論文の受付は、年 2 回（6 月及び 9 月）行っており、審査は年度内に終了する。審査日程等は、次のとおりである。

○第 1 回（対象 再入学者）

論文題目受付 4 月 25 日

論文提出締切 6 月 30 日

論文審査員決定 7 月

審査員による審査会（面接試問を含む）（第 1 回 9 月、第 2 回 11 月、第 3 回 1 月）

審査結果報告に基づく論文の合否の議決 2 月

課程修了の判定 3 月

○第2回（対象 再入学者以外の在学生）

論文題目受付 6月30日

論文提出締切 9月30日

論文審査員決定 10月

審査員による審査会（面接試問を含む）（第1回11月、第2回12月、第3回1月）

審査結果報告に基づく論文の可否の議決 2月

課程修了の判定 3月

上記のほか、大学院の課程を修了しない者であっても、本大学院に博士学位論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し、博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には博士の学位を授与することができる。

この制度により博士の学位を授与した者は、平成16年度までに7人いる。そのうち、5人は本研究科博士後期課程を満期退学した者である。

[点検・評価] [長所と問題点]

平成11年度から平成15年度までの前期課程の入学者総数は、国文学専攻が69人であり、中国学専攻が56人である。これに対し、平成12年度から平成16年度までの過去5年間の修士の学位取得者総数は、国文学専攻が63人、中国学専攻が54人である（『大学基礎データ調書』表7）。入学者に対する学位取得者（課程修了者）の割合は、国文学専攻が91.3%、中国学専攻は96.4%となっている。

修士論文作成の中間報告等は、指導教員のもとで各自が行っているが、これを専攻毎に授業科目担当教員及び全大学院生が参加する修論中間報告会を設定し、口頭発表させる制度などの工夫が必要である。

修士論文の審査については、実質的には審査員に可否の判定が委ねられている。審査の透明性・客観性の観点から、審査報告書を研究科委員会に提出し、その内容等について審議のうえ可否を確定するなどの工夫が必要である。

修士論文提出の条件である、「修了までには修士論文以外の論文1編以上を公表（口頭発表を含む）する」が完全には履行されていないのは問題である。

博士の学位については、平成3年度以降継続して学位取得者を輩出していることは、現行の指導システムに大きな問題はなく、また再入学者制度が定着したものとして評価できる。学位論文提出のため再入学できる期間は、平成16年度末に「満期退学後5年」から「後期課程入学後10年」に改定している。

博士学位論文の審査には、審査員に他専攻の審査員を加える工夫をしていること、審査報告書に基づき研究科委員会での審議を経て可否を決定していることなど、審査の透明性、客観性は保たれている。

[将来の改善・改革への方策]

修士論文審査の透明性・客観性を確保するため、審査報告書を研究科委員会で公表するなどの工夫をする。

大学院生の研究水準を高めるため、修士論文中間報告会を制度化する。

◎国際政治経済学研究科

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

B群・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

A群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

[現状の説明]

(1) 大学院国際政治経済学研究科は、国際政治経済学部創設10周年を迎えたのを機に、平成13年4月、実社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的・実践的能力を備えた職業人の養成と再教育を目的として創設された。本研究科は、国際政治経済学部に基づき置く国際政治経済学専攻の1専攻とし、修士課程のみの大学院である。設置は国際政治経済学部と同じ柏校舎であり、入学定員10人（収容定員20人）、修学年限2年である。その後、平成16年4月、九段校舎の竣工を機に、本研究科の教育目的をより積極的に具現化するため、中国を始めとする東アジア諸地域の政治・経済・ビジネスに関する実践的研究により、その地域の実情に通暁した専門的職業人の養成を目的とし、主として職業能力の高度化を目指す在職社会人を対象とする「東アジア経済・ビジネスプログラム」を九段校舎で夜間開講することにした。

(2) 各プログラムの概要は次のとおりである。

◇国際政治経済学プログラム

柏校舎開講で、対象は主として大学の新卒者である。国際政治経済の基礎研究と東アジアの政治・経済・法律・文化に関する応用研究により、国際的視野に立つ高度な識見と能力を養成することを目的としている。カリキュラムの概要と配置されている主要科目は次のとおりである。

国際政治 経済科目	基礎研究科目
	応用研究科目
周辺関連科目	
研究指導Ⅰ	
研究指導Ⅱ	
学位論文（修士論文）	

基礎研究科目

国際政治分野（国際政治学研究、国際関係論研究、国際関係法研究、国際関係史、国際社会と憲法など）

国際経済分野（現代経済学研究、経済開発の政治経済学、国際貿易研究Ⅰ・Ⅱ、国際金融論研究、国際経営論など）

応用研究科目

国際政治分野（国際連合研究、アジアの民族と社会、現代日本政治分析、現代中国政治研究、現代中国法研究、現代社会と民法など）

国際経済分野（東アジアの経済発展、アジアの貿易と開発Ⅰ・Ⅱ、海外直接投資と経済発展、比較経済体制論研究、日本企業と国際戦略Ⅰ・Ⅱ、国際訴訟法研究など）

周辺関連科目

アジア文化研究、アジアの文学・思想研究

◇東アジア経済・ビジネスプログラム

九段校舎開講で、対象は主としてキャリアアップを目指す在職社会人である。本学専任教員の他、実業界の第一線で活躍する実務家を兼任教員として委嘱し、中国を始めとする東アジアの経済・ビジネスと政治・法律に関する実践的研究により、東アジアの政治・経済・社会の実情に通暁した専門的職業人の養成を目的としている。カリキュラムの概要と配置されている主要科目は次のとおりである。

基礎経済・ビジネス科目
応用経済・ビジネス科目
応用経済・法律科目
周辺科目
研究指導Ⅰ
研究指導Ⅱ
学位論文（修士論文）

基礎経済・ビジネス科目

現代経済学、国際貿易論、国際金融論、直接投資と国際企業の経済学、国際経営論など

応用経済・ビジネス科目

東アジアの経済発展、東アジアの貿易と開発、海外直接投資と東アジアの経済発展、東アジアの発展と国際経営の展開など

応用経済・法律科目

アジアの民族と社会、中国をめぐる国際政治、現代中国政治、現代企業法、東アジアの国際関係法など

周辺関連科目

アジア文化研究、アジア文学・思想研究

◇標準修業年限1年の課程修了コース（1年修了コース、東アジア経済・ビジネスプログラムに併設）

3年以上の実務経験があり、実務経験・知識が特に卓越していると認められる社会人を対象として標準年限を1年とする履修上のコースである。

(3) 課程修了要件

上記のプログラム（1年修了コースを除く）の課程の標準修了年限は2年で、課程修了要件は、本研究科に2年（1年修了コースにあっては1年）以上在籍し、履修科目について以下に掲げる要件を含む合計30単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格することである。合格者に対しては修士（国際政治学）の学位が授与される。ただし、1年修了コースにあっては、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。本研究科における最長在学年限は4年間である。1年修了コースについては2年間である。

◇国際政治経済学プログラム

基礎研究科目 5科目 10単位以上

応用研究科目 5科目 10単位以上

東アジア経済・ビジネスプログラム開講科目 3科目 6単位まで修了要件に充当できる。

研究指導Ⅰ・Ⅱ 1・2年次で合計4単位（必修）

◇東アジア経済・ビジネスプログラム

基礎経済・ビジネス科目
応用経済・ビジネス科目
応用政治・法律科目

} 13科目 26単位以上

国際政治経済学プログラム開講科目 3科目 6単位まで修了単位に充当できる。

研究指導Ⅰ・Ⅱ 1・2年次で合計4単位（必修）

◇1年制コース

1年間で授業科目28単位以上、研究指導Ⅱを2単位、合計30単位以上を取得する

こと。

- (4) 基礎的専門知識が不足していると判断される者については、指導教授は学部の授業科目を受講するよう指導する。その場合、研究科の授業科目を担当する専任教員が担当する学部の授業科目を2科目まで履修することができる。
- (5) 平成16年度に、授業科目（周辺関連科目を除く）が春と秋の Semester 毎で完結する半期2単位制にした。

[点検・評価][長所と問題点]

東アジア経済・ビジネスプログラムには上掲の授業科目の他に、企業財務概論、マネジメント概論、ゲーム論と経営戦略、企業の人的資源管理、中国における日欧事業経営の国際比較、アジアと日本の経済関係、アジアの国際協力・組織、東アジア安全保障論、消費者保護法、知的財産権法Ⅰ（著作権法）・知的財産権法Ⅱ（特許・不正競争防止法）、東アジアの企業法務、国際社会法（国際機構・人権・環境）、国際経済法など、応用実践的な経済・ビジネス及び政治・法律関係科目が配置されている。したがって、本研究科の二つのプログラムにおける科目配置は、実社会の多様な方面で活躍しうる高度な専門的な・実践的能力を備えた職業人の養成と再教育との関連において適切であり、さらに、本研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条及び「大学院設置基準」第3条第1項の趣旨を踏まえたものである。

国際政治経済学プログラムにおける講義科目数は11、研究指導Ⅰは21コマ、東アジア経済・ビジネスプログラムにおける講義科目数は19、研究指導Ⅰは9コマである。定員10人の研究科にあって、この人員配置が適正であるかについての検討が必要である。東アジア経済・ビジネスプログラムにおいては、在 student 数に比して開講授業科目数は多く、各授業科目の受講者数は少ないので、学生の能力に即応した密度の濃い授業が行われている。

学部の専攻科目（柏・九段校舎開講）の専任教員が担当する政治・経済・法律関係科目は、研究科の国際政治経済学プログラムの基礎研究科目、応用研究科目または東アジア経済・ビジネスプログラムの基礎経済・ビジネス科目、応用経済・ビジネス科目、応用政治・法律科目のいずれかの科目に発展的に継承される関係にある。例えば、学部の専攻科目（柏校舎開講）である国際政治経済学は、研究科では国際政治学研究、中国をめぐる国際政治へと内容的に連続している。学部の専攻科目（九段校舎開講）である国際関係論は、研究科では現代経済学研究、アジアの民族と社会へと内容的に連続する関係にある。学部の専攻科目（九段校舎開講）である直接投資論は、研究科では海外直接投資と経済発展、海外直接投資と多国籍企業の経済学、海外直接投資と東アジアの経済発展へと内容的に連続する関係にある。いずれの場合も、研究科の科目は学部専攻科目の内容を一層高度化ないし応用化した上級科目として位置付けられている。したがって、研究科における教育内容は学部の学士課程における教育内容と連結している。

研究科に入学後、学部の授業科目の履修を認め、履修単位を課程修了単位として認定していることは、受け入れる学生が入学前に受けた教育内容に配慮したきめの細かい対応となっている。

授業科目の半期 2 単位制により、学生は多くの授業科目を弾力的に履修することができる。しかし、秋 semester の開講科目の履修登録も 4 月末にしなければならないため、一度も授業を聴講しないまま履修登録を考えなければならないという問題点がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学定員 10 人の研究科にあって研究指導 I の開講コマ数が適切であるか、カリキュラム体系との関連において検討する。

東アジア経済・ビジネスプログラムにおいては、入学者数を増やす積極的な方策を実施し、同時に開講授業科目の厳選等を含め検討する。

春・秋の各 semester の開講科目の履修登録は、当該 semester の授業を 1 回聴講してから行うことができるようにする。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

A 群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

（1）時間割（昼夜開講）

本研究科では社会人入試を実施している。大学院設置基準第 14 の教育方法の特例に基づいて、主として在職社会人を対象とする東アジア経済・ビジネスプログラムの授業を九段校舎で夜間開講を実施することによって対応している。一方、主として新規大学卒業者を対象とする国際政治経済学プログラムの授業は、柏校舎で昼間開講している。他に、夏期・冬期に集中講義を開講する。

九段校舎での授業時間

平日 第 6 時限から第 7 時限（18 時から 21 時 10 分）

土曜日 第 1 時限から第 4 時限（9 時から 16 時 10 分）

柏校舎での授業時間

平日 第 2 時限から第 6 時限（10 時 50 分から 19 時 40 分）

土曜日 第 1 時限から第 4 時限（9 時 10 分から 16 時 20 分）

（2）教育課程編成

東アジア経済・ビジネスプログラムには、本学専任教員の他、実業界の第一線で活躍する実務家を兼任教員として委嘱し、中国を中心とする東アジア諸地域の経済・ビジネス及び政治・法律についての実情に基づく授業内容に重点を置いた授業科目を多数設け、専門的な応用実践能力を身に付けたいという在職社会人の要望に応じている。

また、3 年以上の実務経験をもち、実務経験・知識が特に卓越していると認められる社会人を対象として課程修了のための標準年限を 1 年とする履修上のコースを設けている。

在職社会人や外国人留学生を受け入れる以上、種々な学修歴や学力をもつ学生の入学を認めざるを得ない。そこで本研究科では、指導教授が専門的知識の不足がみられると

判断した場合、学部の開講科目 2 科目を履修させている。

(3) 外国人留学生

外国籍の者で、在留資格が留学となる者は、東アジア経済・ビジネスプログラムには出願できない。したがって、外国人留学生入学試験を実施しているのは、国際政治経済学プログラムだけである。受け入れ状況は下表のとおりである。

(人)

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
10 (1)	8 (3)	7 (2)	9 (2)

() 内は本学出身の外国人留学生数である。

外国人留学生入学試験は、日本語による小論文 (90 分・100 点)、事前に提出した研究計画書等の出願書類に基づく面接試験により実施している。これらにより日本語能力の審査をも行っており、受け入れた外国人留学生については、授業を理解する上での支障はみられない。したがって、カリキュラムにおいて日本語能力を養成する授業科目は配置していない。各教員は外国人留学生の日本語能力を向上させることも考慮し、授業・研究指導において、日本語による課題レポートの提出、日本語で書かれたテキスト・論文等の講読、修士論文の中間発表会のための準備などに対する指導を行っている。

本学との海外協定校である北京大学歴史学系の大学院博士課程の学生が博士論文作成のための調査研究・資料収集を目的として本研究科に短期間在籍するケースがある。平成 13 年度から毎年度 1 人を受け入れている。

[点検・評価][長所と問題点]

社会人、外国人留学生に対して、本研究科は専門教育を開放し、東アジア諸地域の政治・経済・社会に関する密度の高い応用実践的教育研究の機会を提供していること、及び 1 年修了コースを導入していることは評価できる。しかし、優れた教育研究体制を整えながら十分には活用されていない嫌いがあり、多方面からの検討が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

東アジア経済・ビジネスプログラムについては、土曜日に研究指導 I・II を置き、時間をかけ、きめの細かい研究指導を行う。

(研究指導等)

- A群・育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
 - ・学生に対する履修指導の適切性
- B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度
- C群 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

[現状の説明]

(1) 履修指導

新入生の履修ガイダンス（オリエンテーション）は、授業担当専任教員全員が出席して、毎年入学式後に実施している。専任教員は専攻分野、研究課題等を含め紹介を行い、また新入生も自己紹介を行っている。さらに、『履修要項 [附 授業計画（シラバス）]』に基づいて、専攻のカリキュラム、課程修了のための履修方法、研究指導体制等について説明を行なっている。履修ガイダンス終了後は、授業担当専任教員と新入生との懇親会を開催し、教員との交流を図っている。

さらに、履修登録の提出日の以前に、授業担当専任教員全員による担当授業科目を中心とするプレゼンテーションを行い、学生の指導教授の決定と履修計画の作成に資している。

学生は、履修ガイダンスを受け、履修要項、授業計画（シラバス）等を参考にしながら、さらに指導教授の助言を得て、履修科目を決定し、履修登録を行う。

『履修要項 [附 授業計画（シラバス）]』には、本研究科設置の理念、教員組織、カリキュラム、課程修了要件、履修登録の方法、学位（修士）論文提出の手続き等、学生の履修上必要な事項を掲載している。

(2) 研究指導

研究指導Ⅰ・Ⅱ（演習）は、課程修了のための必修要件である。学生は、2年間（1年次は研究指導Ⅰ、2年次は研究指導Ⅱ）を通して、原則として同一の指導教授の指導を受ける。指導教授は専任教員が当たり、学生の希望に基づき、研究分野等を勘案して、研究科委員会が決定する。研究指導は、主たる指導教授が行う。ただし、学生の研究課題によっては、副指導教授を置くことができる。副指導教授は研究科委員会が決定する。

主たる指導教授は研究指導Ⅰ・Ⅱを担当する教員の中から選ばれる。学生は、主たる指導教授の演習（研究指導Ⅰ・Ⅱ）を受講し、指導を受ける。受講する科目についての履修指導は、指導教授の指導を受けることを義務付けている。副指導教授は、原則として授業科目を担当する専任教員が当たるが、学生の研究課題によっては、本研究科の兼任教員に依頼することができる。学生は、副指導教授の授業科目に出席するなどして適宜研究指導を受ける。

研究指導Ⅰ・Ⅱの単位認定については、主たる指導教授が、指導学生の学修状況について副指導教授と連携をとり、決定する。

論文指導は、主たる指導教授が研究指導Ⅰ・Ⅱの時間に行うが、それ以外の時間にも

行っている。学生は、主たる指導教授と副指導教授の指導のもと、次のような日程で修士論文の作成に向けて研究に取り組む。

1年次

- 5月 研究題目を決め、それに沿って研究を進める。
- 10月 授業担当専任教員全員が出席する研究計画報告会で5月に決めた研究題目に基づく研究状況についての発表。

2年次

- 5月 論文計画（概要）報告会での修士論文の概要についての発表。
- 10月 論文中間報告会で修士論文作成の進捗状況等を発表。
- 1月 修士論文の提出。
- 2月 論文審査・口頭試問の実施。

1年制コース

- 4月 履修計画・研究課題の決定。
- 9月 論文計画届。
- 11月 論文中間報告会での修士論文作成の進捗状況を発表。
- 2月 修士論文の提出・審査。

学生は、修士論文の提出のためには、各報告会において発表することを義務付けられおり、主たる指導教授・副指導教授以外の教員の助言・指導も受ける。

なお、「特定の課題についての研究の成果」の審査をもって修士論文の審査に代えることができることになっているが、まだ実績はない。

[点検・評価][長所と問題点]

教育・研究指導、履修指導、指導教授による個別研究指導、複数指導制における教育研究指導責任については、各々特に問題はない。また、1年次での修士論文の題目についての発表会、2年次での論文計画（概要）報告会、論文中間報告会において、学生は主たる指導教授・副指導教授以外の教員からも助言・指導を受ける。また、各報告会は両指導教授の教育・研究指導が他の教員によって審査される場ともなっている。

履修ガイダンスにおいて、本研究科の授業科目担当専任教員全員が出席し、研究分野、研究課題等について紹介を行っていること、また入学当初に教員との交流会（懇親会）を開催していること、授業科目担当専任教員全員によるプレゼンテーションを開催していることは、履修指導上有効である。

入試要項のパンフレットに国際政治経済学プログラムにおける進路選択に応じた履修モデル（3種類）を掲載しているのは、同プログラムの志願者には有益である。東アジア経済・ビジネスプログラムについても、研究課題に応じた履修モデルを掲載する必要がある。

入学時の研究課題の決定から修士論文の提出・審査までの日程が予め学生に明示されており、それに基づいて研究指導が計画的に進められている点は評価できる。

[将来の改善・改革に向けての方策]

研究指導については特に問題はないが、学生が履修計画を立てるための参考として、履修モデルを充実させ『履修要項』に掲載する。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

C群・修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

・大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

[現状の説明]

教育・研究指導の効果は、研究指導Ⅰ・Ⅱの時間に学生が行う研究報告の内容、修士論文の中間報告会での発表内容、修士論文の専門的水準（先行研究の整理、問題意識の明確さ、論理展開の緻密さなど）、最終試験（修士論文を中心とする口頭試問）での質疑応答等に現れる。

報告会での発表では指導教授はもとより他の教員による助言・指導を通して様々な視点からの指導と評価を受ける。主たる指導教授は研究指導Ⅰ・Ⅱの評価に当たって、報告会での他の教員による助言・指導を参考にすることにより、ある程度客観的な評価が可能である。

修士論文の作成過程における論文指導の教育・研究指導の効果を測定するために、研究計画報告会、論文計画（概要）報告会、論文中間報告会を実施している。各報告会へは専任教員全員が出席することになっている。ここでの教育・研究指導の効果に対する評価は研究指導Ⅰ・Ⅱの成績評価及び修士論文の審査において参考とされる。

講義科目の教育・研究指導の効果は、定期試験、レポート試験（定期試験期間中の課題レポート）によって測定される。ただし、各講義科目は、少人数クラスで、双方向的な授業であり、授業時のプレゼンテーション、質疑応答・討論などに基づいて教育・研究指導の効果の測定がなされる場合もある。研究指導Ⅰ・Ⅱの教育・研究指導の効果も同様な方法により測定される。ただし、単位認定に当たっては、主たる研究指導教授は、指導学生の学修状況について副指導教授と連携をとっている。

2年間の教育・研究指導の効果は、最終的には、修士論文の専門的水準と最終試験の結果によって測られる。各講義科目の教育・研究指導の効果に対する学生の評価は、学期末における学生による授業評価アンケートの実施により行われている。

過去3年間の本研究科課程修了者数は、平成14年度9人、平成15年度11人、平成16年度7人である。課程修了後の進路としては、他大学大学院の博士課程への進学、民間企業への就職が主であるが、外国人留学生の中には、本国に帰国し就職している者もいる。

[点検・評価][長所と問題点]

論文指導の教育・研究指導の効果は、主たる指導教授が測定するものの、公開の各報告会での発表内容、指導教授以外の教員との質疑応答などに基づいて測定するので、客観性が入っているといえる。

講義科目の教育・研究指導の効果を授業時のプレゼンテーション等に基づいて測定し、それをもって成績評価を決める場合がある。しかし、その場合、主観的になりがちであるという問題がある。

各報告会の実施、少人数による双方向的授業の実施は、学生が最終的な成績評価だけでなく、研究指導等を受ける過程において学修達成度を知ることができるという点において評価できる。受講生がごく少人数である場合には、学生による授業評価アンケートの匿名性の意味が失われるので、学生による授業評価アンケートは教育・研究指導の効果の測定方法としては適切でない。

課程修了者の進路状況については、指導教授は把握しているが、研究科としてはデータの収集をしていない。今後はキャリアセンターと連携して進路先の開拓を積極的に行う必要がある。

[将来の改善・改革に向けての方策]

- (1) 講義科目による教育・研究指導の効果をできる限り客観的に測定するため、定期試験は必ず実施する。
- (2) 現在実施している学生による授業評価アンケートについては、大学院向けの内容に改善をする。さらに、研究科長は、授業及び研究指導等に対する学生の率直な意見を聴取するため、学生との懇談会を開くなどの工夫をする。
- (3) キャリアセンターと連携して課程修了者の進路状況に関するデータの収集・整理を行う。さらに、キャリアセンターと連携し、外国人留学生の課程修了者のための就職先の開拓を行い、また、日本人学生については民間企業への就職先の開拓及び公務員等の各種資格試験の受験の奨励を行う。

(教育・研究指導の改善)

A群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

- ・シラバスの適切性

B群 学生による授業評価の導入状況

C群・学生満足度調査の導入状況

- ・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- ・高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況

[現状の説明]

教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、シラバス（授業計画）の作成、研究課題・授業内容等を中心とする教員によるプレゼンテーション、学生によ

る授業評価アンケート、学生の満足度調査を実施している。なお、平成 17 年度の新学期直前に、兼任教員対象の出講等に関する説明会を開催し、本研究科の教育方針・カリキュラムの目標等についての説明を行った。

シラバス（授業計画）は、『履修要項』に併載している。記載項目は、授業科目名、単位数、開講校舎、担当教員名、授業計画（春semester、秋semester毎）、授業形態、評価方法、テキスト、参考文献からなり、担当教員の紹介欄（専門領域、研究テーマ、主要業績）も設けている。

学生による授業評価アンケートは、平成 12 年度に初めて実施し、平成 15 年度以降は、毎年度実施している。評価結果は、担当教員にフィードバックされ、授業の改善等に役立たせている。研究科としての全体的な集計結果は、自己点検・評価報告書である『二松学舎大学の現状と課題』『二松学舎大学年報』に掲載し公表している。授業評価項目等の検討は、研究科からの選出委員を含めた自己点検評価運営委員会の小委員会が担当している。

大学院生の満足度調査「大学院の諸制度等に関するアンケート」は、平成 13 年度に実施した。

[点検・評価] [長所と問題点]

現在のシラバスは、担当教員間で記載内容量に偏りがあり、その点の改善が必要である。ただし、4 月に実施する研究課題・授業内容等を中心とする授業担当専任教員によるプレゼンテーションはシラバスの不備を補うのに役立っている。

授業評価アンケートは、数年続けられているが、学部と同様の方式（マークシート）をとっている。大学院については、実態をより把握するため自由記述にするなどの工夫が必要である。

満足度調査は、平成 13 年度に実施してからその後は実施していない。カリキュラムや新校舎の竣工により施設設備が当時と大幅に変わっているので、実施が必要になっている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) シラバスは担当教員間で記載内容量に偏りのないようにする。
- (2) 4 月に実施する授業担当専任教員による研究課題・授業内容等を中心とするプレゼンテーションを一層充実させる。
- (3) 現在実施している学生による授業評価アンケートの内容を改善する。さらに、教育・研究指導に対する学生の率直な意見を聴取するため、学生との懇談会を開くなどの工夫を行なう。
- (4) 満足度調査を実施する。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

- A群 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- C群・修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性
 - ・学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況
 - ・留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

[現状の説明]

修士(国際政治経済学)の学位授与状況は、平成13年度の本研究科創設以来、合計27人(平成14年度9人、平成15年度11人、平成16年度7人)である(『大学基礎データ調書』表7)。

学位は、本研究科に2年以上在学し(1年制コースは除く)、所定の履修要件に基づき、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して授与される。

修士論文の審査及び最終試験は研究科委員会が行う。研究科委員会は、主たる指導教授(主査)の他に、修士論文に関係する専攻分野の授業科目担当教員の中から2人(副査)を選出し、審査に当たらせる。審査委員は、修士論文の審査と最終試験(修士論文に関連する専門分野等についての口頭試問)を行い、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会において合否の判定を行っている。その場合、専門性(先行研究の整理力、問題意識の明確さ、論理展開の緻密さ)が重視される。また、修士論文中間報告会などでの報告・質疑が参考とされる。

ただし、主たる指導教授が適当と認め、研究科委員会が承認した場合には、「特定の課題についての研究の成果」の審査により修士論文の審査に代えることができる。審査は、主たる指導教授を含め授業科目担当専任教員3人以上が出席する公開の研究発表会において実施される。

修士論文を提出する学生には、10月の修士論文中間報告会における修士論文の進捗状況等の発表を義務付けている。その中間報告会には授業担当専任教員全員と大学院生全員が出席し、学生は各教員の助言・指導を受ける。

[点検・評価][長所と問題点]

学位授与状況については、入学者のほぼ全員が学位を取得している。

論文審査及び最終試験及び研究科委員会での学位授与に関する審議において専門性が基準とされており、これは大学院学則第3条(課程の趣旨)と整合性があり、問題はない。

授業担当教員全員が出席する修士論文中間報告会における発表を学生に義務付けていることは、修士論文の水準を高めるとともに、論文審査の透明性・客観性を高めることになっている。

論文審査及び最終試験については、研究科委員会で修士論文、審査報告を回覧し、論文審

査の結果報告についての論議を行った上で合否を判定しており、透明性・客観性は確保されている。

修士論文に代替できる「特定の課題についての研究の成果」による学位認定者はまだ出ていない。

[将来の改善・改革への方策]

- (1) 修士論文の審査の手続きについては特にはない。
- (2) 論文中間報告会での発表に対して教員は積極的に助言・指導を行い、さらに修士論文の専門的水準を高めるよう努める。

◎両研究科共通

(1) 教育課程等

(単位互換、単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

[現状の説明]

他大学大学院における授業科目の履修については、学則には規定があるが、現在のところ単位互換等の協定校はない。本大学院入学前の既修得単位は、本大学院の科目等履修生として取得した単位を含む場合は12単位まで、それ以外の場合は10単位まで認定できることとなっている。

文学研究科の授業科目は、全て4単位の通年科目となっている。大学院学生が、海外留学を行った場合は、特例措置として、留学前の履修と、留学終了帰国後の異なる年度の履修を接続させて通年で履修したものとして単位認定をすることができる。中国学専攻の学生のなかには国費留学生及び公的機関の派遣留学生として、また私費により中国の大学に留学するものが毎年のようにおり、この制度の適用を受けている。

なお、海外協定校への派遣留学生の募集は、大学院生をも含め実施しているが、現在のところ実績がない。

[点検・評価] [長所と問題点]

他大学大学院との単位互換協定は結ばれていない。現在、いくつかの大学との間で大学間協定を締結するべく検討を進めている。当初は、包括協定となるが、相手側大学に研究科が設置されている場合は、単位互換を含めた交流協定が可能である。今後、積極的な働きかけが望まれる。

海外協定校に留学した場合の単位認定等の取扱い規定が整備されていないので、整備する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

他大学大学院との単位互換協定締結に向けて、積極的な働きかけを行う。
海外協定校に留学した場合の単位認定に向けた規程整備を行う。

(生涯学習への対応)

C群 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

[現状の説明]

両研究科とも生涯学習への配慮として、授業の昼夜開講、社会人入試、科目等履修生制度により社会人を積極的に受け入れている。

文学研究科では、平成7年度からの定員増にあわせ、国文学専攻、中国学専攻とも社会人の受け入れ枠(8人)を設け、積極的に社会人を受け入れている。特に、教育界に多くの人材を輩出している本学では、現職教員の再教育、専修免許状取得への配慮などを行っている。さらに平成18年度から、専修免許状の取得を目指す現職教員及び教育関係者(第一種免許状を取得している者)を対象とする博士前期課程の「1年修了コース(国語教育プログラム)」を導入するための準備を行っている。

国際政治経済学研究科では、主としてキャリアアップを目指す在職社会人を対象とする「東アジア経済・ビジネスプログラム」を九段校舎で夜間開講している。このプログラムへの厚生労働省の教育訓練給付制度の導入を申請中である。

科目等履修生については、「**大学院篇 3 学生の受け入れ**」で記述する。

[点検・評価][長所と問題点]

授業の昼夜開講、社会人入学試験などの実施により制度上は生涯学習に対応している。また、文学研究科においては、研究者養成、教員養成、現職教員の再教育を主目的としており、社会人再教育の推進に対応してきた。しかし、国文学又は中国学の基礎的な学習経験のないまま入学する社会人に対しては、学部の授業を受講させるなどの配慮が必要である。

国際政治経済学研究科においては、応用実践的な科目を多数開講し、担当教員に実務経験者又は現職の実務家を配置しており、在職社会人の再教育に対応する教育課程になっている。

両研究科とも、1年修了コースを導入することになるが、さらに職業をもつ社会人への配慮として長期在学制度(3年又は4年修了制度)が検討されてよい。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 文学研究科博士前期課程に「1年修了コース(国語教育プログラム)」を平成18年度から導入する。
- (2) 両研究科とも、博士前期課程(修士課程)に長期在学制度(3年又は4年修了制度)の導入を検討する。

(2) 教育方法等

(成績評価法)

B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[現状の説明]

履修科目の単位認定と成績評価法については、両研究科とも、『履修要項 [付、授業計画 (シラバス)]』に記載し、学生に対して明示している。履修科目の単位認定は、試験 (筆記試験又はレポート試験) によっている。定期試験は、学期末 (7月、1月) に実施している。ただし、通常授業における平常点 (出席状況、発表内容等) をもって試験に代えることができることになっている。成績評価は、100点満点法により、90点以上をS、80点~89点をA、70点~79点をB、60点~69点をC、59点以下をDの評語で表し、C以上 (60点以上) を合格としている。

講義科目における学生の資質向上の検証は、受講生が少数であるので、授業時の研究報告と質疑応答、課題レポート等に基づいて行い、成績評価を行う場合が多い。

研究指導及び論文 (修士論文、博士論文) 指導における学生の資質向上の状況は、主として研究報告と質疑応答に基づき検証している。

[点検・評価][長所と問題点]

講義科目間での評価に偏りが見られる。外国人留学生の場合、奨学生の選考の基準は成績に基づいて行われるので、偏りを是正する必要がある。

研究指導及び学位論文指導については、時間割に指定された時間外にも行うなど、きめの細かい指導を行っており、平常点による成績評価で問題はない。

[将来の改善・改革に向けての方策]

講義科目の評価については、より客観性をもたせるため、定期試験の実施、評価基準の設定等を行い、科目間における評価の偏りを是正する。

(3) 国内外における教育・研究交流

大学・学部の

「3 学士課程の教育内容・方法等」(3) 国内外における教育研究交流
に一括記述した。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(課程修了の認定)

B群 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

[現状の説明]

大学院学則において、「特に優れた業績をあげた者」については標準修業年限未滿で課程修了できることを規定している。しかし現在のところ両研究科とも、この規程の適用を受けた者はいない。

博士前期課程（修士課程）において、大学院設置基準第3条第3項の規程による標準修業年限を1年とする制度を導入するため、平成16年度に大学院学則を改正し、規程整備を行った。

国際政治経済学研究科では、平成16年度に、国際政治経済学専攻に東アジア経済・ビジネスプログラムを開講したのを機に、1年修了コースを導入した。平成17年度に1人の入学者があった。1年修了コースの応募資格は、3年以上の職歴を有し、かつ現在定職についている者である。履修要件については、授業科目の履修単位を28単位以上、研究指導Ⅱの2単位、合計30単位以上の修得が必要である。修士論文を提出するためには、当該年度の春semesterにおいて10単位以上修得していなければならない。

文学研究科では、平成18年度から専修免許状の取得を目指す現職教員又は教育関係者（第一種免許状を有する者）を対象とする「1年修了コース（国語教育プログラム）」を導入するため、カリキュラム等の整備を進めている。

[点検・評価] [長所と問題点]

課程修了要件の「優れた業績をあげた者」の在学年限について、かつて文学研究科において博士課程修了に関し、その取扱いが論議されたことがある。しかし、取扱いの細則が未整備のままである。

国際政治経済学研究科における1年修了コースは、実務経験のある社会人に対して、入学前の業務等に伴う業績を積極的に評価するという観点から設けたものである。在職社会人の再教育を目的とする1年修了コースの導入は適切な措置であるといえる。

文学研究科国文学専攻及び中国学専攻の博士前期課程に1年修了コース（国語教育プログラム）を導入する計画は、本研究科が教員養成と現職教員の再教育を教育目的の一つとしてきたことから、適切な措置であるといえる。また、国語教育プログラムの導入に伴う新規開講科目を活用し、教職志望の学生に対して学部と大学院一貫教育を積極的に推進することが検討されてよい。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 標準修業年限未滿で課程修了を認める場合の取扱い細則の規程整備を行う。
- (2) 文学研究科においては、平成18年度から「1年修了コース（国語教育プログラム）」を導入する。

3 学生の受け入れ

目標

- (1) 大学院研究科の教育理念・目的を理解し、意欲的に研究に取り組む学生を受け入れたい。
- (2) 社会に対して大学院研究科の高度な専門教育を広く開放し、他大学出身者、外国人留学生、社会人を積極的に受け入れる。

◎文学研究科

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A群 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

[現状の説明]

(1) 学生募集の方法等

平成17年度入試では、国文学専攻、中国学専攻とも、次の入学試験を実施した(()内は入試科目)。

前期課程

一般入試(専門科目、外国語、面接試験)

社会人特別入試(小論文、面接試験)

外国人留学生特別入試(小論文、面接試験)

後期課程

一般入試(外国語、面接試験)

外国人留学生特別入試(面接試験)

試験は、前期課程、後期課程とも、秋季試験(10月)と春季試験(2月)の2回実施している。

文学研究科の入学定員は、前期課程国文学専攻16人、中国学専攻16人計32人である。後期課程は、国文学専攻5人、中国学専攻5人計10人である。

前期課程の試験種別ごとの募集定員は、両専攻とも一般入試5人、社会人入試8人、留学生入試3人の枠を定めている。

試験科目のうち外国語は、一般入試では博士前期・後期課程とも英語・中国語・古典中国語(漢文)・韓国語のうちから1ヵ国語を選択する。これは平成16年度までは、国文学専攻で英語必須のほかに、中国語・古典中国語(漢文)・韓国語・仏語・独語・露語のうちから1ヵ国語選択計2ヵ国語、中国学専攻で中国語必須のほかに、他の外国語から1ヵ国語選択の計2ヵ国語であったのを変更したものである。

また、外国人留学生入試では、これまで、国文学専攻で英語・中国語・古典中国語(漢

文)・韓国語・仏語・独語・露語・日本語のうちから母国語を除く 1 ヶ国語選択、中国学専攻で中国語(但し、中国語を母国語とする者は他の外国語から 1 ヶ国語選択)を課していたのを、いずれも外国語試験を廃止し、前期課程では小論文・面接試問、後期課程は面接試問のみにした。

面接試問は、前期課程においては、あらかじめ提出された研究計画書(研究業績<卒業論文を含む>がある場合はこれを含む)に基づき、研究意欲の程度、研究成果の見通し等多面的に審査している。後期課程では、研究計画書、修士論文及び研究業績に基づき審査している。

(2) 志願者・入学者の状況

平成 13 年度から平成 17 年度までの過去 5 年間の入試状況は、次のとおりである。

博士前期課程(一般入試、社会人入試、留学生入試の合計) (人)

専攻		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	過去5年平均
国文学専攻	定員	16	16	16	16	16	16
	志願者	14 (6)	25 (19)	12 (9)	17 (9)	15 (9)	16.6 (10.4)
	入学者	12 (5)	18 (16)	11 (9)	13 (7)	13 (9)	13.4 (9.2)
中国学専攻	定員	16	16	16	16	16	16
	志願者	15 (6)	9 (4)	10 (5)	8 (3)	12 (6)	10.8 (4.8)
	入学者	11 (4)	9 (4)	7 (3)	6 (2)	11 (5)	8.8 (3.6)
計	定員	32	32	32	32	32	32
	志願者	29 (12)	34 (23)	22 (14)	25 (12)	27 (15)	27.4 (15.2)
	入学者	23 (9)	27 (20)	18 (12)	19 (9)	24 (14)	22.2 (12.8)

(注) () 内は、学内からの進学者

博士後期課程(一般入試、留学生入試の合計) (人)

専攻		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	過去5年平均
国文学専攻	定員	5	5	5	5	5	5
	志願者	5 (4)	7 (6)	5 (3)	6 (5)	5 (4)	5.6 (4.6)
	入学者	5 (4)	5 (5)	4 (3)	5 (5)	4 (4)	4.6 (4.2)
中国学専攻	定員	5	5	5	5	5	5
	志願者	6 (6)	9 (8)	7 (6)	1 (1)	9 (7)	6.4 (5.6)
	入学者	6 (6)	8 (7)	7 (6)	1 (1)	6 (5)	5.6 (5.0)
計	定員	10	10	10	10	10	10
	志願者	11 (10)	16 (14)	12 (9)	7 (6)	14 (11)	12.0 (10.0)
	入学者	11 (10)	13 (12)	11 (9)	6 (6)	10 (9)	10.2 (9.2)

(注) () 内は、学内からの進学者

上記で判るように、前期課程においては、平成 14 年度の国文学専攻を除いて各専攻とも入学定員を充足していない。後期課程は、ほぼ定員を充足している。

[点検・評価] [長所と問題点]

現行の一般入試、社会人入試、留学生入試を秋季・春季の 2 回実施する募集制度は、平成 7 年度の入学定員増にあわせ実施して以来、大幅に変更していない。

平成 17 年度に入試科目を変更した。外国語の選択科目から仏語・独語・露語が除かれたが、これまでこれらの語学の出願者がほとんどなかったことから特に影響はない。前期課程一般入試では従来外国語 2 ヶ国語を課していたのを、1 ヶ国語にしたこと、留学生試験で外国語を課さなくなった（もっとも日本語については、小論文や面接試験で確認できるが）ことは、受験しやすくなり、志願者増を図る方策としては評価できるが、入学者の資質の点での評価は、今後に俟たざるを得ない。

平成 7 年度の入学定員増は、各専攻 5 人から 16 人とする大幅なものであった。

定員増後の各専攻の入学状況は、国文学専攻においては平成 11 年度までは定員を充足しているが、平成 12 年度以降は平成 14 年度を除いて定員を下回っている。中国学専攻は、定員を充足した年度が、平成 7 年度のみである。特に平成 13 年度から平成 17 年度の過去 5 年間の入学者の平均は、国文学専攻 13.4 人、中国学専攻 8.8 人である。各専攻とも入学者確保のための抜本的な施策・改革が求められる。

なお、両専攻を合わせた入学者数では、平成 11 年度までは 30 人以上、平成 12、13、14 年度が 20 人台、平成 15、16 年度は、20 人を下回っている。20 人を下回ったのは、平成 14、15 年度の九段校舎改築による仮校舎での授業の影響と思われる。平成 17 年度に 24 人に回復しているが、志願者の絶対数がそれほど伸びていないのが問題である。

次に一般入試の状況についてみると、試験種別ごとの一般入試枠が各専攻とも 5 人としていたことから考えると、一応志願者、入学者とも数の上では上回っていると見ることができ、社会人、留学生の数が少ないこと、学生募集の主たる母体は学部であることを考えると、試験種別ごとの定員の見直しとともに、学内からの志願者増を図る必要がある。平成 17 年度から導入した学部ゼミナール担当教員推薦制度導入は、学内進学者増を図る施策として評価されてよいが、単なる入試制度だけではなく、研究科に所属する教員が学部のゼミナールを担当するなど、学部と研究科の教育上の連携について検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

博士前期課程における入学試験種別毎の募集定員枠の見直しを行う。

研究科の教育研究活動の状況を積極的に社会にアピールする必要がある。そのための一方策として研究科のホームページの充実を図り、学生募集広報に活用する。

学部からの志願者増を図るための対策をたてる。

(社会人の受け入れ)

B群 社会人学生の受け入れ状況

[現状の説明]

博士前期課程社会人入試の過去5年間の状況は、次のとおりである。

(人)

専攻		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
国文学 専攻	志願者	5	6	2	6	3
	入学者	5	4	2	5	2
中国学 専攻	志願者	7	3	3	0	4
	入学者	7	3	2	0	4
計	志願者	12	9	5	6	7
	入学者	12	7	4	5	6

[点検・評価] [長所と問題点]

平成7年度の定員増では、昼夜開講の実施による社会人の受け入れ枠を各専攻8人とし、学生募集をしてきた。

国文学専攻にあっては、平成11年度まではこの8人の枠を充足してきたが、それ以降は、充足していない。国文学専攻の年平均入学者は6.3人となっている。中国学専攻にあっては、定員増後の入学者の平均は3.6人で、平成13年度の7人、平成7年度の6人が多い方で、いずれも2~3人の入学者にとどまっている。

昼夜開講を導入した平成7年度から平成11年度までは、志願者が国文学専攻にあっては年平均13.4人おり、中国学専攻においても6.2人いる。平成12年度以降志願者が減少していることについて、その問題点を検証し、対策を講ずる必要がある。例えば、昼夜開講科目数のバランス、土曜日の開講、集中講義の活用等、職業を持った社会人にとって履修しやすいシステムにする等である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

社会人に魅力あるカリキュラムを提供する。また、勤務を持った社会人が2年間で課程修了が可能な時間帯に授業を開講するなど、対策を講ずる。

社会人向けの学生募集広報活動を積極的に展開する。

(外国人留学生の受け入れ)

C群・外国人留学生の受け入れ状況

- ・留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

[現状の説明]

博士前期課程外国人特別入試の過去5年間の状況は、次のとおりである。

(人)

専攻		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
国文学 専攻	志願者	1	2	1	0	0
	入学者	1	0	0	0	0
中国学 専攻	志願者	3	1	1	4	1
	入学者	2	1	1	3	1
計	志願者	4	3	2	4	1
	入学者	3	1	1	3	1

博士後期課程の留学生の入学者数は、次のとおりである。

(人)

専攻	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
国文学専攻	0	0	1	0	0
中国学専攻	0	3	1	0	1
計	0	3	2	0	1

[点検・評価] [長所と問題点]

博士前期課程の外国人留学生の受け入れ枠は、3人としている。両専攻とも定員は満たしていない。国文学専攻では、平成14年度以降入学者がいない。研究科の母体である文学部において平成15年度から留学生特別試験を実施するようになったが、入学者は増えていない。したがって、学外からの外国人留学生の受験者を増やす必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

博士前期課程の留学生向け広報活動を積極的に行い、志願者・入学者数増を図る。

(定員管理)

A群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

[現状の説明]

平成17年度の文学研究科の在籍数は、前期課程国文学専攻1年次13人、2年次16人計29人、中国学専攻1年次11人、2年次7人、計18人である。後期課程国文学専攻1年次4人、2年次5人、3年次6人計15人、中国学専攻1年次7人、2年次2人、3年次7人計16人である。(『大学基礎データ調書』表18)

これまで入学者の状況で見てきたように、前期課程においては、国文学専攻の2年次が定員を充足しているだけで、そのほかは定員を充足していない。後期課程については、中国学専攻の2年次で定員を充足していないが、他はほぼ定員を充足している。

入学者の確保のための募集広報は、新聞、雑誌、電車の車内広告などに掲出しているが、ほとんどが学部の募集広告と併せて行っているのが実情で、大学院独自の広報は、ごくわずかである。

また、学内進学者に対する説明会を年数回開催しているが、志願者増に結びついていない。

[点検・評価] [長所と問題点]

本学が定員増を計った時点（平成7年度）では、社会人、留学生へ門戸を開く大学はさほど多くなかった。その後多くの大学院で社会人、留学生の受け入れが促進されるとともに、本学の志願者減が生じている。その施策がとられてきていないのは問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

入学者の確保のためには、次のような施策が必要である。

- ①昼夜開講、土曜・集中講義等の活用による魅力あるシステムの構築。
- ②社会人や留学生、他大学学生に向けた広報活動を日常から不断に続けていく。
- ③学内進学者増を図るため、学部と連携した教育システム、例えば学部生が大学院の開講科目を履修できるようにする。大学院専任教員が学部のゼミナールを担当する。
- ④留学生については、海外大学との提携により、本学研究科への進学者の確保に努める。
- ⑤博士前・後期課程の設置に至っていない大学と協定し、学部の指定校推薦に見合う制度を設ける。
- ⑥大学院生の経済的負担を軽減する為、学納金を見直し、受験しやすい環境づくりをする。
- ⑦研究科の中に入試委員会を置き、学生募集対策を立てる。

◎国際政治経済学研究科

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A群 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

[現状の説明]

学生募集は、研究科入学案内、大学紹介パンフレット『VISION』、大学ホームページ、新聞広告、大学院情報雑誌広告、ポスター広告などの媒体を利用して行っている。また、学内進学者を募るため、学部学生を対象とする本研究科の入試説明会を年間複数回実施している。さらに、本研究科は、九段校舎で各種のシンポジウムを主催し、学外への研究成果の発信並びに研究交流を行うとともに、本研究科の認知度をあげることに努めている。

入学者選抜の方法は以下のとおりである。

東アジア経済・ビジネスプログラム

(社会人入学試験)

面接試問 (提出された研究計画書等の出願書類に基づく)

書類審査 (大学の成績証明書等の出願書類に基づく)

(一般入学試験)

筆記試験(英語、及び専門「国際政治・国際経済・法律」に関する問題の中から
1 題を選択)

面接試験(提出された研究計画書等の出願書類に基づく)

国際政治経済学プログラム

(社会人入学試験)

小論文

面接試験(提出された研究計画書等の出願書類に基づく)

(一般入学試験)

筆記試験(英語、及び専門「国際政治・国際経済・法律」に関する問題の中から
1 題を選択)

面接試験(提出された研究計画書等の出願書類に基づく)

(外国人留学生入学試験)

筆記試験(日本語による小論文)

面接試験(提出された研究計画書等の出願書類に基づく)

面接試験においては、入学後の教育研究に支障がないことを基準にして、入学志願者の学習意欲、適性、研究・学習能力、日本語運用能力(外国人留学生の場合)を判定している。定員は、東アジア経済・ビジネスプログラムと国際政治経済学プログラムを合わせて 10 人である。

[点検・評価][長所と問題点]

学生募集方法については、[現状の説明]で述べたように、十分とはいえないので、今後は種々の学生募集方法を考え、実施する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

4月の学部学生対象の履修ガイダンスで大学院についての説明を行い、また、両学部学生を対象とする大学院説明会を複数回開くなどして、大学院に対する学部学生の関心を喚起する。学部ゼミナールで担当教員が大学院について説明を行い、学習意欲を喚起するとともに、大学院進学を勧める。さらに、文学研究科と連携して、大学院独自の学生募集活動のための諸方策を講じる。今後は社会科学系の大学院を持たない大学に対して、研究科案内のパンフレット、入学案内、国際シンポジウムの開催案内等を送付し、積極的に働きかける。

(社会人の受け入れ)

B群 社会人学生の受け入れ状況

[現状の説明]

本研究科は、社会人に対する大学院教育の門戸開放を設置理由の一つに挙げ、平成 13 年度創設以来、社会人入学試験を実施してきた。平成 16 年度には、社会人の受け入れを積極

的に進めるため、これまでの国際政治経済学専攻に東アジア経済・ビジネスプログラムを設けた。東アジア経済・ビジネスプログラムは主として在職社会人を対象としており、利便性の高い九段校舎で平日は6時限と7時限、土曜日は1時限から4時限まで授業を開講している。また、東アジアの政治・経済に精通した優秀な実務家による授業科目を多数配置するなど、社会人に配慮した教育研究体制を整えているものの、入学者数は多くはない。

社会人の受け入れ状況は、下表のとおりである。ただし、東アジア経済・ビジネスプログラムの開設は平成16年度である。

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国際政治経済プログラム	1	1	1	0	0
東アジア経済・ビジネスプログラム	—	—	—	5	3

[点検・評価][長所と問題点]

社会人に配慮した教育研究体制を整えているものの、入学者は少ない。従って、社会人の経済的負担を軽減するため教育訓練給付制度を活用するなどの方策が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

土曜日の授業科目数を増やし、また研究指導も土曜日に行うなどして、なおいっそう社会人が利用しやすい教育研究体制を整える。

教育訓練給付制度の申請を行う。

(外国人留学生の受け入れ)

C群・外国人留学生の受け入れ状況

- ・留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

[現状の説明]

外国人留学生の受け入れは、下表のとおりである。受け入れ枠は設けていない。

(人)

	平成13年度	平成14年	平成15年度	平成16年度	平成17年度
入学者総数	11(4)	14(4)	9(3)	15(4)	12(2)
外国人留学生	5(0)	10(1)	8(3)	7(2)	9(2)

()内の数字は本学出身の外国人留学生数。

[点検・評価][長所と問題点]

本学部出身の外国人留学生の受け入れについては、本学部出身の外国人留学生と他の外国人留学生は同一条件（受験資格、受験科目）で積極的に受け入れている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

今後も外国人留学生を積極的に受け入れる。

(定員管理)

A群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

[現状の説明]

本研究科国際政治経済学専攻の定員は10人、収容定員は20人である。在籍者数は下表のとおりである。（『大学基礎データ調書』表18）

(人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国際政治経済学専攻	11(5)	23(16)	21(17)	24(15)	26(16)

() の数字は外国人留学生の在籍者数。

[点検・評価][長所と問題点]

定員10人は確保できている。しかし、東アジア経済・ビジネスプログラムの在籍者数は、カリキュラム及び授業担当教員（専任・兼任教員）の充実の割には少ない。志願者数の増加につながる諸方策を検討する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

志願者増を図るため、以下のような方策を講ずる。

- ①学内推薦制度を積極的に活用し、学内からの進学者増を図る。
- ②大学院の設置に至っていない大学と協定し、学部の指定校推薦に見合う制度を設ける。
- ③留学生については、海外大学との提携により、本研究科への進学者の確保に努める。
- ④本研究科の認知度を高めるため、広報活動を強化する。

◎両研究科共通

(学内推薦制度)

B群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

[現状の説明]

文学研究科では、平成17年度から学内推薦制度を導入した。それに伴い、一般入試において、文学部のゼミナール担当教員の推薦がある学内進学者については専門科目の試験を免除し、外国語と面接試問だけの試験とした。

国際政治経済学研究科では、ゼミナール等の指導教員の推薦がある学内進学者については筆記試験の免除等を行う学内推薦入学制度を平成18年度から導入することを検討している。

[点検・評価][長所と問題点]

学内推薦制度は大学院への学内進学者数を増やすことはもとより、学部学生の学習意欲を高めるのに役立つものと期待される。今後は両研究科とも、本学の学部学生対象の大学院説明会などにより学生に周知を図る必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 上述の方策の他に、両研究科とも、学部の1年次のときから大学院進学を念頭においた学修指導を行う。同時に、学部・大学院一貫教育について検討する。
- (2) 国際政治経済学研究科においては、社会学系大学院の修士課程修了者に対する社会の需要が増加しつつあることを、学部学生に基礎ゼミやゼミナールを通して説明する。同時に、学部学生が大学院の課程修了後の就職に対して展望がもてるように、大学院生に対する就職支援体制を整える。

(門戸開放)

A群 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

[現状の説明]

(文学研究科)

博士前期課程一般入試の状況(人数)は、下表のとおりである。

(人)

専攻		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	過去5年平均
国文学専攻	志願者	8 (5)	17 (16)	9 (9)	11 (9)	12 (9)	11.4 (9.6)
	入学者	6 (4)	14 (13)	9 (9)	8 (7)	11 (9)	9.6 (8.4)
中国学専攻	志願者	5 (3)	5 (4)	6 (5)	4 (3)	7 (6)	5.4 (4.2)
	入学者	2 (1)	5 (4)	4 (3)	3 (2)	6 (5)	4.0 (3.0)
計	志願者	13 (8)	22 (20)	15 (14)	15 (12)	19 (15)	16.8 (13.8)
	入学者	8 (5)	19 (17)	13 (12)	11 (9)	17 (14)	13.6 (11.4)

(注) () 内は学内からの進学者。

過去5年間の一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を合わせた志願者・入学者に対する学内の志願者・入学者の平均割合は、前期課程国文学専攻では、志願者が63%、入学者は68.7%である。中国学専攻では、志願者が44%、入学者は40.9%であり、中国学専攻では学外からの志願者・入学者が半数以上を占めている。

一般入試における過去5年間の平均志願者数は、国文学専攻11.4人、中国学専攻5.4人である。平均入学者数は、国文学専攻9.6人、中国学専攻4人である。

(国際政治経済学研究科)

修士課程国際政治経済学専攻の一般入試の状況(人数)は、下表のとおりである

(人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	過去4年平均
志願者	3(2)	2(2)	3(2)	2(1)	2.5(1.8)
入学者	3(2)	0(0)	3(2)	0(0)	1.5(1)

(注) () 内は学内からの進学者 入学者は平成14年度から募集。

過去4年間の一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を合わせた志願者・入学者に対する学内の志願者・入学者の平均割合は、志願者が7.1%、入学者は6.5%である。過去4年間ににおける一般入試の平均志願者数は17.5人で、平均入学者数は12.5人である。

[点検・評価] [長所と問題点]

両研究科とも、一般入試において他大学・他大学院の出身者に対して公平に受験機会を提供しており、一般入試や留学生入試においてはその主たる入学者は学外者である。しかし、志願者数は多くはないので、積極的な広報活動等を通して他大学出身の志願者の確保に努めなければならない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

広報活動を積極的に行い学外からの志願者増を図る必要がある。また、大学院を持たない大学に対して、研究科案内のパンフレット、入学案内、国際シンポジウムの開催案内等を送付し、積極的に働きかける。

(飛び入学)

B群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

[現状の説明]

「大学院学則」第25条(入学資格)において、「学校教育法第52条に定める大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者」は両研究科への入学資格が与えられると規定している。したがって、規程上は「飛び入学」の導入は可能である。

国際政治経済学研究科では、3年次修了時での取得単位が100単位以上で、評価SまたはAが全体の3分の2以上である者に「飛び入学」の受験資格を与えている。しかし、現在のところこの制度を利用した者はいない。

文学研究科では「飛び入学」制度を設けていない。

[点検・評価][長所と問題点]

国際政治経済学研究科においては、「飛び入学」制度に対する応募があった場合の入学選抜の方法等が定められていない。それを含めて「飛び入学」制度についての規定化を行う必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

国際政治経済学研究科においては、「飛び入学」制度についての規定化を行う。

(科目等履修生、研究生等)

C群 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

[現状の説明]

科目等履修生、研究生、委託研修生の受け入れ方針・要件については、「大学院学則」において規定している。さらに、研究生については「大学院研究生規程」において細則を規定している。その概要は以下のとおりである。

- (1) 科目等履修生は、大学院入学資格を有するもので、両研究科の授業科目の履修を希望するものに対して、「正規の学生の就学を妨げない範囲に限り」、研究科委員会が選考し、許可することになっている。履修できる科目は、文学研究科においては、演習科目を除く特殊講義(前期課程)、特殊研究(後期課程)の科目であり、国際政治経済学研究科においては、研究指導を除く授業科目である。
- (2) 研究生については、「特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。」と規定している。さらに、「大学院研究生規程」では、受け入れについて、「入学定員は若干名とし、正規の授業に支障のない範囲に限る。」としている。

研究生として入学できる者は、大学院博士前期課程(修士課程)または後期課程修了者、および大学院の入学資格を有する外国人留学生としている。研究生の在籍期間は、

入学年度に限られているが、文学研究科後期課程単位取得者については、許可を得て通算5年まで更新することができる。研究生の選考は、両研究科とも、博士前期課程（修士課程）、博士後期課程においては、研究計画書、研究業績、出願書類等の書類審査及び面接の結果に基づき研究科委員会が行っている。

研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事し、指導教員が必要と認める場合には、授業科目担当教員の許可を得て研究科の授業科目に出席することができる。

(3) 委託研修生は、公の機関・団体又は外国政府等から授業科目の履修又は研究指導を委託された者である。選考は、研究科委員会が行い、「正規の学生の就学を妨げない範囲に限り」許可することになっている。

文学研究科における科目等履修生の年度別受け入れ状況（人数）は、次のとおりである。なお、国際政治経済学研究科については、科目等履修生の受け入れ実績はない。

(人)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
8	3	5	5	9

両研究科における研究生の年度別受け入れ状況（人数）は、下表のとおりである。

(人)

平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
文	政	文	政	文	政	文	政	文	政
10 (6)	3 (3)	8 (3)	8 (8)	10 (2)	3 (3)	7	2 (2)	3 (1)	1 (1)

(注)「文」は文学研究科、「政」は国際政治経済学研究科である。()内は外国人留学生数である。

[点検・評価] [長所と問題点]

科目等履修生、研究生、委託研修生の受け入れ方針・要件については、規定化し、それに基づき実施しており、受け入れ方針・要件の適切性と明確性は確保されている。

文学研究科における平成17年度科目等履修生9人の内訳は、次のとおりである。

(人)

出身大学	本学（学部又は大学院）出身者	6
	他大学出身者	3
最終学歴	学部卒	3
	大学院博士前期課程	4
	大学院博士後期課程	2
年齢別	20 歳代	3
	40 歳代	1
	60 歳代	5
単位取得	単位取得希望者	3

上掲の表が示すように、60 歳代が 5 人と半数以上である。そのほとんどが定年後の学修であり、うち 2 人は本研究科博士前期課程を、1 人が博士後期課程を終えて引き続き履修生として学んでいる者である。この状況を考慮すると、科目等履修制度は社会人の受け入れに関して有効に機能しているといえる。

文学研究科の研究生は、平成 17 年度は 3 人であるが、2 人が本研究科後期課程を単位取得満期退学した者、1 人は他大学修士課程を修了した者である。本研究科博士後期課程を満期退学した者が学位論文作成のため研究生として研究を継続し、その後再入学して学位取得する者が多く、研究生制度は有効に機能している。

なお、博士後期課程を満期退学した者が、学位論文提出のための再入学までの期間が 2 年延長となっている。この間研究生として在籍し、学位論文作成の準備が可能である。研究生として在籍できる期間を 2 年延長し、通算 7 年にするなど、規程整備のうえ配慮する必要がある。

国際政治経済学研究科においては、研究生は各年度とも外国人留学生である。

研究生の入学資格は、外国人留学生を除き大学院を修了した者となっており、学部卒業者にもその門戸を開くことが検討されてもよい。

委託研修生については、これまで受け入れたことはない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 社会人が利用しやすい科目等履修制度とするため、当面、本学関係者（大学院修了者、在学生の父母、附属高等学校生徒の父母）の科目等履修料（現行は通年科目 1 科目 6 万円）の軽減措置をとる。
- (2) 学部卒業者でも、年齢、研究歴等の条件を満たす者については、研究生として入学できる制度を検討する。
- (3) 研究生の在籍できる期間を延長するため、規程整備をする。

4 教員組織

目標

- (1) 文学研究科については、文学部との教育研究上の密接な連携を図ることができるとなるような教員組織づくりを行う。
- (2) 国際政治経済学研究科については、博士課程設置を目指し、組織の充実を図る。

◎文学研究科

(教員組織)

A群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

C群 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

[現状の説明]

本学では、文学研究科に専任教員を配置し、研究科長を置き、1部局として扱っている。文学研究科所属教員の定員は、国文学専攻、中国学専攻各3人であり、計6人となっている。

文学研究科の教員組織は、研究科所属教員、学部所属教員、研究所所属教員で構成している。教員組織の概要は次のとおりである。

(人)

専攻・課程		専任教員				兼担 教授	兼任 講師
		教授	助教授	講師	計		
国 文 学	前期課程	10 (3)	0	0	10 (3)	1	9
	後期課程	8 (3)	0	0	8 (3)	1	8
中 国 学	前期課程	10 (3)	0	1	11 (3)	1	9
	後期課程	10 (3)	0	1	11 (3)	1	9
合 計		20 (6)	0	1	21 (6)	2	18

注 (1) 専任教員欄の()内は、文学研究科所属教員。専任教員のうち中国学専攻の教授・講師各1人が東アジア学術総合研究所所属、それ以外は文学部所属教員である。

(2) 兼担教授は、いずれも国際政治経済学部所属教員である。

(3) 後期課程担当教員はすべて前期課程も担当している。従って合計欄は、国文学専攻、中国学専攻の前期課程担当者の合計である。

専任教員の研究分野では、国文学専攻は、上代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近代文学、国語学の各分野に専任教員を配置し、中国学専攻では、中国文学、中国哲学(思想)、中国語学、中国書誌学、日本漢文学などの分野にそれぞれ専任教員を配置している。

本学には、特別招聘教授、特別任用教授の制度がある。特別招聘教授は任期制で、70歳まで任用でき、給与は年俸制である。勤務条件等は専任教員と同じである。研究科所属教授のうち中国学専攻の教授1人が特別招聘教授である。

特別任用教授には、専任教員に準ずる者と、非常勤講師に準ずる者の2種類があり、中国学専攻に非常勤講師に準ずる特別任用教授を1人配置している。

国文学専攻、中国学専攻とも、共同研究室に非常勤助手を配置している。

非常勤助手は、原則として大学院博士後期課程修了者又は後期課程所定単位取得満期退学者のうちから、研究科委員会構成員及び学部の学科主任が加わる会議において選考し、任期は1年(更新は1回可)で委嘱している。平成17年度は、国文学専攻8人、中国学専攻10人の非常勤助手で、平日は、午前9時から16時30分、16時から21時までの2交代制で、それぞれの共同研究室に1人ずつ勤務しており、土曜日は、午前10時30分から18時まで勤務している。

非常勤助手は、専攻主任及び学科主任の指示に従い、主に大学院生の研究支援業務や共同研究室配架図書等の管理、専攻・学科に関わる連絡事務等を担当している。

文学研究科を構成する専任教員21人の年齢構成は、次のようになっている。

(人)

専攻	30歳台	40歳台	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
国文学		1	2	1	3	3
中国学	1	1		4	3	2

[点検・評価] [長所と問題点]

- (1) 学部及び研究所所属教員を含め国文学・中国学専攻の各分野に研究指導を担当する教員を配置でき、充実した教員組織となっていることは評価できる。今後とも、教育研究の高度な専門性に応えるためにも、斯界の学問研究の第一線に列する優秀な教員を採用する必要がある。
- (2) 専任教員の定年が、平成16年度採用者から65歳となった。平成15年度以前に就任している教員については、70歳定年が適用されるので、直ちには問題とならないが、平成17年度の研究科の授業科目を担当している教員のうち、66歳以上が5人(国文学専攻3人、中国学専攻2人)おり、研究科全体で24%を占めている。早晩その対策が必要になる。その意味では、特別招聘教授、特別任用教授(いずれも70歳まで任用可能)の制度を確立していることは評価できるが、年齢構成については、長期的な展望に立った検討が必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

専任教員の年齢構成について長期的な展望に立った検討を行う。

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

[現状の説明]

研究科に所属する専任教員の選任に当たっては、原則として学部専任教員からの移籍を優先することとしている。学部に適任者がいない場合は、学外から研究科独自に採用人事を行っている。

学部については、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程」に基づき、公募を原則として行われているが、研究科には規程はない。これまでの教員人事は、過去、国文学専攻において公募による採用が1件あるほかは、学内推薦等により行われてきている。

研究科所属専任教員、学部所属教員の研究科授業科目担当者、非常勤講師等全ての教員人事は、専攻会議、研究科委員会の審議を経て行われており、研究業績等による厳格な審査を実施している。

[点検・評価] [長所と問題点]

教員の募集・任免・昇格等については、規程整備はされていないが、専攻会議、研究科委員会で厳格な審査をしている。手続きについても適正な方法で行われており、特に問題はないが、規程の整備が必要である。研究科に専任教員を配し1部局とはしているが、学部を母体とした組織であることを考慮し、補充人事に当たっては学部との連携を密にして、学部の教員組織の状況に配慮した採用等がなされなければならない。その意味でも、研究科所属専任教員の採用に当たっては、学部からの移籍を最優先し、学部教員の年齢構成の若返り等に配慮することが必要である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教員の募集・任免等、採用手続きの規程整備を行う。

◎国際政治経済学研究科

(教員組織)

A群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
C群 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

[現状の説明]

国際政治経済学研究科は学部に基礎を置く修士課程国際政治経済学専攻の大学院であり、

専任教員は、全て学部所属の教員である。研究科の教員組織は、次のとおりである。『大学基礎データ調書』表 19-1)

(人)

専任教員				兼任教員
教授	助教授	講師	計	
20	1	0	21	32

研究科の専任教員（21人）は、学部において政治・経済・法律関係の専門科目を担当している。政治分野の専任教員（6人）の主たる専門は、政治思想史、地方自治論、国際政治学、国際関係論、国際関係史、中国史である。経済分野の専任教員（8人）の主たる専門は、経済理論、西洋経済史、国際金融論、直接投資論、国際貿易論、経済発展論、比較経済体制論、国際経営論である。法律分野の専任教員（7人）の主たる専門は、憲法、民法、商法、経営法、アメリカ法、中国法、国際法である。

兼任教員（32人）の内訳は、他大学教員（17人）、企業・研究所・政府機関等の実務家又は研究者（15人）である。

本研究科は、国際的視野と実践的対応能力を身に付けた高度な専門的職業人の養成と再教育を教育目的に据え、東アジア諸地域の国際政治経済問題に関する高度な実践的教育研究を主眼においている。教育課程は、それに適合するように編成されている。例えば、東アジアの経済発展、東アジアの貿易と開発、海外投資と東アジアの経済発展、東アジアの発展と国際経営の展開、国際金融論、アジアの民族と社会、中国をめぐる国際政治、現代中国政治、東アジア国際関係法、現代企業法などの東アジアの政治・経済・法律関係の科目は専任教員が担当している。さらに、国際政治学研究、近・現代イデオロギー研究、国際関係史研究、現代経済学研究、国際経営論、国際連合研究、現代中国法研究などの基礎科目も専任教員が担当している。

「東アジア経済・ビジネスプログラム」の開講科目であるアジアにおける国際金融資本市場、国際資金協力、企業の人的資源管理、アジアの安全保障論、アジアの国際協力・組織、知的財産権法Ⅰ（著作権法）、知的財産権法Ⅱ（特許・不正競争防止法）、国際取引法などの応用実践科目は兼任教員が担当している。

本学では特別任用教授、特別招聘教授の制度があるが、現在のところ本研究科はその制度を活用していない。

[点検・評価][長所と問題点]

本研究科の教育課程の編成は研究科の理念・目的に適っており、基幹科目は専任教員が担当している。兼任教員は応用実践科目を担当し、専任教員の担当授業科目を補完している。したがって、本研究科の教員組織は、研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格との関係において適切である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

研究科の教員組織の充実化を考慮して、学部の教員人事を行う。

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

[現状の説明]

本研究科の専任教員は学部所属の専任教員であり、専任教員の新規募集・昇格に関する学部教授会での審議は大学院の授業科目担当も視野に入れて行っていることから、研究科委員会では改めて審議していない。兼任教員の採用人事については、研究科委員会において規程に則って審議している。

[点検・評価][長所と問題点]

学部教授会で新規採用が承認された専任教員が大学院の授業科目を担当する場合には、担当科目についての適合性を確認する上で、研究科委員会は改めて資格審査を行うべきである。兼任教員の採用人事の手続きは規定に従い行われており、問題はない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学部教授会で新規採用が承認された専任教員が大学院の授業科目を担当する場合には、研究科委員会は改めて資格審査を行う。

◎両研究科共通

(研究支援職員)

B群・研究支援職員の充実度

- ・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群・高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況

- ・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

[現状の説明]

研究支援業務としては、特別研究員（国内研究員・国外研究員）に関する業務、文部科学省科学研究費申請業務、教員の海外出張に関する業務、大学院紀要の発行に関する業務などがあるが、そのほとんどは教学課・柏教学課職員を中心とする事務職員が担当している。

また、文学研究科ではティーチング・アシスタント（TA）を活用している。TAは、博士後期課程に在籍する学生のうちから研究科委員会で選考し、委嘱している。TAは、博士前期課程の学生に対する講義、演習等の補助業務を担当している。平成17年度は、国文学専攻4人、中国学専攻5人計9人である。国際政治経済学研究科では、TA等の研究支援職員は配置していない

[点検・評価] [長所と問題点]

教員の研究活動を支援する事務組織は、教学課・柏教学課であるが、その中に研究支援係を置くなど、支援態勢を強化する必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

教員の研究活動支援を強化するため新たに研究支援係を設ける。

(教育・研究活動の評価)

B群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

C群・教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

・教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

[現状の説明]

教育研究活動の評価については、全学が同一の方法で実施している。まず、専任教員は、毎年、教育研究活動報告書を提出することとなっている。3年に1度、自己点検・評価の一環として研究科を含めた本学の専任教員の研究業績等を網羅した『教育研究活動報告書』を発行している。

さらに平成13年度から法人による人事評価制度が導入され、専任教員の教育研究活動が評価されることとなった。評価は、教員の自己申告書に基づき、第1次評価（文学研究科の場合は、研究科長）、第2次評価（学長）を経て最終評価（常任理事会の議を経て理事長）が行われる。評価項目は、教育実績、研究実績、学務運営実績、学外活動の4項目に分かれている。

[点検・評価] [長所と問題点]

平成13年度から導入した人事評価制度は、人事制度の一環として就業規則委員会での検討を経て実施されたものであるが、必ずしも全学的な合意形成がなされているとはいえない。評価項目のうち「教育実績」の授業内容の評価、「研究実績」のうち、著書・論文等に関する評価の問題など、改善すべき事項がある。例えば、「教育実績」の評価項目に博士学位論文の審査を入れるなど。

[将来の改善と改革に向けた方策]

教育研究活動の評価については、自己点検・評価の一環として教員組織自らが点検・評価基準を策定する。

(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

B群 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

[現状の説明]

文学研究科の教員組織は、研究科所属教員、文学部所属教員及び東アジア学術総合研究所所属教員で構成している。また、研究科に所属する教員も文学部の授業を担当することにな

っており、研究科と学部、研究所とは密接な関係にある。

さらに、研究科委員会、専攻会議も、研究科所属の専任教員、文学部及び研究所所属の専任教員で構成しており、その関係は密接である。しかし、研究科の授業科目を担当している文学部専任教員が全員は研究科委員会、専攻会議の構成員になっていない。

国際政治経済学研究科の専任教員は学部所属の専任教員でもある。研究科長の選出については、研究科の授業科目担当の有無に関係なく学部教授会の構成員の中から研究科委員会において行われている。

学外の大学とは、平成 15、16 年度に中国・浙江大学から長期研究員 1 人を特別任用教授として受け入れた。『大学基礎データ調書』表 12)

本学は、中国浙江工商大学、韓国成均館大学との大学間協定、北京大学歴史学系との学部間交流協定を締結している。北京大学歴史学系には学部の専任教員が、平成 15 年度と平成 16 年度にそれぞれ 1 人派遣された。

[点検・評価] [長所と問題点]

文学研究科の授業科目を担当している学部専任教員の中に研究科委員会、専攻会議の構成員になっていない教員がおり、人的交流の面では問題がある。さらに研究科と学部との関係において、研究科委員会と学部教授会の情報の共有化等、学部との連携の上で改善すべき点が見られる。

国際政治経済学研究科と学部とは緊密な関係にあり問題はない。

両研究科とも、学外教育研究組織・機関等との人的交流は少ない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

文学研究科は研究科委員会、専攻会議の構成、運営等の改善をするとともに、学部との連携強化を図る。

また、学外の教育研究組織・機関・研究者等との共同研究を念頭においた人的交流の促進を図る。

5 研究活動と研究環境

大学・学部の 「6 研究活動と研究環境」 に一括記述した。

6 施設・設備等

目標

九段校舎における両研究科のための環境整備をする。

(1) 施設・設備

(施設・設備等)

A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 大学院専用の施設・設備の整備状況

[現状の説明]

本学は、文学研究科と国際政治経済学研究科の2研究科を設置している。文学研究科は九段校舎、国際政治経済学研究科は柏校舎で授業を開講している。なお、国際政治経済学研究科は九段校舎で「東アジア経済・ビジネスプログラム」を開講している。

九段校舎には、文学研究科学生および国際政治経済学研究科の学生の便宜を図るため、専用の大学院生研究室(140.70㎡、専用ロッカー120個、30ブース)、大学院生インターネットルーム(37.70㎡、PC20台)を設置している。文学研究科学生のために、国文学共同研究室(43.70㎡)、中国文学共同研究室(43.05㎡)を設け、それぞれの共同研究室に非常勤助手1人を配し、図書を配架、コピー機を備え9時から21時30分まで開室している。国際政治経済学研究科の学生のために、専用の共同研究室(78.80㎡)を設け、補助職員を配し、図書を配架し、コピー機を備え、9時から21時30分まで開室している。また、8階の2演習室は、研究科の専用となっているが、他演習室は学部と共用となっている。その他、両研究科長室と文学研究科教員には個室の研究室を設けている。図書館、食堂等の施設・設備については、学部生と共用となっている。

柏校舎には、国際政治経済学研究科学生のため、専用研究室を2号館7階に2室(各43.2㎡、コンピュータ各10台)、専用の共同研究室1室(63.5㎡、補助職員1人、書籍、コピー機)を設けている。また、国際政治経済学研究科長室、教員には個室の研究室を設けている。なお、演習室、図書館、食堂等は学部生と共用となっている。

[点検と評価][長所と問題点]

九段校舎では、両研究科とも共同研究室等の施設・設備は整備されているが、国際政治経済学研究科の開架蔵書数が少ないので充足しなければならない。

柏校舎(国際政治経済学研究科)については、学生1人に1台のPCを配備していること、また、演習室と教員研究室とを同一フロアにして、指導上の便宜を図っていることは評価できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

九段校舎で開講している国際政治経済学研究科用図書の実充を図る。

(維持・管理体制)

A群・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

B群・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

大学・学部の「7 施設・設備等」に記述した。

(2) 情報インフラ

B群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

- ・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

[現状の説明]

大学院の教育研究のための図書等資料は、附属図書館（九段・柏）及び両研究科の共同研究室に配架している。共同研究室は、文学研究科については、九段校舎 8 階に国文学専攻、中国学専攻ごとに設置され、非常勤助手が常駐しており、大学院生や教員が利用できる。配架している図書は、専攻に関する基本図書や、辞書、事典等の二次資料である。

国際政治経済学研究科については、柏校舎 7 階と九段校舎 8 階（東アジア経済・ビジネスプログラムの大学院生用）に共同研究室が設けられている。研究科の設置（平成 13 年度）及び東アジア経済・ビジネスプログラム開講（平成 16 年度）にあわせ収集した図書が配架されているのみで、主に辞書等の二次資料を備えているが、絶対数が少ない。

図書館所蔵の資料については、貴重書等のデータベース化がなされていないが、従来の紙媒体（目録カード）から電子媒体による総合目録データベース化が、九段・柏両校舎図書館ともほぼ終了している。学内の研究室や教室からは学内 LAN を経由し、さらに自宅からはインターネットを経由して自由に図書館所蔵の資料の検索が可能である。

これまで両研究科とも大学院用の図書資料購入予算としては措置されておらず、附属図書館の予算の中で購入する仕組みとなっており、共同研究室に設置する図書は見送られてきた。平成 17 年度、初めて専攻ごとに予算（平成 17 年度は各専攻 120 万円）が付き、図書の充実を図ることができるようになった。

文学研究科については、本学創設以来収集してきた和漢の基本文献が、附属図書館に蔵書されており、大学院生や教員の研究に十分耐えうる蔵書構成である。

国際政治経済学研究科については、平成 3 年の学部創設以来、社会学系の図書を購入して

きているが、図書等資料は少ない。

またマイクロフィルム等についても附属図書館が収集に力を入れており、現在 2,504 点を所蔵し、学生の利用に供している。

なお、博士論文や修士論文は、教学課が保管している。

国内外の図書館との相互利用は、大学・学部の「7 図書館および図書・電子媒体等」の項に記載している。附属図書館では、国立情報学研究所の NACSIS - CAT システムに参加し、所蔵する図書・雑誌の所蔵情報を登録している。また、全国漢籍データベース（京都大学人文科学研究所他）に漢籍の目録情報を提供している。NACSIS-CAT システムのデータベースを検索することにより、全国の大学図書館の資料の所在を調べることができる。また、NACSIS-ILL システム等の活用により、学内に所蔵していない資料を入手できるようになった。

[点検・評価] [長所と問題点]

文学研究科関係の図書等資料は、附属図書館蔵書分を含め、研究科の教育研究のために十分機能しているが、国際政治経済学研究科については、計画的な収集が望まれる。

平成 17 年度に大学院の図書予算が措置されたが、継続した措置と、予算の増額が必要である。

博士論文、修士論文の保管を教学課が担当していて、在学生が自由に閲覧できない状態にあることは問題である。図書館に保管し、在学生が自由に閲覧できる環境にする必要がある。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 附属図書館と大学院共同研究室の連携を強化し、よりよい環境で研究ができるようにする。
- (2) 大学院用図書予算を経常的なものとして継続して措置していく。
- (3) 博士論文、修士論文の保管を附属図書館とし、在学生が閲覧可能にする。論文題目のデータベース化を進めて、利用の便に資する。
- (4) 電子ジャーナルや国立情報学研究所の CiNii 等の有料データベースの利用に関し、学生の負担軽減を考慮し、利用料金の一部大学負担等を検討する。

7 社会貢献

大学・学部の 「9 社会貢献」 に一括記述した。

8 学生生活への配慮

目標

- (1) 大学院生が研究活動に専念できるように奨学金制度を充実させる。
- (2) 博士後期課程の大学院生に対して多くの研究の発表機会を提供し、また大学院生と教員との共同研究を推進し、大学院生が研究者として自立していけるように支援する。

(学生への経済的支援)

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

C群 各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

[現状の説明]

本学が扱っている大学院生を対象とする奨学金は、本学独自の奨学と日本学生支援機構の奨学金である。日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金（きぼう 21 プラン））については、教学課が毎年度 4 月初旬に奨学金ガイダンスを開催している。また、民間団体の奨学金については、募集があり次第、九段と柏の両校舎とも掲示により学生に周知している。その他にも、教学課・柏教学課は、4月に配布する『Campus Life』に「財団法人日本国際教育支援協会の利用と案内」を掲載し、留学生に対して修学・生活支援に関する情報を提供している。

留学生の奨学金については国際交流センターが中心になって対応しており、4月には文部科学省の私費外国人留学生学習奨励費についてのガイダンスを開催し、申請書類の作成等についての指導を行っている。また、4月に配布する『留学生ハンドブック』には「平和中島財団奨学金」、「(財) 共立国際交流奨学財団奨学生」等の民間団体の留学生奨学金に関する案内を掲載し、さらに掲示するなどして留学生に周知している。

(1) 本学独自の奨学金

①二松学舎大学大学院外国人研究奨励生（給付）

金額：月額 6 万円

対象：1 年次

人数：大学院生（4 人）

②鹿島学術研究・研修基金による学習奨励助成（給付）

金額：年額 10 万円

対象：1 年次

人数：学部生と大学院生を合わせて 5 人

③郭火盛奨学生（給付）

金額：授業料相当額

対象：大学院博士前期課程（修士課程）2年次または大学院博士後
期課程2・3年次の台湾出身留学生及び日本人学生

人数：学部生と大学院生を合わせて2人

④奥井基繼奨学生

第一種奨学生（給付）

金額：年額10万円

対象：大学院博士前期課程（修士課程）2年次または大学院博士後
期課程2・3年次

人数：学部生と大学院生を合わせて6人

第二種奨学生（緊急貸与）

金額：10万円以内

対象：留学生

人数：制限なし

⑤授業料減免制度

正規課程に在籍するすべての私費留学生を対象に、年間授業料の
30%減免

(2) 日本学生支援機構の奨学金（貸与）

第一種奨学金、第二種奨学金（きぼう21プラン）

(3) 文部科学省の私費外国人留学生学習奨励費制度（給付）

文学研究科の大学院生に対する経済的支援のための他の措置としては、平成6年度から始
まった大学院文学研究科博士後期課程の学生を対象とするティーチング・アシスタント（T
A）制度がある。さらに、平成16年度に採択された21世紀COEプログラム推進事業にお
いて、博士後期課程の在籍生（若干名）を研究助手として採用し、研究活動の支援と同時に
経済的支援を行なっている。

また、文学研究科と国際政治経済学研究科の大学院生の経済的負担を軽減するために、学
内コピー機用のコピーカード（コピー枚数2,000枚）を年間1枚支給している。

[点検と評価][長所と問題点]

平成16年度の大学院における奨学金の受給状況は、次のとおりである。

①二松学舎大学大学院外国人研究奨励生

4人（文学研究科1人、国際政治経済学研究科3人）

②鹿島学術研究・研修基金による学習奨励助成

該当者なし

③奥井基繼奨学生第一種奨学生

1人（国際政治経済学研究科）

④日本学生支援機構の奨学金

文学研究科（博士前期課程）第一種奨学金 9 人（1 年次生 5 人、2 年次生 4 人）

文学研究科（博士後期課程）第二種 10 人奨学金（1 年次生 3 人、2 年次生 5 人、3 年次生 2 人）

⑤文部科学省の私費外国人留学生学習奨励費制度

4 人（文学研究科 1 人、国際政治経済学研究科 3 人）

以上の他に、文部科学省の国費外国人留学生制度により国費外国人留学生に 2 人（文学研究科 1 人、国際政治経済学研究科 1 人）の採用があった。

留学生にとって学費の支払いは大きな負担になっており、授業料減免制度は大きな経済的支援になっている。本学独自の外国人留学生奨学金については、文学研究科と国際政治経済学研究科との間で在 student 数に応じた人数割当を行っているが、留学生全員が在学中にどれかの奨学金を受けられるように配慮している。なお、郭火盛奨学基金については、規程上は大学院生も給付の対象になっているが、学部留学生が多いので、現在は大学院生には適用していない。このことに加えて、資金は基金の運用収益をもって充てることになっているが、近年の低金利の影響により支給が困難な状況にあるため、大学からの組入れを行っている。

文学研究科における平成 17 年度の T A の採用は 9 人である。なお、勤務時間は原則として 1 コマ（90 分）であり、月額 16,000 円が支給される。

鹿島学術研究・研修基金による学習奨励助成は、平成 17 年度が最終年度になっており、これに代わる財源確保が大きな課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- (1) 大学院生の経済的負担を軽減するために、平成 18 年度から入学者及び在 student に対して授業料を減額することにし、さらに、本学からの進学者に対しては、入学金免除の措置をとることとした。また、社会人学生に対する経済的支援のために、教育訓練給付制度の講座指定の申請準備を行っている。
- (2) 学外の奨学金に関する情報提供は教学課・柏教学課が中心に行っているが、送られてくる資料等に関する情報提供にとどまっているので、今後は、地方公共団体及び民間団体の奨学金に関する資料を収集し、奨学金に関する情報提供を積極的に行っていく。また、年度始めに奨学金受給希望者の名簿を作成し、募集要項等の奨学金に関する情報が届き次第連絡をする体制づくりに取り組む。

（学生の研究活動への支援）

C 群・学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

- ・学生に対し、各種論文及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

[現状の説明]

(文学研究科)

平成 16 年度に 21 世紀 COE プログラムが採択され、大規模な研究プロジェクトを発足させた。それに伴い大学院後期課程の在學生を研究助手として事業推進担当者の研究補助に従事させている。

大学院生が研究成果を発表する場としては、大学院紀要『二松』（年 1 回発行）と二松学舎大学人文学会機関誌『人文論叢』（年 2 回発行）がある。論文の掲載状況は下表のとおりである。

(『二松』掲載論文数)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
5	8	6	3	4

(『人文論叢』掲載論文数)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
7	8	10	7

「人文学会」大会は春秋の 2 回開催されており、大学院生は研究発表を行なうことができ、発表状況は下表のとおりである。

(「人文学会」大会での発表人数)

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
7	5	2

博士前期課程の學生に対しては 2 年間に修士論文を含め 2 篇以上、博士後期課程の學生に対しては 3 年間に 2 篇以上の論文の公表を義務付けている。

日本学術振興会特別研究員の募集があり次第、大学院共同研究室に掲示し、応募を促している。

(国際政治経済学研究科)

本研究科は水準の高い修士論文を書くための指導に力を注いでいる。そのため、1 年次生に対しては、11 月の研究報告会で修士論文に関する研究計画に基づく報告を義務付け、2 年次生に対しては、7 月と 10 月の研究報告会で修士論文の進捗状況に関する報告を義務付けている。

[点検・評価][長所と問題点]

(文学研究科)

21 世紀 COE プログラムにおける大規模な研究プロジェクトに参加する大学院生にとっては、研究方法や論文作成等について学ぶ最良の機会となっている。

大学院生が研究成果を発表する学内の場としては、『二松』、『人文論叢』、人文学会での口頭発表があり、比較的多くの発表の機会が与えられている。しかし、大学院生の在学生在が博士前期課程 44 人、博士後期課程 31 人であることから、『二松』及び『人文論叢』における大学院生の掲載論文数及び人文学会での発表人数は、多いとはいえない。

(国際政治経済学研究科)

大学院生にとって研究報告会は、報告に対する指導教授以外の教員からのコメントや他の大学院生の報告を聞くことができ、修士論文作成の上から有益な機会となっている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

(文学研究科)

- (1) 大学院生の研究活動を促すために、大学院授業担当教員が相互に連携して科学研究費補助金等の外部資金による共同研究を実施し、そこに大学院生を参加させる機会を設ける。
- (2) 博士前期課程の大学院生に対しては、研究指導が中心であるが、共同研鑽の場としての研究報告会などを開催する。また、博士後期課程の大学院生に対しては、人文学会での研究発表と学外の学会発表等を義務付ける。

(国際政治経済学研究科)

指導教授の事前指導を徹底させ、現在の研究報告会を共同研鑽の場として有効に活用する。

(学生相談等)

A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

[現状の説明]

大学院生の健康管理と学生相談については、学部生と同様に保健室と学生相談室が中心になって対応している。健康管理と学生相談に関する詳細は『Campus Life』に掲載し、4月に配布している。また、学生相談については、リーフレット『学生相談室のご案内』をガイダンスで配布するとともに、パンフレットスタンドに配架し、また、本学のホームページに掲載するなどして周知している。

保健室では、教学課・柏教学課所属の看護師(各1人)が、健康相談・病気及びケガの応急処置等を行っている。開室時間は、平日は9:00~16:30で、土曜日は9:00~13:00である

定期健康診断は学校保健法に基づき、毎年4月に実施している。学生全員に受診を義務付けている。再検査等が必要な学生については呼び出しをし、医療機関で再検査を受けるように指導している。

学生相談は『二松学舎大学学生相談室内規』に基づいて行っている。学生相談室では、学業、進路、学生生活、精神的な悩みなどの相談に応じている。開室は月曜日から金曜日であり、4人の相談員が担当曜日を分担して対応している。学生相談は原則として予約制をとっているが、緊急の場合は、予約外でも対応している。また、九段校舎には月1回精神科医の

担当日も設けており、相談の内容によっては適切な医療機関を紹介している。なお、学生相談室の運営については、教学課・柏教学課と学生相談員とが連絡会議を開き、検討している。

[点検・評価][長所と問題点]

- (1) 看護師は保健室に常駐していないので、健康管理に関する質問・相談などがある場合、教学課・柏教学課に申し出なければならず、学生にとっては利用しにくい状況にある。
- (2) 定期健康診断については、入学ガイダンスで受診するよう指導しているが、平成 16 年度の受診状況は、文学研究科前期課程は 68.10%であり、国際政治経済学研究科修士課程は 83.33%となっている。
- (3) 学生相談については、相談上の秘密は厳重に守られていること、希望者には予約制をとっていること、さらに、リーフレット『学生相談室のご案内』に相談員の紹介と担当曜日を掲載していることなど、学生が相談しやすいように配慮していることは評価できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

定期健康診断の受診率が低いので、看護師と教学課・柏教学課は連携して、学生には必ず受診するように指導する。

さらに、看護師を保健室に常駐させ、学生が気軽に相談できるようにする。また、看護師が学生の健康管理について専念できるようにする。

A 群 ハラスメント防止のための措置の適切性

[現状の説明]

両研究科の専任教員（各 1 人）はアピール委員会の相談員になっており、また、両研究科長は機会均等委員会の構成員になっているなど、ハラスメント防止に対して積極的に取り組んでいる。

大学院生にはハラスメント防止のためのリーフレットを年度当初のガイダンスで配布し、ハラスメント防止について啓蒙している。また、リーフレットを学内のパンフレットスタンドに配架し、同時に、本学のホームページに掲載するなどしてハラスメント防止に努めている。

専任の教職員に対しては、学外の専門家によるハラスメント防止に関する講演会や研修会を毎年開催し、教職員の意識の向上に努めている。平成 16 年度には、全教職員を対象としたハラスメントに関する意識調査を実施した。

ハラスメントに関する相談については、「10 学生生活」で記述したように、大学院生を含め全学生が相談しやすい体制をとっている。

[点検・評価][長所と問題点]

大学院生に対して、ハラスメント防止のための講演会及び研修会を実施していないのは問題である。しかし、ハラスメント防止のための啓発活動を効果的なものにするために、講演会や研修会を専任教員全員が出席する「全学教員協議会」において実施していることは評価

できる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

大学院で問題となるハラスメントの事例は学部で問題となる事例とは性格が異なる場合があるので、大学院生対象のハラスメント防止に関する講演会や研修会を実施する。

さらに、外国人留学生に対しても、本学のハラスメント防止に関する説明会を開催する。

(就職指導等)

A群 学生の進路選択に関わる指導の適切性

[現状の説明]

本学では学生の進路・就職に関する様々な相談に対してはキャリアセンターが対応しているが、学部学生が中心であり、大学院生に対しては組織的な進路指導を行っていない。ただし、文学研究科については、毎年度、中学校・高等学校教員の志望者が多数おり（平成 16 年度の中学校・高等学校教員専修免許状取得者 25 人）、その受験指導についてはキャリアセンターが対応している。私立高等学校等からの教員募集要項が送付された場合には、キャリアセンター掲示板に掲示すると共に指導教授等を通じて学生に情報を直接提供している。さらに、他大学・他研究機関からの大学教員、研究員の公募要項等が送付された場合には、対象である博士後期課程を設置している文学研究科の共同研究室に掲示するなどして、情報の提供を行っている。

[点検・評価][長所と問題点]

両研究科とも、大学院生に対する年度当初のガイダンスでは、進路選択に関する内容は扱っていない。進路選択に関する指導は、指導教授の個別指導に負っており、大学院生の進路志望・就職状況についての組織的な把握ができていないのは問題である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 文学研究科については、研究科が大学院生の過去の就職状況（民間企業、中学校・高等学校の教員、大学教員）を把握し、組織的に大学院生の就職支援に取り組む必要がある。特に、中学校・高等学校の教員志望者に対する採用試験の受験指導も含めた進路指導を行う。
- (2) 国際政治経済学研究科については、民間の研究所や外資系企業などに就職できるような、専門的なスキルを習得させるための指導体制を整える。また、他大学院の博士後期課程への進学希望者については、情報提供を含めた受験指導等をする。
- (3) 留学生の就職については、キャリアセンターが中心になり留学生を採用する企業情報を提供するとともに、受け入れ企業の開拓に努める。

9 管理運営

目標

大学院研究科委員会と学部教授会との緊密な連携を図る。

(大学院の管理運営体制)

A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

[現状の説明]

大学院の管理運営については、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」、及び各研究科の「研究科委員会運営細則」等に規定されている。

文学研究科及び国際政治経済学研究科にそれぞれ研究科長を、研究科の各専攻（国文学専攻、中国学専攻、国際政治経済学専攻）にそれぞれ専攻主任を置いている。

両研究科には審議機関として研究科委員会が設置されている。また、各専攻には専攻会議が置かれており、専攻の教育及び運営に関する重要事項について協議している。

さらに各専攻の連絡調整、及び研究科の教育研究に関する事項を協議するため、研究科長及び専攻主任で組織する専攻主任会議を両研究科に置いている。

研究科委員会の構成等は、次のようになっている。

文学研究科委員会は、各専攻 6 人、計 12 人の委員で構成している。委員は、文学研究科に所属する専任教員及び文学研究科の博士後期課程の演習科目を担当する教授（文学部又は東アジア学術総合研究所所属の教授）となっている。但し、委員に欠員がある場合は、後期課程の特殊研究科目担当者を充てることができる。委員の任期は 1 年となっており、各専攻会議で候補者を選出し、研究科委員会で決定する。

国際政治経済学研究科委員会は、研究科の授業科目を担当する専任教員で構成しており、平成 17 年度の構成員は 21 人である。

両研究科委員会とも、毎月定例に 1 回開催することとしており、平成 16 年度は文学研究科委員会が 16 回、国際政治経済学研究科委員会が 16 回開催している。研究科委員会は、研究科長が招集し、議長を務めている。なお、両研究科とも研究科委員会の開催に先だち専攻主任会議を開催し、研究科委員会の議題の整理等を行っている。

各研究科長の任期は、2 年であり、再任を妨げない。

文学研究科長候補者は、文学研究科委員会で、文学研究科所属の専任教授のうちから投票により選出している。

国際政治経済学研究科長候補者は、国際政治経済学研究科委員会において、国際政治経済

学部の専任教授のうちから投票をもって選出している。

本学には、全学的な重要事項を審議する機関として大学協議会があり、両研究科から研究科長のほかに教授1人がそれぞれ構成員として加わっている。さらに学長の補佐機関である部局長会議には両研究科長が出席しており、研究科委員会や学部教授会での審議事項等を相互に報告することにより、連絡調整を図っている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

文学研究科委員会の構成員は、前述のとおり各専攻6人計12人である。文学研究科の授業科目及び研究指導を担当する専任教員は、国文学専攻10人、中国学専攻11人計21人である。研究科の授業科目担当者で研究科委員会の構成員でない文学部等の教授は、研究科委員会に陪席可能であるが、ほとんど出席していない。また、研究科所属の専任教員は学部教授会に陪席できることになっているが、同様に陪席する教授がいない。このことは、学部と研究科の緊密な連携に支障をきたす原因ともなるので、学部、研究科間での早急な検討が必要である。

また、専攻会議は、各専攻の研究科委員会委員で構成しており、研究科委員会構成員以外の教員は、専攻や研究科の運営に直接的な関与をしていない。

研究科の教育研究及び運営の強化のため、研究科の授業を担当している学部専任教員全員を、研究科委員会の構成員とする必要がある。

国際政治経済学研究科は、研究科の授業科目を担当する専任教員がすべて学部所属教員であり、研究科委員会での審議事項のうち、学部と関連する事項については、その都度研究科長が学部教授会でも報告しているため、学部との緊密な関係が保たれている。

さらに、専攻主任会議に研究科長、専攻主任のほか研究科の教務委員長、入試委員長、学生委員長が参加する方式をとるなど工夫をしているのは評価できる。

各研究科長候補者の選考手続きは、規程に基づき行われており問題はない。

〔将来の改善・改革への方策〕

文学研究科では、研究科の授業科目を担当する教員を全員研究科委員会の構成員とする（ただし、博士学位論文を審査する研究科委員会は、後期課程を担当する教授で構成する）など、研究科委員会の構成員や運営等について、大学院改革委員会において早急に検討する。専攻会議についても同様である。

さらに学部との連携を密にするために、少なくとも研究科長、専攻主任が学部の教授会に陪席することを義務づける。

10 事務組織

目標

教育研究組織と連携・協力関係を保持しつつ、大学院の改革について積極的に企画・立案等を提案できる事務組織を目指す。

- B群 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性
- B群・大学院に関わる予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
 - ・大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況
- C群 大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況

[現状の説明]

本学の大学院には、独立した事務局を設けていない。文学研究科は教学課が、国際政治経済学研究科は柏教学課が事務担当をしている。

研究科委員会には、教学部長（柏教学部長）、教学課長（柏教学課長）が事務担当として出席している。両教学課は事務担当として資料・情報の提供、会議録の作成、委員会の招集等、側面的機能を果たしている。

大学院の予算関係、経営面での事務組織の係わり方は、学部とのあり方と同様であり、予算については、教学課が予算要求の取りまとめや資料作成などに当たっている。

[点検と評価] [長所と問題点]

研究科や研究科委員会の運営に両教学課の事務職員が側面から協力・支援しており、適切な連携協力関係が図られている。しかし、大学院の諸制度が急速に変化していることに対応するためには、教育研究組織である研究科と連携を保ちつつ、積極的に企画・立案能力を発揮できる事務組織にする必要がある。そのために、大学院専任の事務職員を配置するなどの方策が求められる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

研究科の改革に対し積極的に企画・立案し、提案できる事務組織の構築を目指す。

1 1 自己点検・評価

目標

- (1) 自己点検・評価の組織を見直し、効果的な点検・評価が行われるような体制の構築を目指す。
- (2) 改善・改革のための組織的な取り組みを行う。
- (3) 学外者による検証システムの確立を目指す。

(自己点検・評価)

- A群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

(自己点検評価に対する学外者による検証)

- B群 自己点検評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性
C群 学外の専門的研究者等による評価の適切性

[現状の説明]

(1) 自己点検・評価

本学大学院の自己点検・評価は、大学・学部の「14 自己点検・評価」に記載したとおり、大学の自己点検・評価組織のなかの1部門として点検・評価活動を行っている。

大学の自己点検・評価運営委員会に大学院からは各研究科長、各研究科委員会の委員それぞれ1人が加わっている。運営委員会の中に置かれる小委員会（本学の自己点検・評価実施の原案作成、点検・評価報告書の編集作業等を担当）には、研究科委員会選出の委員が構成員として参加している。

大学院の実施委員会は、専攻主任会議がその任に当たっている。文学研究科は、研究科長、国文学専攻主任、中国学専攻主任の専攻主任会議のメンバーが実施委員会の構成員である。国際政治経済学研究科は、研究科長、専攻主任のほか、研究科の教務委員会・入試委員会・学生委員会のそれぞれの委員長も加わって実施委員会を構成している。

各研究科の実施委員会は、大学の自己点検・評価活動の方針に基づき、3年に1度の総合的な点検・評価を、そのほかの年には重点項目について点検・評価を行い、その結果を、『二松学舎大学の現状と課題』『二松学舎大学年報』に掲載している。

上記のほか、自己点検・評価活動の一環として、平成12年度には「学生による授業評価アンケート」を、平成13年度には「大学院の諸制度等に関するアンケート」を実施した。その結果は、『現状と課題』『年報』に掲載し、公表している。なお、授業評価アンケートは、平成15年度以降毎年度実施している。

『現状と課題』『年報』は、学校法人二松学舎役員・評議員、大学全教職員、父母会

役員（学部）、同窓会役員・同都道府県支部長等に配布している他、文部科学省、各国公私立大学等に送付している。

大学院の点検・評価項目は、①学生の受け入れ ②教育課程 ③教員組織および教育研究活動 ④施設・設備 ⑤学生生活への配慮 ⑥事務組織 ⑦管理運営の7項目からなっている。大学院の理念・目標、理念・目標と教育研究上の組織、自己点検・評価体制などの項目は、大学全体の点検項目の中で実施している。

（2）改善・改革を行うためのシステム

「二松学舎大学自己点検・評価に関する規程」第4条に、「理事長、学長及び関係部門の責任者は、自己点検・評価の結果に基づき、必要な改善と長期計画への反映に努めなければならない。」と規定されている。『現状と課題』『年報』が、全教職員に配布されており、改革の際の参考資料となっているが、改善・改革のための組織的な取り組みがなされていない。

（3）学外者による検証

学外者による検証システムは確立されていない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学の自己点検・評価活動は、学部を含めた全学的な自己点検・評価運営委員会のもとに、基本事項検討委員会、実施専門委員会を置いて実施している。実施専門委員会は、学内の各種委員会がこれに当たっており、大学院については専攻主任会議（構成員は研究科長、専攻主任）が担当している。点検・評価報告書（『現状と課題』『年報』がこれに当たる。）は、各専門委員会から学長に提出された報告書をもとに、自己点検・評価実施委員会の小委員会編集して冊子にまとめ公表している。さらに、実施委員会が大学の組織として位置付けられているが、法人部門の財務専門委員会、法人制度等検討委員会も含んでおり、法人・大学をあわせた組織とすること、各種委員会を活用したものから点検・評価専門の委員会に組織換えすることなどの方策が必要である。

改善・改革を行うための組織的な取り組みや、学外者による検証システムが確立されていないことは問題である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

自己点検・評価の組織を以下のように抜本的に見直しを行う。

現行の各種委員会が実施専門委員会となっているのにかえて、点検評価のための全学的な専門委員会をおき、この専門委員会が全学の点検・評価大項目17項目を全て扱うこととする（毎年3~4項目を扱い、4~5年で全項目を点検・評価する。）。専門委員会は、副学長、学務局長、事務局長、各学部および各研究科選出の教員各1人、計7人で構成している現在の自己点検・評価運営委員会の小委員会に相当する委員会がこれに当たるのが適当である。

さらに改善・改革を行う為のシステムを構築するとともに学外者による検証システムを確立する。

文学研究科は、平成17年度に文学研究科改革委員会が設置し、具体的な改革の方策を検討している。自己点検・評価で指摘された事項も含めて改善・改革を行う。

国際政治経済学研究科は、これまで研究科諸問題検討委員会（平成 14 年度）、研究科改革委員会（平成 15、16、17 年度）を設置し、改革に取り組んできた。今後、自己点検・評価の結果をも含め改革を行う。

1 2 情報公開・説明責任

大学・学部の 「1 5 情報公開・説明責任」 に一括記述した。

終 章

今回、大学基準協会の相互評価を受けるに当たり、各章の各点検項目について達成目標に照らし点検・評価を行った。その結果、数々の長所と問題点が明らかになり、それに対する改善・改革のための方策を示した。以下において、その主要な点について再確認をする。

二松学舎大学は、2学部3学科（文学部国文学科・中国文学科、国際政治経済学部国際政治経済学科）、2研究科（文学研究科博士前期課程・博士後期課程、国際政治経済学研究科修士課程）から成る。

両学部の現行の教育課程は、平成14年度に学長を委員長とする大学改革委員会において改定の方針と方向性が定められ、2年間の検討を経て、平成16年度に改定したカリキュラムに基づいている。現行の教育課程は、平成16年度から年次進行で実施している。その特徴は、各学部とも各学科のもとに、文学部は10専攻、国際政治経済学部は4専攻を置き、科目の種類を増やし学生の選択の幅を広げたこと、また両学部共通の専攻として「東アジアの文化と社会専攻」を置いたことにある。

両学部とも、柏校舎では1・2年次の教育課程を、九段校舎では3・4年次の教育課程を実施している。柏校舎の教育課程は幅広く深い教養と基礎的な専門知識の習得に、そして九段校舎の教育課程は高度な論理的思考力と応用実践力の養成に重点を置いたものになっている。両学部の教育課程は各々、学部の理念・目的・教育目標を実現するための科目を配置したカリキュラム体系になっている。

学生の受け入れに当たっては、両学部とも、大学・学部の理念・目的・教育目標を理解した入学者を受け入れるという方針に基づき、多様な入学者選抜方法を実施している。それにより入学定員は確保できているが、志願者は減少傾向にある。これには少子化の影響もあるが、高校生に強く訴えるものが本学に欠けているためであると真摯に受け止めたい。

建学の精神を体し、社会で活躍できる有能な人材を養成することは大学の使命であると考え。本学は、旧制の専門学校時代からそれをモットーとし、営々と今日まで実践して来た。実際、古文・漢文の素養を身に付けた優秀な教員を養成するとともに、多くの卒業生を教育界に輩出してきた。それら卒業生教員の活躍によって本学は一定の評価を得てきている。

近年、本学は、推薦入試による入学者の割合の上昇、入学者間の学力格差の拡大、さらには就学意欲の喪失による退学者・休学者の増加などの問題に直面している。そうした状況を打開するためには、本学のモットーを再確認し、きめ細かな教育を実践していかなければならない。それにより「教育方法等」の点検・評価により明らかになった問題点が改善される

のである。さらに、本学が社会的にみて魅力的かつ存在意義のある大学として存続し得るためには、教育内容・方法等、教員組織、研究活動と研究環境、施設・設備、図書館および図書・電子媒体等などの各項目に関し、今回の点検・評価により浮彫りになった諸々の問題点を改善することは焦眉の急である。

文学研究科は、高度な専門的能力を有する研究者の養成とともに、専修免許状を有する中学・高等学校教員の養成と現職教員の再教育を目的としている。国際政治経済学研究科は、国際的視野と実践的対応能力を身に付けた高度な専門的職業人の養成と再教育を目的としている。両研究科は、教育研究体制を充実させ、この目的の達成に努めている。しかし両研究科とも学部と同様に、懸念されるのは志願者が少ないことである。志願者増を図るためには、土曜日に多くの授業科目を開講する時間割編成にする、学部と連携を取り学内進学者を増やす方策を採る、各教員は優れた研究成果を上げそれを学外に積極的に発信する活動を行う、等々の方策を実行に移して行かなければならない。

学生生活の面においては、各種の奨学金制度を整備し、学生の経済的支援を行っていく。また、学生の進路選択については、基礎ゼミやゼミナールでの指導をとおして、また1年次から履修可能なキャリア教育科目を正課の授業として開講するなどして、進路選択についての学生の意識を1年次から醸成することに努めている。また、学生は課外活動をとおして、社会人として求められる協調性、創造性、指導性などを練成し、より豊かな学生生活を営むことができ、また、本学に対する帰属意識を培うことにもなる。しかし最近では、クラブ、サークルへの加入率が低下しているため、積極的に参加することを勧め、課外活動が活性化するように支援していく。

大学の管理運営は、規定に基づき、研究科委員会、教授会、大学協議会が各々役割を分担し、円滑に行っている。大学協議会は教学側における全学的な審議機関、研究科委員会は大学院の審議機関、教授会は学部の審議機関として機能している。

財務については、本学の財政状況は健全であり、財務評価は学校法人会計基準に基づいた貸借対照表・消費収支計算書・資金収支計算書により行なっている。

本報告書に示した将来の改善・改革に向けた方策の中には、直には実施できないものもあるが、決して提言で終わらせることなく、必ず実施する所存である。また、相互評価の結果受けるであろう厳しい提言については真摯に受け止め、早急に改善をし、本学の更なる発展に努めていく決意である。

副学長 渡辺和則